

関原発第261号  
2019年9月26日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番  
関西電力株式会社  
取締役社長 岩根茂

大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2019年3月13日付け関原発第567号をもって変更認可申請（2019年8月15日付け関原発第191号で一部補正）しました、大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、別紙のとおり補正いたします。

以上

大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正内容

大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文及び別添を以下のとおり一部補正する。

- ・本文のうち、「1. 変更の内容」を添付1のとおり補正する。
- ・別添(「大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」)を添付2のとおり補正する。

以 上

## 1. 変更の内容

昭和52年 8月31日付 52安(原規)第237号をもって認可を受け、  
 昭和53年11月13日付 53安(原規)第264号、  
 昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、  
 昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、  
 昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、  
 昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、  
 昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、  
 昭和60年 2月21日付 59資庁第17851号、  
 昭和60年11月 5日付 60資庁第11805号、  
 昭和63年 2月23日付 62資庁第16337号、  
 平成元年 3月31日付 元資庁第 3503号、  
 平成 3年 1月21日付 2資庁第12871号、  
 平成 3年 5月23日付 3資庁第 5072号、  
 平成 4年12月 2日付 4資庁第12579号、  
 平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、  
 平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、  
 平成 7年 6月12日付 7資庁第 6883号、  
 平成 8年 8月23日付 8資庁第 8448号、  
 平成 9年 8月27日付 平城09・08・07資第 9号、  
 平成10年 9月25日付 平城10・08・11資第16号、  
 平成11年 9月 1日付 平城11・07・29資第19号、  
 平成13年 1月 5日付 平城12・08・31資第10号、  
 平成13年 2月23日付 平城13・02・15原第19号、  
 平成13年11月 5日付 平城13・09・28原第77号、  
 平成14年 8月28日付 平城14・07・12原第12号、  
 平成15年 6月20日付 平城15・06・09原第19号、  
 平成16年 5月13日付 平城15・12・19原第40号、  
 平成16年10月 5日付 平城16・08・19原第 2号、  
 平成17年 7月20日付 平城17・07・04原第23号、  
 平成18年 2月22日付 平城18・01・31原第16号、  
 平成18年 9月 8日付 平城18・08・24原第12号、  
 平成19年 3月15日付 平城19・02・16原第17号、  
 平成19年 6月26日付 平城19・06・08原第137号、  
 平成19年12月13日付 平城19・11・30原第25号、  
 平成20年 8月22日付 平城20・07・11原第14号、  
 平成20年12月12日付 平城20・10・31原第 3号、  
 平成21年11月 4日付 平城21・09・18原第11号、  
 平成22年 6月25日付 平城22・06・10原第 3号、  
 平成22年12月13日付 平城22・11・09原第30号、  
 平成23年 5月11日付 平城23・04・20原第 3号、  
 平成23年 9月20日付 平城23・07・25原第14号、  
 昭和54年 5月28日付 54資庁第 7785号、  
 昭和54年10月31日付 54資庁第13176号、  
 昭和56年 6月19日付 56資庁第 8318号、  
 昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、  
 昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、  
 昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、  
 昭和60年 6月15日付 60資庁第 7137号、  
 昭和61年 6月26日付 61資庁第 8872号、  
 昭和63年 7月14日付 63資庁第 7656号、  
 平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、  
 平成 3年 3月26日付 3資庁第 2004号、  
 平成 3年12月13日付 3資庁第13043号、  
 平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、  
 平成 6年 3月31日付 6資庁第 1950号、  
 平成 7年 1月20日付 6資庁第14300号、  
 平成 7年 9月13日付 7資庁第10107号、  
 平成 9年 1月31日付 8資庁第12745号、  
 平成10年 6月25日付 平城10・06・22資第15号、  
 平成11年 3月29日付 平城11・01・20資第16号、  
 平成12年 6月26日付 平城12・06・12資第11号、  
 平成13年 1月19日付 平城13・01・19原第15号、  
 平成13年 3月30日付 平城13・03・23原第13号、  
 平成14年 3月 8日付 平城14・02・07原第12号、  
 平成14年10月22日付 平城14・09・20原第 8号、  
 平成15年 9月11日付 平城15・08・28原第10号、  
 平成16年 6月16日付 平城16・06・07原第12号、  
 平成17年 4月11日付 平城17・03・17原第10号、  
 平成17年10月24日付 平城17・10・03原第12号、  
 平成18年 4月21日付 平城18・04・14原第 4号、  
 平成18年10月23日付 平城18・10・02原第21号、  
 平成19年 5月30日付 平城19・05・15原第34号、  
 平成19年12月13日付 平城19・09・28原第33号、  
 平成20年 6月18日付 平城20・05・20原第11号、  
 平成20年10月 7日付 平城20・09・16原第19号、  
 平成21年 3月25日付 平城21・03・03原第24号、  
 平成22年 2月10日付 平城22・01・06原第16号、  
 平成22年 9月13日付 平城22・08・04原第 5号、  
 平成23年 5月 6日付 平城23・04・04原第35号、  
 平成23年 5月31日付 平城23・05・13原第21号、  
 平成24年 9月 6日付 20120815原第22号、

平成25年 3月25日付 原管収第121221003号、  
平成27年 6月12日付 原規規発第1506127号、  
平成28年 1月20日付 原規規発第1601201号、  
平成28年10月26日付 原規規発第1610267号、  
平成29年 9月 1日付 原規規発第1709014号、  
平成30年12月17日付 原規規発第1812177号、  
令和元年 6月25日付 原規規発第1906255号及び  
平成26年 6月 9日付 原規規発第1406095号、  
平成27年 9月18日付 原規規発第1509183号、  
平成28年 3月24日付 原規規発第16032411号、  
平成29年 6月26日付 原規規発第1706266号、  
平成30年 6月26日付 原規規発第1806268号、  
平成31年 2月13日付 原規規発第1902132号、  
令和元年 9月 3日付 原規規発第1909033号  
で変更認可を受けた大飯発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の大飯発電所原子炉施設  
保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含ま  
ない）。



別添 大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

第1編第4章（運転管理）における枠囲みの範囲については、機密に係る事項ですので、公開することはできません。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
	<p style="text-align: center;"><b><u>第 1 編</u></b></p> <p style="text-align: center;"><b><u>運転段階の発電用原子炉施設編</u></b></p> <p style="text-align: center;"><b><u>（3号炉および4号炉に係る保安措置）</u></b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>運転段階とは、発電用原子炉施設の運転を始める前に、新燃料を搬入する時点から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第2項の規定に基づき認可を受け、<u>廃止措置を実施する前までの段階をいう。</u></p> </div>	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、<u>大飯発電所原子炉施設</u>（以下、「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下、「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下、「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規定第 1 編（第 1 編において、以下「本編」という。）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、<u>運転段階の大飯発電所 3 号炉および 4 号炉原子炉施設</u>（本編において、以下、「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下、「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下、「核燃料物質等」という。）または発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>第 2 章 品質保証</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第 3 条 第 2 条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5. 5. 1 責任および権限</p> <p>社長は、第 5 条、第 10 条および第 10 条の 2 に定める責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）と権限が、原子力部門全体に周知されていることを確実にする。</p> <p>5. 5. 2 管理責任者</p> <p>(1) 社長は、原子力事業本部長を原子力部門（経営監査室を除く。）の管理責任者とし、経営監査室長を経営監査室の管理責任者として任命する。</p> <p>(2) 管理責任者（原子力事業本部長）は、与えられている他の責任とかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 原子力部門（経営監査室を除く。）全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(3) <u>経営監査室長</u>は、与えられている他の責任とかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 経営監査室全体の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 2 章 品質保証</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第 3 条 第 2 条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5. 5. 1 責任および権限</p> <p>社長は、第 5 条、第 10 条および第 10 条の 2 に定める責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）と権限が、原子力部門全体に周知されていることを確実にする。</p> <p>5. 5. 2 管理責任者</p> <p>(1) 社長は、原子力事業本部長を原子力部門（経営監査室を除く。）の管理責任者とし、経営監査室長を経営監査室の管理責任者として任命する。</p> <p>(2) 管理責任者（原子力事業本部長）は、与えられている他の責任とかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 原子力部門（経営監査室を除く。）全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(3) <u>管理責任者（経営監査室長）</u>は、与えられている他の責任とかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 経営監査室全体の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(中略)</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	表3-2：本品質保証計画関連条項および本規定関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係						
	本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項
			1次文書	2次文書			
	4. 1	重要度分類	原子力発電の安全に係る品質保証規程	グレード分け通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第2号	
	4. 1	安全文化		安全文化通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成25 原品証通達 第1号	第2条の2、第2条の3、第3条
	5. 4 5. 5. 3 6. 2. 2	品質目標		品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第3号	
	5. 5. 3	プロセス責任者		原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原総通達 第3号	
	5. 5. 4 5. 6	内部コミュニケーション		内部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第4号	第6条、第8条（ <u>第3章保安管理体制および評価</u> ）
6. 1	資源の提供	要員・組織計画通達		原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原原企通達 第1号		
6. 1 6. 2	力量、教育・訓練および認識	教育・訓練通達		原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原原企通達 第2号	第136条、第137条（ <u>第10章保安教育</u> ）	
変更後	表3-2：本品質保証計画関連条項および本規定関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係						
	本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項
			1次文書	2次文書			
	4. 1	重要度分類	原子力発電の安全に係る品質保証規程	グレード分け通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第2号	
	4. 1	安全文化		安全文化通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成25 原品証通達 第1号	第2条の2、第2条の3、第3条
	5. 4 5. 5. 3 6. 2. 2	品質目標		品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第3号	
	5. 5. 3	プロセス責任者		原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原総通達 第3号	
	5. 5. 4 5. 6	内部コミュニケーション		内部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第4号	第6条、第8条
6. 1	資源の提供	要員・組織計画通達		原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原原企通達 第1号		
6. 1 6. 2	力量、教育・訓練および認識	教育・訓練通達		原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原原企通達 第2号	第136条、第137条	
理由	記載の適正化（章毎の名称を削除）						

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項
		1次文書	2次文書			
6. 1 6. 3 6. 4 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	運転管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程	運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発電 通達 第1号	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第98条（第4章運転管理）、第125条、第125条の3、第125条の4（第8章保守管理）、第139条（第11章記録および報告）
	燃料管理		原子燃料管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原燃保 通達 第1号	第99条から第104条（第5章燃料管理）、第139条（第11章記録および報告）
	放射性廃棄物管理		放射性廃棄物管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原放管 通達 第1号	第105条から第109条（第6章放射性廃棄物管理）、第139条（第11章記録および報告）
	放射線管理		放射線管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原放管 通達 第2号	第110条から第124条（第7章放射線管理）、第127条の2、第134条の2（第9章非常時の措置）、第139条（第11章記録および報告）
	保守管理		保守管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保修 通達 第1号	第12条の2（第4章運転管理）、第125条（第8章保守管理）
	非常時の措置		非常時の措置通達	原子力事業本部 原子力安全部門	平成26 原危管 通達 第1号	第18条の5、第18条の6（第4章運転管理）、第126条、第127条、第128条から第134条、第135条（第9章非常時の措置）
	その他		安全管理通達	原子力事業本部 原子力安全部門	平成26 原安管 通達 第1号	第9条から第11条（第3章保安管理体制および評価）、第12条の2（第4章運転管理）、第125条の2（第8章保守管理）
			原子燃料サイクル通達	原子力事業本部 原子燃料部門	平成18 原燃品 通達 第1号	第99条から第104条（第5章燃料管理）
			火災防護通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成27 原発電 通達 第1号	第18条（第4章運転管理）

品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項
		1次文書	2次文書			
6. 1 6. 3 6. 4 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	運転管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程	運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発電 通達 第1号	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第98条、第125条、第125条の3、第125条の4、第139条
	燃料管理		原子燃料管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原燃保 通達 第1号	第99条から第104条、第139条
	放射性廃棄物管理		放射性廃棄物管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原放管 通達 第1号	第105条から第109条、第139条
	放射線管理		放射線管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原放管 通達 第2号	第110条から第124条、第127条の2、第134条の2、第139条
	保守管理		保守管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保修 通達 第1号	第12条の2、第125条
	非常時の措置		非常時の措置通達	原子力事業本部 原子力安全部門	平成26 原危管 通達 第1号	第18条の5、第18条の6、第126条、第127条、第128条から第134条、第135条
	その他		安全管理通達	原子力事業本部 原子力安全部門	平成26 原安管 通達 第1号	第9条、第10条、第12条の2、第125条の2
			原子燃料サイクル通達	原子力事業本部 原子燃料部門	平成18 原燃品 通達 第1号	第99条から第104条
			火災防護通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成27 原発電 通達 第1号	第18条

理由	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更記載の適正化（章毎の名称を削除）
----	---

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

	表 3-2 (続き)						
	本品質保証 計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項
1次 文書			2次文書				
変更前	6. 1 6. 3 6. 4 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	その他	原子力発電の安全に係る品質保証規程	原子力技術業務 要綱	原子力事業本部 原子力技術部門	平成17 原ブ技 要綱 第2号	
	7. 2. 2 7. 2. 3 8. 2. 1	外部との コミュニ ケーション 原子力安全の達成		外部コミュニケ ーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発電 通達 第3号	
	7. 3	設計・開発		設計・開発通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保修 通達 第2号	第125条 <u>(第8章保守管理)</u>
	7. 4 7. 5. 5	調達 調達製品の 保存		原子力部門にお ける調達管理通 達	調達本部	平成27 調原通 達 第1号	
	7. 6	監視機器 および測定 機器の管理		監視機器・測定機 器管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保修 通達 第3号	
変更後	6. 1 6. 3 6. 4 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	その他	原子力発電の安全に係る品質保証規程	原子力技術業務 要綱	原子力事業本部 原子力技術部門	平成17 原ブ技 要綱 第2号	
	7. 2. 2 7. 2. 3 8. 2. 1	外部との コミュニ ケーション 原子力安全の達成		外部コミュニケ ーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発電 通達 第3号	
	7. 3	設計・開発		設計・開発通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保修 通達 第2号	第125条
	7. 4 7. 5. 5	調達 調達製品の 保存		原子力部門にお ける調達管理通 達	調達本部	平成27 調原通 達 第1号	
	7. 6	監視機器 および測定 機器の管理		監視機器・測定機 器管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保修 通達 第3号	
理由	記載の適正化（章毎の名称を削除）						



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	表3-2（続き）						
	本品質保証 計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項
			1次 文書	2次文書			
	8. 2. 3	プロセス の監視お よび測定	原子力 発電の安全に係る品質保証規程	品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証 通達 第3号	
原子力部門にお ける内部監査通 達				経営監査室	平成18 経営原 通達 第1号		
7. 6 8. 2. 4	検査およ び試験		検査・試験通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保修 通達 第4号		
8. 4	データの 分析		データ分析通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証 通達 第5号		
変更後	表3-2（続き）						
	本品質保証 計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項
			1次 文書	2次文書			
	8. 2. 3	プロセス の監視お よび測定	原子力 発電の安全に係る品質保証規程	品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証 通達 第3号	
原子力部門にお ける内部監査通 達				経営監査室	平成18 経営原 通達 第1号		
7. 6 8. 2. 4	検査およ び試験		検査・試験通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原保修 通達 第4号		
8. 4	データの 分析		データ分析通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証 通達 第5号		
理 由	変更なし						



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>第 3 章 保安管理体制および評価</p> <p>第 1 節 組織および職務</p> <p>（保安に関する組織）</p> <p>第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。 （以下略）</p>	<p>第 3 章 保安管理体制</p> <p>第 1 節 組織および職務</p> <p>（保安に関する組織）</p> <p>第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。 （以下略）</p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第 1 項(5)から(10)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第 2 条の 2 第 3 項および第 2 条の 3 第 3 項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第 1 項(5)から(10)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育(原子力部門の経営監査に係る要員の教育および運転員の教育・訓練を除く。)ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務を統括する(その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動および原子力発電所の運転保守(運転員の教育・訓練を含む)、放射線管理ならびに原子力発電施設の設計・保全に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力技術部門統括(原子力技術)は、原子力発電施設の設計・保全(原子力技術部門統括(土木建築)および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)および高経年対策に関する技術的業務を統括する(火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(9) 原子力技術部門統括(土木建築)は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全(原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する(その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(10) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル(原子燃料サイクル室長所管業務を除く。)およびその品質保証活動に関する業務を統括する。</p> <p>(11) 調達本部長は、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(13) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(15) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(16) 第 1 項(6)から(10)、(14)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事にに関する業務を含む。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第 1 項(5)から(10)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第 2 条の 2 第 3 項および第 2 条の 3 第 3 項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第 1 項(5)から(10)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育(原子力部門の経営監査に係る要員の教育および運転員の教育・訓練を除く。)ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務を統括する(その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動、<u>原子力発電施設の設計・保全ならびに原子力発電所の運転保守(運転員の教育・訓練を含む)、放射線管理および放射性廃棄物管理に関する業務を統括する。</u></p> <p>(8) 原子力技術部門統括(原子力技術)は、原子力発電施設の設計・保全(原子力技術部門統括(土木建築)および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)および高経年対策に関する技術的業務を統括する(火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(9) 原子力技術部門統括(土木建築)は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全(原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する(その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(10) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル(原子燃料サイクル室長所管業務を除く。)およびその品質保証活動に関する業務を統括する。</p> <p>(11) 調達本部長は、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(13) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(15) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(16) 第 1 項(6)から(10)、(14)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事にに関する業務を含む。</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(17) 第1項(5)から(15)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括、教育・訓練の総括、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理および炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>(14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、施設定期検査（以下、「定期検査」という。）に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(17) 計装保修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理（機</p>	<p>(17) 第1項(5)から(15)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括、教育・訓練の総括、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理および炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において「当直課長」とは、特に定めのない限り3号炉および4号炉を担当する当直課長をいう。</p> <p>(14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、施設定期検査（以下、「定期検査」という。）に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(17) 計装保修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理（機</p>	<p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>械工事グループ課長所管業務を除く。)に関する業務を行う。</p> <p>(20) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理（機械工グループ課長および土木建築工グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) 電気工グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(22) 機械工グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(23) 土木建築工グループ課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(24) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(26) 第2項(5)、(6)、(10)から(13)および(15)から(23)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(27) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(28) 発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を兼任することができ品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長または保全計画課長は、兼任した場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないこととし、兼任する職位の職務はその上位職が行う。</p>	<p>械工事グループ課長所管業務を除く。)に関する業務を行う。</p> <p>(20) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理（機械工グループ課長および土木建築工グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) 電気工グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(22) 機械工グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(23) 土木建築工グループ課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(24) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(26) 第2項(5)、(6)、(10)から(13)および(15)から(23)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(27) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(28) 発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を兼任することができ品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長または保全計画課長は、兼任した場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないこととし、兼任する職位の職務はその上位職が行う。</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>第 2 節 原子力発電安全委員会および原子力発電安全運営委員会</p> <p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第 6 条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) <u>原子炉施設の定期的な評価の結果（第 11 条関連）</u></p> <p>(4) 本店所管の社内標準の制定および改正</p> <p>(5) その他委員会で定めた事項</p> <p>3. 原子力安全部門統括を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>第 2 節 原子力発電安全委員会および原子力発電安全運営委員会</p> <p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第 6 条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内標準の制定および改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3. 原子力安全部門統括を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由	変 更 後	変 更 前
<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。                  2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会が審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>(b) 当直の引継方法に関する事項</p> <p>(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(d) 巡視点検に関する事項</p> <p>(e) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(f) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(h) 定期的に実施するサーベランスに関する事項</p> <p>(i) 誤操作の防止に関する事項</p> <p>(j) 火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項</p> <p>(k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>大飯発電所 1、2号炉                  廃止措置計画の実施                  に伴う変更</p>	<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。                  2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会が審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>(b) 当直の引継方法に関する事項</p> <p>(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(d) 巡視点検に関する事項</p> <p>(e) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(f) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(h) 定期的に実施するサーベランスに関する事項</p> <p>(i) 誤操作の防止に関する事項</p> <p>(j) 火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項</p> <p>(k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>(b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(c) 燃料の検査および取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項</p> <p>(b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項</p> <p>(b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項</p> <p>(c) 保全区域に関する事項</p> <p>(d) 周辺監視区域に関する事項</p> <p>(e) 線量の評価に関する事項</p> <p>(f) 除染に関する事項</p> <p>(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>(h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>(i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p>	<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。                  2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会が審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>(b) 当直の引継方法に関する事項</p> <p>(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(d) 巡視点検に関する事項</p> <p>(e) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(f) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(h) 定期的に実施するサーベランスに関する事項</p> <p>(i) 誤操作の防止に関する事項（3号炉および4号炉）</p> <p>(j) 火災、内部溢水（3号炉および4号炉）、火山影響等（3号炉および4号炉）およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項</p> <p>(k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（3号炉および4号炉）</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>(b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(c) 燃料の検査および取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項</p> <p>(b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項</p> <p>(b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項</p> <p>(c) 保全区域に関する事項</p> <p>(d) 周辺監視区域に関する事項</p> <p>(e) 線量の評価に関する事項</p> <p>(f) 除染に関する事項</p> <p>(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>(h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>(i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(5) 保守管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 非常事態における運転操作に関する社内標準の制定および改正（第128条）</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第136条）に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者、第5条第2項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(12)および(15)から(23)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(5) 保守管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項（第2編第160条第2項に関する事項を含む）</p> <p>(7) 非常事態における運転操作に関する社内標準の制定および改正（第128条）</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第136条）に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者、第5条第2項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(12)および(15)から(23)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由	変 更 後	変 更 前
	<p>第 3 節 主任技術者</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第 9 条 原子力事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務</li> <li>(2) 原子炉の運転に関する業務</li> <li>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</li> <li>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</li> </ol> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、本店の保安に関する役職者とする。なお、原子炉主任技術者は、品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長および保安計画課長のいずれかの職位を兼任することができる。</p> <p>4. 代行者の職位は、課（室）長以上の役職者とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者がいずれかの職位を兼任する場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務は遂行せず、兼任する職位の職務はその上位職が行うこととする。また、代行者が原子炉主任技術者と交代した場合においても同様とする。</p> <p>6. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（原子炉主任技術者については、非常召集可能圏外に離れる場合を含む）は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらかじめ原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>(電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の選任)</p> <p>第9条の2 所長は、電気主任技術者および代行者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ポイラー・タービン主任技術者および代行者を、第一種ポイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の職位は、課（室）長以上とする。</li> <li>3. 電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の代行者の職位は、課（室）長以上またはこれに準ずるものとする。</li> <li>4. 電気主任技術者またはポイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項および第2項に基づき、あらかじめ電気主任技術者またはポイラー・タービン主任技術者を選任する。</li> </ol>	<p>第 3 節 主任技術者</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第 9 条 原子力事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務</li> <li>(2) 原子炉の運転に関する業務</li> <li>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</li> <li>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</li> </ol> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、本店の保安に関する役職者とする。なお、原子炉主任技術者は、品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長および保安計画課長のいずれかの職位を兼任することができる。</p> <p>4. 代行者の職位は、課（室）長以上の役職者とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者がいずれかの職位を兼任する場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務は遂行せず、兼任する職位の職務はその上位職が行うこととする。また、代行者が原子炉主任技術者と交代した場合においても同様とする。</p> <p>6. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（3号炉および4号炉の原子炉主任技術者については、非常召集可能圏外に離れる場合を含む）は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらかじめ原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>(電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の選任)</p> <p>第9条の2 所長は、電気主任技術者および代行者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ポイラー・タービン主任技術者および代行者を、第一種ポイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の職位は、課（室）長以上とする。</li> <li>3. 電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の代行者の職位は、課（室）長以上またはこれに準ずるものとする。</li> <li>4. 電気主任技術者またはポイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項および第2項に基づき、あらかじめ電気主任技術者またはポイラー・タービン主任技術者を選任する。</li> </ol>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																																																							
<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第 1 0 条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>(2) 表 1 0 - 1 に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表 1 0 - 2 に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表 1 0 - 3 に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(5) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。</p> <p>(1) 前項(1)の職務を遂行すべき状況が生じた場合</p> <p>(2) 第 1 3 9 条第 1 項(1)から(5)の報告を受けた場合</p> <p>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>4. 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p>	<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第 1 0 条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>(2) 表 1 0 - 1 に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表 1 0 - 2 に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表 1 0 - 3 に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(5) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。</p> <p>(1) 前項(1)の職務を遂行すべき状況が生じた場合</p> <p>(2) 第 1 3 9 条第 1 項(1)から(5)の報告を受けた場合</p> <p>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>4. 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>																																																							
<p>表 1 0 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 3 条 (運転員等の確保)</td> <td>第 5 項および第 7 項に定める体制の構築</td> </tr> <tr> <td>第 1 8 条の 5 (重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>第 4 項に定める成立性の確認訓練の実施計画 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>第 1 8 条の 6 (大規模損壊発生時の体制の整備)</td> <td>第 1 項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>第 2 4 条 (制御棒の挿入限界)</td> <td>制御棒の挿入限界</td> </tr> <tr> <td>第 3 2 条 (軸方向中性子束出力偏差)</td> <td>軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第 3 6 条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)</td> <td>1次冷却材温度・圧力の制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第 9 8 条 (異常収束後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第 1 0 0 条 (新燃料の貯蔵)</td> <td>第 2 項に定める燃料移動の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第 1 0 2 条 (燃料の取替等)</td> <td>第 1 項に定める燃料装置実施計画 第 3 項に定める取替炉心の安全性評価の結果</td> </tr> <tr> <td>第 1 0 3 条 (使用済燃料の貯蔵)</td> <td>第 5 項に定める燃料移動の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第 1 1 0 条 (管理区域の設定・解除)</td> <td>第 2 項に定める燃料移動の実施計画 第 5 項に定める一時的な管理区域の設定・解除</td> </tr> <tr> <td>第 1 3 6 条 (所員への保安教育)</td> <td>第 7 項に定める管理区域の設定・解除 所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第 1 3 7 条 (請負会社従業員への保安教育)</td> <td>請負会社従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第 1 3 条 (運転員等の確保)	第 5 項および第 7 項に定める体制の構築	第 1 8 条の 5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第 4 項に定める成立性の確認訓練の実施計画 (3号炉および4号炉)	第 1 8 条の 6 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第 1 項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画 (3号炉および4号炉)	第 2 4 条 (制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界	第 3 2 条 (軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	第 3 6 条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲	第 9 8 条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動	第 1 0 0 条 (新燃料の貯蔵)	第 2 項に定める燃料移動の実施計画	第 1 0 2 条 (燃料の取替等)	第 1 項に定める燃料装置実施計画 第 3 項に定める取替炉心の安全性評価の結果	第 1 0 3 条 (使用済燃料の貯蔵)	第 5 項に定める燃料移動の実施計画	第 1 1 0 条 (管理区域の設定・解除)	第 2 項に定める燃料移動の実施計画 第 5 項に定める一時的な管理区域の設定・解除	第 1 3 6 条 (所員への保安教育)	第 7 項に定める管理区域の設定・解除 所員への保安教育実施計画	第 1 3 7 条 (請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画	<p>表 1 0 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 3 条 (運転員等の確保)</td> <td>第 5 項および第 7 項に定める体制の構築</td> </tr> <tr> <td>第 1 8 条の 5 (重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>第 4 項に定める成立性の確認訓練の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第 1 8 条の 6 (大規模損壊発生時の体制の整備)</td> <td>第 1 項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第 2 4 条 (制御棒の挿入限界)</td> <td>制御棒の挿入限界</td> </tr> <tr> <td>第 3 2 条 (軸方向中性子束出力偏差)</td> <td>軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第 3 6 条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)</td> <td>1次冷却材温度・圧力の制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第 9 8 条 (異常収束後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第 1 0 0 条 (新燃料の貯蔵)</td> <td>第 2 項に定める燃料移動の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第 1 0 2 条 (燃料の取替等)</td> <td>第 1 項に定める燃料装置実施計画 第 3 項に定める取替炉心の安全性評価の結果</td> </tr> <tr> <td>第 1 0 3 条 (使用済燃料の貯蔵)</td> <td>第 5 項に定める燃料移動の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第 1 1 0 条 (管理区域の設定・解除)</td> <td>第 2 項に定める燃料移動の実施計画 第 5 項に定める一時的な管理区域の設定・解除</td> </tr> <tr> <td>第 1 3 6 条 (所員への保安教育)</td> <td>第 7 項に定める管理区域の設定・解除 所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第 1 3 7 条 (請負会社従業員への保安教育)</td> <td>請負会社従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第 1 3 条 (運転員等の確保)	第 5 項および第 7 項に定める体制の構築	第 1 8 条の 5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第 4 項に定める成立性の確認訓練の実施計画	第 1 8 条の 6 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第 1 項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画	第 2 4 条 (制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界	第 3 2 条 (軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	第 3 6 条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲	第 9 8 条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動	第 1 0 0 条 (新燃料の貯蔵)	第 2 項に定める燃料移動の実施計画	第 1 0 2 条 (燃料の取替等)	第 1 項に定める燃料装置実施計画 第 3 項に定める取替炉心の安全性評価の結果	第 1 0 3 条 (使用済燃料の貯蔵)	第 5 項に定める燃料移動の実施計画	第 1 1 0 条 (管理区域の設定・解除)	第 2 項に定める燃料移動の実施計画 第 5 項に定める一時的な管理区域の設定・解除	第 1 3 6 条 (所員への保安教育)	第 7 項に定める管理区域の設定・解除 所員への保安教育実施計画	第 1 3 7 条 (請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画
条 文	内 容																																																								
第 1 3 条 (運転員等の確保)	第 5 項および第 7 項に定める体制の構築																																																								
第 1 8 条の 5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第 4 項に定める成立性の確認訓練の実施計画 (3号炉および4号炉)																																																								
第 1 8 条の 6 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第 1 項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画 (3号炉および4号炉)																																																								
第 2 4 条 (制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界																																																								
第 3 2 条 (軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲																																																								
第 3 6 条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲																																																								
第 9 8 条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動																																																								
第 1 0 0 条 (新燃料の貯蔵)	第 2 項に定める燃料移動の実施計画																																																								
第 1 0 2 条 (燃料の取替等)	第 1 項に定める燃料装置実施計画 第 3 項に定める取替炉心の安全性評価の結果																																																								
第 1 0 3 条 (使用済燃料の貯蔵)	第 5 項に定める燃料移動の実施計画																																																								
第 1 1 0 条 (管理区域の設定・解除)	第 2 項に定める燃料移動の実施計画 第 5 項に定める一時的な管理区域の設定・解除																																																								
第 1 3 6 条 (所員への保安教育)	第 7 項に定める管理区域の設定・解除 所員への保安教育実施計画																																																								
第 1 3 7 条 (請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画																																																								
条 文	内 容																																																								
第 1 3 条 (運転員等の確保)	第 5 項および第 7 項に定める体制の構築																																																								
第 1 8 条の 5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第 4 項に定める成立性の確認訓練の実施計画																																																								
第 1 8 条の 6 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第 1 項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画																																																								
第 2 4 条 (制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界																																																								
第 3 2 条 (軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲																																																								
第 3 6 条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲																																																								
第 9 8 条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動																																																								
第 1 0 0 条 (新燃料の貯蔵)	第 2 項に定める燃料移動の実施計画																																																								
第 1 0 2 条 (燃料の取替等)	第 1 項に定める燃料装置実施計画 第 3 項に定める取替炉心の安全性評価の結果																																																								
第 1 0 3 条 (使用済燃料の貯蔵)	第 5 項に定める燃料移動の実施計画																																																								
第 1 1 0 条 (管理区域の設定・解除)	第 2 項に定める燃料移動の実施計画 第 5 項に定める一時的な管理区域の設定・解除																																																								
第 1 3 6 条 (所員への保安教育)	第 7 項に定める管理区域の設定・解除 所員への保安教育実施計画																																																								
第 1 3 7 条 (請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画																																																								

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 10-2	条文	条文	内容	
表 10-2	第 18 条 (火災発生時の体制の整備)	第 18 条 (火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更
	第 18 条の 2 (内部溢水発生時の体制の整備)	第 18 条の 2 (内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	
	第 18 条の 2 の 2 (火山影響等発生時に講じた措置の結果(3号炉および4号炉))	第 18 条の 2 の 2 (火山影響等発生時に講じた措置の結果)	火山影響等発生時に講じた措置の結果	
	第 18 条の 3 (その他自然災害発生時の体制の整備)	第 18 条の 3 (その他自然災害発生時の体制の整備)	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	
	第 18 条の 5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第 18 条の 5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果	
	第 18 条の 6 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第 18 条の 6 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第 1 項に定める技術的能力の確認訓練の結果	
	第 90 条 (重大事故等対処設備)	第 90 条 (重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認	
表 10-2	第 93 条 (運転上の制限を満足しない場合)	第 93 条 (運転上の制限を満足しない場合)	第 11 項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合	
	第 94 条 (予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)	第 94 条 (予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)	第 11 項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行	
	第 96 条 (異常時の基本的な対応)	第 96 条 (異常時の基本的な対応)	第 2 項に定める必要な安全措置	
	第 97 条 (異常時の措置)	第 97 条 (異常時の措置)	第 11 項に定める運転上の制限外から復帰している	
	第 139 条 (報告)	第 139 条 (報告)	異常が発生した場合の原因調査および対応措置	
	第 96 条に定める異常が発生した場合	第 96 条に定める異常が発生した場合	運転上の制限を満足していないと判断した場合 (実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (以下、「実用炉規則」という。)) 第 87 条第 9 号に定める事象が生じた場合	
	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	
	実用炉規則第 134 条第 2 号から第 14 号に定める報告事象が生じた場合	実用炉規則第 134 条第 2 号から第 14 号に定める報告事象が生じた場合		

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
表 10-3	表 10-3	変更なし
<p>1. 運転日誌等</p> <p>(1) 熱出力</p> <p>(2) 炉心の中性子束密度</p> <p>(3) 炉心の温度</p> <p>(4) 冷却材入口温度</p> <p>(5) 冷却材出口温度</p> <p>(6) 冷却材圧力</p> <p>(7) 冷却材流量</p> <p>(8) 制御棒位置</p> <p>(9) 再結合装置内の温度</p> <p>(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量</p>	<p>1. 運転日誌等</p> <p>(1) 熱出力</p> <p>(2) 炉心の中性子束密度</p> <p>(3) 炉心の温度</p> <p>(4) 冷却材入口温度</p> <p>(5) 冷却材出口温度</p> <p>(6) 冷却材圧力</p> <p>(7) 冷却材流量</p> <p>(8) 制御棒位置</p> <p>(9) 再結合装置内の温度</p> <p>(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量</p>	
<p>2. 燃料に係る記録</p> <p>(1) 原子炉内における燃料体の配置</p> <p>(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p> <p>(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量</p>	<p>2. 燃料に係る記録</p> <p>(1) 原子炉内における燃料体の配置</p> <p>(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p> <p>(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量</p>	
<p>3. 点検報告書</p> <p>(1) 運転開始前の点検結果</p> <p>(2) 運転停止後の点検結果</p>	<p>3. 点検報告書</p> <p>(1) 運転開始前の点検結果</p> <p>(2) 運転停止後の点検結果</p>	
<p>4. 引継日誌</p>	<p>4. 引継日誌</p>	
<p>5. 放射線管理に係る記録</p> <p>(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</p> <p>(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況</p>	<p>5. 放射線管理に係る記録</p> <p>(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</p> <p>(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況</p>	
<p>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <p>(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度</p> <p>(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法</p> <p>(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</p> <p>(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路</p>	<p>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <p>(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度</p> <p>(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法</p> <p>(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</p> <p>(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路</p>	
<p>7. 原子炉施設の巡視または点検の結果</p>	<p>7. 原子炉施設の巡視または点検の結果</p>	
<p>8. 保安教育の実施報告書</p>	<p>8. 保安教育の実施報告書</p>	
(以下略)	(以下略)	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p><u>第 4 節 原子炉施設の定期的な評価</u></p> <p><u>(原子炉施設の定期的な評価)</u></p> <p><u>第 11 条 原子炉安全部門統括は、各号炉毎および 10 年を超えない期間毎に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 保安活動の実施の状況の評価</u></p> <p><u>(2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</u></p> <p><u>2. 原子炉部門は、第 1 項の評価の結果、原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価および改善ならびに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。</u></p>	<p><u>第 4 節 削除</u></p> <p><u>第 11 条 削除</u></p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>第 4 章 運転管理</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>(構成および定義)</p> <p>第 1 2 条 <u>この規定</u>において、原子炉の運転モード（以下、「モード」という。）は、表 1 2 一-1 のとおりとする。</p> <p>2. 第 3 節（第 9 2 条から第 9 5 条を除く）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 1 項：運転上の制限</p> <p>(2) 第 2 項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第 3 項：運転上の制限を満足していないと判断した場合※1に要求される措置</p> <p>3. <u>この規定</u>において、主要な用語の定義は、各条文中に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「燃料取替」とは、炉内の燃料配置を変えることという。</p> <p>(2) 第 3 節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備※2が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>(3) <u>3号炉および4号炉について</u>、「重大事故」とは、実用炉規則第 4 条にて掲げる「炉心の著しい損傷」および「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</p> <p>※1：運転上の制限を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第 2 項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各課（室）長が判断した場合</p> <p>(2) 第 2 項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第 2 項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各課（室）長が判断した場合</p> <p>※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>第 4 章 運転管理</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>(構成および定義)</p> <p>第 1 2 条 <u>本編</u>において、原子炉の運転モード（以下、「モード」という。）は、表 1 2 一-1 のとおりとする。</p> <p>2. 第 3 節（第 9 2 条から第 9 5 条を除く）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 1 項：運転上の制限</p> <p>(2) 第 2 項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第 3 項：運転上の制限を満足していないと判断した場合※1に要求される措置</p> <p>3. <u>本編</u>において、主要な用語の定義は、各条文中に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「燃料取替」とは、炉内の燃料配置を変えることという。</p> <p>(2) 第 3 節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備※2が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>(3) 「重大事故」とは、実用炉規則第 4 条にて掲げる「炉心の著しい損傷」および「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</p> <p>※1：運転上の制限を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第 2 項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各課（室）長が判断した場合</p> <p>(2) 第 2 項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第 2 項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各課（室）長が判断した場合</p> <p>※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由
表 1 2 - 1				
モード	原子炉の運転状態	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態	
1	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 % 超）	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 % 超）	全ボルト締付	変更なし
2（停止時）	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 % 以下） 制御グループバンク全挿入 <sup>※3</sup> による原子炉停止 臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 % 以下） 制御グループバンク全挿入 <sup>※3</sup> による原子炉停止 臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始	全ボルト締付	
2（起動時）	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 % 以下） 1次冷却材温度 177 °C 以上 1次冷却材温度 93 °C 超 177 °C 未満 1次冷却材温度 93 °C 以下	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 % 以下） 1次冷却材温度 177 °C 以上 1次冷却材温度 93 °C 超 177 °C 未満 1次冷却材温度 93 °C 以下	全ボルト締付 全ボルト締付 全ボルト締付	
3			全ボルト締付	
4			全ボルト締付	
5			全ボルト締付	
6 <sup>※4</sup>			1本以上が緩められている	
<p>※3：挿入不能な制御棒を除く。</p> <p>※4：全ての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。</p>				

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																		
<p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第 1 2 条の 2 所長は、表 1 2 の 2 に定める原子炉の運転期間※<sup>1</sup>の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第 4 9 条第 1 項第 2 号に基づき、原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※ 1 : 原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 1 2 の 2</p> <table border="1" data-bbox="523 1507 595 2047"> <tr> <td>1 号炉</td> <td>2 号炉</td> <td>3 号炉</td> <td>4 号炉</td> </tr> <tr> <td>13 ヶ月</td> <td>13 ヶ月</td> <td>13 ヶ月</td> <td>13 ヶ月</td> </tr> <tr> <td colspan="4">原子炉の運転期間</td> </tr> </table>	1 号炉	2 号炉	3 号炉	4 号炉	13 ヶ月	13 ヶ月	13 ヶ月	13 ヶ月	原子炉の運転期間				<p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第 1 2 条の 2 所長は、表 1 2 の 2 に定める原子炉の運転期間※<sup>1</sup>の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第 4 9 条第 1 項第 2 号に基づき、原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※ 1 : 原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 1 2 の 2</p> <table border="1" data-bbox="523 808 595 1189"> <tr> <td>3 号炉</td> <td>4 号炉</td> </tr> <tr> <td>13 ヶ月</td> <td>13 ヶ月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子炉の運転期間</td> </tr> </table>	3 号炉	4 号炉	13 ヶ月	13 ヶ月	原子炉の運転期間		<p>大飯発電所 1, 2 号炉 停止措置計画の実施 に伴う変更</p>
1 号炉	2 号炉	3 号炉	4 号炉																	
13 ヶ月	13 ヶ月	13 ヶ月	13 ヶ月																	
原子炉の運転期間																				
3 号炉	4 号炉																			
13 ヶ月	13 ヶ月																			
原子炉の運転期間																				

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(運転員等の確保)</p> <p>第 1 3 条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉の運転に当たって第 1 項で定める者の中から、1 直あたり表 1 3-1 に定める人数の者をそえ、中央制御室あたり 5 直以上を編成した上で 3 交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して 2 4 時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表 1 3-1 に定める人数のうち、1 名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 当直課長は、第 2 項で定める者のうち、表 1 3-2 に定める人数の者を主機運転員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4. 各課(室)長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全・防災室長は、重大事故等の対応を行う要員として、表 1 3-3 に定める人数を常時確保する。</p> <p>5. 安全・防災室長および発電室長は、第 1 8 条の 5 第 4 項(2)の成立性確認において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表 1 3-1 および表 1 3-3 に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6. 所長は、第 5 項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第 9 項の措置を講じる。</p> <p>7. 安全・防災室長および発電室長は、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表 1 3-1 および表 1 3-3 に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8. 安全・防災室長および発電室長は、第 2 項および第 4 項に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外(夜間)を含め補充を行う。また、所長は、第 2 項および第 4 項に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第 9 項の措置を講じる。</p> <p>9. 所長は、第 6 項、第 8 項の判断を行なった場合の措置として、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施に当たっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。</p>	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第 1 3 条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉の運転に当たって第 1 項で定める者の中から、1 直あたり表 1 3-1 に定める人数の者をそえ、中央制御室あたり 5 直以上を編成した上で 3 交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して 2 4 時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表 1 3-1 に定める人数のうち、1 名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 当直課長は、第 2 項で定める者のうち、表 1 3-2 に定める人数の者を主機運転員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4. 各課(室)長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全・防災室長は、重大事故等の対応を行う要員として、表 1 3-3 に定める人数を常時確保する。</p> <p>5. 安全・防災室長および発電室長は、第 1 8 条の 5 第 4 項(2)の成立性確認において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表 1 3-1 および表 1 3-3 に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6. 所長は、第 5 項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第 9 項の措置を講じる。</p> <p>7. 安全・防災室長および発電室長は、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表 1 3-1 および表 1 3-3 に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8. 安全・防災室長および発電室長は、第 2 項および第 4 項に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外(夜間)を含め補充を行う。また、所長は、第 2 項および第 4 項に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第 9 項の措置を講じる。</p> <p>9. 所長は、第 6 項、第 8 項の判断を行なった場合の措置として、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施に当たっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。</p>	<p>変更なし</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由																			
表 1 3 - 1	<table border="1"> <tr> <td>中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード</td> <td>A 中央制御室<sup>※1</sup> (1号炉および2号炉)</td> <td>B 中央制御室 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>原子炉2基がともモード<sup>※2</sup> 4、5および6の場合<sup>※2</sup></td> <td>10名以上<sup>※4※5</sup></td> <td>12名以上<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>原子炉1基がモード1、2、3、4、 5および6の場合<sup>※2</sup></td> <td>8名以上<sup>※4※6</sup></td> <td>10名以上<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵し ている期間の場合<sup>※2※3</sup></td> <td>6名以上<sup>※4</sup></td> <td>8名以上<sup>※4</sup></td> </tr> </table>	中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A 中央制御室 <sup>※1</sup> (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)	原子炉2基がともモード <sup>※2</sup> 4、5および6の場合 <sup>※2</sup>	10名以上 <sup>※4※5</sup>	12名以上 <sup>※4</sup>	原子炉1基がモード1、2、3、4、 5および6の場合 <sup>※2</sup>	8名以上 <sup>※4※6</sup>	10名以上 <sup>※4</sup>	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵し ている期間の場合 <sup>※2※3</sup>	6名以上 <sup>※4</sup>	8名以上 <sup>※4</sup>	<table border="1"> <tr> <td>中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード</td> <td>B 中央制御室 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>原子炉2基がともモード1、2、3、 4、5および6の場合<sup>※1</sup></td> <td>12名以上<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>原子炉1基がモード1、2、3、4、5 および6の場合<sup>※1</sup></td> <td>10名以上<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵して いる期間の場合<sup>※1※2</sup></td> <td>8名以上<sup>※3</sup></td> </tr> </table>	中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)	原子炉2基がともモード1、2、3、 4、5および6の場合 <sup>※1</sup>	12名以上 <sup>※3</sup>	原子炉1基がモード1、2、3、4、5 および6の場合 <sup>※1</sup>	10名以上 <sup>※3</sup>	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵して いる期間の場合 <sup>※1※2</sup>	8名以上 <sup>※3</sup>	大飯発電所1、2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更
中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A 中央制御室 <sup>※1</sup> (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)																					
原子炉2基がともモード <sup>※2</sup> 4、5および6の場合 <sup>※2</sup>	10名以上 <sup>※4※5</sup>	12名以上 <sup>※4</sup>																					
原子炉1基がモード1、2、3、4、 5および6の場合 <sup>※2</sup>	8名以上 <sup>※4※6</sup>	10名以上 <sup>※4</sup>																					
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵し ている期間の場合 <sup>※2※3</sup>	6名以上 <sup>※4</sup>	8名以上 <sup>※4</sup>																					
中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)																						
原子炉2基がともモード1、2、3、 4、5および6の場合 <sup>※1</sup>	12名以上 <sup>※3</sup>																						
原子炉1基がモード1、2、3、4、5 および6の場合 <sup>※1</sup>	10名以上 <sup>※3</sup>																						
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵して いる期間の場合 <sup>※1※2</sup>	8名以上 <sup>※3</sup>																						
<p>※1：1号炉および2号炉については、<u>原子炉への燃料装荷を行わない</u>。                  ※2：複数の運転モードに該当する場合、要求される運転員数の多い方が適用される。                  ※3：照射済燃料移動中も含む（以下、同じ）。                  ※4：当直課長を含む。                  ※5：内4名が3号炉および4号炉現場作業応援。                  ※6：内2名が3号炉または4号炉現場作業応援。</p>																							
表 1 3 - 2	<table border="1"> <tr> <td>中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード</td> <td>A 中央制御室<sup>※1</sup> (1号炉および2号炉)</td> <td>B 中央制御室 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基以上がモード1、2、3、 4、5、6および使用済燃料ピットに 燃料体を貯蔵している期間の場合<sup>※3</sup></td> <td>3名以上<sup>※7</sup></td> <td>3名以上<sup>※7</sup></td> </tr> </table>	中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A 中央制御室 <sup>※1</sup> (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)	原子炉1基以上がモード1、2、3、 4、5、6および使用済燃料ピットに 燃料体を貯蔵している期間の場合 <sup>※3</sup>	3名以上 <sup>※7</sup>	3名以上 <sup>※7</sup>	<table border="1"> <tr> <td>中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード</td> <td>B 中央制御室 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵して いる期間の場合<sup>※2</sup></td> <td>3名以上<sup>※4</sup></td> </tr> </table>	中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)	原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵して いる期間の場合 <sup>※2</sup>	3名以上 <sup>※4</sup>	大飯発電所1、2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更										
中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A 中央制御室 <sup>※1</sup> (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)																					
原子炉1基以上がモード1、2、3、 4、5、6および使用済燃料ピットに 燃料体を貯蔵している期間の場合 <sup>※3</sup>	3名以上 <sup>※7</sup>	3名以上 <sup>※7</sup>																					
中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)																						
原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵して いる期間の場合 <sup>※2</sup>	3名以上 <sup>※4</sup>																						
<p>※1：当直課長または当直主任を含む主機運転員以上。                  ※2：当直課長または当直主任を含む主機運転員以上。</p>																							

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由
表 13-3	表 13-3			
3号炉および 4号炉の運転モード※1	3号炉および 4号炉の運転モード※1	3号炉および 4号炉の運転モード	3号炉および 4号炉の運転モード	大飯発電所1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更
原子炉2基がともにモード1、2、3、4、 5および6の場合※2	原子炉2基がともにモード1、2、3、4、 5および6の場合※2	原子炉2基がともにモード1、2、3、4、 5および6の場合※1	原子炉2基がともにモード1、2、3、4、 5および6の場合※1	
原子炉1基がモード1、2、3、4、5お よび6の場合※2	原子炉1基がモード1、2、3、4、5お よび6の場合※2	原子炉1基がモード1、2、3、4、5お よび6の場合※1	原子炉1基がモード1、2、3、4、5お よび6の場合※1	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵してい る期間の場合※2※3	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵してい る期間の場合※2※3	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵してい る期間の場合※1※2	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵してい る期間の場合※1※2	
原子炉1基以上がモード1、2、3、4、 5、6および使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合※3	原子炉1基以上がモード1、2、3、4、 5、6および使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合※3	原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵 している期間の場合※2	原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵 している期間の場合※2	
緊急時対策本部要員	緊急時対策本部要員	緊急時対策本部要員	緊急時対策本部要員	
6名以上	6名以上	6名以上	6名以上	
緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	
36名以上	36名以上	36名以上	36名以上	
33名以上	33名以上	33名以上	33名以上	
30名以上	30名以上	30名以上	30名以上	
10名以上	10名以上	10名以上	10名以上	
—	—	—	—	

※1：1号炉および2号炉については、原子炉への燃料装荷を行わない。

※2：複数の運転モードに該当する場合、要求される要員数の多い方が適用される。

※3：照射済燃料移動中も含む（以下、同じ）。

※1：複数の運転モードに該当する場合、要求される要員数の多い方が適用される。

※2：照射済燃料移動中も含む（以下、同じ）。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(巡視点検)</p> <p>第 1 4 条 当直課長は、毎日 1 回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、1号炉および2号炉のアニュラス内、第 1 1 2 条第 1 項で定める区域ならびに系統より切離されている施設※1を除く）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電室長は、原子炉格納容器内、アニュラス内および第 1 1 2 条第 1 項で定める区域については、第 1 1 2 条第 1 項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視点検を行う区域および方法を定める。当直課長は、その定めに従い、巡視点検を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、系統より切離されている施設について一定期間※2毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、3号炉および4号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期検査時となる施設については、定期検査毎とする。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第 1 4 条 当直課長（1、2号炉担当含む）は、毎日 1 回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、第 1 1 2 条第 1 項で定める区域ならびに系統より切離されている施設※1を除く）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電室長は、原子炉格納容器内および第 1 1 2 条第 1 項で定める区域については、第 1 1 2 条第 1 項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視点検を行う区域および方法を定める。当直課長（1、2号炉担当含む）は、その定めに従い、巡視点検を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、系統より切離されている施設について一定期間※2毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、3号炉および4号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期検査時となる施設については、定期検査毎とする。</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(運転管理に関する社内標準の作成)            第 15 条 各課(室)長(当直課長を除く。)は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第 8 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</li> <li>(2) 巡視点検に関する事項</li> <li>(3) 異常時の措置に関する事項</li> <li>(4) 警報発生時の措置に関する事項</li> <li>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</li> <li>(6) 定期的実施するサーベランスに関する事項</li> <li>(7) 誤操作の防止に関する事項(3号炉および4号炉)</li> <li>(8) 火災、内部溢水(3号炉および4号炉)、火山影響等(3号炉および4号炉)およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項</li> <li>(9) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項(3号炉および4号炉)</li> </ol>	<p>(運転管理に関する社内標準の作成)            第 15 条 各課(室)長(当直課長を除く。)は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第 8 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</li> <li>(2) 巡視点検に関する事項</li> <li>(3) 異常時の措置に関する事項</li> <li>(4) 警報発生時の措置に関する事項</li> <li>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</li> <li>(6) 定期的実施するサーベランスに関する事項</li> <li>(7) 誤操作の防止に関する事項</li> <li>(8) 火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項</li> <li>(9) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</li> </ol>	<p>大飯発電所 1, 2号炉            廃止措置計画の            実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(引 継)</p> <p>第 1 6 条 当直課長は、その業務を次直の当直課長に引き継ぐ際には、運転日誌および引継日誌を引き渡すとともに、運転状況を申し送る。</p>	<p>(引 継)</p> <p>第 1 6 条 当直課長（1、2号炉担当含む）は、その業務を次直の当直課長（1、2号炉担当含む）に引き継ぐ際には、運転日誌および引継日誌を引き渡すとともに、運転状況を申し送る。</p>	<p>大飯発電所 1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由	変 更 後	変 更 前
	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条 安全・防災室長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画※2を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置※3</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 安全・防災室長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む。（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：計画とは、<u>3号炉および4号炉</u>においては、<u>火災防護計画</u>を示す。</p> <p>※3：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条 安全・防災室長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画※2を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置※3</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 安全・防災室長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む。（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：計画とは、<u>3号炉および4号炉</u>においては、<u>火災防護計画</u>を示す。</p> <p>※3：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p>

大飯発電所 1, 2号炉  
廃止措置計画の実施  
に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由	変 更 後	変 更 前
<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>	<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第 18条の 2 安全・防災室長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動をを行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第 18条の 2 3号炉および 4号炉について、安全・防災室長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 3号炉および 4号炉について、各課（室）長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由	変 更 後	変 更 前
<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第 18条の2の2 安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※<sup>1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(2) (1)に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(3) (2)に掲げるもの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課（室）長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子力技術部門統括（原子力技術）は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第 18条の2の2 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※<sup>1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(2) (1)に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(3) (2)に掲げるもの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 3号炉および4号炉について、各課（室）長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 3号炉および4号炉について、原子力技術部門統括（原子力技術）は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p>

※1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。

※1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第18条の3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資器材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. <u>3号炉および4号炉について、原子炉技術部門統括（原子炉技術）および原子炉技術部門統括（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</u></p> <p>6. <u>3号炉および4号炉について、原子炉技術部門統括（原子炉技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</u></p> <p>7. <u>3号炉および4号炉について、原子炉技術部門統括（原子炉技術）および原子炉技術部門統括（土木建築）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</u></p> <p>8. <u>3号炉および4号炉について、原子力安全部門統括は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの更新状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</u></p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第18条の3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資器材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子炉技術部門統括（原子炉技術）および原子炉技術部門統括（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子炉技術部門統括（原子炉技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子炉技術部門統括（原子炉技術）および原子炉技術部門統括（土木建築）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子力安全部門統括は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの更新状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由	変 更 後	変 更 前
<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>	<p>(資機材等の整備) 第 18条の 4 各課 (室) 長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 所長室および電気保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</p> <p>(2) 所長室長、発電室長、電気保修課長、計装保修課長および放射線管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p> <p>(3) タービン保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いるディーゼル発電機を 7 日間連続運転させるために、位置的分散を考慮して、タンクローリー 4 台以上を配備する。また、安全・防災室長および発電室長は、タンクローリーによる燃料の輸送に関する以下の手順を定める。</p> <p>(a) タンクローリーの燃料輸送に関する手順 (b) タンクローリーの輸送ルート確保に関する手順 (c) 竜巻の襲来が予想される場合にタンクローリー 4 台を鯨谷トンネルに退避するための手順 (d) タンクローリーの退避ルートの確保に関する手順</p>	<p>(資機材等の整備) 第 18条の 4 3号炉および4号炉について、各課 (室) 長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 所長室長および電気保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</p> <p>(2) 所長室長、発電室長、電気保修課長、計装保修課長および放射線管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p> <p>(3) タービン保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いるディーゼル発電機を 7 日間連続運転させるために、位置的分散を考慮して、タンクローリー 4 台以上を配備する。また、安全・防災室長および発電室長は、タンクローリーによる燃料の輸送に関する以下の手順を定める。</p> <p>(a) タンクローリーの燃料輸送に関する手順 (b) タンクローリーの輸送ルート確保に関する手順 (c) 竜巻の襲来が予想される場合にタンクローリー 4 台を鯨谷トンネルに退避するための手順 (d) タンクローリーの退避ルートの確保に関する手順</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由	変 更 後	変 更 前
<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第 18条の 5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 原子力安全部門統括は、添付 3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、第 2項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4. 安全・防災室長は、第 1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(b) 3号炉および4号炉の同時被災における要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 力量の維持向上のための教育訓練を年 1回以上実施すること</p> <p>(b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年 1回以上実施すること</p> <p>(c) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>(d) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>5. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、第 1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付 3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第 4項(1)(a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第 18条の 5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 3号炉および4号炉について、原子力安全部門統括は、添付 3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、第 2項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4. 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、第 1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(b) 3号炉および4号炉の同時被災における要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 力量の維持向上のための教育訓練を年 1回以上実施すること</p> <p>(b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年 1回以上実施すること</p> <p>(c) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>(d) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>5. 3号炉および4号炉について、各課（室）長（当直課長を除く。）は、第 1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付 3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第 4項(1)(a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>6. 各課（室）長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第4項（1）の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7. 各課（室）長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>8. <u>3号炉および4号炉について</u>、原子力安全部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>9. 原子力安全部門統括は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全部門統括は、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>6. 各課（室）長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第4項（1）の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7. 各課（室）長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>8. 原子力安全部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>9. 原子力安全部門統括は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全部門統括は、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由	変 更 後	変 更 前
<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の6 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下、「技術的能力の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) (b)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(d) (b)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項（1）の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時における本店が行う支援助を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の6 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下、「技術的能力の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) (b)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(d) (b)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>2. 3号炉および4号炉について、各課（室）長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項（1）の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 3号炉および4号炉について、原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時における本店が行う支援助に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>6. 原子力安全部門統括は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全部門統括は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>6. 原子力安全部門統括は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全部門統括は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p><u>（電源機能喪失時等の体制の整備）</u>            第 18 条の 7 1 号炉および 2 号炉について、安全・防災室長は、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備および使用済燃料ピットを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合、あるいは使用済燃料ピットの冷却水の維持が困難な場合（以下、「<u>電源機能喪失時等</u>」という。）における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。            (1) <u>電源機能喪失時等における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</u>            (2) <u>電源機能喪失時等における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する訓練</u>            (3) <u>電源機能喪失時等における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な電源車、消防ポンプ（消防車に装備されているポンプを含む）、消火ホースおよびその他資機材の配置</u>            2. <u>各課（室）長は、前項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保安のための活動を実施する。</u>            3. <u>各課（室）長は、第 2 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(中略)</p> <p>第 2 節 運転上の留意事項</p> <p>(原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理)</p> <p>第 19 条の 2 <u>3 号炉および 4 号炉</u>について、発電室長は、定期検査時に、通常時間、事故時間となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施設管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁（原子炉側からみた第 1 弁）について、閉止施設状態であることを確認する。</p>	<p>(中略)</p> <p>第 2 節 運転上の留意事項</p> <p>(原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理)</p> <p>第 19 条の 2 発電室長は、定期検査時に、通常時間、事故時間となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施設管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁（原子炉側からみた第 1 弁）について、閉止施設状態であることを確認する。</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由	変 更 後	変 更 前								
<p>(制御棒動作機能)</p> <p>第 2 3 条 モード 1 および 2（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表 2 3 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気保修課長は、定期検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの 8 5 % に至るまでの時間）が 2 . 5 秒以下であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード 1 および 2（臨界状態）において、3 ヶ月に 1 回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード 1 および 2（臨界状態）において、1 2 時間に 1 回、制御棒毎に各制御棒位置がステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内であることを確認する。</p> <p>また、当直課長は、モード 1 および 2（臨界状態）において、制御棒位置偏差大を校知する警報が動作不能となった場合、4 時間に 1 回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、制御棒動作機能が第 1 項で定める運転上の制限を満足していない<sup>※1</sup>と判断した場合、表 2 3 - 2 の措置を講じるとともに、制御棒 1 本が不整合である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置がステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内でない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。</p>	<p>(制御棒動作機能)</p> <p>第 2 3 条 モード 1 および 2（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表 2 3 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気保修課長は、定期検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの 8 5 % に至るまでの時間）が 2 . 5 秒以下であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード 1 および 2（臨界状態）において、3 ヶ月に 1 回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード 1 および 2（臨界状態）において、1 2 時間に 1 回、制御棒毎に各制御棒位置がステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内であることを確認する。</p> <p>また、当直課長は、モード 1 および 2（臨界状態）において、制御棒位置偏差大を校知する警報が動作不能となった場合、4 時間に 1 回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、制御棒動作機能が第 1 項で定める運転上の制限を満足していない<sup>※1</sup>と判断した場合、表 2 3 - 2 の措置を講じるとともに、制御棒 1 本が不整合である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置がステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内でない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。</p>	<p>表 2 3 - 1</p> <table border="1" data-bbox="1042 1227 1123 2040"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒動作機能<sup>※2</sup></td> <td>(1) 全ての制御棒が挿入不能<sup>※3</sup>でないこと (2) 全ての制御棒が不整合<sup>※4</sup>でないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 制御棒動作機能のうち、<u>3 号炉および 4 号炉の制御棒クラス</u>は、重大事故対処設備を兼ねる。</p> <p>※ 3 : 挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないこと（以下、本条において同じ）。</p> <p>※ 4 : 不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内でない場合をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>（以下略）</p>	項 目	運転上の制限	制御棒動作機能 <sup>※2</sup>	(1) 全ての制御棒が挿入不能 <sup>※3</sup> でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 <sup>※4</sup> でないこと				
項 目	運転上の制限									
制御棒動作機能 <sup>※2</sup>	(1) 全ての制御棒が挿入不能 <sup>※3</sup> でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 <sup>※4</sup> でないこと									
<p>大飯発電所 1, 2 号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>	<p>表 2 3 - 1</p> <table border="1" data-bbox="1042 367 1123 1182"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒動作機能<sup>※2</sup></td> <td>(1) 全ての制御棒が挿入不能<sup>※3</sup>でないこと (2) 全ての制御棒が不整合<sup>※4</sup>でないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 制御棒動作機能のうち、制御棒クラスは、重大事故対処設備を兼ねる。</p> <p>※ 3 : 挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないこと（以下、本条において同じ）。</p> <p>※ 4 : 不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内でない場合をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>（以下略）</p>	項 目	運転上の制限	制御棒動作機能 <sup>※2</sup>	(1) 全ての制御棒が挿入不能 <sup>※3</sup> でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 <sup>※4</sup> でないこと	<p>表 2 3 - 1</p> <table border="1" data-bbox="1042 1227 1123 2040"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒動作機能<sup>※2</sup></td> <td>(1) 全ての制御棒が挿入不能<sup>※3</sup>でないこと (2) 全ての制御棒が不整合<sup>※4</sup>でないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 制御棒動作機能のうち、<u>3 号炉および 4 号炉の制御棒クラス</u>は、重大事故対処設備を兼ねる。</p> <p>※ 3 : 挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないこと（以下、本条において同じ）。</p> <p>※ 4 : 不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内でない場合をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>（以下略）</p>	項 目	運転上の制限	制御棒動作機能 <sup>※2</sup>	(1) 全ての制御棒が挿入不能 <sup>※3</sup> でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 <sup>※4</sup> でないこと
項 目	運転上の制限									
制御棒動作機能 <sup>※2</sup>	(1) 全ての制御棒が挿入不能 <sup>※3</sup> でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 <sup>※4</sup> でないこと									
項 目	運転上の制限									
制御棒動作機能 <sup>※2</sup>	(1) 全ての制御棒が挿入不能 <sup>※3</sup> でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 <sup>※4</sup> でないこと									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）） 第 2 8 条 モード 1 および 2 において、化学体積制御系は、表 2 8 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード 1 および 2 において、1 ヶ月に 1 回、<u>1 号炉および 2 号炉</u>については 1 台以上の<u>充電んポンプ</u>または<u>高圧注入ポンプ</u>または<u>充電んポンプ</u>、<u>3 号炉および 4 号炉</u>については 1 台以上の<u>充電んポンプ</u>について、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する<sup>※</sup>。 (2) 当直課長は、モード 1 および 2 において、1 ヶ月に 1 回、1 台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 (3) 当直課長は、モード 1 および 2 において、ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度を表 2 8 - 2 で定める頻度で確認する。 (4) 発電室長は、定期検査時に、<u>3 号炉および 4 号炉の緊急ほう酸注入ライン補給弁</u>が開弁できることを確認する。 3. 当直課長は、化学体積制御系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 2 8 - 3 の措置を講じる。この規定の他の条文の定めにかかわらず、<u>1 号炉および 2 号炉</u>については<u>充電ん/高圧注入ポンプ</u>もしくは<u>充電んポンプ</u>および<u>ほう酸ポンプ</u> 1 系統、<u>3 号炉および 4 号炉</u>については<u>充電んポンプ</u>および<u>ほう酸ポンプ</u> 1 系統が復旧するまでは、モード 3 からモード 4 への移行を行ってはならない。 ※ 1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）） 第 2 8 条 モード 1 および 2 において、化学体積制御系は、表 2 8 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード 1 および 2 において、1 ヶ月に 1 回、1 台以上の充電んポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する<sup>※1</sup>。 (2) 当直課長は、モード 1 および 2 において、1 ヶ月に 1 回、1 台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 (3) 当直課長は、モード 1 および 2 において、ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度を表 2 8 - 2 で定める頻度で確認する。 (4) 発電室長は、定期検査時に、緊急ほう酸注入ライン補給弁が開弁できることを確認する。 3. 当直課長は、化学体積制御系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 2 8 - 3 の措置を講じる。この規定の他の条文の定めにかかわらず、<u>充電んポンプ</u>および<u>ほう酸ポンプ</u> 1 系統が復旧するまでは、モード 3 からモード 4 への移行を行ってはならない。 ※ 1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
<p>表 2 8 - 1 項目 運転上の制限 化学体積制御系<sup>※2</sup> (1) ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1 系統以上が動作可能であること (2) ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表 2 8 - 2 で定める制限値内にあること ※ 2：3 号炉および 4 号炉のほう酸ポンプ、ほう酸タンクおよび充電んポンプは、重大事故等対処設備を兼ねる。 3 号炉または 4 号炉の B 充電んポンプによる充電んポンプが動作不能時は、第 9 0 条（表 9 0 - 4）の運転上の制限も確認する。</p>	<p>表 2 8 - 1 項目 運転上の制限 化学体積制御系<sup>※2</sup> (1) ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1 系統以上が動作可能であること (2) ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表 2 8 - 2 で定める制限値内にあること ※ 2：ほう酸ポンプ、ほう酸タンクおよび充電んポンプは、重大事故等対処設備を兼ねる。 B 充電んポンプによる充電んポンプが動作不能時は、第 9 0 条（表 9 0 - 4）の運転上の制限も確認する。</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 28-2				
項目	制限値	制限値	確認頻度	
1号炉	2号炉	3号炉および4号炉		
ほう素濃度	7,000 ppm 以上	8,300 ppm 以上	1ヶ月に1回	大飯発電所1,2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更
ほう酸水量(有効水量)	75.2 m <sup>3</sup> 以上	62.7 m <sup>3</sup> 以上※3	1週間に1回	
ほう酸水温度	18.3℃ 以上	23.5℃ 以上		
※3：全ほう酸タンクの合計水量をいう。				
表 28-3				
条件	要求される措置	条件	要求される措置	完了時間
A. 1号炉および2号炉については充てん/高圧注入ポンプまたは充てんポンプ1および4号炉については充てんポンプ全台、3号炉は充てんポンプ全台が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1号炉および2号炉については充てん/高圧注入ポンプまたは充てんポンプ1台以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	A. 充てんポンプ全台が動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード3にする。 および A.2 当直課長は、充てんポンプ1台以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	12時間 速やかに
B. ほう酸タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水量を制限値内に回復させる。	B. ほう酸タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水量を制限値内に回復させる。	10日
C. ほう酸タンクのほう酸濃度が制限値を満足していない場合	C.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸濃度を制限値内に回復させる。	C. ほう酸タンクのほう酸濃度が制限値を満足していない場合	C.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸濃度を制限値内に回復させる。	10日
D. ほう酸タンクのほう酸水温度が制限値を満足していない場合	D.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水温度を制限値内に回復させる。	D. ほう酸タンクのほう酸水温度が制限値を満足していない場合	D.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水温度を制限値内に回復させる。	10日
E. 条件A、B、CまたはD以外の理由により化学体積制御系が動作不能である場合	E.1 当直課長は、化学体積制御系1系統以上を動作可能な状態に復旧する。	E. 条件A、B、CまたはD以外の理由により化学体積制御系が動作不能である場合	E.1 当直課長は、化学体積制御系1系統以上を動作可能な状態に復旧する。	10日
F. 条件B、C、DまたはEの措置を完了時間内におよび	F.1 当直課長は、モード3にする。	F. 条件B、C、DまたはEの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 当直課長は、モード3にする。 F.2 当直課長は、化学体積制御系1系統以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	12時間 速やかに

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由												
<p>(計測および制御設備)</p> <p>第 3 4 条 次の計測および制御設備は、表 3 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装</p> <p>(2) 工学的安全施設等作動計装</p> <p>(3) 事故時監視計装</p> <p>(4) ティーゼル発電機起動計装</p> <p>(5) 中央制御室非常用循環系計装</p> <p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置</p> <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、発電室長、当直課長、電気保修課長および計装保修課長は、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長、電気保修課長および計装保修課長は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長および計装保修課長は、計測および制御設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>(計測および制御設備)</p> <p>第 3 4 条 次の計測および制御設備は、表 3 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装</p> <p>(2) 工学的安全施設等作動計装</p> <p>(3) 事故時監視計装</p> <p>(4) ティーゼル発電機起動計装</p> <p>(5) 中央制御室非常用循環系計装</p> <p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置</p> <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、発電室長、当直課長、電気保修課長および計装保修課長は、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長、電気保修課長および計装保修課長は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長および計装保修課長は、計測および制御設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>変更なし</p>												
<p>表 3 4 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="852 118 879 705">項 目</th> <th data-bbox="852 705 879 2051">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="879 118 938 705">第 1 項で定める計測および制御設備</td> <td data-bbox="879 705 938 2051">表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能<sup>※1</sup>であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成される場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p>	項 目	運転上の制限	第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 <sup>※1</sup> であること	<p>表 3 4 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="852 705 879 1438">項 目</th> <th data-bbox="852 1438 879 2051">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="879 705 938 1438">第 1 項で定める計測および制御設備</td> <td data-bbox="879 1438 938 2051">表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能<sup>※1</sup>であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成される場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p>	項 目	運転上の制限	第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 <sup>※1</sup> であること	<p>表 3 4 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="852 1438 879 2051">項 目</th> <th data-bbox="852 2051 879 2237">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="879 1438 938 2051">第 1 項で定める計測および制御設備</td> <td data-bbox="879 2051 938 2237">表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能<sup>※1</sup>であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成される場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p>	項 目	運転上の制限	第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 <sup>※1</sup> であること
項 目	運転上の制限													
第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 <sup>※1</sup> であること													
項 目	運転上の制限													
第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 <sup>※1</sup> であること													
項 目	運転上の制限													
第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 <sup>※1</sup> であること													

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

表 3.4-2 原子炉保護系計装

【凡 例】

- (a) 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合
- (b) P-10（出力領域中性子束）インターロック未滿
- (c) P-6（中間領域中性子束）インターロック以上
- (d) P-6（中間領域中性子束）インターロック未滿
- (e) 原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合
- (f) P-7（低出力原子炉トリップブロック）インターロック以上
- (g) P-8（出力領域中性子束）インターロック以上
- (h) P-7（低出力原子炉トリップブロック）インターロック以上とP-8（出力領域中性子束）インターロック未滿
- (i) P-13（タービン低出力原子炉トリップブロック）インターロック以上
- (j) 原子炉格納容器内の燃料移動中でない場合
- (k) 原子炉格納容器内の燃料移動中の場合

1. 1号炉および2号炉

機 能	設定値	適 用 モード	所 属 チャンネ ル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>		完了時間	確認事項		
				条 件	措 置		項 目	頻 度	担 当
1. 原子炉保護系論理回路	-	モード1 および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係保課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 <sup>※3</sup> のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては、検査のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	1ヶ月に1回 (文目に1系統ずつ)	計装係保課長
				B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合	B.1 電気係保課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間			
				C. 条件AまたはBの措置を完了期限内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
		モード3(a)、 4(a)および5(a)	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係保課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
				B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合	B.1 電気係保課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
				C. 条件AまたはBの措置を完了期限内に達成できない場合	C.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間			
2. 手動原子炉トリップ	-	モード1 および2	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係保課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係保課長
				B. 条件Aの措置を完了期限内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	12時間 13時間			
		モード3(a)、 4(a)および5(a)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係保課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
				B. 条件Aの措置を完了期限内に達成できない場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間			

※2：特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。

※3：「正常な状態であることを確認」とは、定期検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう（以下、本条において同じ）。

変  
更  
前

削除

変  
更  
後

大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

理  
由

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	<p>1. 1号炉および2号炉（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>設定値</th> <th>適用モード</th> <th>所要チャンネル・系統数</th> <th>条件</th> <th>所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置<sup>※4</sup></th> <th>完了時間</th> <th>確認事項</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3. 出力領域中性子束高</td> <td>高設定</td> <td>定格出力の11%以下</td> <td>モード1および2</td> <td>4<sup>※4</sup></td> <td>A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする<sup>※5</sup>。 B.1 当直係長は、モード3にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td rowspan="2">原子炉出力と出力領域中性子束計装の指示値との差が±2%を超える場合は、出力領域中性子束計装の指示値を校正する。 設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td rowspan="2">原子炉出力が15%以上とってから24時間以内 その後の1日に1回 1日に1回</td> <td rowspan="2">当直係長 計装係長</td> </tr> <tr> <td>低設定</td> <td>定格出力の27%以下</td> <td>モード1(b)および2</td> <td>4<sup>※4</sup></td> <td>A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする<sup>※5</sup>。 B.1 当直係長は、モード3にする。</td> <td>6時間 12時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 出力領域中性子束変化率高</td> <td>増加率高</td> <td>11% 定格出力ステップ以下</td> <td>モード1および2</td> <td>4<sup>※4</sup></td> <td>A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする<sup>※5</sup>。 B.1 当直係長は、モード3にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td rowspan="2">設定値確認および機能検査を実施する。</td> <td rowspan="2">定期検査時</td> <td rowspan="2">計装係長</td> </tr> <tr> <td>減少率高</td> <td>8% 定格出力ステップ以下</td> <td>モード1および2</td> <td>4<sup>※4</sup></td> <td>A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合</td> <td>A.1 計装係長は、P-6未満にする。 または A.2 当直係長は、P-10以上にする。 B.1 当直係長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒の引き抜き操作を全て中止する。 および B.2 当直係長は、P-6未満にする。</td> <td>2時間 2時間 2時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5. 中間領域中性子束高</td> <td rowspan="2">高設定</td> <td rowspan="2">定格出力の30%以下</td> <td>モード1(b)および2(c)</td> <td>2<sup>※7</sup></td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合</td> <td>A.1 当直係長は、P-6未満にする。 または A.2 当直係長は、P-10以上にする。 B.1 当直係長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒の引き抜き操作を全て中止する。 および B.2 当直係長は、P-6未満にする。</td> <td>2時間 2時間 2時間</td> <td rowspan="2">設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td rowspan="2">1日に1回</td> <td rowspan="2">計装係長 当直係長</td> </tr> <tr> <td>モード2(d)</td> <td>2</td> <td>A. 1または2チャンネルが動作不能である場合</td> <td>A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td> <td>P-6を超えるまでに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4： 検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては残り3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない（以下、本案において同じ）。</p> <p>※5： 検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては残り3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる（以下、本案において同じ）。</p> <p>※6： 「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない（以下、本案において同じ）。</p> <p>※7： 制御棒引き抜き停止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない（以下、本案において同じ）。</p>	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	条件	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※4</sup>	完了時間	確認事項	項目	頻度	担当	3. 出力領域中性子束高	高設定	定格出力の11%以下	モード1および2	4 <sup>※4</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※5</sup> 。 B.1 当直係長は、モード3にする。	6時間 12時間	原子炉出力と出力領域中性子束計装の指示値との差が±2%を超える場合は、出力領域中性子束計装の指示値を校正する。 設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	原子炉出力が15%以上とってから24時間以内 その後の1日に1回 1日に1回	当直係長 計装係長	低設定	定格出力の27%以下	モード1(b)および2	4 <sup>※4</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※5</sup> 。 B.1 当直係長は、モード3にする。	6時間 12時間	4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	11% 定格出力ステップ以下	モード1および2	4 <sup>※4</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※5</sup> 。 B.1 当直係長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長	減少率高	8% 定格出力ステップ以下	モード1および2	4 <sup>※4</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長は、P-6未満にする。 または A.2 当直係長は、P-10以上にする。 B.1 当直係長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒の引き抜き操作を全て中止する。 および B.2 当直係長は、P-6未満にする。	2時間 2時間 2時間	5. 中間領域中性子束高	高設定	定格出力の30%以下	モード1(b)および2(c)	2 <sup>※7</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直係長は、P-6未満にする。 または A.2 当直係長は、P-10以上にする。 B.1 当直係長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒の引き抜き操作を全て中止する。 および B.2 当直係長は、P-6未満にする。	2時間 2時間 2時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	計装係長 当直係長	モード2(d)	2	A. 1または2チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに
	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	条件	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※4</sup>	完了時間	確認事項	項目	頻度	担当																																																					
3. 出力領域中性子束高	高設定	定格出力の11%以下	モード1および2	4 <sup>※4</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※5</sup> 。 B.1 当直係長は、モード3にする。	6時間 12時間	原子炉出力と出力領域中性子束計装の指示値との差が±2%を超える場合は、出力領域中性子束計装の指示値を校正する。 設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	原子炉出力が15%以上とってから24時間以内 その後の1日に1回 1日に1回	当直係長 計装係長																																																						
	低設定	定格出力の27%以下	モード1(b)および2	4 <sup>※4</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※5</sup> 。 B.1 当直係長は、モード3にする。	6時間 12時間																																																									
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	11% 定格出力ステップ以下	モード1および2	4 <sup>※4</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※5</sup> 。 B.1 当直係長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長																																																						
	減少率高	8% 定格出力ステップ以下	モード1および2	4 <sup>※4</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長は、P-6未満にする。 または A.2 当直係長は、P-10以上にする。 B.1 当直係長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒の引き抜き操作を全て中止する。 および B.2 当直係長は、P-6未満にする。	2時間 2時間 2時間																																																									
5. 中間領域中性子束高	高設定	定格出力の30%以下	モード1(b)および2(c)	2 <sup>※7</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直係長は、P-6未満にする。 または A.2 当直係長は、P-10以上にする。 B.1 当直係長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒の引き抜き操作を全て中止する。 および B.2 当直係長は、P-6未満にする。	2時間 2時間 2時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	計装係長 当直係長																																																						
			モード2(d)	2	A. 1または2チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに																																																									
変更後	削除																																																															
理由	大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更																																																															



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	1. 1号炉および2号炉（続き）																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>設定値</th> <th>適用モード</th> <th>所要チャンネル・系統数</th> <th>条件</th> <th>所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置<sup>※</sup></th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">6. 中性子源領域中性子束高</td> <td rowspan="12">2×10<sup>8</sup> cps 以下</td> <td rowspan="6">モード2 (d)</td> <td rowspan="6">2<sup>※※</sup></td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒の引抜き操作を全て中止する。</td> <td>速やかに</td> <td rowspan="12">設定確認および機能検査を実施する。</td> <td rowspan="12">動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td rowspan="12">計画保修課長</td> </tr> <tr> <td>B. 2チャンネルが動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を閉く。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合</td> <td>A.1 計画保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td> <td>4.8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了する時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 2チャンネルが動作不能である場合</td> <td>C.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>A. 全てのチャンネルが動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 A.2 当直課長は、停止余裕が第20条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td> <td>速やかに 2時間 その後の1.2時間 に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">モード3 (e)、4 (g) および5 (e)</td> <td rowspan="6">1 (監視機能のみ)</td> <td>A. 全てのチャンネルが動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td> <td>速やかに 4時間 その後の1.2時間 に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">モード6 (j)</td> <td rowspan="6">1 (監視機能のみ)</td> <td>A. 全てのチャンネルが動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td> <td>速やかに 4時間 その後の1.2時間 に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">モード6 (k)</td> <td rowspan="6">2 (監視機能のみ)</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する<sup>※10</sup>。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 2チャンネルが動作不能である場合</td> <td>B.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する<sup>※10</sup>。 および B.2 当直課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B.4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td> <td>4時間 その後の1.2時間 に1回</td> </tr> </tbody> </table>	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	条件	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※</sup>	完了時間	項目	確認事項	担当	6. 中性子源領域中性子束高	2×10 <sup>8</sup> cps 以下	モード2 (d)	2 <sup>※※</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒の引抜き操作を全て中止する。	速やかに	設定確認および機能検査を実施する。	動作不能でないことを指示値により確認する。	計画保修課長	B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を閉く。	速やかに	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計画保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	4.8時間	B. 条件Aの措置を完了する時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間	C. 2チャンネルが動作不能である場合	C.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 A.2 当直課長は、停止余裕が第20条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 2時間 その後の1.2時間 に1回	モード3 (e)、4 (g) および5 (e)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の1.2時間 に1回	モード6 (j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の1.2時間 に1回	モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※10</sup> 。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに	B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※10</sup> 。 および B.2 当直課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。	速やかに	B.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに	B.4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	条件	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※</sup>	完了時間	項目	確認事項	担当																																																
6. 中性子源領域中性子束高	2×10 <sup>8</sup> cps 以下	モード2 (d)	2 <sup>※※</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒の引抜き操作を全て中止する。	速やかに	設定確認および機能検査を実施する。	動作不能でないことを指示値により確認する。	計画保修課長																																																
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を閉く。	速やかに																																																			
				A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計画保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	4.8時間																																																			
				B. 条件Aの措置を完了する時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間																																																			
				C. 2チャンネルが動作不能である場合	C.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに																																																			
				A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 A.2 当直課長は、停止余裕が第20条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 2時間 その後の1.2時間 に1回																																																			
		モード3 (e)、4 (g) および5 (e)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の1.2時間 に1回																																																			
				モード6 (j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合				A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の1.2時間 に1回																																														
						モード6 (k)				2 (監視機能のみ)	A. 1チャンネルが動作不能である場合			A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※10</sup> 。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに																																										
											B. 2チャンネルが動作不能である場合			B.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※10</sup> 。 および B.2 当直課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。	速やかに																																										
											B.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに																																													
											B.4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	4時間 その後の1.2時間 に1回																																													
変更後	削除																																																								
	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>																																																								
理由	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>																																																								

※8 「中間領域中性子束高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-Rリセット時には、2チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない（以下、本案において同じ）。

※9 「中性子源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない（以下、本案において同じ）。

※10：移動中の燃料を所定の位置に移動することを助げるものではない（以下、本案において同じ）。

※11：A.2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第8条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる（以下、本案において同じ）。

※12：B.3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第8条で定める運転上の制限を満足していることを1.2時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる（以下、本案において同じ）。



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

1. 1号炉および2号炉（続き）				所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※1,2</sup>			確認事項		
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
7. 過大温度ΔT高	第35条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>※1,3</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,4</sup> 。	6時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となつて48時間以内に1回	原子燃料課長および計装係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
8. 過大出力ΔT高	第35条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>※1,3</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,4</sup> 。	6時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。	1ヶ月に1回	原子燃料課長および計装係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
9. 原子炉圧力低	12.73 MPa [gage] 以上	モード1(f)	4 <sup>※1,3</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,4</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未滿にする。	12時間			
10. 原子炉圧力高	16.61 MPa [gage] 以下	モード1および2	4 <sup>※1,3</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,4</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
11. 加圧器水位高	計器スパンの94%以下	モード1(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,4</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未滿にする。	12時間			

※1 3：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスすることができる。この場合バイパスしたチャンネルを動作不能とほみなさない（以下、本案において同じ）。

※1 4：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる（以下、本案において同じ）。

変更後

削除

理由

大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	1. 1号炉および2号炉（続き）										
	機能		設定値	通用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>①</sup>			確認事項		
	12. 1次冷却材流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1 (g)	1ループあたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長
						B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-8未滿にする。	12時間			
		2ループ	定格流量の87%以上	モード1 (h)	1ループあたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
						B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未滿にする。	12時間			
	13. 1次冷却材ポンプ電源電圧低		定格電圧の65%以上	モード1 (f)	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長または電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長および電気係修課長
						B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未滿にする。	12時間			
	14. 1次冷却材ポンプ電源周波数低		57 Hz 以上	モード1 (f)	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長または電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長および電気係修課長
						B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未滿にする。	12時間			
15. 1次冷却材ポンプシャ断器開	1台開	—	モード1 (g)	1次冷却材ポンプ1台あたり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長または電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長	
					B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-8未滿にする。	12時間				
	2台開	—	モード1 (h)	1次冷却材ポンプ1台あたり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長または電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間				
					B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未滿にする。	12時間				
16. 主蒸気給水流差大と蒸気発生水位低の一致	主蒸気給水流差大	定格流量の50%以下	モード1および2	1ループあたり2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長	
					B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				
	蒸気発生器水位低	計器スパンの23%以上	モード1および2	1基あたり2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長	
					B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				
変更後	削除										
	削除										
	削除										
	削除										
	削除										
	削除										
	削除										
	削除										
	削除										
	削除										
理由	大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更										

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

1. 1号炉および2号炉（続き）

機能	設定値	運用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>1)</sup>			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
17. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの11%以上	モード1および2	1基あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示により確認する。	1日に1回	計装係長 当直係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。	12時間			
18. タービントリップ	非常しゃ断油圧低	モード1(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、P-7未満にする。	12時間			
	主蒸気止め弁閉	モード1(f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長または電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、P-7未満にする。	12時間			
19. 非常用炉心冷却系作動	表3-4-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照	モード1および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係長または電気係長は、当該系統を動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長および電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。	12時間			
20. 地震加速度高	水平方向 原子炉補助建屋地下1階床 (EL. 4.9 m) 160 Gal 以下	モード1および2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。	12時間			
	鉛直方向 原子炉補助建屋地下1階床 (EL. 4.9 m) 80 Gal 以下		3						

変更後

削除

理由

大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

1 1号炉および2号炉（続き）									
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※1</sup>		確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
21 インターロック									
a. P-6	中間領域中性子実 7.5×10 <sup>-11</sup> ～ 1.3×10 <sup>-10</sup> A	モード2 (d)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※1</sup>	A.1 計装係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
				B. 条件 A の措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。	12時間			
b. P-7	d 項および e 項参照	モード1 (f)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※1</sup>	A.1 計装係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
				B. 条件 A の措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、P-7 未滿にする。	12時間			
c. P-8	出力領域中性子実定格出力の 35±1.8 %	モード1 (g)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※1</sup>	A.1 計装係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
				B. 条件 A の措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、P-8 未滿にする。	12時間			
d. P-10	出力領域中性子実定格出力の 10±1.8 %	モード1 (h) および2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※1</sup>	A.1 計装係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
				B. 条件 A の措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。	12時間			
e. P-13	タービン第1段後圧力定格出力の 10 %	モード1 (i)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※1</sup>	A.1 計装係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
				B. 条件 A の措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、P-13 未滿にする。	12時間			

※1 5. インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう（以下、本表において同じ）。

変更後

削除

理由

大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

2. 3号炉および4号炉

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項				
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当		
1. 原子炉保護系論理回路 <sup>※1,5</sup>	-	モード1 および2	4系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては、検査のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	1ヶ月に1回 (交互に2系統ずつ)	計装係修課長		
				B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合	B.1 電気係修課長は、当該システムを動作可能な状態にする。	1時間					
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。	12時間					
		モード3(a)、4(a) および5(a)	4系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間				機能検査を実施する。定期検査時	計装係修課長
				B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合	B.1 電気係修課長は、当該システムを動作可能な状態にする。	48時間					
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を閉く。	1時間					
2. 手動原子炉トリップ <sup>※1,7</sup>	-	モード1 および2	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。定期検査時	計装係修課長			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。および B.2 当直課長は、原子炉トリップしや断器を閉く。	12時間 13時間					
				C. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を閉く。	1時間					
		モード3(a)、4(a) および5(a)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			機能検査を実施する。定期検査時	計装係修課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を閉く。	1時間					
				C. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を閉く。	1時間					

変更前

※1.6: モード1および2における原子炉トリップしや断器は、重大事故等対応設備を兼ねる。  
 ※1.7: モード1および2における手動原子炉トリップに必要な設備（原子炉トリップスイッチ）は、重大事故等対応設備を兼ねる。

表3.4-2 原子炉保護系計装

【凡 例】  
 (a) 原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合  
 (b) P-10（出力領域中性子束）インターロック未滿  
 (c) P-6（中間領域中性子束）インターロック以上  
 (d) P-6（中間領域中性子束）インターロック未滿  
 (e) 原子炉トリップしや断器が開放されている場合  
 (f) P-7（低出力原子炉トリップブロック）インターロック以上  
 (g) P-8（出力領域中性子束）インターロック以上  
 (h) P-7（低出力原子炉トリップブロック）インターロック以上とP-8（出力領域中性子束）インターロック未滿  
 (i) P-13（タービン低出力原子炉トリップブロック）インターロック以上  
 (j) 原子炉格納容器内での燃料移動中ではない場合  
 (k) 原子炉格納容器内での燃料移動中ではない場合

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項				
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当		
1. 原子炉保護系論理回路 <sup>※4</sup>	-	モード1 および2	4系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては、検査のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	1ヶ月に2回 (交互に2系統ずつ)	計装係修課長		
				B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合	B.1 電気係修課長は、当該システムを動作可能な状態にする。	1時間					
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。	12時間					
		モード3(a)、4(a) および5(a)	4系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間				機能検査を実施する。定期検査時	計装係修課長
				B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合	B.1 電気係修課長は、当該システムを動作可能な状態にする。	48時間					
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を閉く。	1時間					
2. 手動原子炉トリップ <sup>※5</sup>	-	モード1 および2	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。定期検査時	計装係修課長			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。および B.2 当直課長は、原子炉トリップしや断器を閉く。	12時間 13時間					
				C. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を閉く。	1時間					
		モード3(a)、4(a) および5(a)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			機能検査を実施する。定期検査時	計装係修課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を閉く。	1時間					
				C. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を閉く。	1時間					

※2: 特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。  
 ※3: 「正常な状態であることを確認」とは、定期検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことという（以下、本条において同じ）。  
 ※4: モード1および2における原子炉トリップしや断器は、重大事故等対応設備を兼ねる。  
 ※5: モード1および2における手動原子炉トリップに必要な設備（原子炉トリップスイッチ）は、重大事故等対応設備を兼ねる。

変更後

大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

理由

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※6</sup>			確認事項					
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
3. 出力領域中性子東高	高設定 定格出力の111%以下	モード1および2	4 <sup>※6</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※7</sup> 。	6時間	原子炉熱出力と出力領域中性子東高計装の指示値との差が±2%を超える場合は、4時間以内の出力領域中性子東高計装の指示値を校正する。  設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時 1日に1回	計装係修課長			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間						
	低設定 定格出力の27%以下	モード1(b)および2	4 <sup>※6</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※7</sup> 。	6時間						
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間						
4. 出力領域中性子東高化率高	増加率高 11%定格出力ステップ以下	モード1および2	4 <sup>※6</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※7</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長			
	減少率高 8%定格出力ステップ以下	モード1および2	4 <sup>※6</sup>	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間						
5. 中間領域中性子東高	定格出力の30%以下	モード1(b)および2(c)	2 <sup>※6</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、P-6未満にする。	2時間	設定値確認および機能検査を実施する。  動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	計装係修課長			
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	A.2 当直課長は、P-10以上にする。 B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒の引抜き操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、P-6未満にする。	2時間						
	モード2(d)	2	A. 1または2チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに							

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※6</sup>			確認事項					
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
3. 出力領域中性子東高	高設定 定格出力の111%以下	モード1および2	4 <sup>※6</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※7</sup> 。	6時間	原子炉熱出力と出力領域中性子東高計装の指示値との差が±2%を超える場合は、4時間以内の出力領域中性子東高計装の指示値を校正する。  設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時 1日に1回	計装係修課長			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間						
	低設定 定格出力の27%以下	モード1(b)および2	4 <sup>※6</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※7</sup> 。	6時間						
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間						
4. 出力領域中性子東高化率高	増加率高 11%定格出力ステップ以下	モード1および2	4 <sup>※6</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※7</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長			
	減少率高 8%定格出力ステップ以下	モード1および2	4 <sup>※6</sup>	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間						
5. 中間領域中性子東高	定格出力の30%以下	モード1(b)および2(c)	2 <sup>※6</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、P-6未満にする。 または A.2 当直課長は、P-10以上にする。	2時間	設定値確認および機能検査を実施する。  動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	計装係修課長			
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒の引抜き操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、P-6未満にする。	2時間						
	モード2(d)	2	A. 1または2チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに							

※6 検出器特性検査時、炉内外核計装照会校正時、出力領域中性子東高計装の指示校正時またはモード2での伊物理検査時においては残り3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない(以下、本案において同じ)。

※7 検出器特性検査時、炉内外核計装照会校正時、出力領域中性子東高計装の指示校正時またはモード2での伊物理検査時においては残り3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる(以下、本案において同じ)。

※8 「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計装チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない(以下、本案において同じ)。

※9 制御棒引抜き停止の設定または中間領域中性子東高トリップ設定値の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない(以下、本案において同じ)。

変更前

変更後

理由

大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項							
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当					
2. 3号炉および4号炉（続き） 6. 中性子濃領域中性子束高	2×10 <sup>7</sup> cps 以下	モード2 (d)	2 <sup>※1</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒の引抜き操作を全て中止する。	速やかに	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係課長					
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに								
				モード3 (a)、4 (a) および5 (a)	2 <sup>※1,※2</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合				A.1 計装係課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	4.8時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回 ただしモード6 (k) の場合は、1.2時間に1回	当直課長
				B. 条件Aの措置を完了した時点で達成できない場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間								
				C. 2チャンネルが動作不能である場合	C.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに								
				モード3 (a)、4 (a) および5 (a)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合				A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 当直課長は、停止余裕が第2.0条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	2時間 その後の1.2時間 に1回	速やかに	1日に1回 ただしモード6 (k) の場合は、1.2時間に1回	当直課長
モード6 (j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8.6条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	4時間 その後の1.2時間 に1回										
モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※1,※2,※3</sup> 。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに	速やかに	1日に1回 ただしモード6 (k) の場合は、1.2時間に1回	当直課長							
B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※1,※2,※3</sup> 。 および B.2 当直課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 および B.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	4時間 その後の1.2時間 に1回												
B.2チャンネルが動作不能である場合	B.2 当直課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 および B.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	4時間 その後の1.2時間 に1回												
B.4チャンネルが動作不能である場合	B.4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8.6条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	4時間 その後の1.2時間 に1回												

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項							
条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当									
6. 中性子濃領域中性子束高	2×10 <sup>7</sup> cps 以下	モード2 (d)	2 <sup>※1</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒の引抜き操作を全て中止する。	速やかに	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係課長					
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに								
				モード3 (a)、4 (a) および5 (a)	2 <sup>※1,※2,※3</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合				A.1 計装係課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	4.8時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回 ただしモード6 (k) の場合は、1.2時間に1回	当直課長
				B. 条件Aの措置を完了した時点で達成できない場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間								
				C. 2チャンネルが動作不能である場合	C.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに								
				モード3 (a)、4 (a) および5 (a)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合				A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 当直課長は、停止余裕が第2.0条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	2時間 その後の1.2時間 に1回	速やかに	1日に1回 ただしモード6 (k) の場合は、1.2時間に1回	当直課長
モード6 (j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8.6条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	4時間 その後の1.2時間 に1回										
モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※1,※2,※3</sup> 。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに	速やかに	1日に1回 ただしモード6 (k) の場合は、1.2時間に1回	当直課長							
B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※1,※2,※3</sup> 。 および B.2 当直課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 および B.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8.6条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	4時間 その後の1.2時間 に1回												
B.2チャンネルが動作不能である場合	B.2 当直課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 および B.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	4時間 その後の1.2時間 に1回												
B.4チャンネルが動作不能である場合	B.4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第8.6条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	4時間 その後の1.2時間 に1回												

※1 0.「中領域中性子束高」2チャンネルが動作不能であることを条件に、P-Rリセット時には、2チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とみなさない（以下、本案において同じ）。

※2 1.「中領域中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間以内に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とみなさない（以下、本案において同じ）。

※3 2.「格納中の燃料を貯蔵槽に移すことを知らせるものではない（以下、本案において同じ）。

※4 3.A.2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第8.6条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる（以下、本案において同じ）。

※5 4.B.3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第8.6条で定める運転上の制限を満足していることを1.2時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる（以下、本案において同じ）。

変更前

変更後

理由

大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

2. 3号炉および4号炉（続き）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※</sup>		完了時間	確認事項				
				条件	措置		項目	頻度	担当		
7. 過大温度ΔT高	第35条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>※1,2</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。 B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取扱後、原子炉熱出力が70%以上となつて48時間以内に1回	1ヶ月に1回	原子燃料課長および計装係修課長	
8. 過大出力ΔT高	第35条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>※1,2</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。 B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。	設定値確認および機能検査を実施する。動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	1日に1回	計装係修課長 当直課長
9. 原子炉圧力低	12.73 MPa[gage]以上	モード1(f)	4 <sup>※1,2</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	1日に1回	計装係修課長 当直課長	
10. 原子炉圧力高	16.61 MPa[gage]以下	モード1および2	4 <sup>※1,2</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。 B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	1日に1回	計装係修課長 当直課長	
11. 加圧器水位高	計器スパンの94%以下	モード1(f)	4 <sup>※1,2</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	1日に1回	計装係修課長 当直課長	

変更後

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※</sup>		完了時間	確認事項				
				条件	措置		項目	頻度	担当		
7. 過大温度ΔT高	第35条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>※1,2</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。 B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取扱後、原子炉熱出力が70%以上となつて48時間以内に1回	1ヶ月に1回	原子燃料課長および計装係修課長	
8. 過大出力ΔT高	第35条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>※1,2</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。 B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。	設定値確認および機能検査を実施する。動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	1日に1回	計装係修課長 当直課長
9. 原子炉圧力低	12.73 MPa[gage]以上	モード1(f)	4 <sup>※1,2</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	1日に1回	計装係修課長 当直課長	
10. 原子炉圧力高	16.61 MPa[gage]以下	モード1および2	4 <sup>※1,2</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。 B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	1日に1回	計装係修課長 当直課長	
11. 加圧器水位高	計器スパンの94%以下	モード1(f)	4 <sup>※1,2</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	1日に1回	計装係修課長 当直課長	

※1.5: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスすることができる。この場合バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない（以下、本条において同じ）。

※1.6: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。（以下、本条において同じ）。

理由

大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

2. 3号炉および4号炉（続き）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※</sup>			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
12. 1次冷却材流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1 (g)	1ループあたり4 <sup>※1,2</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。  動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	計装係修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-8未満にする。	12時間			
	2ループ	定格流量の87%以上	モード1 (h)	1ループあたり4 <sup>※1,2</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。	6時間			
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間			
13. 1次冷却材ポンプ回転数低	定格回転数の92.6%以上	モード1 (f)	4 <sup>※1,2</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間				

変更後

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※</sup>			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
12. 1次冷却材流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1 (g)	1ループあたり4 <sup>※1,2</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。  動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-8未満にする。	12時間			
	2ループ	定格流量の87%以上	モード1 (h)	1ループあたり4 <sup>※1,2</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。	6時間			
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間			
13. 1次冷却材ポンプ回転数低	定格回転数の92.6%以上	モード1 (f)	4 <sup>※1,2</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間				

理由

大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

2. 3号炉および4号炉（続き）										
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
14. 蒸気発生器水位低	計器スパンの11%以上	モード1および2	1基あたり4 <sup>※2.3</sup>	A. 1チャンネル(パイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※2.4</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。動作不能でないことを指示により確認する。	1日に1回	計装係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				当直課長
15. タービントリップ	非常しゃ断油圧低 6.4 MPa(gage)以上	モード1(f)	4 <sup>※2.3</sup>	A. 1チャンネル(パイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※2.4</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未測にする。	12時間				
主蒸気止め弁閉	-	モード1(f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長または電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未測にする。	12時間				
16. 非常用炉心冷却系作動	表3.4-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照。	モード1および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係長または電気係長は、当該系統を動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長および電気係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				
17. 地震加速度高	水平方向	原子炉周辺建屋地下1階床 (EL. 3.5 m) 160 Gal 以下	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				
				原子炉周辺建屋3階床 (EL. 26.0 m) 440 Gal 以下	3					
鉛直方向	原子炉周辺建屋地下1階床 (EL. 3.5 m) 80 Gal 以下	3	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				

大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更										
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
14. 蒸気発生器水位低	計器スパンの11%以上	モード1および2	1基あたり4 <sup>※2.3</sup>	A. 1チャンネル(パイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※2.4</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。動作不能でないことを指示により確認する。	1日に1回	計装係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				当直課長
15. タービントリップ	非常しゃ断油圧低 6.4 MPa(gage)以上	モード1(f)	4 <sup>※2.3</sup>	A. 1チャンネル(パイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※2.4</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未測にする。	12時間				
主蒸気止め弁閉	-	モード1(f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長または電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未測にする。	12時間				
16. 非常用炉心冷却系作動	表3.4-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照。	モード1および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係長または電気係長は、当該系統を動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長および電気係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				
17. 地震加速度高	水平方向	原子炉周辺建屋地下1階床 (EL. 3.5 m) 160 Gal 以下	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				
				原子炉周辺建屋3階床 (EL. 26.0 m) 440 Gal 以下	3					
鉛直方向	原子炉周辺建屋地下1階床 (EL. 3.5 m) 80 Gal 以下	3	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				

変更前

変更後

理由

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

2. 3号炉および4号炉（続き）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※1</sup>			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
18 インターロック										
a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{11} \sim 1.3 \times 10^{10}$ A	モード2 (d)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※1.5</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長	
b. P-7	d項およびe項参照	モード1 (f)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※1.5</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	1時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長	
c. P-8	出力領域中性子束定格出力の35 $\pm 1.8\%$	モード1 (g)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※1.5</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、P-8未満にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長	
d. P-10	出力領域中性子束定格出力の10 $\pm 1.8\%$	モード1 (b)および2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※1.5</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長	
e. P-13	タービン第1段圧力定格出力の10%	モード1 (i)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※1.5</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、P-13未満にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長	

変更後

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
18 インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{11} \sim 1.3 \times 10^{10}$ A	モード2 (d)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※1.7</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長
b. P-7	d項およびe項参照	モード1 (f)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※1.7</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	1時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長
c. P-8	出力領域中性子束定格出力の35 $\pm 1.8\%$	モード1 (g)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※1.7</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、P-8未満にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長
d. P-10	出力領域中性子束定格出力の10 $\pm 1.8\%$	モード1 (b)および2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※1.7</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長
e. P-13	タービン第1段圧力定格出力の10%	モード1 (i)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※1.7</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、P-13未満にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長

※1.7 インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が顕微鏡した場合を含む）をいう。（以下、本条において同じ）。

大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

理由

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

表 3-4-3 工学的安全施設等作動計表

【凡 例】

- (a) P-11（加圧器圧力）インターロック以上
- (b) 全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く
- (c) P-12（1次冷却材平均温度）インターロックを超える場合
- (d) 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く
- (e) P-11（加圧器圧力）インターロック未滿

1. 1号炉および2号炉

機 能	設定値	適 用 モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※1</sup>		確認事項				
				条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
1. 非常用炉心冷却系										
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 <sup>※1,5</sup>	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係修課長または電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間				
b. 手動起動	—	モード1、2、3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間				
c. 原子炉格納容器圧力高	9.4 kPa[gage]以下	モード1、2および3	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長 および 電気係修課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長	
d. 原子炉圧力低	12.04 MPa[gage]以上	モード1、2および3(a)	4 <sup>※1,3</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,4</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長 および 電気係修課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長	

※1 8：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない（以下、本案において同じ）。

変  
更  
前

変  
更  
後

削除

理  
由

大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>①②</sup>		完了時間	確認事項			
					条件	措置		項目	頻度	担当	
e.	主蒸気ライン差圧高	0.94 MPa 以下	モード1、2 および3	各主蒸気ライン毎に3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長および電気係長	
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。 B.2 当直係長は、モード4にする。	12時間 36時間				
f.	主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または1次冷却材平均温度異常低の一致	定格流量の50%以下(20%出力以下時)	モード1、2 および3 (c)	各主蒸気ライン毎に2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直係長	
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。 B.2 当直係長は、モード4にする。	12時間 36時間				
		定格流量の120%以下(定格出力時)		4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	1日に1回	計装係長および電気係長	
		主蒸気ライン圧力低			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。 B.2 当直係長は、モード4にする。	12時間 36時間				
		主蒸気ライン圧力低		3.35 MPa[gage]以上	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直係長
		1次冷却材平均温度異常低		287.4℃以上		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。 B.2 当直係長は、モード4にする。	12時間 36時間			

変更後

削除

理由

大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

1. 1号炉および2号炉（続き）				所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
2. 原子炉格納容器スプレイ系									
a. 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 <sup>※1※</sup>	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係長または電気係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。 B.2 当直係長は、モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動起動	機能3. 原子炉格納容器隔離		b. 原子炉格納容器隔離B	手動起動を参照。					
c. 原子炉格納容器圧力異常高	21.9 kPa[gage] 以下	モード1、2および3	4 <sup>※1※</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※14</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長および電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。および B.2 当直係長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直係長

変更後

削除

理由

大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	1. 1号炉および2号炉（続き）									
	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
3. 原子炉格納容器隔離										
a. 原子炉格納容器隔離A										
(1)	原子炉格納容器隔離A 作動論理回路	—	モード1、2、 3および4	2系統 <sup>※1</sup>	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計測係長または電気係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。 および B.2 当直係長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2)	手動起動	—	モード1、2、 3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電室長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。 および B.2 当直係長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(3)	非常用炉心冷却系作動	機能1 非常用炉心冷却系を参照。								
変更後	削除									
理由	大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

1. 1号炉および2号炉（続き）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
b. 原子炉格納容器隔離B									
(1) 原子炉格納容器隔離B 作動論理回路	—	モード1、2、 3および4	2系統 <sup>※1</sup>	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係長または電気係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。 および B.2 当直係長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 手動起動	—	モード1、2、 3および4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	46時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電室長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。 および B.2 当直係長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(3) 原子炉格納容器圧力異常 機能2. 原子炉格納容器スプレイ系 c. 原子炉格納容器圧力異常高を参照。									

変更後

削除

理由

大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

1. 1号炉および2号炉（続き）				所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
c. 原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離									
(1) 原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 <sup>※1</sup>	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係長または電気係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直係長は、モード3にする。 B.2 当直係長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電室長
(2) 原子炉格納容器隔離A	機能3	原子炉格納容器隔離 a	原子炉格納容器隔離Aを参照。						
(3) 非常用高圧母線低電圧	定格電圧の70.8%以上	モード1、2、3および4	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係長または電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直係長は、モード3にする。 B.2 当直係長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気係長
d. 原子炉格納容器換気空調隔離									
(1) 原子炉格納容器換気空調隔離作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 <sup>※1</sup>	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係長または電気係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直係長は、モード3にする。 B.2 当直係長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係長
(2) 手動起動	原子炉格納容器隔離A手動起動 原子炉格納容器隔離B手動起動	機能3	原子炉格納容器隔離 a. 原子炉格納容器隔離A (2)手動起動を参照。 b. 原子炉格納容器隔離B (2)手動起動を参照。						
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1	非常用炉心冷却系を参照。							

変更後

削除

理由

大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

1. 1号炉および2号炉（続き）									
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※</sup>			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
d. 主蒸気ライン隔離	—	モード 1、2 (b) および 3 (b)	2系統 <sup>※1</sup>	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係長または電気係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係長
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	—	モード 1、2 (b) および 3 (b)	2系統 <sup>※1</sup>	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係長
b. 手動起動	—	モード 1、2 (b) および 3 (b)	各主蒸気ライン毎に1	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係長
c. 原子炉格納容器圧力異常	機能2 原子炉格納容器スプレイ系 c. 原子炉格納容器圧力異常を参照。	モード 1、2 (b) および 3 (b)	機能2 原子炉格納容器スプレイ系 c. 原子炉格納容器圧力異常を参照。	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係長
d. 主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または1次冷却材平均温度異常低の一致	主蒸気ライン流量高 主蒸気ライン圧力低 1次冷却材平均温度異常低	機能1 非常用炉心冷却系 f. 主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または1次冷却材平均温度異常低の一致を参照。	モード 1、2 (b) および 3 (b)	機能1 非常用炉心冷却系 f. 主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または1次冷却材平均温度異常低の一致を参照。					

変更後

削除

理由

大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	1. 1号炉および2号炉（続き）									
	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
	5. 給水隔離									
	a. 給水隔離作動論理回路	—	モード1、2 (d) および3 (d)	2系統 <sup>※1*</sup>	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係長または電気係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。 B.2 当直係長は、モード4にする。	12時間 36時間			
	b. 蒸気発生器水位異常	計器スパンの77%以下	モード1、2 (d) および3 (d)	1基あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長および電気係長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。 B.2 当直係長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直係長
	c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照。								
	d. 1次冷却材平均温度と原子炉リップの一致	1次冷却材平均温度 293.6℃以上 1次冷却材平均温度 度低	モード1、2 (d) および3 (d)	4 <sup>※1,3</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1*</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長および電気係長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直係長は、モード3にする。 B.2 当直係長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直係長
	原子炉リップ	表3.4-2. 原子炉保護系計装を参照。								
変更後	削除									
理由	大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

1. 1号炉および2号炉（続き）				所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※19</sup>			確認事項		
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. インターロック									
a. P-11	加圧器圧力 13.24 MPa[gage]	モード1、2 および3(a)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※19</sup>	A.1 計装係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
					B.2 当直課長は、モード4にする。	36時間			
b. P-12	1次冷却材 平均温度 289.4℃	モード1、2 および3(c)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※19</sup>	A.1 計装係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
					B.2 当直課長は、モード4にする。	36時間			

※19：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう（以下、本案において同じ）。

変更後

削除

理由

大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

2. 3号炉および4号炉		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※</sup>		完了時間	項目	確認事項	
機能	条件				措置	頻度			担当	
1 非常用炉心冷却系										
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 <sup>※1,2</sup>	A 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係保課長または電気係保課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係保課長	
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間				
b. 手動起動	—	モード1、2、3および4	2	A 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係保課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係保課長	
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間				
c. 原子炉格納容器圧力高	48 kPa[gage]以下	モード1、2および3	4 <sup>※1,2</sup>	A 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装係保課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係保課長 および 電気係保課長	
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長	
d. 原子炉圧力低	12.04 MPa[gage]以上	モード1、2および3(a)	4 <sup>※1,2</sup>	A 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装係保課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係保課長 および 電気係保課長	
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長	
e. 主蒸気ライン圧力低	3.35 MPa[gage]以上	モード1、2および3(a)	各主蒸気ライン毎に4 <sup>※1,2</sup>	A 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装係保課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係保課長 および 電気係保課長	
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長	

変更後

表3.4-3 工学的安全施設等作動計装

【凡 例】

- (a) P-11（加圧器圧力）インターロック以上
- (b) 全主蒸気隔離弁が開閉している場合は除く
- (c) 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が開閉または隔離されている場合は除く
- (d) P-11（加圧器圧力）インターロック未満

2. 3号炉および4号炉		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※</sup>		完了時間	項目	確認事項	
機能	条件				措置	頻度			担当	
1 非常用炉心冷却系										
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 <sup>※1,2</sup>	A 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係保課長または電気係保課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係保課長	
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間				
b. 手動起動	—	モード1、2、3および4	2	A 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係保課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係保課長	
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間				
c. 原子炉格納容器圧力高	48 kPa[gage]以下	モード1、2および3	4 <sup>※1,2</sup>	A 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装係保課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係保課長 および 電気係保課長	
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長	
d. 原子炉圧力低	12.04 MPa[gage]以上	モード1、2および3(a)	4 <sup>※1,2</sup>	A 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装係保課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係保課長 および 電気係保課長	
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長	
e. 主蒸気ライン圧力低	3.35 MPa[gage]以上	モード1、2および3(a)	各主蒸気ライン毎に4 <sup>※1,2</sup>	A 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装係保課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,2</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係保課長 および 電気係保課長	
				B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長	

※1.8：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない（以下、本案において同じ）。

理由

大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

2. 3号炉および4号炉（続き）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>		完了時間	確認事項		
				条件	措置		項目	頻度	担当
2. 原子炉格納容器スプレイス作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 <sup>※1,5</sup>	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係修課長または電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長
				B. 条件Aの措置を完了期限内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動起動	—	モード1、2、3および4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電室長
				B. 条件Aの措置を完了期限内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
c. 原子炉格納容器圧力異常	205 kPa [gage] 以下	モード1、2および3	4 <sup>※1,5</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装係修課長または電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,5</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長および電気係修課長
				B. 条件Aの措置を完了期限内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指	1日に1回	当直課長

変更後

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>		完了時間	確認事項		
				条件	措置		項目	頻度	担当
2. 原子炉格納容器スプレイス作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 <sup>※1,5</sup>	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係修課長または電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長
				B. 条件Aの措置を完了期限内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動起動	—	モード1、2、3および4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電室長
				B. 条件Aの措置を完了期限内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
c. 原子炉格納容器圧力異常	205 kPa [gage] 以下	モード1、2および3	4 <sup>※1,5</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>※1,5</sup> 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長および電気係修課長
				B. 条件Aの措置を完了期限内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指	1日に1回	当直課長

理由

大飯発電所 1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※</sup>			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
2-3号炉および4号炉（続き）									
3 原子炉格納容器隔離									
a 原子炉格納容器隔離A									
(1) 原子炉格納容器隔離A 作動論理回路	—	モード1、2、3 および4	2系統 <sup>※1,2</sup>	A 1系統が動作不能である場合 B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 および	A 1 計装係修課長または電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B 1 当直課長は、モード3にする。 および B 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長
(2) 手動起動	—	モード1、2、3 および4	2	A 1チャンネルが動作不能である場合 B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 および	A 1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B 1 当直課長は、モード3にする。 および B 2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電室長
(3) 非常用炉心冷却系作動 機能1. 非常用炉心冷却系を参照。									
b 原子炉格納容器隔離B									
(1) 原子炉格納容器隔離B 作動論理回路	—	モード1、2、3 および4	2系統 <sup>※1,2</sup>	A 1系統が動作不能である場合 B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 および	A 1 計装係修課長または電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B 1 当直課長は、モード3にする。 および B 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長
(2) 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系	モード1、2、3 および4	2	A 1チャンネルが動作不能である場合 B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 および	A 1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B 1 当直課長は、モード3にする。 および B 2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電室長
(3) 原子炉格納容器圧力異常高 機能2. 原子炉格納容器スプレイ系 c. 原子炉格納容器圧力異常高を参照。									
変更前									
3 原子炉格納容器隔離									
a 原子炉格納容器隔離A									
(1) 原子炉格納容器隔離A 作動論理回路	—	モード1、2、3 および4	2系統 <sup>※1,2</sup>	A 1系統が動作不能である場合 B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 および	A 1 計装係修課長または電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B 1 当直課長は、モード3にする。 および B 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長
(2) 手動起動	—	モード1、2、3 および4	2	A 1チャンネルが動作不能である場合 B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 および	A 1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B 1 当直課長は、モード3にする。 および B 2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電室長
(3) 非常用炉心冷却系作動 機能1. 非常用炉心冷却系を参照。									
b 原子炉格納容器隔離B									
(1) 原子炉格納容器隔離B 作動論理回路	—	モード1、2、3 および4	2系統 <sup>※1,2</sup>	A 1系統が動作不能である場合 B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 および	A 1 計装係修課長または電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B 1 当直課長は、モード3にする。 および B 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長
(2) 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系	モード1、2、3 および4	2	A 1チャンネルが動作不能である場合 B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 および	A 1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B 1 当直課長は、モード3にする。 および B 2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電室長
(3) 原子炉格納容器圧力異常高 機能2. 原子炉格納容器スプレイ系 c. 原子炉格納容器圧力異常高を参照。									
変更後									
理由									
大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

2. 3号炉および4号炉（続き）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>2)</sup>		完了時間	確認事項		
				条件	措置		項目	頻度	担当
c. 原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離									
(1) 原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離動作論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 <sup>1)</sup>	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係修課長または電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電室長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 原子炉格納容器隔離A	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 原子炉格納容器隔離Aを参照。								
(3) 非常用高圧母線低電圧	定格電圧の69.0%以上	モード1、2、3および4	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長または電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
d. 原子炉格納容器換気空調隔離									
(1) 原子炉格納容器換気空調隔離動作論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 <sup>1)</sup>	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係修課長または電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 手動起動	・原子炉格納容器スプレィ手動起動 ・原子炉格納容器隔離A手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレィ系 b. 手動起動を参照。							
		機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 原子炉格納容器隔離A (2)手動起動を参照。							
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照。								

変更前

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>2)</sup>		完了時間	確認事項		
				条件	措置		項目	頻度	担当
c. 原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離									
(1) 原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離動作論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 <sup>1)</sup>	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係修課長または電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電室長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 原子炉格納容器隔離A	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 原子炉格納容器隔離Aを参照。								
(3) 非常用高圧母線低電圧	定格電圧の69.0%以上	モード1、2、3および4	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装係修課長または電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
d. 原子炉格納容器換気空調隔離									
(1) 原子炉格納容器換気空調隔離動作論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 <sup>1)</sup>	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係修課長または電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 手動起動	・原子炉格納容器スプレィ手動起動 ・原子炉格納容器隔離A手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレィ系 b. 手動起動を参照。							
		機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 原子炉格納容器隔離A (2)手動起動を参照。							
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照。								

変更後

大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

理由

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

2. 3号炉および4号炉（続き）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>1)</sup>			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
4. 主蒸気ライン隔離										
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	—	モード1、2 (b) および3 (b)	2系統 <sup>1)2)</sup>	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長または電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長	
b. 手動起動	—	モード1、2 (b) および3 (b)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	48時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長	
c. 原子炉格納容器圧力異常	138 kPa [gage] 以下	モード1、2 (b) および3 (b)	4 <sup>1)3)</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>1)4)</sup> 。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長 および 電気係修課長	
d. 主蒸気ライン圧力低	3.35 MPa [gage] 以上	モード1、2 (b) および3 (a) (b)	各主蒸気ライン毎に4 <sup>1)3)</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>1)4)</sup> 。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長 および 電気係修課長	
e. 主蒸気ライン圧力減少率	0.87 MPa ステップ以下	モード3 (b) (e)	各主蒸気ライン毎に4 <sup>1)3)</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>1)4)</sup> 。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長 および 電気係修課長	

変更後

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>1)</sup>			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
4. 主蒸気ライン隔離										
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	—	モード1、2 (b) および3 (b)	2系統 <sup>1)2)</sup>	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長または電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長	
b. 手動起動	—	モード1、2 (b) および3 (b)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	A.1 電気係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	48時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長	
c. 原子炉格納容器圧力異常	138 kPa [gage] 以下	モード1、2 (b) および3 (b)	4 <sup>1)3)</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>1)4)</sup> 。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長 および 電気係修課長	
d. 主蒸気ライン圧力低	3.35 MPa [gage] 以上	モード1、2 (b) および3 (a) (b)	各主蒸気ライン毎に4 <sup>1)3)</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>1)4)</sup> 。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長 および 電気係修課長	
e. 主蒸気ライン圧力減少率	0.87 MPa ステップ以下	モード3 (b) (d)	各主蒸気ライン毎に4 <sup>1)3)</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>1)4)</sup> 。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長 および 電気係修課長	

理由

大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

2. 3号炉および4号炉（続き）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>1)2)</sup>		完了時間	確認事項			
				変 件	措 置		項 目	頻 度	担 当	
5. 給水隔離										
a. 給水隔離作動論理回路	—	モード1、2 (d) および3 (d)	2系統 <sup>1)1.5)</sup>	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係修課長または電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長	
b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの77%以下	モード1、2 (d) および3 (d)	1基あたり4 <sup>1)1.5)</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>1)1.5)</sup> 。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長および電気係修課長	
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照。									
d. 1次冷却材平均温度低 と原子炉トリップの数	1次冷却材平均温度 293.6℃以上 床底度低	モード1、2 (d) および3 (d)	4 <sup>1)1.5)</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>1)1.5)</sup> 。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長および電気係修課長	
原子炉トリップ	表3-4-2 原子炉保護系計装を参照。								1日に1回	当直課長

変更後

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>1)2)</sup>		完了時間	確認事項			
				変 件	措 置		項 目	頻 度	担 当	
5. 給水隔離										
a. 給水隔離作動論理回路	—	モード1、2 (c) および3 (c)	2系統 <sup>1)1.5)</sup>	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 計装係修課長または電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長	
b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの77%以下	モード1、2 (c) および3 (c)	1基あたり4 <sup>1)1.5)</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>1)1.5)</sup> 。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長および電気係修課長	
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照。									
d. 1次冷却材平均温度低 と原子炉トリップの数	1次冷却材平均温度 293.6℃以上 床底度低	モード1、2 (c) および3 (c)	4 <sup>1)1.5)</sup>	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	A.1 計装係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする <sup>1)1.5)</sup> 。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長および電気係修課長	
原子炉トリップ	表3-4-2 原子炉保護系計装を参照。								1日に1回	当直課長

理由

大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

2. 3号炉および4号炉（続き）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※19</sup>			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
6. インターロック										
a. P-11	加圧器圧力 13.24 MPa[gage]	モード1、2 および3 (a)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※19</sup> B. 条件Aの措置を完了期限内に達成できない場合	A.1 計装係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直係長は、モード3にする。 B.2 当直係長は、モード4にする。	1時間 1.2時間 3.6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長	

変更後

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※19</sup>			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
6. インターロック										
a. P-11	加圧器圧力 13.24 MPa[gage]	モード1、2 および3 (a)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※19</sup> B. 条件Aの措置を完了期限内に達成できない場合	A.1 計装係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直係長は、モード3にする。 B.2 当直係長は、モード4にする。	1時間 1.2時間 3.6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長	

※19：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が顕著した場合を含む）をいう（以下、本表において同じ）。

理由

大飯発電所1，2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

表34-4 事故時監視計装

項目	機能	適用モード	所要チャンネル数	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1次冷却系計装 <sup>※2.1</sup>	1次冷却材圧力（広域）	モード1、2 および3	2	A 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A 1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
	1次冷却材温度（広域）（高温側）		4						
	1次冷却材温度（広域）（低温側）		4						
	加圧器水位		2						
化学体積制御系計装 <sup>※2.1</sup>	ほう殿タンク水位	2	各ライン2	B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 計装係長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
	主蒸気ライン圧力	2							
	補助復水タンク水位（1号炉および2号炉）	1							
	復水ピット水位（3号炉および4号炉）	2							
燃料取替用水系計装 <sup>※2.1</sup>	高気発生器水位（広域）	4	各S G 2	C 1つの機能が動作不能である場合	C 1 計装係長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または、代替の監視手段を確保する。	10日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
	高気発生器水位（狭域）	4							
	補助給水流量	4							
	燃料取替用水タンク水位（1号炉および2号炉）	2							
原子炉格納容器関連計装 <sup>※2.1</sup>	燃料取替用水ピット水位	2	各ライン2	B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 計装係長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
	格納容器サブB水位（広域）（1号炉および2号炉）	2							
	格納容器サブB水位（狭域）（1号炉および2号炉）	2							
	格納容器再循環サブ水位（広域）（3号炉および4号炉）	2							
原子炉補機冷却系計装 <sup>※2.1</sup>	格納容器再循環サブ水位（狭域）（3号炉および4号炉）	2	各S G 2	C 1つの機能が動作不能である場合	C 1 計装係長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または、代替の監視手段を確保する。	10日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
	格納容器内圧力	2							
	格納容器内温度	2							
	格納容器高レンジエアモニタ（低レンジ）	2							
原子炉補機冷却系計装 <sup>※2.1</sup>	格納容器高レンジエアモニタ（高レンジ）	2	各S G 2	D 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D 1 当直課長は、モード3にする。 D 2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
	原子炉補機冷却水サージタンク水位（1号炉および2号炉）	2							
	原子炉補機冷却水サージタンク水位（3号炉および4号炉）	2							
	制御用空気系計装	2							
非常用炉心冷却系計装 <sup>※2.1</sup>	制御用空気圧力（1号炉および2号炉）	2	各S G 2	D 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D 1 当直課長は、モード3にする。 D 2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
	非常用炉心冷却系計装	2							
	低圧安全注入流量	2	2						

※2.0：チャンネル毎、機能毎に個別の条件が適用される。  
 ※2.1：3号炉および4号炉の各計装は、重大事故等対処設備を兼ねる  
 3号炉または4号炉の各計装が動作不能時は、第90条（表90-16）の運転上の制限も確認する。

変更後

表34-4 事故時監視計装

項目	機能	適用モード	所要チャンネル数	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1次冷却系計装 <sup>※2.1</sup>	1次冷却材圧力（広域）	モード1、2 および3	2	A 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A 1 計装係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
	1次冷却材温度（広域）（高温側）		4						
	1次冷却材温度（広域）（低温側）		4						
	加圧器水位		2						
化学体積制御系計装 <sup>※2.1</sup>	ほう殿タンク水位	2	各ライン2	B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 計装係長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
	主蒸気ライン圧力	2							
	燃料取替用水ピット水位	2							
	燃料取替用水タンク水位（1号炉および2号炉）	1							
燃料取替用水系計装 <sup>※2.1</sup>	高気発生器水位（広域）	4	各S G 2	C 1つの機能が動作不能である場合	C 1 計装係長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または、代替の監視手段を確保する。	10日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
	高気発生器水位（狭域）	4							
	補助給水流量	4							
	燃料取替用水ピット水位	2							
原子炉格納容器関連計装 <sup>※2.1</sup>	燃料取替用水ピット水位	2	各ライン2	B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B 1 計装係長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
	格納容器再循環サブ水位（広域）	2							
	格納容器再循環サブ水位（狭域）	2							
	格納容器内圧力	2							
原子炉補機冷却系計装 <sup>※2.1</sup>	格納容器内温度	2	各S G 2	D 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D 1 当直課長は、モード3にする。 D 2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
	格納容器高レンジエアモニタ（低レンジ）	2							
	格納容器高レンジエアモニタ（高レンジ）	2							
	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2							
制御用空気系計装	制御用空気圧力	2	各S G 2	D 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D 1 当直課長は、モード3にする。 D 2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
	非常用炉心冷却系計装	2							
	低圧安全注入流量	2	2						

※2.0：チャンネル毎、機能毎に個別の条件が適用される。  
 ※2.1：各計装は、重大事故等対処設備を兼ねる  
 各計装が動作不能時は、第90条（表90-16）の運転上の制限も確認する。

理由

大飯発電所 1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

表3.4-5 ディーゼル発電機起動計装

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>注2</sup>			確認事項		
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. ディーゼル発電機起動論理回路	—	—	モード1、2、3 および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電室長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
2. 非常用高圧母線低電圧	定格電圧の70.8%以上	定格電圧の69.0%以上	モード1、2、3、4、5、6および照射済燃料移動中	所要の母線あたり3	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気保修課長
					B. 1母線あたり2チャンネル以上が動作不能である場合	B.1 電気保修課長は、1母線あたり2チャンネルを動作可能な状態にする。	2時間			
					C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
3. 非常用炉心冷却系作動	表3.4-3 機能1 非常用炉心冷却系を参照。									

変更後

表3.4-5 ディーゼル発電機起動計装

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>注2</sup>			確認事項		
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. ディーゼル発電機起動論理回路	—	—	モード1、2、3 および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電室長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
2. 非常用高圧母線低電圧	定格電圧の69.0%以上	定格電圧の69.0%以上	モード1、2、3、4、5、6および照射済燃料移動中	所要の母線あたり3	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気保修課長
					B. 1母線あたり2チャンネル以上が動作不能である場合	B.1 電気保修課長は、1母線あたり2チャンネルを動作可能な状態にする。	2時間			
					C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
3. 非常用炉心冷却系作動	表3.4-3 機能1 非常用炉心冷却系を参照。									

理由

大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

表 3-4-6 中央制御室非常用循環系計装

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※1</sup>			確認事項		
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	—	—	モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 <sup>※2</sup>	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統	A. 1系統または1チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統またはチャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気保修課長
2. 手動起動（3号炉および4号炉）	—	—			B. 2系統または2チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該系統またはチャンネルを動作可能な状態にする。	10日			
					C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに			
					D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 または D.2 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する <sup>※3</sup> 。	速やかに			
3. 非常用炉心冷却系作動	表 3-4-3 機能 1 非常用炉心冷却系を参照									

※2.2. 1号炉および2号炉については、「使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中」は適用されない。

変更後

表 3-4-6 中央制御室非常用循環系計装

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※1</sup>			確認事項		
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	—	—	モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統	A. 1系統または1チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統またはチャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気保修課長
2. 手動起動	—	—			B. 2系統または2チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該系統またはチャンネルを動作可能な状態にする。	10日			
					C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに			
					D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 または D.2 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する <sup>※2</sup> 。	速やかに			
3. 非常用炉心冷却系作動	表 3-4-3 機能 1 非常用炉心冷却系を参照									

大飯発電所 1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

理由

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

表3.4-7 中央制御室外原子炉停止装置  
1号炉および2号炉

機 能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 <sup>※1</sup>			確認事項		
		条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
電動補助給水ポンプ 充てん/高圧注入ポンプ ほう酸ポンプ 加圧器後継ヒータ 抽出オリフース隔離弁 放射性機器冷却水ポンプ 非放射性機器冷却水ポンプ 海水ポンプ	モード1、2および3	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能が動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
加圧器水位計 原子炉圧力計 蒸気発生器水位計 主蒸気ライン圧力計	モード1、2および3	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長

※2.3：機能毎に個別の条件が適用される。

変  
更  
前

削除

変  
更  
後

理  
由

大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

2-3号炉および4号炉

機 能	通用モード	機能を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
		条 件	指 遣	完了時間	項 目	頻 度	担 当
ほう殿ポンプ	モード1、2および3	A 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係課長
		B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
充てんポンプ 加圧器後継ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉種機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3および4	A 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係課長
		B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
余熱除去ポンプ	モード4	A 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係課長
		B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード5にする。	56時間			
加圧器圧力	モード1、2および3	A 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係課長
		B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
加圧器水位 蒸気発生器水位（広域） 主蒸気圧力	モード1、2、3および4	A 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係課長
		B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
中性子束（中性子源領域）	モード2（P-6インタロック未満）、3および4	A 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係課長
		B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			

変更後

表3-4-7 中央制御室外原子炉停止装置

機 能	通用モード	機能を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
		条 件	指 遣	完了時間	項 目	頻 度	担 当
ほう殿ポンプ	モード1、2および3	A 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気係課長
		B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
充てんポンプ 加圧器後継ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉種機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3および4	A 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係課長
		B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
余熱除去ポンプ	モード4	A 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係課長
		B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード5にする。	56時間			
加圧器圧力	モード1、2および3	A 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係課長
		B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
加圧器水位 蒸気発生器水位（広域） 主蒸気圧力	モード1、2、3および4	A 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係課長
		B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
中性子束（中性子源領域）	モード2（P-6インタロック未満）、3および4	A 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係課長
		B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			

※2-2 機能毎に個別の条件が適用される。

理 由

大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

2. 3号炉および4号炉

機 能	通用モード	機能を満足できない場合の措置 <sup>2.2.2</sup>			確認事項		
		条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
1次冷却材圧力（広域）	モード3および4	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係課長
1次冷却材温度（広域）（低温側）			B.1 当直課長は、モード5にする。	56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長

変更後

機 能	通用モード	機能を満足できない場合の措置 <sup>2.2.2</sup>			確認事項		
		条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
1次冷却材圧力（広域）	モード3および4	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係課長
1次冷却材温度（広域）（低温側）			B.1 当直課長は、モード5にする。	56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長

理由

大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由												
<p>(DNB比)</p> <p>第 35 条 モード1において、DNB比は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. DNB比が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1において、12時間に1回、1次冷却材温度差、1次冷却材平均温度および1次冷却材圧力が、図35に示す過大温度ΔT高および過大出力ΔT高トリップ設定値制限図の範囲内にあることを確認する。</p> <p>表35-1</p> <table border="1" data-bbox="563 790 667 936"> <tr> <td>項 目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.45 以上であること</td> </tr> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="1158 987 1342 1133"> <tr> <td>項 目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.42 以上であること※1 1.30 以上であること※2</td> </tr> </table> <p>※1：※2以外の場合に適用する。 ※2：炉心圧力が 9.81 MPa[abs] 未満に低下する運転時の異常な過渡変化事象の場合に適用する。</p>	項 目	運転上の制限	DNB比	1.45 以上であること	項 目	運転上の制限	DNB比	1.42 以上であること※1 1.30 以上であること※2	<p>(DNB比)</p> <p>第 35 条 モード1において、DNB比は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. DNB比が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1において、12時間に1回、1次冷却材温度差、1次冷却材平均温度および1次冷却材圧力が、図35に示す過大温度ΔT高および過大出力ΔT高トリップ設定値制限図の範囲内にあることを確認する。</p> <p>表35-1</p> <table border="1" data-bbox="600 981 767 1126"> <tr> <td>項 目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.42 以上であること※1 1.30 以上であること※2</td> </tr> </table> <p>※1：※2以外の場合に適用する。 ※2：炉心圧力が 9.81 MPa[abs] 未満に低下する運転時の異常な過渡変化事象の場合に適用する。</p>	項 目	運転上の制限	DNB比	1.42 以上であること※1 1.30 以上であること※2	<p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限													
DNB比	1.45 以上であること													
項 目	運転上の制限													
DNB比	1.42 以上であること※1 1.30 以上であること※2													
項 目	運転上の制限													
DNB比	1.42 以上であること※1 1.30 以上であること※2													

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由	変 更 後	変 更 前								
	<p>(1次冷却系 -モード3-)</p> <p>第 37 条 モード3において、1次冷却系は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード3において、制御棒の引抜き操作が行える状態<sup>※1</sup>である場合は、1日に1回、2台以上の1次冷却材ポンプが運転中であることを確認する。また、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード3において、制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、1日に1回、以下の事項を確認する。</p> <p>(a) 1台の1次冷却材ポンプが運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>(b) 他の1台以上の1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表37-2の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒の引抜き操作が行える状態とは、原子炉トリップしや断器が投入され、制御棒クワスタ駆動用電源装置（MGセット）による電源が制御棒駆動装置に供給されている状態をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(1次冷却系 -モード3-)</p> <p>第 37 条 モード3において、1次冷却系は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード3において、制御棒の引抜き操作が行える状態<sup>※1</sup>である場合は、1日に1回、2台以上の1次冷却材ポンプが運転中であることを確認する。また、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード3において、制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、1日に1回、以下の事項を確認する。</p> <p>(a) 1台の1次冷却材ポンプが運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>(b) 他の1台以上の1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表37-2の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒の引抜き操作が行える状態とは、原子炉トリップしや断器が投入され、制御棒クワスタ駆動用電源装置（MGセット）による電源が制御棒駆動装置に供給されている状態をいう（以下、本条において同じ）。</p>								
	<p>表37-1</p>	<p>表37-1</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 376 252 398">項 目</th> <th data-bbox="188 398 1495 421">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 421 252 443">1次冷却系<sup>※2</sup></td> <td data-bbox="188 421 1495 443">                     (1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること                      (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること                 </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	1次冷却系 <sup>※2</sup>	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 376 252 398">項 目</th> <th data-bbox="188 398 1495 421">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 421 252 443">1次冷却系<sup>※2</sup></td> <td data-bbox="188 421 1495 443">                     (1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること                      (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること                 </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	1次冷却系 <sup>※2</sup>	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること
項 目	運転上の制限									
1次冷却系 <sup>※2</sup>	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること									
項 目	運転上の制限									
1次冷却系 <sup>※2</sup>	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること									
	<p>※2：蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第90条（表90-8）の運転上の制限も確認する。 （以下略）</p>	<p>※2：3号炉および4号炉の蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第90条（表90-8）の運転上の制限も確認する。 （以下略）</p>								

大飯発電所1, 2号炉  
廃止措置計画の実施  
に伴う変更



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由								
<p>(1次冷却系 ーモード4ー)</p> <p>第 38 条 モード4において、1次冷却系は、表38ー1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード4において、1日に1回、余熱除去ポンプまたは1次冷却材ポンプのうち1台が運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプが運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード4において、1日に1回、前号で確認した以外の余熱除去ポンプまたは1次冷却材ポンプのうち、1台以上に電源が供給されているか運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表38ー2の措置を講じる。</p>	<p>(1次冷却系 ーモード4ー)</p> <p>第 38 条 モード4において、1次冷却系は、表38ー1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード4において、1日に1回、余熱除去ポンプまたは1次冷却材ポンプのうち1台が運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプが運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード4において、1日に1回、前号で確認した以外の余熱除去ポンプまたは1次冷却材ポンプのうち、1台以上に電源が供給されているか運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表38ー2の措置を講じる。</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>								
<p>表38ー1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系※<sup>1</sup>または蒸気発生器による熱除去系※<sup>2</sup>のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第90条（表90ー4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：3号炉および4号炉の蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>3号炉または4号炉の蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第90条（表90ー8）の運転上の制限も確認する。</p> <p>(以下略)</p>	項 目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系※ <sup>1</sup> または蒸気発生器による熱除去系※ <sup>2</sup> のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	<p>表38ー1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系※<sup>1</sup>または蒸気発生器による熱除去系※<sup>2</sup>のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>余熱除去系が動作不能時は、第90条（表90ー4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第90条（表90ー8）の運転上の制限も確認する。</p> <p>(以下略)</p>	項 目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系※ <sup>1</sup> または蒸気発生器による熱除去系※ <sup>2</sup> のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限									
1次冷却系	余熱除去系※ <sup>1</sup> または蒸気発生器による熱除去系※ <sup>2</sup> のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること									
項 目	運転上の制限									
1次冷却系	余熱除去系※ <sup>1</sup> または蒸気発生器による熱除去系※ <sup>2</sup> のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由								
<p>(1次冷却系 ーモード5 (1次冷却系満水) ー)</p> <p>第 3 9 条 モード5 (1次冷却系満水) において、1次冷却系は、表39-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、以下のいずれかの事項を確認する。</p> <p>(a) 前号で確認した以外の余熱除去ポンプ1台に電源が供給されているか運転中であること。</p> <p>(b) 2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上であること。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-2の措置を講じる。</p>	<p>(1次冷却系 ーモード5 (1次冷却系満水) ー)</p> <p>第 3 9 条 モード5 (1次冷却系満水) において、1次冷却系は、表39-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、以下のいずれかの事項を確認する。</p> <p>(a) 前号で確認した以外の余熱除去ポンプ1台に電源が供給されているか運転中であること。</p> <p>(b) 2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上であること。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-2の措置を講じる。</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>								
<p>表39-1</p> <table border="1" data-bbox="730 360 874 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="730 360 767 739">項 目</th> <th data-bbox="730 739 767 1182">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="767 360 874 739">1次冷却系</td> <td data-bbox="767 739 874 1182">                     (1) 余熱除去系<sup>※1</sup>1系統が運転中であること<sup>※2</sup>                      (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上であること<sup>※2</sup> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : 3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※2 : 3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第90条 (表90-4) の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系 <sup>※1</sup> 1系統が運転中であること <sup>※2</sup> (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上であること <sup>※2</sup>	<p>表39-1</p> <table border="1" data-bbox="730 360 874 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="730 360 767 739">項 目</th> <th data-bbox="730 739 767 1182">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="767 360 874 739">1次冷却系</td> <td data-bbox="767 739 874 1182">                     (1) 余熱除去系<sup>※1</sup>1系統が運転中であること<sup>※2</sup>                      (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上であること<sup>※2</sup> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : 余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>余熱除去系が動作不能時は、第90条 (表90-4) の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系 <sup>※1</sup> 1系統が運転中であること <sup>※2</sup> (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上であること <sup>※2</sup>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限									
1次冷却系	(1) 余熱除去系 <sup>※1</sup> 1系統が運転中であること <sup>※2</sup> (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上であること <sup>※2</sup>									
項 目	運転上の制限									
1次冷却系	(1) 余熱除去系 <sup>※1</sup> 1系統が運転中であること <sup>※2</sup> (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上であること <sup>※2</sup>									
<p>※2 : 計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上であることを条件に、全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>※2 : 計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上であることを条件に、全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>								

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由								
<p>(1次冷却系 一モード5 (1次冷却系非満水) 一)</p> <p>第 4 0 条 モード5 (1次冷却系非満水<sup>※1</sup>)において、1次冷却系は、表40-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水)において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水)において、1日に1回、残りの余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表40-2の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表40-1</p> <table border="1" data-bbox="734 1220 837 2054"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系<sup>※2</sup>2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること<sup>※3※4※5</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第90条（表90-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：1次冷却材ポンプによる1次冷却系空気抜きを行う場合は、2時間に限り全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※4：ポンプの切替を行う場合は、以下の全てを満足させることを条件に、15分に限り、全ての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>(a) 炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること。</p> <p>(b) 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと。</p> <p>(c) 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと。</p> <p>※5：余熱除去ポンプを用いて1次冷却系の水張りをを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>(以下略)</p>	項 目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系 <sup>※2</sup> 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること <sup>※3※4※5</sup>	<p>(1次冷却系 一モード5 (1次冷却系非満水) 一)</p> <p>第 4 0 条 モード5 (1次冷却系非満水<sup>※1</sup>)において、1次冷却系は、表40-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水)において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水)において、1日に1回、残りの余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表40-2の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表40-1</p> <table border="1" data-bbox="734 369 837 1187"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系<sup>※2</sup>2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること<sup>※3※4※5</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>余熱除去系が動作不能時は、第90条（表90-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：1次冷却材ポンプによる1次冷却系空気抜きを行う場合は、2時間に限り全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※4：ポンプの切替を行う場合は、以下の全てを満足させることを条件に、15分に限り、全ての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>(a) 炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること。</p> <p>(b) 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと。</p> <p>(c) 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと。</p> <p>※5：余熱除去ポンプを用いて1次冷却系の水張りをを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>(以下略)</p>	項 目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系 <sup>※2</sup> 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること <sup>※3※4※5</sup>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限									
1次冷却系	余熱除去系 <sup>※2</sup> 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること <sup>※3※4※5</sup>									
項 目	運転上の制限									
1次冷却系	余熱除去系 <sup>※2</sup> 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること <sup>※3※4※5</sup>									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由								
<p>(1次冷却系 ーモード6 (キャビティ高水位) ー)</p> <p>第 4 1 条 モード6 (キャビティ高水位<sup>※1</sup>)において、1次冷却系は、表 4 1 ー 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード6 (キャビティ高水位)において、1日に1回、1台以上の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード6 (キャビティ高水位)において、1日に1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 1 ー 2 の措置を講じるとともに、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : キャビティ高水位とは、<u>原子炉キャビティ水位が1号炉および2号炉についてはEL 28.1 m 以上、3号炉および4号炉についてはEL 32.2 m 以上である場合をいう</u>（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 4 1 ー 1</p> <table border="1" data-bbox="802 1211 906 2047"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系<sup>※2</sup>1系統以上が運転中であること<sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第90条 (表 9 0 ー 4) の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 3 : 1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間以内に、余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 (以下略)</p>	項 目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系 <sup>※2</sup> 1系統以上が運転中であること <sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること	<p>(1次冷却系 ーモード6 (キャビティ高水位) ー)</p> <p>第 4 1 条 モード6 (キャビティ高水位<sup>※1</sup>)において、1次冷却系は、表 4 1 ー 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード6 (キャビティ高水位)において、1日に1回、1台以上の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード6 (キャビティ高水位)において、1日に1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 1 ー 2 の措置を講じるとともに、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : キャビティ高水位とは、EL 32.2 m 以上である場合をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 4 1 ー 1</p> <table border="1" data-bbox="802 349 906 1193"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系<sup>※2</sup>1系統以上が運転中であること<sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>余熱除去系が動作不能時は、第90条 (表 9 0 ー 4) の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 3 : 1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間以内に、余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 (以下略)</p>	項 目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系 <sup>※2</sup> 1系統以上が運転中であること <sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限									
1次冷却系	(1) 余熱除去系 <sup>※2</sup> 1系統以上が運転中であること <sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること									
項 目	運転上の制限									
1次冷却系	(1) 余熱除去系 <sup>※2</sup> 1系統以上が運転中であること <sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由								
<p>(1次冷却系 一モード6 (キャビティ低水位) 一)</p> <p>第 4 2 条 モード6 (キャビティ低水位<sup>※1</sup>)において、1次冷却系は、表4 2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード6 (キャビティ低水位)において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード6 (キャビティ低水位)において、1日に1回、残りの1台の余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード6 (キャビティ低水位)において、1日に1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表4 2-2の措置を講じる。</p> <p>※1: キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位が1号炉および2号炉についてはEL 28.1 m 未満、3号炉および4号炉についてはEL 32.2 m 未満である場合をいう (以下、本条において同じ)。</p>	<p>(1次冷却系 一モード6 (キャビティ低水位) 一)</p> <p>第 4 2 条 モード6 (キャビティ低水位<sup>※1</sup>)において、1次冷却系は、表4 2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード6 (キャビティ低水位)において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード6 (キャビティ低水位)において、1日に1回、残りの1台の余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード6 (キャビティ低水位)において、1日に1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表4 2-2の措置を講じる。</p> <p>※1: キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位がEL 32.2 m 未満である場合をいう (以下、本条において同じ)。</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>								
<p>表4 2-1</p> <table border="1" data-bbox="805 1187 949 2051"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系<sup>※2</sup> 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること<sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第90条(表90-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3: キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 (以下略)</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系 <sup>※2</sup> 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること <sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること	<p>表4 2-1</p> <table border="1" data-bbox="805 705 949 1187"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系<sup>※2</sup> 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること<sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 余熱除去系が動作不能時は、第90条(表90-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3: キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 (以下略)</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系 <sup>※2</sup> 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること <sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること	
項目	運転上の制限									
1次冷却系	(1) 余熱除去系 <sup>※2</sup> 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること <sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること									
項目	運転上の制限									
1次冷却系	(1) 余熱除去系 <sup>※2</sup> 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること <sup>※3</sup> (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること									



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																
<p>(加圧器安全弁)</p> <p>第 4 4 条 モード 1、2、3 および 4（1 次冷却材温度が 140 °C を超える、3 号炉および 4 号炉については 130 °C を超える）において、加圧器安全弁は、表 4 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表 4 4 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、加圧器安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 4 - 3 の措置を講じる。</p> <p>表 4 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="502 840 662 929"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁※1</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：3 号炉および 4 号炉の加圧器安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表 4 4 - 2</p> <table border="1" data-bbox="662 840 847 929"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>設 定 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁吹出し圧力</td> <td>MPa [gauge] 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	加圧器安全弁※1	全てが動作可能であること	項 目	設 定 値	加圧器安全弁吹出し圧力	MPa [gauge] 以下	<p>(加圧器安全弁)</p> <p>第 4 4 条 モード 1、2、3 および 4（1 次冷却材温度が 130 °C を超える）において、加圧器安全弁は、表 4 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表 4 4 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、加圧器安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 4 - 3 の措置を講じる。</p> <p>表 4 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="502 840 662 929"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁※1</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：加圧器安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表 4 4 - 2</p> <table border="1" data-bbox="662 840 847 929"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>設 定 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁吹出し圧力</td> <td>MPa [gauge] 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	加圧器安全弁※1	全てが動作可能であること	項 目	設 定 値	加圧器安全弁吹出し圧力	MPa [gauge] 以下	<p>大飯発電所 1、2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																	
加圧器安全弁※1	全てが動作可能であること																	
項 目	設 定 値																	
加圧器安全弁吹出し圧力	MPa [gauge] 以下																	
項 目	運転上の制限																	
加圧器安全弁※1	全てが動作可能であること																	
項 目	設 定 値																	
加圧器安全弁吹出し圧力	MPa [gauge] 以下																	
<p>(加圧器安全弁)</p> <p>第 4 4 条 モード 1、2、3 および 4（1 次冷却材温度が 140 °C を超える、3 号炉および 4 号炉については 130 °C を超える）において、加圧器安全弁は、表 4 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表 4 4 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、加圧器安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 4 - 3 の措置を講じる。</p> <p>表 4 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="502 1189 662 1279"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>設 定 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁吹出し圧力</td> <td>MPa [gauge] 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	設 定 値	加圧器安全弁吹出し圧力	MPa [gauge] 以下	<p>表 4 4 - 3</p> <table border="1" data-bbox="911 840 1026 1749"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、モード 3 にする。 A.2 当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 130 °C 以下にする。</td> <td>1 2 時間 3 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード 3 にする。 A.2 当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 130 °C 以下にする。	1 2 時間 3 6 時間	<p>大飯発電所 1、2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>						
項 目	設 定 値																	
加圧器安全弁吹出し圧力	MPa [gauge] 以下																	
条 件	要求される措置	完了時間																
A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード 3 にする。 A.2 当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 130 °C 以下にする。	1 2 時間 3 6 時間																

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由														
<p>(加圧器逃がし弁)</p> <p>第 4 5 条 モード 1、2 および 3 において、加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁は、表 4 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止まり圧力が表 4 5 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 計装保修課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 電気保修課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、加圧器逃がし弁または加圧器逃がし弁元弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 5 - 3 の措置を講じる。</p>	<p>(加圧器逃がし弁)</p> <p>第 4 5 条 モード 1、2 および 3 において、加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁は、表 4 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止まり圧力が表 4 5 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 計装保修課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 電気保修課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、加圧器逃がし弁または加圧器逃がし弁元弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 5 - 3 の措置を講じる。</p>	<p>大飯発電所 1、2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>														
<p>表 4 5 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁※1 および 加圧器逃がし弁元弁</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 3 号炉および 4 号炉の加圧器逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>3 号炉または 4 号炉の加圧器逃がし弁が動作不能時は、第 9 0 条 (表 9 0 - 3) の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	運 転 上 の 制 限	加圧器逃がし弁※1 および 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること	<p>表 4 5 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁※1 および 加圧器逃がし弁元弁</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 加圧器逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>加圧器逃がし弁が動作不能時は、第 9 0 条 (表 9 0 - 3) の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	運 転 上 の 制 限	加圧器逃がし弁※1 および 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること							
項 目	運 転 上 の 制 限															
加圧器逃がし弁※1 および 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること															
項 目	運 転 上 の 制 限															
加圧器逃がし弁※1 および 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること															
<p>表 4 5 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>設 定 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁</td> <td>吹出し圧力</td> <td>MPa [gage] 以下</td> </tr> <tr> <td>吹止まり圧力</td> <td>MPa [gage] 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項 目	設 定 値	加圧器逃がし弁	吹出し圧力	MPa [gage] 以下	吹止まり圧力	MPa [gage] 以上	<p>表 4 5 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>設 定 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁</td> <td>吹出し圧力</td> <td>MPa [gage] 以下</td> </tr> <tr> <td>吹止まり圧力</td> <td>MPa [gage] 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項 目	設 定 値	加圧器逃がし弁	吹出し圧力	MPa [gage] 以下	吹止まり圧力	MPa [gage] 以上	
項 目	設 定 値															
加圧器逃がし弁	吹出し圧力	MPa [gage] 以下														
	吹止まり圧力	MPa [gage] 以上														
項 目	設 定 値															
加圧器逃がし弁	吹出し圧力	MPa [gage] 以下														
	吹止まり圧力	MPa [gage] 以上														



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(低過温加圧防護)</p> <p>第 4 6 条 モード 4<sup>*1</sup>、5 および 6<sup>*2</sup>において、低過温加圧に係る機器は、表 4 6-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 低過温加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装係修課長は、定期検査時に、2 台の加圧器逃がし弁について、低過温加圧防護のため の校正を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード 4、5 および 6 において、1 2 時間に 1 回、<u>1 号炉および 2 号炉</u> <u>については高圧注入ポンプおよび充てん/高圧注入ポンプのうち 3 台以上が自動起動しな</u> <u>い状態にあること、3 号炉および 4 号炉については 1 台以上の高圧注入ポンプの操作ス</u> <u>イ</u> <u>ッチがプルアウト状態（引断）であることを確認する。</u></p> <p>(3) 当直課長は、モード 4、5 および 6 において、1 2 時間に 1 回、蓄圧タンク全基が隔離 されていることを確認する。</p> <p>(4) モード 4、5 および 6 において、以下の事項を実施する。</p> <p>(a) 原子炉係修課長は、加圧器安全弁 1 台以上を取り外し、または取り付けた場合は、そ の結果を当直課長に通知する。</p> <p>(b) 当直課長は、1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていない場合は、3 日に 1 回、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、低過温加圧に係る機器が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判 断した場合、表 4 6-2 の措置を講じるとともに、加圧器安全弁を取り外す必要がある場合 は、原子炉係修課長に通知する。通知を受けた原子炉係修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※ 1：1 次冷却材温度が <u>1 号炉および 2 号炉</u>については <u>140 °C</u> 以下、<u>3 号炉および 4 号炉</u> <u>については 130 °C</u> 以下の場合をいう。ただし、加圧器逃がし弁が低圧設定になるまでの 間を除く。（以下、本条において同じ）</p> <p>※ 2：原子炉容器のふたが閉められている場合（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(低過温加圧防護)</p> <p>第 4 6 条 モード 4<sup>*1</sup>、5 および 6<sup>*2</sup>において、低過温加圧に係る機器は、表 4 6-1 で 定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 低過温加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装係修課長は、定期検査時に、2 台の加圧器逃がし弁について、低過温加圧防護のため の校正を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード 4、5 および 6 において、1 2 時間に 1 回、1 台以上の高圧注入ポ ンプの操作スイッチがプルアウト状態（引断）であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード 4、5 および 6 において、1 2 時間に 1 回、蓄圧タンク全基が隔離 されていることを確認する。</p> <p>(4) モード 4、5 および 6 において、以下の事項を実施する。</p> <p>(a) 原子炉係修課長は、加圧器安全弁 1 台以上を取り外し、または取り付けた場合は、そ の結果を当直課長に通知する。</p> <p>(b) 当直課長は、1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていない場合は、3 日に 1 回、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、低過温加圧に係る機器が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判 断した場合、表 4 6-2 の措置を講じるとともに、加圧器安全弁を取り外す必要がある場合 は、原子炉係修課長に通知する。通知を受けた原子炉係修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※ 1：1 次冷却材温度が 130 °C 以下の場合をいう。ただし、加圧器逃がし弁が低圧設定にな るまでの間を除く。（以下、本条において同じ）</p> <p>※ 2：原子炉容器のふたが閉められている場合（以下、本条において同じ）。</p>	<p>大飯発電所 1、2 号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更</p>
<p>※ 1：1 次冷却材温度が <u>1 号炉および 2 号炉</u>については <u>140 °C</u> 以下、<u>3 号炉および 4 号炉</u> <u>については 130 °C</u> 以下の場合をいう。ただし、加圧器逃がし弁が低圧設定になるまでの 間を除く。（以下、本条において同じ）</p> <p>※ 2：原子炉容器のふたが閉められている場合（以下、本条において同じ）。</p>	<p>※ 1：1 次冷却材温度が 130 °C 以下の場合をいう。ただし、加圧器逃がし弁が低圧設定にな るまでの間を除く。（以下、本条において同じ）</p> <p>※ 2：原子炉容器のふたが閉められている場合（以下、本条において同じ）。</p>	<p>大飯発電所 1、2 号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由											
表 4 6 - 1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および</td> <td>(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および</td> </tr> <tr> <td>低温過加圧に係る機器</td> <td>(2) 動作可能な高圧注入ポンプが 1 台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：ポンプの切替を行う場合、15分に限り、充てん／高圧注入ポンプを 2 台運転することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみさない。</p> <p>※4：1 次冷却系または蓄圧タンクに水張りをを行う場合、充てん／高圧注入ポンプ 1 台および高圧注入ポンプ 1 台を運転することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみさない。</p> <p>※5：1 次冷却系の水張りをを行う場合、1 基毎に隔離を解除することが許容される。また、蓄圧タンク出口弁の開閉確認を行う場合、蓄圧タンク圧力が 1 次冷却材圧力以下であることを条件に、1 基毎に隔離を解除することが許容される。これらの場合、運転上の制限を満足していないとはみさない。</p>	項 目	運 転 上 の 制 限		(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および	(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および	低温過加圧に係る機器	(2) 動作可能な高圧注入ポンプが 1 台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること※3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および</td> <td>(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および</td> </tr> <tr> <td>低温過加圧に係る機器</td> <td>(2) 動作可能な高圧注入ポンプが 1 台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：1 次冷却系の水張りをを行う場合、1 基毎に隔離を解除することが許容される。また、蓄圧タンク出口弁の開閉確認を行う場合、蓄圧タンク圧力が 1 次冷却材圧力以下であることを条件に、1 基毎に隔離を解除することが許容される。これらの場合、運転上の制限を満足していないとはみさない。</p>	項 目	運 転 上 の 制 限	(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および	(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および	低温過加圧に係る機器	(2) 動作可能な高圧注入ポンプが 1 台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること※3
項 目	運 転 上 の 制 限														
(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および	(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および														
低温過加圧に係る機器	(2) 動作可能な高圧注入ポンプが 1 台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること※3														
項 目	運 転 上 の 制 限														
(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および	(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および														
低温過加圧に係る機器	(2) 動作可能な高圧注入ポンプが 1 台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること※3														
表 4 6 - 2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要 求 さ れ る 措 置</th> <th>完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1 号炉および 2 号炉については、<u>自動起動しない状態にない高圧注入ポンプおよび充てん／高圧注入ポンプが 2 台以上ある場合</u> 3 号炉および 4 号炉については、<u>操作スイッチがブルアウト（引断）状態にない高圧注入ポンプが 2 台ある場合</u></td> <td>A. 1 号炉および 2 号炉については、<u>当直課長は、高圧注入ポンプおよび充てん／高圧注入ポンプのうち 3 台以上を自動起動しない状態にする。</u> 3 号炉および 4 号炉については、<u>当直課長は、1 台以上の高圧注入ポンプの操作スイッチをブルアウト（引断）状態にする。</u></td> <td>1 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	A. 1 号炉および 2 号炉については、 <u>自動起動しない状態にない高圧注入ポンプおよび充てん／高圧注入ポンプが 2 台以上ある場合</u> 3 号炉および 4 号炉については、 <u>操作スイッチがブルアウト（引断）状態にない高圧注入ポンプが 2 台ある場合</u>	A. 1 号炉および 2 号炉については、 <u>当直課長は、高圧注入ポンプおよび充てん／高圧注入ポンプのうち 3 台以上を自動起動しない状態にする。</u> 3 号炉および 4 号炉については、 <u>当直課長は、1 台以上の高圧注入ポンプの操作スイッチをブルアウト（引断）状態にする。</u>	1 時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要 求 さ れ る 措 置</th> <th>完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 操作スイッチがブルアウト（引断）状態にない高圧注入ポンプが 2 台ある場合</td> <td>A. 1 号炉および 2 号炉については、<u>当直課長は、1 台以上の高圧注入ポンプの操作スイッチをブルアウト（引断）状態にする。</u></td> <td>1 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	A. 操作スイッチがブルアウト（引断）状態にない高圧注入ポンプが 2 台ある場合	A. 1 号炉および 2 号炉については、 <u>当直課長は、1 台以上の高圧注入ポンプの操作スイッチをブルアウト（引断）状態にする。</u>	1 時間	<p>大飯発電所 1, 2 号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更</p>
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間													
A. 1 号炉および 2 号炉については、 <u>自動起動しない状態にない高圧注入ポンプおよび充てん／高圧注入ポンプが 2 台以上ある場合</u> 3 号炉および 4 号炉については、 <u>操作スイッチがブルアウト（引断）状態にない高圧注入ポンプが 2 台ある場合</u>	A. 1 号炉および 2 号炉については、 <u>当直課長は、高圧注入ポンプおよび充てん／高圧注入ポンプのうち 3 台以上を自動起動しない状態にする。</u> 3 号炉および 4 号炉については、 <u>当直課長は、1 台以上の高圧注入ポンプの操作スイッチをブルアウト（引断）状態にする。</u>	1 時間													
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間													
A. 操作スイッチがブルアウト（引断）状態にない高圧注入ポンプが 2 台ある場合	A. 1 号炉および 2 号炉については、 <u>当直課長は、1 台以上の高圧注入ポンプの操作スイッチをブルアウト（引断）状態にする。</u>	1 時間													

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由																																			
表 4 6 - 2 (続き)																																							
表 4 6 - 2 (続き)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B. 蓄圧タンク 1 基以上が隔離されていない場合</td> <td>B. 1 当直課長は、当該蓄圧タンクを隔離する。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件 B の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C. 1 当直課長は、1 次冷却材温度を 1 号炉および 2 号炉については 140 °C 超、3 号炉および 4 号炉については 130 °C 超にする。 または C. 2 当直課長は、当該蓄圧タンクの圧力をその時点の 1 次冷却材圧力まで減圧する。</td> <td>1 2 時間</td> </tr> <tr> <td>D. モード 4 において、加圧器逃がし弁 1 台が低圧設定で動作不能である場合</td> <td>D. 1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>7 日</td> </tr> <tr> <td>E. モード 5 または 6 において加圧器逃がし弁 1 台が低圧設定で動作不能である場合および モード 5 または 6 において加圧器安全弁が全て取り付けられている場合</td> <td>E. 1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2 4 時間</td> </tr> <tr> <td>F. 加圧器逃がし弁 2 台が低圧設定で動作不能である場合および 加圧器安全弁が全て取り付けられている場合 または 条件 A、C、D または E の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>F. 1 当直課長は、モード 5 にする。 および F. 2 原子炉保修課長は、加圧器安全弁 1 台以上を取り外す<sup>※6</sup>。</td> <td>2 0 時間 2 8 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	B. 蓄圧タンク 1 基以上が隔離されていない場合	B. 1 当直課長は、当該蓄圧タンクを隔離する。	1 時間	C. 条件 B の措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、1 次冷却材温度を 1 号炉および 2 号炉については 140 °C 超、3 号炉および 4 号炉については 130 °C 超にする。 または C. 2 当直課長は、当該蓄圧タンクの圧力をその時点の 1 次冷却材圧力まで減圧する。	1 2 時間	D. モード 4 において、加圧器逃がし弁 1 台が低圧設定で動作不能である場合	D. 1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。	7 日	E. モード 5 または 6 において加圧器逃がし弁 1 台が低圧設定で動作不能である場合および モード 5 または 6 において加圧器安全弁が全て取り付けられている場合	E. 1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。	2 4 時間	F. 加圧器逃がし弁 2 台が低圧設定で動作不能である場合および 加圧器安全弁が全て取り付けられている場合 または 条件 A、C、D または E の措置を完了時間内に達成できない場合	F. 1 当直課長は、モード 5 にする。 および F. 2 原子炉保修課長は、加圧器安全弁 1 台以上を取り外す <sup>※6</sup> 。	2 0 時間 2 8 時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B. 蓄圧タンク 1 基以上が隔離されていない場合</td> <td>B. 1 当直課長は、当該蓄圧タンクを隔離する。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件 B の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C. 1 当直課長は、1 次冷却材温度を 130 °C 超にする。 または C. 2 当直課長は、当該蓄圧タンクの圧力をその時点の 1 次冷却材圧力まで減圧する。</td> <td>1 2 時間</td> </tr> <tr> <td>D. モード 4 において、加圧器逃がし弁 1 台が低圧設定で動作不能である場合</td> <td>D. 1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>7 日</td> </tr> <tr> <td>E. モード 5 または 6 において加圧器逃がし弁 1 台が低圧設定で動作不能である場合および モード 5 または 6 において加圧器安全弁が全て取り付けられている場合</td> <td>E. 1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2 4 時間</td> </tr> <tr> <td>F. 加圧器逃がし弁 2 台が低圧設定で動作不能である場合および 加圧器安全弁が全て取り付けられている場合 または 条件 A、C、D または E の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>F. 1 当直課長は、モード 5 にする。 および F. 2 原子炉保修課長は、加圧器安全弁 1 台以上を取り外す<sup>※4</sup>。</td> <td>2 0 時間 2 8 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	B. 蓄圧タンク 1 基以上が隔離されていない場合	B. 1 当直課長は、当該蓄圧タンクを隔離する。	1 時間	C. 条件 B の措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、1 次冷却材温度を 130 °C 超にする。 または C. 2 当直課長は、当該蓄圧タンクの圧力をその時点の 1 次冷却材圧力まで減圧する。	1 2 時間	D. モード 4 において、加圧器逃がし弁 1 台が低圧設定で動作不能である場合	D. 1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。	7 日	E. モード 5 または 6 において加圧器逃がし弁 1 台が低圧設定で動作不能である場合および モード 5 または 6 において加圧器安全弁が全て取り付けられている場合	E. 1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。	2 4 時間	F. 加圧器逃がし弁 2 台が低圧設定で動作不能である場合および 加圧器安全弁が全て取り付けられている場合 または 条件 A、C、D または E の措置を完了時間内に達成できない場合	F. 1 当直課長は、モード 5 にする。 および F. 2 原子炉保修課長は、加圧器安全弁 1 台以上を取り外す <sup>※4</sup> 。	2 0 時間 2 8 時間	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
条件	要求される措置	完了時間																																					
B. 蓄圧タンク 1 基以上が隔離されていない場合	B. 1 当直課長は、当該蓄圧タンクを隔離する。	1 時間																																					
C. 条件 B の措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、1 次冷却材温度を 1 号炉および 2 号炉については 140 °C 超、3 号炉および 4 号炉については 130 °C 超にする。 または C. 2 当直課長は、当該蓄圧タンクの圧力をその時点の 1 次冷却材圧力まで減圧する。	1 2 時間																																					
D. モード 4 において、加圧器逃がし弁 1 台が低圧設定で動作不能である場合	D. 1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。	7 日																																					
E. モード 5 または 6 において加圧器逃がし弁 1 台が低圧設定で動作不能である場合および モード 5 または 6 において加圧器安全弁が全て取り付けられている場合	E. 1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。	2 4 時間																																					
F. 加圧器逃がし弁 2 台が低圧設定で動作不能である場合および 加圧器安全弁が全て取り付けられている場合 または 条件 A、C、D または E の措置を完了時間内に達成できない場合	F. 1 当直課長は、モード 5 にする。 および F. 2 原子炉保修課長は、加圧器安全弁 1 台以上を取り外す <sup>※6</sup> 。	2 0 時間 2 8 時間																																					
条件	要求される措置	完了時間																																					
B. 蓄圧タンク 1 基以上が隔離されていない場合	B. 1 当直課長は、当該蓄圧タンクを隔離する。	1 時間																																					
C. 条件 B の措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、1 次冷却材温度を 130 °C 超にする。 または C. 2 当直課長は、当該蓄圧タンクの圧力をその時点の 1 次冷却材圧力まで減圧する。	1 2 時間																																					
D. モード 4 において、加圧器逃がし弁 1 台が低圧設定で動作不能である場合	D. 1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。	7 日																																					
E. モード 5 または 6 において加圧器逃がし弁 1 台が低圧設定で動作不能である場合および モード 5 または 6 において加圧器安全弁が全て取り付けられている場合	E. 1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。	2 4 時間																																					
F. 加圧器逃がし弁 2 台が低圧設定で動作不能である場合および 加圧器安全弁が全て取り付けられている場合 または 条件 A、C、D または E の措置を完了時間内に達成できない場合	F. 1 当直課長は、モード 5 にする。 および F. 2 原子炉保修課長は、加圧器安全弁 1 台以上を取り外す <sup>※4</sup> 。	2 0 時間 2 8 時間																																					
<p>※ 4 : モード 5 になったことを確認した上で取り外すこと。</p> <p>※ 6 : モード 5 になったことを確認した上で取り外すこと。</p>																																							

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(1) 次冷却材漏えい率)</p> <p>第 4 7 条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表 4 7 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 計装保修課長は、定期検査時に、3号炉および4号炉の炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、1号炉および2号炉の原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する*1。</p> <p>なお、1号炉および2号炉の原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置のどちらかが動作不能である場合、当直課長は、8時間に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、3号炉および4号炉の原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置を用いて、また、モード1および2において、1日に1回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する*1。</p> <p>なお、3号炉および4号炉の原子炉格納容器サンプ水位計、炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、当直課長は、8時間に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 7 - 2 の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が 0.23 m<sup>3</sup>/h を上回っている状態で運転を継続する場合は、1日に1回、1次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならない。</p>	<p>(1) 次冷却材漏えい率)</p> <p>第 4 7 条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表 4 7 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 計装保修課長は、定期検査時に、炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置を用いて、また、モード1および2において、1日に1回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する*1。</p> <p>なお、原子炉格納容器サンプ水位計、炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、当直課長は、8時間に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 7 - 2 の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が 0.23 m<sup>3</sup>/h を上回っている状態で運転を継続する場合は、1日に1回、1次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならない。</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由
表 4 7 - 1				
1. 1号炉および2号炉				
項 目	運転上の制限			
原子炉格納容器内への漏えい率	(1) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧カバウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、「未確認の漏えい率」という。）が $0.23 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下であること (2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧カバウンダリからの漏えいでないことは確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、「原子炉冷却材圧カバウンダリ以外からの漏えい率」という。）が $2.3 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下であること			
原子炉格納容器内漏えい監視装置	原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置 <sup>※2</sup> が動作可能であること			
2. 3号炉および4号炉				
項 目	運転上の制限			
原子炉格納容器内への漏えい率	(1) 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 または 凝縮液量測定装置 によって測定される未確認の漏えい率が $0.23 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下であること <sup>※3</sup> (2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される原子炉冷却材圧カバウンダリ以外からの漏えい率が $2.3 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下であること			
原子炉格納容器内漏えい監視装置	(1) モード1および2において、 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 または 凝縮液量測定装置 <sup>※2</sup> が動作可能であること (2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作可能であること			
<sup>※2</sup> : 凝縮液量測定装置の健全性を確認するための点検または洗浄または、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合を除く。				
<sup>※3</sup> : 炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置によって測定される漏えい率は全て未確認の漏えい率とみなすものとする。				
項 目	運転上の制限			
原子炉格納容器内への漏えい率	(1) 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 または 凝縮液量測定装置 によって測定される未確認の漏えい率が $0.23 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下であること <sup>※2</sup> (2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される原子炉冷却材圧カバウンダリ以外からの漏えい率が $2.3 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下であること			
原子炉格納容器内漏えい監視装置	(1) モード1および2において、 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 または 凝縮液量測定装置 <sup>※3</sup> が動作可能であること (2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作可能であること			
大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更				
大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更				



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由

※3：炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置によって測定される漏えい率は全て未確認の漏えい率とみなすものとする。

※3：凝縮液量測定装置の健全性を確認するための点検または洗浄により、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合を除く。

表 4 7 - 2

変 更 前	変 更 後																														
<p>表 4 7 - 2</p> <p>※3：炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置によって測定される漏えい率は全て未確認の漏えい率とみなすものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 未確認の漏えい率が 0.23 m<sup>3</sup>/h を超えた場合</td> <td>A.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または A.2 当直課長は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことを確認する。</td> <td>4 時間 4 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が 2.3 m<sup>3</sup>/h を超えた場合</td> <td>B.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または B.2 当直課長は、1 次冷却系からの漏えいでないことを確認する。</td> <td>4 時間 4 時間</td> </tr> <tr> <td>C. モード 1 および 2 において、 <u>(1号炉および2号炉)</u> <u>原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置が動作不能である場合</u></td> <td>C.1 <u>(1号炉および2号炉)</u> <u>当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。</u></td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td><u>(3号炉および4号炉)</u> 原子炉格納容器サンプ水位計 または炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 および 凝縮液量測定装置 が動作不能である場合</td> <td><u>(3号炉および4号炉)</u> 当直課長は、 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 および 凝縮液量測定装置 を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに その後の 1日に1 回</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 未確認の漏えい率が 0.23 m <sup>3</sup> /h を超えた場合	A.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または A.2 当直課長は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことを確認する。	4 時間 4 時間	B. 原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が 2.3 m <sup>3</sup> /h を超えた場合	B.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または B.2 当直課長は、1 次冷却系からの漏えいでないことを確認する。	4 時間 4 時間	C. モード 1 および 2 において、 <u>(1号炉および2号炉)</u> <u>原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置が動作不能である場合</u>	C.1 <u>(1号炉および2号炉)</u> <u>当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。</u>	30日	<u>(3号炉および4号炉)</u> 原子炉格納容器サンプ水位計 または炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 および 凝縮液量測定装置 が動作不能である場合	<u>(3号炉および4号炉)</u> 当直課長は、 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 および 凝縮液量測定装置 を動作可能な状態に復旧する。	速やかに その後の 1日に1 回	<p>表 4 7 - 2</p> <p>※3：凝縮液量測定装置の健全性を確認するための点検または洗浄により、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合を除く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 未確認の漏えい率が 0.23 m<sup>3</sup>/h を超えた場合</td> <td>A.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または A.2 当直課長は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことを確認する。</td> <td>4 時間 4 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が 2.3 m<sup>3</sup>/h を超えた場合</td> <td>B.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または B.2 当直課長は、1 次冷却系からの漏えいでないことを確認する。</td> <td>4 時間 4 時間</td> </tr> <tr> <td>C. モード 1 および 2 において、 C.1</td> <td>C.1</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器サンプ水位計 または炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 および 凝縮液量測定装置 が動作不能である場合</td> <td>当直課長は、 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 および 凝縮液量測定装置 を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに その後の 1日に1 回</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 未確認の漏えい率が 0.23 m <sup>3</sup> /h を超えた場合	A.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または A.2 当直課長は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことを確認する。	4 時間 4 時間	B. 原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が 2.3 m <sup>3</sup> /h を超えた場合	B.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または B.2 当直課長は、1 次冷却系からの漏えいでないことを確認する。	4 時間 4 時間	C. モード 1 および 2 において、 C.1	C.1	30日	原子炉格納容器サンプ水位計 または炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 および 凝縮液量測定装置 が動作不能である場合	当直課長は、 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 および 凝縮液量測定装置 を動作可能な状態に復旧する。	速やかに その後の 1日に1 回
条 件	要求される措置	完了時間																													
A. 未確認の漏えい率が 0.23 m <sup>3</sup> /h を超えた場合	A.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または A.2 当直課長は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことを確認する。	4 時間 4 時間																													
B. 原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が 2.3 m <sup>3</sup> /h を超えた場合	B.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または B.2 当直課長は、1 次冷却系からの漏えいでないことを確認する。	4 時間 4 時間																													
C. モード 1 および 2 において、 <u>(1号炉および2号炉)</u> <u>原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置が動作不能である場合</u>	C.1 <u>(1号炉および2号炉)</u> <u>当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。</u>	30日																													
<u>(3号炉および4号炉)</u> 原子炉格納容器サンプ水位計 または炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 および 凝縮液量測定装置 が動作不能である場合	<u>(3号炉および4号炉)</u> 当直課長は、 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 および 凝縮液量測定装置 を動作可能な状態に復旧する。	速やかに その後の 1日に1 回																													
条 件	要求される措置	完了時間																													
A. 未確認の漏えい率が 0.23 m <sup>3</sup> /h を超えた場合	A.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または A.2 当直課長は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことを確認する。	4 時間 4 時間																													
B. 原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が 2.3 m <sup>3</sup> /h を超えた場合	B.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または B.2 当直課長は、1 次冷却系からの漏えいでないことを確認する。	4 時間 4 時間																													
C. モード 1 および 2 において、 C.1	C.1	30日																													
原子炉格納容器サンプ水位計 または炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 および 凝縮液量測定装置 が動作不能である場合	当直課長は、 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 および 凝縮液量測定装置 を動作可能な状態に復旧する。	速やかに その後の 1日に1 回																													

大飯発電所 1, 2 号炉  
廃止措置計画の実施に  
伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由
表 4 7 - 2 (続き)				
<p>D. モード3および4において、  <u>(1号炉および2号炉)</u>                      原子炉格納容器サンプ                      水位計および凝縮液量                      測定装置が動作不能で                      ある場合</p>	<p>D. 1  <u>(1号炉および2号炉)</u>                      当直課長は、原子炉格納容器サンプ                      水位計または凝縮液量測定装置を                      動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>D. 1                      原子炉格納容器サンプ                      水位計および炉内計装                      用シンプル配管室ドレ                      ンピット漏えい検出装                      置が動作不能である場                      合</p>	<p>要求される措置</p>	<p>完了時間</p> <p>30日</p>
<p>(3号炉および4号炉)                      原子炉格納容器サンプ                      水位計または炉内計装                      用シンプル配管室ドレ                      ンピット漏えい検出装                      置が動作不能である場                      合</p>	<p>(3号炉および4号炉)                      当直課長は、原子炉格納容器サンプ                      水位計および炉内計装用シンプル                      配管室ドレンピット漏えい検出装                      置を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>原子炉格納容器サンプ                      水位計および炉内計装                      用シンプル配管室ドレ                      ンピット漏えい検出装                      置を動作可能な状態に復旧する。                      および                      D. 2 当直課長は、代替手段※4による監                      視を行う。</p>	<p>要求される措置</p>	<p>完了時間</p> <p>30日</p>
<p>E. 条件A、B、CまたはD                      の措置を完了時間内におよび                      達成できない場合                      または                      条件CまたはDで要求                      される措置を実施中に、                      原子炉冷却材圧力パワ                      ンダリからの漏えいを                      示す有意な変化があっ                      た場合</p>	<p>E. 1 当直課長は、モード3にする。                      および                      E. 2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>E. 条件A、B、CまたはD                      の措置を完了時間内におよび                      達成できない場合                      または                      条件CまたはDで要求                      される措置を実施中に、                      原子炉冷却材圧力パワ                      ンダリからの漏えいを                      示す有意な変化があっ                      た場合</p>	<p>要求される措置</p>	<p>完了時間</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p>

大飯発電所1, 2号炉  
 廃止措置計画の実施に  
 伴う変更

※4：代替手段による監視とは、1次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタおよび  
 格納容器じんあいモニタによる監視をいう。

※4：代替手段による監視とは、1次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタおよび  
 格納容器じんあいモニタによる監視をいう。



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																					
<p>(1次冷却材中のよう素131濃度)</p> <p>第50条 モード1、2および3（1次冷却材温度が260℃以上）において、1次冷却材中のよう素131濃度は、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却材中のよう素131濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、モード1、2および3（1次冷却材温度が260℃以上）において、1週間に1回、1次冷却材中のよう素131濃度を確認する。</p> <p>3. 放射線管理課長は、1次冷却材中のよう素131濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直課長に通知する。通知を受けた当直課長は、表50-2の措置を講じる。</p> <p>表50-1</p> <table border="1" data-bbox="563 257 722 790"> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>1次冷却材中のよう素131濃度</td> <td><math>6.3 \times 10^4</math> Bq/cm<sup>3</sup> 以下であること</td> </tr> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="722 257 882 790"> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>1次冷却材中のよう素131濃度</td> <td><math>4.0 \times 10^4</math> Bq/cm<sup>3</sup> 以下であること</td> </tr> </table>	項 目	運転上の制限	1次冷却材中のよう素131濃度	$6.3 \times 10^4$ Bq/cm <sup>3</sup> 以下であること	項 目	運転上の制限	1次冷却材中のよう素131濃度	$4.0 \times 10^4$ Bq/cm <sup>3</sup> 以下であること	<p>(1次冷却材中のよう素131濃度)</p> <p>第50条 モード1、2および3（1次冷却材温度が260℃以上）において、1次冷却材中のよう素131濃度は、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却材中のよう素131濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、モード1、2および3（1次冷却材温度が260℃以上）において、1週間に1回、1次冷却材中のよう素131濃度を確認する。</p> <p>3. 放射線管理課長は、1次冷却材中のよう素131濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直課長に通知する。通知を受けた当直課長は、表50-2の措置を講じる。</p> <p>表50-1</p> <table border="1" data-bbox="563 1014 722 1462"> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>1次冷却材中のよう素131濃度</td> <td><math>4.0 \times 10^4</math> Bq/cm<sup>3</sup> 以下であること</td> </tr> </table> <p>表50-2</p> <table border="1" data-bbox="722 1014 882 1462"> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 1次冷却材中のよう素131濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にし、1次冷却材温度を260℃未満にする。</td> <td>12時間</td> </tr> </table>	項 目	運転上の制限	1次冷却材中のよう素131濃度	$4.0 \times 10^4$ Bq/cm <sup>3</sup> 以下であること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 1次冷却材中のよう素131濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にし、1次冷却材温度を260℃未満にする。	12時間	<p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																						
1次冷却材中のよう素131濃度	$6.3 \times 10^4$ Bq/cm <sup>3</sup> 以下であること																						
項 目	運転上の制限																						
1次冷却材中のよう素131濃度	$4.0 \times 10^4$ Bq/cm <sup>3</sup> 以下であること																						
項 目	運転上の制限																						
1次冷却材中のよう素131濃度	$4.0 \times 10^4$ Bq/cm <sup>3</sup> 以下であること																						
条 件	要求される措置	完了時間																					
A. 1次冷却材中のよう素131濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間																					
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にし、1次冷却材温度を260℃未満にする。	12時間																					

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由								
<p>(蓄圧タンク)</p> <p>第 5 1 条 モード1、2および3（1次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超える場合）※1 において、蓄圧タンクは、表 5 1 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2および3（1次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超える場合）において、蓄圧タンクのほう素濃度、ほう酸水量および圧力を表 5 1 - 2 で定める頻度で確認する。</p> <p>なお、<u>1号炉および2号炉</u>については燃料取替用水タンク、3号炉および4号炉については燃料取替用水ピットからの補給または1次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計で、計器スパンの 3 % 以上の水位増加が確認された場合は、6時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2および3（1次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超える場合）において、1日に1回、蓄圧タンクの全ての出口弁が全開であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、蓄圧タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 1 - 3 の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3（1次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超えた時点）から、全ての出口弁が全開となるまでの間は除く（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(蓄圧タンク)</p> <p>第 5 1 条 モード1、2および3（1次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超える場合）※1 において、蓄圧タンクは、表 5 1 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2および3（1次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超える場合）において、蓄圧タンクのほう素濃度、ほう酸水量および圧力を表 5 1 - 2 で定める頻度で確認する。</p> <p>なお、燃料取替用水ピットからの補給または1次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計で、計器スパンの 3 % 以上の水位増加が確認された場合は、6時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2および3（1次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超える場合）において、1日に1回、蓄圧タンクの全ての出口弁が全開であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、蓄圧タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 1 - 3 の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3（1次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超えた時点）から、全ての出口弁が全開となるまでの間は除く（以下、本条において同じ）。</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>								
<p>表 5 1 - 1</p> <table border="1" data-bbox="863 118 1045 712"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄圧タンク※2</td> <td>(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表 5 1 - 2 で定める制限値内にあること (2) 出口弁が全開であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の蓄圧タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第90条（表90-4）の運転上の制限も確認する。 （以下略）</p>	項目	運転上の制限	蓄圧タンク※2	(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表 5 1 - 2 で定める制限値内にあること (2) 出口弁が全開であること	<p>表 5 1 - 1</p> <table border="1" data-bbox="863 712 1045 1440"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄圧タンク※2</td> <td>(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表 5 1 - 2 で定める制限値内にあること (2) 出口弁が全開であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：蓄圧タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第90条（表90-4）の運転上の制限も確認する。 （以下略）</p>	項目	運転上の制限	蓄圧タンク※2	(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表 5 1 - 2 で定める制限値内にあること (2) 出口弁が全開であること	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項目	運転上の制限									
蓄圧タンク※2	(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表 5 1 - 2 で定める制限値内にあること (2) 出口弁が全開であること									
項目	運転上の制限									
蓄圧タンク※2	(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表 5 1 - 2 で定める制限値内にあること (2) 出口弁が全開であること									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由								
<p>(非常用炉心冷却系 モード1、2および3-1)</p> <p>第 5 2 条 モード1、2および3において、非常用炉心冷却系は、表5 2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、<u>1号炉および2号炉の高圧注入ポンプ、充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および余熱除去ポンプについては表5 2-2で定める事項を確認する。</u></p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、<u>3号炉および4号炉の高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表5 2-2で定める事項を確認する。</u></p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、<u>1号炉および2号炉の充てん/高圧注入系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</u></p> <p>(4) 発電室長は、定期検査時に、<u>1号炉および2号炉については高圧注入ポンプ、充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプ、3号炉および4号炉については高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</u></p> <p>(5) 当直課長は、定期検査時に、<u>施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</u></p> <p>(6) 原子炉保修課長は、定期検査時に、<u>原子炉格納容器循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</u></p> <p>(7) 原子炉保修課長は、<u>3号炉および4号炉について定期検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</u></p> <p>(8) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、<u>1号炉および2号炉については2台の高圧注入ポンプ、2台の充てん/高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプ、3号炉および4号炉については2台の高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する</u>※1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表5 2-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(非常用炉心冷却系 モード1、2および3-1)</p> <p>第 5 2 条 モード1、2および3において、非常用炉心冷却系は、表5 2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、異臭、漏えいがないこと、および表5 2-2で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、定期検査時に、<u>施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</u></p> <p>(4) 原子炉保修課長は、定期検査時に、<u>原子炉格納容器循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</u></p> <p>(5) 原子炉保修課長は、定期検査時に、<u>余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</u></p> <p>(6) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台の高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表5 2-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>								
<p>表5 2-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="853 118 933 705">項 目</th> <th data-bbox="853 705 933 2049">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="933 118 1013 705">非常用炉心冷却系※2※3</td> <td data-bbox="933 705 1013 2049">(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※4※5 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること※4</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※2※3	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※4※5 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること※4	<p>表5 2-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="853 705 933 1187">項 目</th> <th data-bbox="853 1187 933 2049">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="933 705 1013 1187">非常用炉心冷却系※2※3</td> <td data-bbox="933 1187 1013 2049">(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※4※5 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること※4</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※2※3	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※4※5 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること※4	<p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限									
非常用炉心冷却系※2※3	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※4※5 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること※4									
項 目	運転上の制限									
非常用炉心冷却系※2※3	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※4※5 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること※4									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																
<p>※2：3号炉および4号炉の高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の高圧注入系が動作不能時は、第90条（表90-3および表90-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：3号炉および4号炉の低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の低圧注入系が動作不能時は、第90条（表90-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※5：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りをを行っている場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p>	<p>※2：高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 高圧注入系が動作不能時は、第90条（表90-3および表90-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 低圧注入系が動作不能時は、第90条（表90-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※5：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りをを行っている場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>																
<p>表52-2</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="558 118 718 739"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h 以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="734 118 829 739"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h 以上であることを確認する</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h 以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確認事項	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m <sup>3</sup> /h 以上であることを確認する	項 目	確認事項	高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m <sup>3</sup> /h 以上であることを確認する	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m <sup>3</sup> /h 以上であることを確認する	<p>表52-2</p> <table border="1" data-bbox="734 739 829 1187"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h 以上であることを確認する</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h 以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確認事項	高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m <sup>3</sup> /h 以上であることを確認する	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m <sup>3</sup> /h 以上であることを確認する	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	確認事項																	
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m <sup>3</sup> /h 以上であることを確認する																	
項 目	確認事項																	
高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m <sup>3</sup> /h 以上であることを確認する																	
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m <sup>3</sup> /h 以上であることを確認する																	
項 目	確認事項																	
高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m <sup>3</sup> /h 以上であることを確認する																	
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m <sup>3</sup> /h 以上であることを確認する																	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由		
表 5 2 - 3	表 5 2 - 3	表 5 2 - 3	表 5 2 - 3			
<p>条件</p> <p>A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合</p> <p>B. 充てん/高圧注入系1系統が動作不能である場合</p> <p>C. 低圧注入系1系統が動作不能である場合</p> <p>D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>B.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>C.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および C.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード4にする。</p>	<p>完了時間</p> <p>10日 4時間 その後の8時間に1回</p> <p>10日 4時間 その後の8時間に1回</p> <p>10日 4時間 その後の8時間に1回</p> <p>12時間 36時間</p>	<p>条件</p> <p>A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合</p> <p>B. 低圧注入系1系統が動作不能である場合</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>B.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。</p>	<p>完了時間</p> <p>10日 4時間 その後の8時間に1回</p> <p>10日 4時間 その後の8時間に1回</p> <p>12時間 36時間</p>	<p>大飯発電所1、2号炉 廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由												
<p>(非常用炉心冷却系 -モード4-)</p> <p>第 5 3 条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表 5 3 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード4において、1ヶ月に1回、1号炉および2号炉については1台以上の高圧注入ポンプ、1台以上の充てん/高圧注入ポンプもしくは1台の充てんポンプおよび1台以上の余熱除去ポンプ、3号炉および4号炉については1台以上の高圧注入ポンプもしくは1台以上の充てんポンプおよび1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 3 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 5 3 - 1</p> <table border="1" data-bbox="694 1193 869 2049"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系、充てん/高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="869 1193 1013 2049"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：非常用炉心冷却系の弁閉閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。                  ※2：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。                  ※3：3号炉および4号炉の高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。                  3号炉または4号炉の高圧注入系が動作不能時は、第90条(表90-3および表90-4)の運転上の制限も確認する。                  ※4：3号炉および4号炉の充てん系は、重大事故等対処設備を兼ねる。                  3号炉または4号炉の充てん系が動作不能時は、第90条(表90-4)の運転上の制限も確認する。                  ※5：3号炉および4号炉の低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。                  3号炉または4号炉の低圧注入系が動作不能時は、第90条(表90-4)の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系、充てん/高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1※2	項 目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1※2	<p>(非常用炉心冷却系 -モード4-)</p> <p>第 5 3 条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表 5 3 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード4において、1ヶ月に1回、1台以上の高圧注入ポンプもしくは1台以上の充てんポンプおよび1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 3 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 5 3 - 1</p> <table border="1" data-bbox="694 333 869 1193"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※4 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。                  高圧注入系が動作不能時は、第90条(表90-3および表90-4)の運転上の制限も確認する。                  ※2：充てん系は、重大事故等対処設備を兼ねる。                  充てん系が動作不能時は、第90条(表90-4)の運転上の制限も確認する。                  ※3：低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。                  低圧注入系が動作不能時は、第90条(表90-4)の運転上の制限も確認する。                  ※4：非常用炉心冷却系の弁閉閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。                  ※5：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p>	項 目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※4 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4※5	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限													
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系、充てん/高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1※2													
項 目	運転上の制限													
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1※2													
項 目	運転上の制限													
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※4 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4※5													







大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																										
<p>(燃料取替用水タンク)</p> <p>第 5 4 条 モード1、2、3および4において、燃料取替用水タンク※1は、表 5 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 燃料取替用水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、燃料取替用水タンクのほう素濃度およびほう酸水量を表 5 4 - 2 で定める頻度で確認する。</p> <p>3. 当直課長は、燃料取替用水タンクが第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 4 - 3 の措置を講じる。</p> <p>※1：1号炉および2号炉については燃料取替用水タンク、3号炉および4号炉については燃料取替用水タンクをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 5 4 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取替用水タンク※2</td> <td>ほう素濃度およびほう酸水量が表 5 4 - 2 で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の燃料取替用水タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の燃料取替用水タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第 9 0 条（表 9 0 - 1 4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>表 5 4 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>1号炉および2号炉 2,800 ppm 以上 3号炉および4号炉 2,800 ppm 以上</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td>1,290 m<sup>3</sup> 以上 1,860 m<sup>3</sup> 以上</td> <td>1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料取替用水タンク※2	ほう素濃度およびほう酸水量が表 5 4 - 2 で定める制限値内にあること	項目	制限値	確認頻度	ほう素濃度	1号炉および2号炉 2,800 ppm 以上 3号炉および4号炉 2,800 ppm 以上	1ヶ月に1回	ほう酸水量 (有効水量)	1,290 m <sup>3</sup> 以上 1,860 m <sup>3</sup> 以上	1週間に1回	<p>(燃料取替用水ピット)</p> <p>第 5 4 条 モード1、2、3および4において、燃料取替用水ピットは、表 5 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 燃料取替用水ピットが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、燃料取替用水ピットのほう素濃度およびほう酸水量を表 5 4 - 2 で定める頻度で確認する。</p> <p>3. 当直課長は、燃料取替用水ピットが第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 4 - 3 の措置を講じる。</p> <p>表 5 4 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取替用水ピット※1</td> <td>ほう素濃度およびほう酸水量が表 5 4 - 2 で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料取替用水ピットは、重大事故等対処設備を兼ねる。 燃料取替用水ピットが運転上の制限を逸脱した場合は、第 9 0 条（表 9 0 - 1 4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>表 5 4 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>2,800 ppm 以上</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td>1,860 m<sup>3</sup> 以上</td> <td>1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料取替用水ピット※1	ほう素濃度およびほう酸水量が表 5 4 - 2 で定める制限値内にあること	項目	制限値	確認頻度	ほう素濃度	2,800 ppm 以上	1ヶ月に1回	ほう酸水量 (有効水量)	1,860 m <sup>3</sup> 以上	1週間に1回	<p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																											
燃料取替用水タンク※2	ほう素濃度およびほう酸水量が表 5 4 - 2 で定める制限値内にあること																											
項目	制限値	確認頻度																										
ほう素濃度	1号炉および2号炉 2,800 ppm 以上 3号炉および4号炉 2,800 ppm 以上	1ヶ月に1回																										
ほう酸水量 (有効水量)	1,290 m <sup>3</sup> 以上 1,860 m <sup>3</sup> 以上	1週間に1回																										
項目	運転上の制限																											
燃料取替用水ピット※1	ほう素濃度およびほう酸水量が表 5 4 - 2 で定める制限値内にあること																											
項目	制限値	確認頻度																										
ほう素濃度	2,800 ppm 以上	1ヶ月に1回																										
ほう酸水量 (有効水量)	1,860 m <sup>3</sup> 以上	1週間に1回																										
<p>表 5 4 - 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。</td> <td>8 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8 時間	B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1 時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	1 2 時間 5 6 時間	<p>表 5 4 - 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料取替用水ピットのほう素濃度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。</td> <td>8 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 燃料取替用水ピットのほう酸水量が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料取替用水ピットのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8 時間	B. 燃料取替用水ピットのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1 時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	1 2 時間 5 6 時間	<p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施に伴う変更</p>		
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8 時間																										
B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1 時間																										
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	1 2 時間 5 6 時間																										
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 燃料取替用水ピットのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8 時間																										
B. 燃料取替用水ピットのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1 時間																										
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	1 2 時間 5 6 時間																										

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由												
<p>(ほう酸注入タンク)</p> <p>第 5 5 条 モード1、2および3において、1号炉および2号炉のほう酸注入タンクは、表 5 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ほう酸注入タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2および3において、ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度を表 5 5 - 2 で定める頻度で確認する。</p> <p>3. 当直課長は、ほう酸注入タンクが第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 5 - 3 の措置を講じる。</p>	<p>第 5 5 条 削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>												
<p>表 5 5 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸注入タンク</td> <td>ほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表 5 5 - 2 で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	ほう酸注入タンク	ほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表 5 5 - 2 で定める制限値内にあること										
項 目	運 転 上 の 制 限													
ほう酸注入タンク	ほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表 5 5 - 2 で定める制限値内にあること													
<p>表 5 5 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制 限 値</th> <th>確 認 頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>20,000 ppm 以上</td> <td>1 ヶ月に 1 回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量 (有効水量)</td> <td>3.4 m<sup>3</sup> 以上</td> <td>1 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水温度</td> <td>65 °C 以上</td> <td>1 日に 1 回</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	制 限 値	確 認 頻 度	ほう素濃度	20,000 ppm 以上	1 ヶ月に 1 回	ほう酸水量 (有効水量)	3.4 m <sup>3</sup> 以上	1 週間に 1 回	ほう酸水温度	65 °C 以上	1 日に 1 回		
項 目	制 限 値	確 認 頻 度												
ほう素濃度	20,000 ppm 以上	1 ヶ月に 1 回												
ほう酸水量 (有効水量)	3.4 m <sup>3</sup> 以上	1 週間に 1 回												
ほう酸水温度	65 °C 以上	1 日に 1 回												
<p>表 5 5 - 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要 求 さ れ る 措 置</th> <th>完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、1 次冷却系ほう素濃度を、93 °C における停止余裕 1.0 %Δk/k に相当するほう素濃度まで、濃縮する。 および B.3 当直課長は、制限値内に回復させる。</td> <td>1 2 時間 1 2 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件 B の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード4にする。</td> <td>7 日 2 4 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	A. ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	1 時間	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、1 次冷却系ほう素濃度を、93 °C における停止余裕 1.0 %Δk/k に相当するほう素濃度まで、濃縮する。 および B.3 当直課長は、制限値内に回復させる。	1 2 時間 1 2 時間	C. 条件 B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード4にする。	7 日 2 4 時間		
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間												
A. ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	1 時間												
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、1 次冷却系ほう素濃度を、93 °C における停止余裕 1.0 %Δk/k に相当するほう素濃度まで、濃縮する。 および B.3 当直課長は、制限値内に回復させる。	1 2 時間 1 2 時間												
C. 条件 B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード4にする。	7 日 2 4 時間												

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由	変 更 後	変 更 前							
<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>	<p>(原子炉格納容器)</p> <p>第 5 6 条 モード 1, 2, 3 および 4 において、原子炉格納容器は、表 5 6-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表 5 6-3 で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 原子炉保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器エアロクインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 土木建築課長は、定期検査時に、原子炉格納容器の構造上の健全性を緊張材の緊張力確認検査等により確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期検査時に、表 5 6-6 で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、定期検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に閉状態としている原子炉格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む）を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、手動隔離弁および閉止フランジについては、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(6) 当直課長は、モード 1, 2, 3 および 4 において、1 2 時間に 1 回、原子炉格納容器圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 原子炉格納容器エアロク以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 6-4 の措置を講じる。</p> <p>(2) 原子炉格納容器エアロクが運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表 5 6-5 の措置を講じるとともに、同表の条件 D に該当する場合は原子炉保修課長に通知する。通知を受けた原子炉保修課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉格納容器)</p> <p>第 5 6 条 モード 1, 2, 3 および 4 において、原子炉格納容器は、表 5 6-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表 5 6-3 で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 原子炉保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器エアロクインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 土木建築課長は、定期検査時に、3 号炉および 4 号炉の原子炉格納容器の構造上の健全性を緊張材の緊張力確認検査等により確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期検査時に、表 5 6-6 で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、定期検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に閉状態としている原子炉格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む）を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、手動隔離弁および閉止フランジについては、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(6) 当直課長は、モード 1, 2, 3 および 4 において、1 2 時間に 1 回、原子炉格納容器圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 原子炉格納容器エアロク以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 6-4 の措置を講じる。</p> <p>(2) 原子炉格納容器エアロクが運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表 5 6-5 の措置を講じるとともに、同表の条件 D に該当する場合は原子炉保修課長に通知する。通知を受けた原子炉保修課長は、同表の措置を講じる。</p>							
<p>表 5 6-1</p> <table border="1" data-bbox="1209 360 1385 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="1209 360 1246 622">項 目</th> <th data-bbox="1209 622 1246 1182">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1246 360 1385 622">原子炉格納容器※1</td> <td data-bbox="1246 622 1385 1182">                     (1) 原子炉格納容器の機能が健全であること                      (2) 原子炉格納容器圧力が表 5 6-2 で定める制限値内にあること                      (3) 原子炉格納容器エアロクが動作可能であること※2※3                      (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器は、重大事故等対処設備を兼ねる。                  ※2：動作可能であることは、原子炉格納容器エアロクのインターロック機構が健全であること、および原子炉格納容器エアロクが閉止可能（閉止状態であることを含む）で</p>	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器※1	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表 5 6-2 で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロクが動作可能であること※2※3 (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4	<p>表 5 6-1</p> <table border="1" data-bbox="1209 1227 1385 2049"> <thead> <tr> <th data-bbox="1209 1227 1246 1489">項 目</th> <th data-bbox="1209 1489 1246 2049">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1246 1227 1385 1489">原子炉格納容器※1</td> <td data-bbox="1246 1489 1385 2049">                     (1) 原子炉格納容器の機能が健全であること                      (2) 原子炉格納容器圧力が表 5 6-2 で定める制限値内にあること                      (3) 原子炉格納容器エアロクが動作可能であること※2※3                      (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3 号炉および 4 号炉の原子炉格納容器は、重大事故等対処設備を兼ねる。                  ※2：動作可能であることは、原子炉格納容器エアロクのインターロック機構が健全であること、および原子炉格納容器エアロクが閉止可能（閉止状態であることを含む）で</p>	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器※1	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表 5 6-2 で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロクが動作可能であること※2※3 (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4
項 目	運転上の制限								
原子炉格納容器※1	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表 5 6-2 で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロクが動作可能であること※2※3 (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4								
項 目	運転上の制限								
原子炉格納容器※1	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表 5 6-2 で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロクが動作可能であること※2※3 (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4								

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																												
<p>あることをいう。</p> <p>※3：モード4の原子炉格納容器ページ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器工 アロックスの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：動作可能であることは、閉止可能（閉止状態であることを含む）であることをいう。</p> <p>表56-2</p> <table border="1" data-bbox="392 1319 501 2042"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制 限 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉および2号炉</td> <td>3号炉および4号炉</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>4.9 kPa[gage] 以下 9.8 kPa[gage] 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表56-3</p> <table border="1" data-bbox="603 1319 780 2042"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>漏えい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種 設計圧力検査</td> <td>1号炉および2号炉 3号炉および4号炉</td> </tr> <tr> <td>検査 低圧検査</td> <td>0.4 %/日 以下 0.08 %/日 以下</td> </tr> <tr> <td>B・C種検査</td> <td>0.2 %/日 以下 0.04 %/日 以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.2 %/日 以下 0.04 %/日 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項 目	制 限 値	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	原子炉格納容器圧力	4.9 kPa[gage] 以下 9.8 kPa[gage] 以下	項 目	漏えい率	A種 設計圧力検査	1号炉および2号炉 3号炉および4号炉	検査 低圧検査	0.4 %/日 以下 0.08 %/日 以下	B・C種検査	0.2 %/日 以下 0.04 %/日 以下		0.2 %/日 以下 0.04 %/日 以下	<p>あることをいう。</p> <p>※3：モード4の原子炉格納容器ページ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器工 アロックスの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：動作可能であることは、閉止可能（閉止状態であることを含む）であることをいう。</p> <p>表56-2</p> <table border="1" data-bbox="392 759 464 1184"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制 限 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>9.8 kPa[gage] 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表56-3</p> <table border="1" data-bbox="603 495 745 1184"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>漏えい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種 設計圧力検査</td> <td>0.08 %/日 以下</td> </tr> <tr> <td>検査 低圧検査</td> <td>0.04 %/日 以下</td> </tr> <tr> <td>B・C種検査</td> <td>0.04 %/日 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項 目	制 限 値	原子炉格納容器圧力	9.8 kPa[gage] 以下	項 目	漏えい率	A種 設計圧力検査	0.08 %/日 以下	検査 低圧検査	0.04 %/日 以下	B・C種検査	0.04 %/日 以下	<p>大飯発電所1, 2号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更</p> <p>大飯発電所1, 2号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更</p>
項 目	制 限 値																													
1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																													
原子炉格納容器圧力	4.9 kPa[gage] 以下 9.8 kPa[gage] 以下																													
項 目	漏えい率																													
A種 設計圧力検査	1号炉および2号炉 3号炉および4号炉																													
検査 低圧検査	0.4 %/日 以下 0.08 %/日 以下																													
B・C種検査	0.2 %/日 以下 0.04 %/日 以下																													
	0.2 %/日 以下 0.04 %/日 以下																													
項 目	制 限 値																													
原子炉格納容器圧力	9.8 kPa[gage] 以下																													
項 目	漏えい率																													
A種 設計圧力検査	0.08 %/日 以下																													
検査 低圧検査	0.04 %/日 以下																													
B・C種検査	0.04 %/日 以下																													

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>表56-6 1. 1号炉および2号炉</p>	削除	大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更
<p>化学体積制御系統</p>	<p>抽出ライン 封水戻りライン</p>	
<p>安全注入系統</p>	<p>安全注入系ステトライン 蓄圧タンク N<sub>2</sub> 供給ライン</p>	
<p>原子炉補機冷却水系統</p>	<p>余剰抽出水クローラ入口・出口ライン 冷却材ドレンクローラ出口ライン 1次冷却材ポンプ冷却ライン 非放射性機器冷却水ライン</p>	
<p>放射性廃棄物処理系統</p>	<p>加圧器逃がしタンク純水供給ライン 加圧器逃がしタンク N<sub>2</sub> 供給ライン 冷却材ドレンタンクガス入口・出口ライン 冷却材ドレンポンプ出口ライン 原子炉格納容器サンポンプ出口ライン</p>	
<p>試料採取系統</p>	<p>加圧器気相部サンブルライン 加圧器液相部サンブルライン A、C主冷却材管サンブルライン 蓄圧タンクサンブルライン</p>	
<p>放射線監視系統</p>	<p>放射線監視装置サンブルライン</p>	
<p>アイスコンデンサ冷却系統</p>	<p>グリコール供給ライン グリコール戻りライン</p>	
<p>補給水系統</p>	<p>原子炉格納容器洗浄水ライン</p>	
<p>原子炉格納施設</p>	<p>原子炉格納容器真空逃がしライン</p>	
<p>換気系統</p>	<p>原子炉格納容器上・下部送気供給・出口ライン 原子炉格納容器圧力逃がしライン 炉内核計装計器室送気出・入口ライン</p>	
<p>蒸気発生器ブローダウン系統</p>	<p>蒸気発生器ブローダウンライン 蒸気発生器ブローダウンサンブルライン</p>	
<p>1次冷却材ポンプ消火系統</p>	<p>1次冷却材ポンプ O<sub>2</sub> 消火装置ライン</p>	
<p>計器用空気圧縮系統</p>	<p>計器用空気圧縮機出口ライン</p>	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由
表 5 6 - 6 (続き)		表 5 6 - 6		大飯発電所 1, 2 号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更
2. 3 号炉および 4 号炉				
化学体積制御系統	抽出ライン 封水戻りライン	抽出ライン 封水戻りライン		
原子炉補機冷却水系統	格納容器再循環装置冷却ライン 制御棒駆動装置・余剰抽出冷却器冷却ライン 1 次冷却材ポンプ冷却ライン	格納容器再循環装置冷却ライン 制御棒駆動装置・余剰抽出冷却器冷却ライン 1 次冷却材ポンプ冷却ライン		
放射性廃棄物処理系統	加圧器逃がしタンク純水供給ライン 加圧器逃がしタンク N <sub>2</sub> 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 冷却材ドレンタンク N <sub>2</sub> 供給ライン 冷却材ドレンタンクガス分析ライン 冷却材ドレンポンプ出口ライン 原子炉格納容器サンポンプ出口ライン	加圧器逃がしタンク純水供給ライン 加圧器逃がしタンク N <sub>2</sub> 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 冷却材ドレンタンク N <sub>2</sub> 供給ライン 冷却材ドレンタンクガス分析ライン 冷却材ドレンポンプ出口ライン 原子炉格納容器サンポンプ出口ライン		
試料採取系統	加圧器気相部サンブルライン 加圧器液相部サンブルライン ループ高温側サンブルライン 蓄圧タンクサンブルライン	加圧器気相部サンブルライン 加圧器液相部サンブルライン ループ高温側サンブルライン 蓄圧タンクサンブルライン		
換気系統	原子炉格納容器空気サンブルライン 原子炉格納容器給気・排気ライン 原子炉格納容器減圧装置排気ライン	原子炉格納容器空気サンブルライン 原子炉格納容器給気・排気ライン 原子炉格納容器減圧装置排気ライン		
蒸気発生器ブローダウン系統	蒸気発生器ブローダウンライン 蒸気発生器ブローダウンサンブルライン	蒸気発生器ブローダウンライン 蒸気発生器ブローダウンサンブルライン		
消火用水系統	消火用水系格納容器入口ライン	消火用水系格納容器入口ライン		
炉内計装用ガスバージ系統	炉内計装用ガスバージライン	炉内計装用ガスバージライン		
空調用冷水系統	制御棒位置指示装置盤室冷却用冷却水出入口ライン	制御棒位置指示装置盤室冷却用冷却水出入口ライン		
制御用空気系統	制御用空気供給ライン	制御用空気供給ライン		

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																
<p>(原子炉格納容器水素再結合装置)</p> <p>第 5 7 条 モード1および2において、1号炉および2号炉の原子炉格納容器水素再結合装置は、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器水素再結合装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 電気保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器水素再結合装置が動作可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器水素再結合装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表57-2の措置を講じる。</p> <p>表57-1</p> <table border="1" data-bbox="561 1227 635 2049"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器水素再結合装置</td> <td>2基が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表57-2</p> <table border="1" data-bbox="703 1227 1120 2049"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器水素再結合装置1基が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、原子炉格納容器水素再結合装置を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、他の1基が動作可能であることを速やかに至近の記録により確認する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉格納容器水素再結合装置2基が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、原子炉格納容器水素再結合装置1基以上を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器水素再結合装置	2基が動作可能であること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器水素再結合装置1基が動作不能である場合	A.1 当直課長は、原子炉格納容器水素再結合装置を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、他の1基が動作可能であることを速やかに至近の記録により確認する。	30日	B. 原子炉格納容器水素再結合装置2基が動作不能である場合	B.1 当直課長は、原子炉格納容器水素再結合装置1基以上を動作可能な状態に復旧する。	10日	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。	12時間	<p>第 5 7 条 削除</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																	
原子炉格納容器水素再結合装置	2基が動作可能であること																	
条 件	要求される措置	完了時間																
A. 原子炉格納容器水素再結合装置1基が動作不能である場合	A.1 当直課長は、原子炉格納容器水素再結合装置を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、他の1基が動作可能であることを速やかに至近の記録により確認する。	30日																
B. 原子炉格納容器水素再結合装置2基が動作不能である場合	B.1 当直課長は、原子炉格納容器水素再結合装置1基以上を動作可能な状態に復旧する。	10日																
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。	12時間																



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																	
<p>(原子炉格納容器空気循環系)</p> <p>第 5 8 条 モード1、2、3および4において、1号炉および2号炉の原子炉格納容器空気循環系は、表58-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器空気循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するた め、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、エアリファンファンを起動させ、表58-2に定める流量を 確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、エアリファンファンが模擬信号により起動すること、ならび に自動作動弁および自動作動ダンパが正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器空気循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していない と判断した場合、表58-3の措置を講じる。</p> <p>表58-1</p> <table border="1" data-bbox="635 1294 707 2047"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器空気循環系</td> <td>2系統が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：非放射性機器冷却水系の弁閉閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しな い。</p> <p>表58-2</p> <table border="1" data-bbox="842 1641 914 2047"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確 認 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流 量</td> <td>1.184 m<sup>3</sup>/min/ 台以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表58-3</p> <table border="1" data-bbox="986 1227 1193 2047"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要 求 さ れ る 措 置</th> <th>完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器空気循環系1系 統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、原子炉格納容器空気循 環系を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>7 2 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達 成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	原子炉格納容器空気循環系	2系統が動作可能であること※1	項 目	確 認 事 項	流 量	1.184 m <sup>3</sup> /min/ 台以上	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	A. 原子炉格納容器空気循環系1系 統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、原子炉格納容器空気循 環系を動作可能な状態に復旧する。	7 2 時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達 成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	1 2 時間 5 6 時間	<p>第 5 8 条 削除</p>	<p>大飯発電所1、2号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更</p>
項 目	運 転 上 の 制 限																		
原子炉格納容器空気循環系	2系統が動作可能であること※1																		
項 目	確 認 事 項																		
流 量	1.184 m <sup>3</sup> /min/ 台以上																		
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間																	
A. 原子炉格納容器空気循環系1系 統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、原子炉格納容器空気循 環系を動作可能な状態に復旧する。	7 2 時間																	
B. 条件Aの措置を完了時間内に達 成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	1 2 時間 5 6 時間																	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																					
<p>(アイスコンデンサ)</p> <p>第 59 条 モード1、2、3および4において、1号炉および2号炉のアイスコンデンサは、<u>表59-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p>2. アイスコンデンサが前項で定める<u>運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、<u>水の総重量を確認し、その結果を発電室長に通知する。</u></p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、<u>水のほう素濃度を確認する。</u></p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、<u>1日に1回、アイスコンデンサ平均温度を確認する。</u></p> <p>3. 当直課長は、<u>アイスコンデンサが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表59-3の措置を講じる。</u></p> <p>表 59-1</p> <table border="1" data-bbox="667 1211 770 2040"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アイスコンデンサ</td> <td>水の総重量、水のほう素濃度およびアイスコンデンサ平均温度が表59-2の制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 59-2</p> <table border="1" data-bbox="839 1346 983 2040"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水の総重量</td> <td>1,000 t 以上</td> </tr> <tr> <td>水のほう素濃度</td> <td>2,800 ppm 以上</td> </tr> <tr> <td>アイスコンデンサ平均温度</td> <td>-6.7 °C 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 59-3</p> <table border="1" data-bbox="1050 1211 1334 2040"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アイスコンデンサの<u>水の総重量、水のほう素濃度またはアイスコンデンサ平均温度が制限値を満足していない場合</u></td> <td>A.1 当直課長は、<u>制限値内に回復させる。</u></td> <td>4 8 時間</td> </tr> <tr> <td>B. <u>条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</u></td> <td>B.1 当直課長は、<u>モード3にする。</u> および B.2 当直課長は、<u>モード5にする。</u></td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	アイスコンデンサ	水の総重量、水のほう素濃度およびアイスコンデンサ平均温度が表59-2の制限値内にあること	項目	制限値	水の総重量	1,000 t 以上	水のほう素濃度	2,800 ppm 以上	アイスコンデンサ平均温度	-6.7 °C 以下	条件	要求される措置	完了時間	A. アイスコンデンサの <u>水の総重量、水のほう素濃度またはアイスコンデンサ平均温度が制限値を満足していない場合</u>	A.1 当直課長は、 <u>制限値内に回復させる。</u>	4 8 時間	B. <u>条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</u>	B.1 当直課長は、 <u>モード3にする。</u> および B.2 当直課長は、 <u>モード5にする。</u>	1 2 時間 5 6 時間	<p>第 59 条 削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更</p>
項目	運転上の制限																						
アイスコンデンサ	水の総重量、水のほう素濃度およびアイスコンデンサ平均温度が表59-2の制限値内にあること																						
項目	制限値																						
水の総重量	1,000 t 以上																						
水のほう素濃度	2,800 ppm 以上																						
アイスコンデンサ平均温度	-6.7 °C 以下																						
条件	要求される措置	完了時間																					
A. アイスコンデンサの <u>水の総重量、水のほう素濃度またはアイスコンデンサ平均温度が制限値を満足していない場合</u>	A.1 当直課長は、 <u>制限値内に回復させる。</u>	4 8 時間																					
B. <u>条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</u>	B.1 当直課長は、 <u>モード3にする。</u> および B.2 当直課長は、 <u>モード5にする。</u>	1 2 時間 5 6 時間																					

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由										
<p>(アイスコнденサドア)</p> <p>第 6 0 条 モード1、2、3 および4において、1号炉および2号炉のアイスコнденサド アは、表60-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アイスコнденサドアが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、上部デッキドアが固着することなく開動作するこ と、ならびに下部入口ドアおよび中間デッキドアについては表60-2に定める事項を確 認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2、3 および4において、1日に1回、下部入口ドアが閉止状 態であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、アイスコнденサドアが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判 断した場合、表60-3の措置を講じる。</p> <p>表60-1</p> <table border="1" data-bbox="662 1220 774 2038"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アイスコнденサドア</td> <td>アイスコнденサの下部入口ドア、中間デッキドアおよび上部デッ キドアが動作可能であり閉止されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表60-2</p> <table border="1" data-bbox="837 1198 1045 2038"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確 認 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アイスコнденサ下部入口ドア</td> <td>開トルクが 76.1 N・m 以下、摩擦トルクが 4.5 N・m 以下</td> </tr> <tr> <td>アイスコнденサ中間デッキドア</td> <td>ドア A およびドア B の引き上げ力が 161.8 N 以下、 ドア C およびドア D の引き上げ力が 150.0 N 以下、 ドア E およびドア F の引き上げ力が 138.2 N 以下、 ドア G およびドア H の引き上げ力が 141.2 N 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	アイスコнденサドア	アイスコнденサの下部入口ドア、中間デッキドアおよび上部デッ キドアが動作可能であり閉止されていること	項 目	確 認 事 項	アイスコнденサ下部入口ドア	開トルクが 76.1 N・m 以下、摩擦トルクが 4.5 N・m 以下	アイスコнденサ中間デッキドア	ドア A およびドア B の引き上げ力が 161.8 N 以下、 ドア C およびドア D の引き上げ力が 150.0 N 以下、 ドア E およびドア F の引き上げ力が 138.2 N 以下、 ドア G およびドア H の引き上げ力が 141.2 N 以下	<p>第 6 0 条 削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更</p>
項 目	運 転 上 の 制 限											
アイスコнденサドア	アイスコнденサの下部入口ドア、中間デッキドアおよび上部デッ キドアが動作可能であり閉止されていること											
項 目	確 認 事 項											
アイスコнденサ下部入口ドア	開トルクが 76.1 N・m 以下、摩擦トルクが 4.5 N・m 以下											
アイスコнденサ中間デッキドア	ドア A およびドア B の引き上げ力が 161.8 N 以下、 ドア C およびドア D の引き上げ力が 150.0 N 以下、 ドア E およびドア F の引き上げ力が 138.2 N 以下、 ドア G およびドア H の引き上げ力が 141.2 N 以下											

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由
削除				
表 60-3 ※1				
条件	要求される措置	完了時間		
A. 物理的な妨げにより、アイスコンデンサ下部入口ドア1個以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、下部入口ドアを動作可能な状態に復旧する。	1 時間		
B. アイスコンデンサドアの1つ以上が条件A以外の理由により、動作不能または閉止されていない場合	B.1 当直課長は、アイスコンデンサ平均温度が $-6.7^{\circ}\text{C}$ 以下であることを確認する。 および B.2 当直課長は、アイスコンデンサドアを動作可能な状態かつ閉状態に復旧する。	4 時間 その後の 4 時間に1回 1 4 日		
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、アイスコンデンサドアを動作可能な状態かつ閉状態に復旧する。	4 8 時間		
D. 条件AまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	1 2 時間 5 6 時間		
※1：ドア毎に個別の条件が適用される。				
大飯発電所 1, 2 号炉 廃止措置計画の実施に伴う変更				

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																
<p>（原子炉格納容器内区分隔壁）</p> <p>第 6 1 条 モード1、2、3および4において、1号炉および2号炉の原子炉格納容器内区分隔壁は、表 6 1 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器内区分隔壁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、上部コンパートメントと下部コンパートメントの境界を構成する人用ドア、機器搬入用ハッチ、ミサイルシールド、キャビティゲートのシール部および隔壁シールドに亀裂等の欠陥がなく、全てが閉止されていることを目視により確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器内区分隔壁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 1 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 6 1 - 1</p> <table border="1" data-bbox="630 1220 710 2047"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内区分隔壁</td> <td>原子炉格納容器内区分隔壁の機能が健全であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：加圧器逃がし弁漏えい検査、第 1 種機器供用期間中検査（ホットスポット点検）、原子炉起動前系統健全性確認検査ならびにヒートアップ点検時に、必要な箇所の区分隔壁を開放すること、および作業員等が入り込みのために人用ドアまたは機器搬入用ハッチを開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>表 6 1 - 2 ※2</p> <table border="1" data-bbox="869 1220 1292 2047"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 作業員等の出入り以外の理由で、人用ドアまたは機器搬入用ハッチの1つ以上が開放状態または閉止不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該の人用ドアまたは機器搬入用ハッチを閉止する。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>B. ミサイルシールド、キャビティゲートまたは隔壁シールドの機能が確保されない場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該のミサイルシールド、キャビティゲートまたは隔壁シールドの機能を復旧する。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：人用ドア、機器搬入用ハッチ、ミサイルシールド、キャビティゲートおよび隔壁シールドに個別の条件が適用される。</p>	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器内区分隔壁	原子炉格納容器内区分隔壁の機能が健全であること※1	条件	要求される措置	完了時間	A. 作業員等の出入り以外の理由で、人用ドアまたは機器搬入用ハッチの1つ以上が開放状態または閉止不能である場合	A.1 当直課長は、当該の人用ドアまたは機器搬入用ハッチを閉止する。	1 時間	B. ミサイルシールド、キャビティゲートまたは隔壁シールドの機能が確保されない場合	B.1 当直課長は、当該のミサイルシールド、キャビティゲートまたは隔壁シールドの機能を復旧する。	1 時間	C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	<p>第 6 1 条 削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																	
原子炉格納容器内区分隔壁	原子炉格納容器内区分隔壁の機能が健全であること※1																	
条件	要求される措置	完了時間																
A. 作業員等の出入り以外の理由で、人用ドアまたは機器搬入用ハッチの1つ以上が開放状態または閉止不能である場合	A.1 当直課長は、当該の人用ドアまたは機器搬入用ハッチを閉止する。	1 時間																
B. ミサイルシールド、キャビティゲートまたは隔壁シールドの機能が確保されない場合	B.1 当直課長は、当該のミサイルシールド、キャビティゲートまたは隔壁シールドの機能を復旧する。	1 時間																
C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間																

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																				
<p>(原子炉格納容器再循環ドレン)</p> <p>第 6 2 条 モード 1、2、3 および 4 において、1 号炉および 2 号炉の原子炉格納容器再循環ドレンは、表 6 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器再循環ドレンが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、アイスコンデンサ床ドレン弁について、表 6 2 - 2 に定める弁開力を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 原子炉保修課長は、原子炉キャビティ部の水張りを実施した場合は、水抜き後モード 4 になるまでに、原子炉キャビティドレンの閉止フランジが取り外されていることを目視により確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器再循環ドレンが第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 2 - 3 の措置を講じる。</p> <p>表 6 2 - 1</p> <table border="1" data-bbox="667 1211 770 2040"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器再循環ドレン</td> <td>アイスコンデンサ床ドレンおよび原子炉キャビティドレンが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 6 2 - 2</p> <table border="1" data-bbox="839 1720 914 2040"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁開力</td> <td>444.2 N 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 6 2 - 3</p> <table border="1" data-bbox="983 1227 1262 2040"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アイスコンデンサ床ドレン 1 つが動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該のアイスコンデンサ床ドレンを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉キャビティドレン 1 つが動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該の原子炉キャビティドレンを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器再循環ドレン	アイスコンデンサ床ドレンおよび原子炉キャビティドレンが動作可能であること	項 目	確認事項	弁開力	444.2 N 以下	条 件	要求される措置	完了時間	A. アイスコンデンサ床ドレン 1 つが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該のアイスコンデンサ床ドレンを動作可能な状態に復旧する。	1 時間	B. 原子炉キャビティドレン 1 つが動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該の原子炉キャビティドレンを動作可能な状態に復旧する。	1 時間	C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	<p>第 6 2 条 削除</p>	<p>大飯発電所 1、2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																					
原子炉格納容器再循環ドレン	アイスコンデンサ床ドレンおよび原子炉キャビティドレンが動作可能であること																					
項 目	確認事項																					
弁開力	444.2 N 以下																					
条 件	要求される措置	完了時間																				
A. アイスコンデンサ床ドレン 1 つが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該のアイスコンデンサ床ドレンを動作可能な状態に復旧する。	1 時間																				
B. 原子炉キャビティドレン 1 つが動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該の原子炉キャビティドレンを動作可能な状態に復旧する。	1 時間																				
C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間																				

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由															
<p>(原子炉格納容器真空逃がし系)</p> <p>第 6 3 条 モード1、2、3および4において、1号炉および2号炉の原子炉格納容器真空逃がし系は、表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器真空逃がし系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器真空逃がし弁が動作可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器真空逃がし系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表63-2の措置を講じる。</p> <p>表63-1</p> <table border="1" data-bbox="561 1223 635 2047"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器真空逃がし系</td> <td>2系統以上が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能であることは、真空逃がし機能が確保されていることをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表63-2</p> <table border="1" data-bbox="770 1223 983 2047"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要 求 さ れ る 措 置</th> <th>完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器真空逃がし系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>1 0 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>1 2 時間</td> </tr> <tr> <td>B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	原子炉格納容器真空逃がし系	2系統以上が動作可能であること※1	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	A. 原子炉格納容器真空逃がし系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	1 0 日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	1 2 時間	B.2 当直課長は、モード5にする。	5 6 時間	<p>第 6 3 条 削除</p>	<p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運 転 上 の 制 限																
原子炉格納容器真空逃がし系	2系統以上が動作可能であること※1																
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間															
A. 原子炉格納容器真空逃がし系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	1 0 日															
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	1 2 時間															
	B.2 当直課長は、モード5にする。	5 6 時間															



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由												
<p>(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第 6 4 条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器スプレイ系は、表 6 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、3号炉および4号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表 6 4 - 3 に定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期検査時に、原子炉格納容器スプレイ系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(6) 当直課長は、3号炉および4号炉のよう素除去薬品タンクのヒドランジ濃度およびヒドランジン溶液量を表 6 4 - 2 に定める頻度で確認する。</p> <p>(7) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 4 - 4 の措置を講じる。</p> <p>表 6 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="1013 118 1141 705"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>2系統が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系	2系統が動作可能であること※1	<p>(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第 6 4 条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器スプレイ系は、表 6 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表 6 4 - 3 に定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、原子炉格納容器スプレイ系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、よう素除去薬品タンクのヒドランジ濃度およびヒドランジン溶液量を表 6 4 - 2 に定める頻度で確認する。</p> <p>(6) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 4 - 4 の措置を講じる。</p> <p>表 6 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="1013 705 1141 1422"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>2系統が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系	2系統が動作可能であること※1	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>				
項 目	運転上の制限													
原子炉格納容器スプレイ系	2系統が動作可能であること※1													
項 目	運転上の制限													
原子炉格納容器スプレイ系	2系統が動作可能であること※1													
<p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1013 118 1141 705"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>2系統が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="1013 705 1141 1422"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系※2</td> <td>(1) 2系統が動作可能であること※1 (2) よう素除去薬品タンクのヒドランジ濃度およびヒドランジン溶液量が表 6 4 - 2 に定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器スプレイ系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※2：3号炉および4号炉の原子炉格納容器スプレイ系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第90条（表90-4および表90-6）の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系	2系統が動作可能であること※1	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系※2	(1) 2系統が動作可能であること※1 (2) よう素除去薬品タンクのヒドランジ濃度およびヒドランジン溶液量が表 6 4 - 2 に定める制限値内にあること	<p>表 6 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="1013 705 1141 1422"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系※2</td> <td>(1) 2系統が動作可能であること※1 (2) よう素除去薬品タンクのヒドランジ濃度およびヒドランジン溶液量が表 6 4 - 2 に定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器スプレイ系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※2：原子炉格納容器スプレイ系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第90条（表90-4および表90-6）の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系※2	(1) 2系統が動作可能であること※1 (2) よう素除去薬品タンクのヒドランジ濃度およびヒドランジン溶液量が表 6 4 - 2 に定める制限値内にあること	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限													
原子炉格納容器スプレイ系	2系統が動作可能であること※1													
項 目	運転上の制限													
原子炉格納容器スプレイ系※2	(1) 2系統が動作可能であること※1 (2) よう素除去薬品タンクのヒドランジ濃度およびヒドランジン溶液量が表 6 4 - 2 に定める制限値内にあること													
項 目	運転上の制限													
原子炉格納容器スプレイ系※2	(1) 2系統が動作可能であること※1 (2) よう素除去薬品タンクのヒドランジ濃度およびヒドランジン溶液量が表 6 4 - 2 に定める制限値内にあること													

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 6 4 - 2				
項目	制限値	確認頻度		
ヒドラジン濃度	35 wt% 以上	定期検査時		
ヒドラジン溶液量 (有効水量)	2.0 m <sup>3</sup> 以上	モード 1、2、3 および 4 において 6 ヶ月に 1 回		
表 6 4 - 3				
項目	確認事項			
格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m <sup>3</sup> /h 以上であることを確認する			
表 6 4 - 4				
条件	要求される措置	完了時間		
A. 原子炉格納容器 スプレイ系 1 系 統が動作不能で ある場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態 に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動 し、動作可能であることを確認する。	1 0 日  4 時間 その後の 8 時間に 1 回		
B. よう素除去薬品 タンクのヒドラ ジン濃度または ヒドラジン溶液 量が制限値を満 足していない場 合	B.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	7 2 時間		
C. 条件 A または B の措置を完了時 間内に達成でき ない場合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間  5 6 時間		
表 6 4 - 2				
項目	制限値	確認頻度		
ヒドラジン濃度	35 wt% 以上	定期検査時		
ヒドラジン溶液量 (有効水量)	2.0 m <sup>3</sup> 以上	モード 1、2、3 および 4 において 6 ヶ月に 1 回		
表 6 4 - 3				
項目	確認事項			
格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m <sup>3</sup> /h 以上であることを確認する			
表 6 4 - 4				
条件	要求される措置	完了時間		
A. 原子炉格納容器 スプレイ系 1 系 統が動作不能で ある場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態 に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動 し、動作可能であることを確認する。	1 0 日  4 時間 その後の 8 時間に 1 回		
B. よう素除去薬品 タンクのヒドラ ジン濃度または ヒドラジン溶液 量が制限値を満 足していない場 合	B.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	7 2 時間		
C. 条件 A または B の措置を完了時 間内に達成でき ない場合	C.1 当直課長は、モード 3 にする。 および C.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間  5 6 時間		
変更理由				
変更なし				

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																				
<p>(ア) ニュラス空気浄化系</p> <p>第 6 5 条 モード 1、2、3 および 4 において、アニュラス空気浄化系は、表 6 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニュラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、<u>1号炉および2号炉についてはアニュラス空気再循環ファンフィルタ、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化フィルタ</u>のよう素除去効率（総合除去効率）が表 6 5 - 2 に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、<u>1号炉および2号炉についてはアニュラス空気再循環ファン、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化ファン</u>が模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、<u>1号炉および2号炉についてはアニュラス空気再循環ファン、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化ファンの起動により、自動作動ファンが正しい位置に作動することを確認する。</u></p> <p>(4) 当直課長は、モード 1、2、3 および 4 において、1ヶ月に1回、<u>1号炉および2号炉については2台のアニュラス空気再循環ファン、3号炉および4号炉については2台のアニュラス空気浄化ファン</u>について、ファンを起動し、動作可能であることを確認する<sup>※1</sup>。</p> <p>3. 当直課長は、アニュラス空気浄化系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 5 - 3 の措置を講じる。</p> <p>※ 1：運転中のファンについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(ア) ニュラス空気浄化系</p> <p>第 6 5 条 モード 1、2、3 および 4 において、アニュラス空気浄化系は、表 6 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニュラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、アニュラス空気浄化フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表 6 5 - 2 に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、アニュラス空気浄化ファンが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、アニュラス空気浄化ファンの起動により、自動作動ファンが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード 1、2、3 および 4 において、1ヶ月に1回、2台のアニュラス空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する<sup>※1</sup>。</p> <p>3. 当直課長は、アニュラス空気浄化系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 5 - 3 の措置を講じる。</p> <p>※ 1：運転中のファンについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>																				
<p>表 6 5 - 1</p> <table border="1" data-bbox="1005 118 1077 739"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス空気浄化系<sup>※2</sup></td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2：3号炉および4号炉のアニュラス空気浄化系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉のアニュラス空気浄化系が動作不能時は、第 9 0 条（表 9 0 - 1 1）の運転上の制限も確認する。</p> <p>表 6 5 - 2</p> <table border="1" data-bbox="1212 118 1388 739"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス空気再循環ファンフィルタ（1号炉および2号炉）</td> <td>95 % 以上</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化フィルタ（3号炉および4号炉）</td> <td>95 % 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	運転上の制限	アニュラス空気浄化系 <sup>※2</sup>	2 系統が動作可能であること	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	アニュラス空気再循環ファンフィルタ（1号炉および2号炉）	95 % 以上	アニュラス空気浄化フィルタ（3号炉および4号炉）	95 % 以上	<p>表 6 5 - 1</p> <table border="1" data-bbox="1005 739 1077 1438"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス空気浄化系<sup>※2</sup></td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2：アニュラス空気浄化系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 アニュラス空気浄化系が動作不能時は、第 9 0 条（表 9 0 - 1 1）の運転上の制限も確認する。</p> <p>表 6 5 - 2</p> <table border="1" data-bbox="1212 739 1388 1438"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス空気再循環ファンフィルタ（1号炉および2号炉）</td> <td>95 % 以上</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化フィルタ（3号炉および4号炉）</td> <td>95 % 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	運転上の制限	アニュラス空気浄化系 <sup>※2</sup>	2 系統が動作可能であること	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	アニュラス空気再循環ファンフィルタ（1号炉および2号炉）	95 % 以上	アニュラス空気浄化フィルタ（3号炉および4号炉）	95 % 以上	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																					
アニュラス空気浄化系 <sup>※2</sup>	2 系統が動作可能であること																					
項目	よう素除去効率（総合除去効率）																					
アニュラス空気再循環ファンフィルタ（1号炉および2号炉）	95 % 以上																					
アニュラス空気浄化フィルタ（3号炉および4号炉）	95 % 以上																					
項目	運転上の制限																					
アニュラス空気浄化系 <sup>※2</sup>	2 系統が動作可能であること																					
項目	よう素除去効率（総合除去効率）																					
アニュラス空気再循環ファンフィルタ（1号炉および2号炉）	95 % 以上																					
アニュラス空気浄化フィルタ（3号炉および4号炉）	95 % 以上																					

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																										
<p>(アニューラス)</p> <p>第 6 6 条 モード 1、2、3 および 4 において、アニューラスは、表 6 6 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニューラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、<u>1号炉および2号炉についてはアニューラス空気再循環ファン、3号炉および4号炉についてはアニューラス空気浄化ファンの起動により、アニューラスが1号炉および2号炉については5分以内、3号炉および4号炉については1.5分以内に負圧になることを確認する。</u></p> <p>3. 当直課長は、アニューラスが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 6 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 6 6 - 1</p> <table border="1" data-bbox="667 1413 735 2051"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニューラス</td> <td>アニューラスの機能が健全であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉および2号炉については、アニューラス内点検、原子炉格納容器エアロック点検を行う場合、3号炉および4号炉については、<u>原子炉格納容器内およびアニューラス内の機器の操作、点検等のため扉を開閉する間、運転上の制限を適用しない。</u></p> <p>表 6 6 - 2</p> <table border="1" data-bbox="863 1413 1118 2051"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アニューラスの負圧確立が不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、アニューラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。</td> <td>2 4 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	アニューラス	アニューラスの機能が健全であること※1	条 件	要求される措置	完了時間	A. アニューラスの負圧確立が不能である場合	A.1 当直課長は、アニューラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	2 4 時間	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	<p>(アニューラス)</p> <p>第 6 6 条 モード 1、2、3 および 4 において、アニューラスは、表 6 6 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニューラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、アニューラス空気浄化ファンの起動により、アニューラスが 1.5 分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、アニューラスが第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 6 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 6 6 - 1</p> <table border="1" data-bbox="667 577 735 1189"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニューラス</td> <td>アニューラスの機能が健全であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器内およびアニューラス内の機器の操作、点検等のため扉を開閉する間、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表 6 6 - 2</p> <table border="1" data-bbox="863 577 1118 1189"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アニューラスの負圧確立が不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、アニューラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。</td> <td>2 4 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	アニューラス	アニューラスの機能が健全であること※1	条 件	要求される措置	完了時間	A. アニューラスの負圧確立が不能である場合	A.1 当直課長は、アニューラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	2 4 時間	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																											
アニューラス	アニューラスの機能が健全であること※1																											
条 件	要求される措置	完了時間																										
A. アニューラスの負圧確立が不能である場合	A.1 当直課長は、アニューラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	2 4 時間																										
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間																										
項 目	運転上の制限																											
アニューラス	アニューラスの機能が健全であること※1																											
条 件	要求される措置	完了時間																										
A. アニューラスの負圧確立が不能である場合	A.1 当直課長は、アニューラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	2 4 時間																										
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間																										

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																								
<p>(主蒸気安全弁)</p> <p>第 6 7 条 モード1、2および3において※1、主蒸気安全弁は、表67-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) タービン保修課長は、定期検査時に、主蒸気安全弁設定値が表67-3に定める値であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表67-4の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3から、主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。</p>	<p>(主蒸気安全弁)</p> <p>第 6 7 条 モード1、2および3において※1、主蒸気安全弁は、表67-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) タービン保修課長は、定期検査時に、主蒸気安全弁設定値が表67-3に定める値であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表67-4の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3から、主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。</p>																									
<p>表67-1</p> <table border="1" data-bbox="635 1227 703 2040"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁※2</td> <td>蒸気発生器毎に表67-2で定める個数以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の主蒸気安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p>	項 目	運転上の制限	主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表67-2で定める個数以上が動作可能であること	<p>表67-1</p> <table border="1" data-bbox="635 360 703 1182"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁※2</td> <td>蒸気発生器毎に表67-2で定める個数以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：主蒸気安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p>	項 目	運転上の制限	主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表67-2で定める個数以上が動作可能であること	<p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>																
項 目	運転上の制限																									
主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表67-2で定める個数以上が動作可能であること																									
項 目	運転上の制限																									
主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表67-2で定める個数以上が動作可能であること																									
<p>表67-2</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="805 1579 1088 2040"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80 % 超</td> <td>7 個</td> </tr> <tr> <td>70 % 超で、かつ 80 % 以下</td> <td>6 個</td> </tr> <tr> <td>55 % 超で、かつ 70 % 以下</td> <td>5 個</td> </tr> <tr> <td>40 % 超で、かつ 55 % 以下</td> <td>4 個</td> </tr> <tr> <td>25 % 超で、かつ 40 % 以下</td> <td>3 個</td> </tr> <tr> <td>25 % 以下</td> <td>2 個</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉熱出力	個 数	80 % 超	7 個	70 % 超で、かつ 80 % 以下	6 個	55 % 超で、かつ 70 % 以下	5 個	40 % 超で、かつ 55 % 以下	4 個	25 % 超で、かつ 40 % 以下	3 個	25 % 以下	2 個	<p>表67-2</p> <table border="1" data-bbox="1182 728 1358 1182"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80 % 超</td> <td>5 個</td> </tr> <tr> <td>60 % 超で、かつ 80 % 以下</td> <td>4 個</td> </tr> <tr> <td>40 % 超で、かつ 60 % 以下</td> <td>3 個</td> </tr> <tr> <td>40 % 以下</td> <td>2 個</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉熱出力	個 数	80 % 超	5 個	60 % 超で、かつ 80 % 以下	4 個	40 % 超で、かつ 60 % 以下	3 個	40 % 以下	2 個	
原子炉熱出力	個 数																									
80 % 超	7 個																									
70 % 超で、かつ 80 % 以下	6 個																									
55 % 超で、かつ 70 % 以下	5 個																									
40 % 超で、かつ 55 % 以下	4 個																									
25 % 超で、かつ 40 % 以下	3 個																									
25 % 以下	2 個																									
原子炉熱出力	個 数																									
80 % 超	5 個																									
60 % 超で、かつ 80 % 以下	4 個																									
40 % 超で、かつ 60 % 以下	3 個																									
40 % 以下	2 個																									
<p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="1182 1579 1358 2040"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80 % 超</td> <td>5 個</td> </tr> <tr> <td>60 % 超で、かつ 80 % 以下</td> <td>4 個</td> </tr> <tr> <td>40 % 超で、かつ 60 % 以下</td> <td>3 個</td> </tr> <tr> <td>40 % 以下</td> <td>2 個</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉熱出力	個 数	80 % 超	5 個	60 % 超で、かつ 80 % 以下	4 個	40 % 超で、かつ 60 % 以下	3 個	40 % 以下	2 個	<p>表67-2</p> <table border="1" data-bbox="1182 728 1358 1182"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80 % 超</td> <td>5 個</td> </tr> <tr> <td>60 % 超で、かつ 80 % 以下</td> <td>4 個</td> </tr> <tr> <td>40 % 超で、かつ 60 % 以下</td> <td>3 個</td> </tr> <tr> <td>40 % 以下</td> <td>2 個</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉熱出力	個 数	80 % 超	5 個	60 % 超で、かつ 80 % 以下	4 個	40 % 超で、かつ 60 % 以下	3 個	40 % 以下	2 個					
原子炉熱出力	個 数																									
80 % 超	5 個																									
60 % 超で、かつ 80 % 以下	4 個																									
40 % 超で、かつ 60 % 以下	3 個																									
40 % 以下	2 個																									
原子炉熱出力	個 数																									
80 % 超	5 個																									
60 % 超で、かつ 80 % 以下	4 個																									
40 % 超で、かつ 60 % 以下	3 個																									
40 % 以下	2 個																									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由																		
表 6 7 - 3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>設 定 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉および2号炉 各蒸気発生器において 7個のうち1個は 8.17 MPa[gage] 以下 他の1個は 8.37 MPa[gage] 以下 残り5個は 8.57 MPa[gage] 以下</td> <td>3号炉および4号炉 各蒸気発生器において 5個のうち1個は 8.17 MPa[gage] 以下 他の1個は 8.37 MPa[gage] 以下 残り3個は 8.57 MPa[gage] 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	設 定 値		1号炉および2号炉 各蒸気発生器において 7個のうち1個は 8.17 MPa[gage] 以下 他の1個は 8.37 MPa[gage] 以下 残り5個は 8.57 MPa[gage] 以下	3号炉および4号炉 各蒸気発生器において 5個のうち1個は 8.17 MPa[gage] 以下 他の1個は 8.37 MPa[gage] 以下 残り3個は 8.57 MPa[gage] 以下	表 6 7 - 3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>設 定 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁 吹出し圧力</td> <td>各蒸気発生器において 5個のうち1個は 8.17 MPa[gage] 以下 他の1個は 8.37 MPa[gage] 以下 残り3個は 8.57 MPa[gage] 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	設 定 値	主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において 5個のうち1個は 8.17 MPa[gage] 以下 他の1個は 8.37 MPa[gage] 以下 残り3個は 8.57 MPa[gage] 以下	大飯発電所1, 2号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更									
項 目	設 定 値																					
1号炉および2号炉 各蒸気発生器において 7個のうち1個は 8.17 MPa[gage] 以下 他の1個は 8.37 MPa[gage] 以下 残り5個は 8.57 MPa[gage] 以下	3号炉および4号炉 各蒸気発生器において 5個のうち1個は 8.17 MPa[gage] 以下 他の1個は 8.37 MPa[gage] 以下 残り3個は 8.57 MPa[gage] 以下																					
項 目	設 定 値																					
主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において 5個のうち1個は 8.17 MPa[gage] 以下 他の1個は 8.37 MPa[gage] 以下 残り3個は 8.57 MPa[gage] 以下																					
表 6 7 - 4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、表67-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。</td> <td>6時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、表67-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	表 6 7 - 4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、表67-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。</td> <td>6時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、表67-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	
条 件	要求される措置	完了時間																				
A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、表67-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6時間																				
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間																				
条 件	要求される措置	完了時間																				
A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、表67-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6時間																				
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間																				

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由								
<p>(主蒸気隔離弁)</p> <p>第 6 8 条 モード1、2および3において、主蒸気隔離弁は、表 6 8 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 電気保修課長は、定期検査時に、主蒸気隔離弁が模擬信号で5秒以内に閉止することを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気隔離弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 8 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 6 8 - 1</p> <table border="1" data-bbox="526 114 638 739"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気隔離弁※1</td> <td>閉止可能であること※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の主蒸気隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。                  ※2：閉止状態にある主蒸気隔離弁については、運転上の制限を適用しない。                  (以下略)</p>	項 目	運転上の制限	主蒸気隔離弁※1	閉止可能であること※2	<p>(主蒸気隔離弁)</p> <p>第 6 8 条 モード1、2および3において、主蒸気隔離弁は、表 6 8 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 電気保修課長は、定期検査時に、主蒸気隔離弁が模擬信号で5秒以内に閉止することを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気隔離弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 8 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 6 8 - 1</p> <table border="1" data-bbox="526 739 638 1438"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気隔離弁※1</td> <td>閉止可能であること※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主蒸気隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。                  ※2：閉止状態にある主蒸気隔離弁については、運転上の制限を適用しない。                  (以下略)</p>	項 目	運転上の制限	主蒸気隔離弁※1	閉止可能であること※2	<p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限									
主蒸気隔離弁※1	閉止可能であること※2									
項 目	運転上の制限									
主蒸気隔離弁※1	閉止可能であること※2									



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由								
<p>(主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁) 第 6 9 条 モード 1、2 および 3 において、主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁は、表 6 9 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 <u>(1) 計装保修課長は、定期検査時に、1 号炉および 2 号炉の主給水隔離弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</u> (2) 電気保修課長は、定期検査時に、3 号炉および 4 号炉の主給水隔離弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (3) 計装保修課長は、定期検査時に、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、主給水隔離弁、主給水制御弁または主給水バイパス制御弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 9 - 2 の措置を講じる。</p>	<p>(主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁) 第 6 9 条 モード 1、2 および 3 において、主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁は、表 6 9 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 電気保修課長は、定期検査時に、主給水隔離弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (2) 計装保修課長は、定期検査時に、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、主給水隔離弁、主給水制御弁または主給水バイパス制御弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 9 - 2 の措置を講じる。</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>								
<p>表 6 9 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="703 118 730 331">項 目</th> <th data-bbox="703 331 730 1189">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="730 118 758 331">主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁</td> <td data-bbox="730 331 758 1189">閉止可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：閉止または手動弁で隔離された状態にある主給水隔離弁、主給水制御弁または主給水バイパス制御弁については、運転上の制限を適用しない。 (以下略)</p>	項 目	運転上の制限	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※1	<p>表 6 9 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="703 331 730 640">項 目</th> <th data-bbox="703 640 730 1189">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="730 331 758 640">主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁</td> <td data-bbox="730 640 758 1189">閉止可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：閉止または手動弁で隔離された状態にある主給水隔離弁、主給水制御弁または主給水バイパス制御弁については、運転上の制限を適用しない。 (以下略)</p>	項 目	運転上の制限	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※1	
項 目	運転上の制限									
主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※1									
項 目	運転上の制限									
主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※1									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由								
<p>(主蒸気逃がし弁)</p> <p>第 7 0 条 モード 1、2、3 および 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において、主蒸気逃がし弁は、表 7 0 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期検査時に、主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気逃がし弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 0 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 7 0 - 1</p> <table border="1" data-bbox="563 1603 636 2040"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁※1</td> <td>手動での開弁ができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 3 号炉および 4 号炉の主蒸気逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>3 号炉または 4 号炉の主蒸気逃がし弁が動作不能時は、第 9 0 条 (表 9 0 - 9) の運転上の制限も確認する。</p> <p>(以下略)</p>	項 目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁※1	手動での開弁ができること	<p>(主蒸気逃がし弁)</p> <p>第 7 0 条 モード 1、2、3 および 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において、主蒸気逃がし弁は、表 7 0 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期検査時に、主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気逃がし弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 0 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 7 0 - 1</p> <table border="1" data-bbox="563 745 636 1182"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁※1</td> <td>手動での開弁ができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 主蒸気逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>主蒸気逃がし弁が動作不能時は、第 9 0 条 (表 9 0 - 9) の運転上の制限も確認する。</p> <p>(以下略)</p>	項 目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁※1	手動での開弁ができること	<p>大飯発電所 1、2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限									
主蒸気逃がし弁※1	手動での開弁ができること									
項 目	運転上の制限									
主蒸気逃がし弁※1	手動での開弁ができること									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(補助給水系)</p> <p>第 7 1 条 モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、補助給水系は、表 7 1 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、<u>1号炉および2号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</u></p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、<u>3号炉および4号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表 7 1 - 2 に定める事項を確認する。</u></p> <p>(4) 発電室長は、定期検査時に、補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。ただし、タービン動補助給水ポンプについては、起動弁が動作することを確認する。</p> <p>(5) 発電室長は、定期検査時に、<u>1号炉および2号炉の電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</u></p> <p>(6) 発電室長は、定期検査時に、<u>3号炉および4号炉の電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表 7 1 - 3 に定める事項を確認する。</u></p> <p>(7) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台の電動補助給水ポンプならびに<u>1号炉および2号炉については2台、3号炉および4号炉については1台のタービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する</u>※1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(8) 当直課長は、モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、1ヶ月に1回、1台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 1 - 4 の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。なお、モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。（以下、本条において同じ）</p>	<p>(補助給水系)</p> <p>第 7 1 条 モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、補助給水系は、表 7 1 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、タービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表 7 1 - 2 に定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。ただし、タービン動補助給水ポンプについては、起動弁が動作することを確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期検査時に、電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表 7 1 - 3 に定める事項を確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台の電動補助給水ポンプおよび1台のタービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(6) 当直課長は、モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、1ヶ月に1回、1台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 1 - 4 の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。なお、モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。（以下、本条において同じ）</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由												
<p>表 7 1 - 1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助給水系</td> <td>(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる2系統が動作可能であること※<sup>2</sup> (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助給水系※<sup>3</sup></td> <td>(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※<sup>2</sup> (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※<sup>2</sup>：タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。            ※<sup>3</sup>：3号炉および4号炉の補助給水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。            3号炉または4号炉の補助給水系が動作不能時は、第90条（表90-8）の運転上の制限も確認する。</p> <p>(中略)</p>	項 目	運転上の制限	補助給水系	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる2系統が動作可能であること※ <sup>2</sup> (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること	項 目	運転上の制限	補助給水系※ <sup>3</sup>	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※ <sup>2</sup> (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること	<p>表 7 1 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助給水系※<sup>2</sup></td> <td>(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※<sup>3</sup> (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※<sup>2</sup>：補助給水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。            補助給水系が動作不能時は、第90条（表90-8）の運転上の制限も確認する。            ※<sup>3</sup>：タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。</p> <p>(中略)</p>	項 目	運転上の制限	補助給水系※ <sup>2</sup>	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※ <sup>3</sup> (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限													
補助給水系	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる2系統が動作可能であること※ <sup>2</sup> (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること													
項 目	運転上の制限													
補助給水系※ <sup>3</sup>	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※ <sup>2</sup> (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること													
項 目	運転上の制限													
補助給水系※ <sup>2</sup>	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※ <sup>3</sup> (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること													

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由																							
表 7 1 - 4																											
表 7 1 - 4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、1号炉および2号炉については残りの3系統、3号炉および4号炉については残りの2系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード1、2および3において補助給水系2系統以上が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>C. モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合） において電動補助給水ポンプによる補助給水系の全てが動作不能である場合</td> <td>C.1 当直課長は、電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C.2 当直課長は、余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、1号炉および2号炉については残りの3系統、3号炉および4号炉については残りの2系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード1、2および3において補助給水系2系統以上が動作不能である場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	C. モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合） において電動補助給水ポンプによる補助給水系の全てが動作不能である場合	C.1 当直課長は、電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C.2 当直課長は、余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。	速やかに 速やかに	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの2系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード1、2および3において補助給水系2系統以上が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>C. モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合） において電動補助給水ポンプによる補助給水系の全てが動作不能である場合</td> <td>C.1 当直課長は、電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C.2 当直課長は、余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの2系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード1、2および3において補助給水系2系統以上が動作不能である場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	C. モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合） において電動補助給水ポンプによる補助給水系の全てが動作不能である場合	C.1 当直課長は、電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C.2 当直課長は、余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。	速やかに 速やかに	<p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
条 件	要求される措置	完了時間																									
A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、1号炉および2号炉については残りの3系統、3号炉および4号炉については残りの2系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回																									
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード1、2および3において補助給水系2系統以上が動作不能である場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間																									
C. モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合） において電動補助給水ポンプによる補助給水系の全てが動作不能である場合	C.1 当直課長は、電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C.2 当直課長は、余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。	速やかに 速やかに																									
条 件	要求される措置	完了時間																									
A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの2系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回																									
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード1、2および3において補助給水系2系統以上が動作不能である場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間																									
C. モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合） において電動補助給水ポンプによる補助給水系の全てが動作不能である場合	C.1 当直課長は、電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C.2 当直課長は、余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。	速やかに 速やかに																									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																							
<p>(復水タンク)</p> <p>第 7 2 条 モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、復水タンク※1は、表72-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 復水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、1日に1回、復水タンク水量を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、復水タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表72-2の措置を講じる。</p> <p>※1：1号炉および2号炉については補助復水タンク、3号炉および4号炉については復水ピットをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 7 2 - 1</p> <table border="1"> <tr> <td>1. 1号炉および2号炉</td> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>復水タンク水量（有効水量）</td> <td></td> <td>735 m<sup>3</sup> 以上であること</td> </tr> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>復水タンク水量（有効水量）※2</td> <td>730 m<sup>3</sup> 以上であること</td> </tr> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の復水ピットは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>3号炉または4号炉の復水ピット水量（有効水量）を確認する場合は、第90条（表90-1）の運転上の制限も確認する。</p>	1. 1号炉および2号炉	項目	運転上の制限	復水タンク水量（有効水量）		735 m <sup>3</sup> 以上であること	項目	運転上の制限	復水タンク水量（有効水量）※2	730 m <sup>3</sup> 以上であること	<p>(復水ピット)</p> <p>第 7 2 条 モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、復水ピットは、表72-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 復水ピットが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、1日に1回、復水ピット水量を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、復水ピットが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表72-2の措置を講じる。</p> <p>表 7 2 - 1</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>復水ピット水量（有効水量）※1</td> <td>730 m<sup>3</sup> 以上であること</td> </tr> </table> <p>※1：復水ピットは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>復水ピット水量（有効水量）を確認する場合は、第90条（表90-1）の運転上の制限も確認する。</p> <p>表 7 2 - 2</p> <table border="1"> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 復水ピットの水量が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、代替水源である2次系純水タンク等の水量が復水ピットの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水ピット水量の運転上の制限を満足させる。</td> <td>4時間 その後の12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	復水ピット水量（有効水量）※1	730 m <sup>3</sup> 以上であること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 復水ピットの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、代替水源である2次系純水タンク等の水量が復水ピットの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水ピット水量の運転上の制限を満足させる。	4時間 その後の12時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	12時間 36時間	<p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
1. 1号炉および2号炉	項目	運転上の制限																							
復水タンク水量（有効水量）		735 m <sup>3</sup> 以上であること																							
項目	運転上の制限																								
復水タンク水量（有効水量）※2	730 m <sup>3</sup> 以上であること																								
項目	運転上の制限																								
復水ピット水量（有効水量）※1	730 m <sup>3</sup> 以上であること																								
条 件	要求される措置	完了時間																							
A. 復水ピットの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、代替水源である2次系純水タンク等の水量が復水ピットの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水ピット水量の運転上の制限を満足させる。	4時間 その後の12時間に1回																							
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	12時間 36時間																							



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由												
<p>(原子炉補機冷却水系)</p> <p>第 7 3 条 モード 1、2、3 および 4 において、原子炉補機冷却水系は、表 7 3-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、<u>1号炉および2号炉については放射性機器冷却水ポンプおよび非放射性機器冷却水ポンプ、3号炉および4号炉については原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動すること、および原子炉補機冷却水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。</u></p> <p>(3) 当直課長は、モード 1、2、3 および 4 において、<u>1号炉および2号炉については放射性機器冷却水ポンプ、非放射性機器冷却水ポンプ、放射性機器冷却水冷却器または非放射性機器冷却水冷却器、3号炉および4号炉については原子炉補機冷却水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</u></p> <p>3. 当直課長は、原子炉補機冷却水系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 3-2 の措置を講じる。</p> <p>表 7 3-1</p> <table border="1" data-bbox="869 1279 1010 2049"> <tr> <td>項 目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系</td> <td>(1) 放射性機器冷却水系 2 系統が動作可能であること (2) 非放射性機器冷却水系 2 系統が動作可能であること</td> </tr> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="1042 1462 1118 2049"> <tr> <td>項 目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系<sup>※1</sup></td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> </table> <p>※ 1 : 3号炉および4号炉の原子炉補機冷却水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の原子炉補機冷却水系が動作不能時は、第 9 0 条 (表 9 0-7) の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	運転上の制限	原子炉補機冷却水系	(1) 放射性機器冷却水系 2 系統が動作可能であること (2) 非放射性機器冷却水系 2 系統が動作可能であること	項 目	運転上の制限	原子炉補機冷却水系 <sup>※1</sup>	2 系統が動作可能であること	<p>(原子炉補機冷却水系)</p> <p>第 7 3 条 モード 1、2、3 および 4 において、原子炉補機冷却水系は、表 7 3-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動すること、および原子炉補機冷却水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード 1、2、3 および 4 において、原子炉補機冷却水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉補機冷却水系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 3-2 の措置を講じる。</p> <p>表 7 3-1</p> <table border="1" data-bbox="1042 640 1114 1182"> <tr> <td>項 目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系<sup>※1</sup></td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> </table> <p>※ 1 : 原子炉補機冷却水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 原子炉補機冷却水系が動作不能時は、第 9 0 条 (表 9 0-7) の運転上の制限も確認する。</p>	項 目	運転上の制限	原子炉補機冷却水系 <sup>※1</sup>	2 系統が動作可能であること	<p>大飯発電所 1, 2 号炉 廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2 号炉 廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2 号炉 廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限													
原子炉補機冷却水系	(1) 放射性機器冷却水系 2 系統が動作可能であること (2) 非放射性機器冷却水系 2 系統が動作可能であること													
項 目	運転上の制限													
原子炉補機冷却水系 <sup>※1</sup>	2 系統が動作可能であること													
項 目	運転上の制限													
原子炉補機冷却水系 <sup>※1</sup>	2 系統が動作可能であること													



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由
表 7 3 - 2				
1. 1号炉および2号炉				
表 7 3 - 2				
条件	要求される措置	完了時間		
A. 放射性機器冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。	10日 4時間 その後の8時間に1回		
B. 非放射性機器冷却水系1系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回		
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間		
2. 3号炉および4号炉				
条件	要求される措置	完了時間		
A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間		
※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。				
表 7 3 - 2				
大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更				
条件	要求される措置	完了時間		
A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する。※2	10日 4時間 その後の8時間に1回		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間		
※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。				

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由								
<p>(原子炉補機冷却海水系)</p> <p>第 7 4 条 モード 1、2、3 および 4 において、原子炉補機冷却海水系は、表 7 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、海水ポンプが模擬信号により起動すること、および原子炉補機冷却海水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード 1、2、3 および 4 において、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水系の冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉補機冷却海水系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 4 - 2 の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉補機冷却海水系)</p> <p>第 7 4 条 モード 1、2、3 および 4 において、原子炉補機冷却海水系は、表 7 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、海水ポンプが模擬信号により起動すること、および原子炉補機冷却海水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード 1、2、3 および 4 において、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水系の冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉補機冷却海水系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 4 - 2 の措置を講じる。</p>	<p>大飯発電所 1、2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>								
<p>表 7 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="730 1290 807 2042"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系※1</td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 3 号炉および 4 号炉の A 原子炉補機冷却海水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>3 号炉または 4 号炉の A 原子炉補機冷却海水系が動作不能時は、第 9 0 条（表 9 0 - 7）の運転上の制限も確認する。</p> <p>(以下略)</p>	項 目	運転上の制限	原子炉補機冷却海水系※1	2 系統が動作可能であること	<p>表 7 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="730 470 807 1182"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系※1</td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : A 原子炉補機冷却海水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>A 原子炉補機冷却海水系が動作不能時は、第 9 0 条（表 9 0 - 7）の運転上の制限も確認する。</p> <p>(以下略)</p>	項 目	運転上の制限	原子炉補機冷却海水系※1	2 系統が動作可能であること	
項 目	運転上の制限									
原子炉補機冷却海水系※1	2 系統が動作可能であること									
項 目	運転上の制限									
原子炉補機冷却海水系※1	2 系統が動作可能であること									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																		
<p>(制御用空気系)</p> <p>第 7 5 条 3号炉および4号炉について、モード1、2、3および4において、制御用空気系は、表75-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御用空気系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、制御用空気圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、制御用空気系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表75-3の措置を講じる。</p>	<p>(制御用空気系)</p> <p>第 7 5 条 モード1、2、3および4において、制御用空気系は、表75-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御用空気系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、制御用空気圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、制御用空気系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表75-3の措置を講じる。</p>	<p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>																		
<p>表 7 5 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御用空気系</td> <td>制御用空気圧力が表75-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	制御用空気系	制御用空気圧力が表75-2で定める制限値内にあること	<p>表 7 5 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御用空気系</td> <td>制御用空気圧力が表75-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	制御用空気系	制御用空気圧力が表75-2で定める制限値内にあること											
項 目	運 転 上 の 制 限																			
制御用空気系	制御用空気圧力が表75-2で定める制限値内にあること																			
項 目	運 転 上 の 制 限																			
制御用空気系	制御用空気圧力が表75-2で定める制限値内にあること																			
<p>表 7 5 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制 限 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御用空気圧力 (母管圧力)</td> <td>0.60 MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	制 限 値	制御用空気圧力 (母管圧力)	0.60 MPa[gage]以上	<p>表 7 5 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制 限 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御用空気圧力 (母管圧力)</td> <td>0.60 MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	制 限 値	制御用空気圧力 (母管圧力)	0.60 MPa[gage]以上											
項 目	制 限 値																			
制御用空気圧力 (母管圧力)	0.60 MPa[gage]以上																			
項 目	制 限 値																			
制御用空気圧力 (母管圧力)	0.60 MPa[gage]以上																			
<p>表 7 5 - 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要 求 さ れ る 措 置</th> <th>完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御用空気圧力が表75-2で定める制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	A. 制御用空気圧力が表75-2で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	1 時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	1 2 時間 5 6 時間	<p>表 7 5 - 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要 求 さ れ る 措 置</th> <th>完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御用空気圧力が表75-2で定める制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>1 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	A. 制御用空気圧力が表75-2で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	1 時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	1 2 時間 5 6 時間	
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間																		
A. 制御用空気圧力が表75-2で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	1 時間																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	1 2 時間 5 6 時間																		
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間																		
A. 制御用空気圧力が表75-2で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	1 時間																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	1 2 時間 5 6 時間																		

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由	変 更 後	変 更 前																
	<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第 7 6 条 モード 1、2、3、4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表 7 6-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するた め、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、中央制御室非常用循環フィルタのよう素除去効率 (総合除去効率)が表 7 6-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通 知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、中央制御室非常用循環ファンが模擬信号により起動するこ と、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード 1、2、3、4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中にお いて、1 ヶ月に 1 回、中央制御室あたり 2 台以上の中央制御室非常用循環ファンについ て、ファンを起動し、動作可能であることを確認する<sup>※1</sup>。</p> <p>3. 当直課長は、中央制御室非常用循環系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと 判断した場合、表 7 6-3 の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移 動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、 同表の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p> <p>表 7 6-1</p> <table border="1" data-bbox="903 360 975 1182"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系<sup>※2</sup></td> <td>中央制御室あたり 2 系統以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：中央制御室非常用循環系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第 9 0 条 (表 9 0-1 7) の運転上の制限も確 認する。</p> <p>表 7 6-2</p> <table border="1" data-bbox="1145 400 1252 1182"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>よう素除去効率 (総合除去効率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環 フィルタ</td> <td>95 % 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系 <sup>※2</sup>	中央制御室あたり 2 系統以上が動作可能であること	項 目	よう素除去効率 (総合除去効率)	中央制御室非常用循環 フィルタ	95 % 以上	<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第 7 6 条 モード 1、2、3、4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、 中央制御室非常用循環系は、表 7 6-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するた め、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、中央制御室非常用循環フィルタのよう素除去効率 (総合除去効率)が表 7 6-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通 知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、中央制御室非常用循環ファンが模擬信号により起動するこ と、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード 1、2、3、4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中にお いて、1 ヶ月に 1 回、中央制御室あたり 2 台以上の中央制御室非常用循環ファンについ て、ファンを起動し、動作可能であることを確認する<sup>※1</sup>。</p> <p>3. 当直課長は、中央制御室非常用循環系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと 判断した場合、表 7 6-3 の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移 動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、 同表の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p> <p>表 7 6-1</p> <table border="1" data-bbox="903 1225 975 2042"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系<sup>※2</sup></td> <td>中央制御室あたり 2 系統以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の中央制御室非常用循環系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第90条(表90-17) の運転上の制限も確認する。</p> <p>表 7 6-2</p> <table border="1" data-bbox="1145 1319 1252 2042"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>よう素除去効率 (総合除去効率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環 フィルタ</td> <td>95 % 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系 <sup>※2</sup>	中央制御室あたり 2 系統以上が動作可能であること	項 目	よう素除去効率 (総合除去効率)	中央制御室非常用循環 フィルタ	95 % 以上
項 目	運転上の制限																	
中央制御室非常用循環系 <sup>※2</sup>	中央制御室あたり 2 系統以上が動作可能であること																	
項 目	よう素除去効率 (総合除去効率)																	
中央制御室非常用循環 フィルタ	95 % 以上																	
項 目	運転上の制限																	
中央制御室非常用循環系 <sup>※2</sup>	中央制御室あたり 2 系統以上が動作可能であること																	
項 目	よう素除去効率 (総合除去効率)																	
中央制御室非常用循環 フィルタ	95 % 以上																	

大飯発電所 1, 2 号炉  
廃止措置計画の実施に  
伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由				
<p>(安全補機室空気浄化系)</p> <p>第 77 条 モード1、2、3および4において、安全補機室空気浄化系は、表77-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の補助建屋 EL 4.9 m および 11.3 m よう素除去排気フィルタおよび補助建屋 EL 23.8 m よう素除去排気フィルタのよいう素除去効率（総合除去効率）が表77-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の補助建屋 EL 4.9 m および 11.3 m よう素除去排気ファンおよび補助建屋 EL 23.8 m よう素除去排気ファンが模擬信号により起動することを確認すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の補助建屋 EL 4.9 m および 11.3 m よう素除去排気ファンおよび補助建屋 EL 23.8 m よう素除去排気ファンを起動させ、異音がないことを確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期検査時に、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化ファンを起動させ、安全補機室内の圧力が10分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、1号炉および2号炉については2台の補助建屋 EL 4.9 m および 11.3 m よう素除去排気ファンおよび2台の補助建屋 EL 23.8 m よう素除去排気ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する<sup>※1</sup>。</p> <p>3. 当直課長は、安全補機室空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表77-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(安全補機室空気浄化系)</p> <p>第 77 条 モード1、2、3および4において、安全補機室空気浄化系は、表77-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、アニュラス空気浄化ファンを起動させ、安全補機室内の圧力が10分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、安全補機室空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表77-2の措置を講じる。</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>				
<p>表77-1</p> <table border="1" data-bbox="1141 118 1353 779"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>安全補機室空気浄化系</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること	<p>表77-1</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項目	運転上の制限					
安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること					
<p>表77-1</p> <table border="1" data-bbox="1141 118 1353 779"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>安全補機室空気浄化系</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること	<p>表77-1</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項目	運転上の制限					
安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること					

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由
表 7 7 - 2		削除		大飯発電所 1, 2 号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更
項目	よう素除去効率 (総合除去効率)			
補助建屋 EL 4.9 m および 11.3 m よう素除去排気フ ィルタ	95 % 以上			
補助建屋 EL 23.8 m よう素除去排気フィルタ	95 % 以上			
表 7 7 - 3		削除		大飯発電所 1, 2 号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更
1. 1 号炉および 2 号炉				
条 件	要求される措置	完了時間		
A. 補助建屋 EL 4.9 m およ び 11.3 m よう素除去排 気系 1 系統が動作不能で ある場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な 状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファン を起動し、動作可能であることを確 認する。	1 0 日  4 時間 その後の 8 時間に 1 回		
B. 補助建屋 EL 23.8 m よ う素除去排気系 1 系統が 動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該系統を動作可能な 状態に復旧する。 および B.2 当直課長は、残りの系統のファン を起動し、動作可能であることを確 認する。	1 0 日  4 時間 その後の 8 時間に 1 回		
C. 補助建屋 EL 4.9 m およ び 11.3 m よう素除去排 気系の全ての系統が動 作不能である場合	C.1 当直課長は、当該系統を動作可能な 状態に復旧する。 および C.2 当直課長は、安全補機室に設置され ている機器に異常な漏えいがない ことを確認する。	7 2 時間  2 4 時間 その後の 1 日に 1 回		
D. 補助建屋 EL 23.8 m よ う素除去排気系の全て の系統が動作不能であ る場合	D.1 当直課長は、当該系統を動作可能な 状態に復旧する。 および D.2 当直課長は、安全補機室に設置され ている機器に異常な漏えいがない ことを確認する。	7 2 時間  2 4 時間 その後の 1 日に 1 回		
E. 条件 A、B、C または D の措置を完了時間内に 達成できない場合	E.1 当直課長は、モード 3 にする。 および E.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間  5 6 時間		

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 77-3 (続き)				
2. 3号炉および4号炉				
表 77-2				
条件	要求される措置	完了時間	完了時間	
A. 安全補機室空 気浄化系1系 統が動作不能 である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復 旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、 動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	10日 4時間 その後の8時間に1回	大飯発電所1, 2号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更
B. 安全補機室空 気浄化系の全 ての系統が動 作不能である 場合	B.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復 旧する。 および B.2 当直課長は、安全補機室に設置されている機 器に異常な漏えいがないことを確認する。	72時間 24時間 その後の1日に1回	72時間 24時間 その後の1日に1回	
C. 条件Aまたは Bの措置を完 了時間内に達 成できない場 合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	12時間 56時間	大飯発電所1, 2号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更

※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由				
<p>(外部電源（1号炉および2号炉） - モード1、2、3および4 - )</p> <p>第 7 8 条 1号炉および2号炉について、モード1、2、3および4において、外部電源※1は、表78-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1週間に1回、非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源2系列以上の電圧が確立していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表78-2の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統または主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）からの電力を第84条および第85条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう（以下、各条において同じ）。</p> <p>表 7 8 - 1</p> <table border="1" data-bbox="699 1429 770 2049"> <tr> <td>項 目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>外部電源</td> <td>2系列※2以上が動作可能であること※3</td> </tr> </table> <p>※2：外部電源の系列数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数と主発電機数の合計数とする（以下、各条において同じ）。</p> <p>※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p>	項 目	運転上の制限	外部電源	2系列※2以上が動作可能であること※3	<p>削除</p>	<p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限					
外部電源	2系列※2以上が動作可能であること※3					

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由
表 7 8 - 2		削除		大飯発電所 1, 2 号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更
条 件	要求される措置	完了時間		
A. 動作可能な外部電源が 1 系列である場合	A. 1 当直課長は、動作可能な外部電源につ いて、電圧が確立していることを確認 する。 および A. 2 当直課長は、動作不能となっている外 部電源の少なくとも 1 系列を動作可能 な状態に復旧する。	4 時間 その後の 1 日に 1 回		
B. 動作可能な外部電源が 1 系列である場合 および ディーゼル発電機 1 基 が動作不能である場合	B. 1 当直課長は、動作不能となっている外 部電源 1 系列またはディーゼル発電機 1 基を復旧する。	1 2 時間		
C. 全ての外部電源が動作 不能である場合	C. 1 当直課長は、動作不能となっている外 部電源の少なくとも 1 系列を動作可能 な状態に復旧する。	2 4 時間		
D. 条件 A、B または C の 措置を完了時間内に達 成できない場合	D. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および D. 2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間		

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由						
<p>(外部電源（1号炉および2号炉）→モード5、6および照射済燃料移動中→）            第78条の2 1号炉および2号炉について、モード5、6および照射済燃料移動中において、外部電源は、表78の2-1で定める事項を運転上の制限とする。            2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。            (1) 当直課長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上の電圧が確立していることを確認する。            3. 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表78の2-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>						
<p>表78の2-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>所要の非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	外部電源	所要の非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上が動作可能であること※1				
項 目	運 転 上 の 制 限							
外部電源	所要の非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上が動作可能であること※1							
<p>※1：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p>								
<p>表78の2-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要 求 さ れ る 措 置</th> <th>完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 全ての外部電源が動作不能である場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※2。            および            A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。            および            A.3 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに            速やかに            速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	A. 全ての外部電源が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※2。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに		
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間						
A. 全ての外部電源が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※2。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに						
<p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>								

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由	変 更 後	変 更 前								
<p>大飯発電所 1, 2 号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更</p>	<p>(外部電源) 第 7 8 条 モード 1, 2, 3, 4, 5, 6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期 間において、外部電源<sup>※1</sup>は、表 7 8 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施す る。</p> <p>(1) 当直課長は、モード 1, 2, 3, 4, 5, 6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵し ている期間において、1 週間に 1 回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源 3 回線以上の電圧が確立していること、および 1 回線以上は他の回線に対して独立性を有 していることを確認する。</p> <p>変圧器 1 次側において 1 相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用母線を 健全な電源から受電できるような切替を実施する。</p> <p>また、No. 1 予備変圧器から所内負荷へ給電時は、77kV 送電線の電流値を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、外部電源が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、 表 7 8 - 2 の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子 燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※ 1：外部電源とは、電力系統からの電力を第 8 4 条および第 8 5 条で要求される非常用高圧 母線に供給する設備をいう（以下、各条において同じ）。</p>	<p>(外部電源 (3 号炉および 4 号炉)) 第 7 8 条の 3 3 号炉および 4 号炉について、モード 1, 2, 3, 4, 5, 6 および使用済燃 料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源<sup>※1</sup>は、表 7 8 の 3 - 1 で定め る事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施す る。</p> <p>(1) 当直課長は、モード 1, 2, 3, 4, 5, 6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵し ている期間において、1 週間に 1 回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源 3 回線以上の電圧が確立していること、および 1 回線以上は他の回線に対して独立性を有し ていることを確認する。</p> <p>変圧器 1 次側において 1 相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用母線を健 全な電源から受電できるような切替を実施する。</p> <p>また、No. 1 予備変圧器から所内負荷へ給電時は、77kV 送電線の電流値を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、外部電源が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、 表 7 8 の 3 - 2 の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、 原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※ 1：外部電源とは、電力系統からの電力を第 8 4 条および第 8 5 条で要求される非常用高圧 母線に供給する設備をいう（以下、各条において同じ）。</p>								
<p>表 7 8 - 1</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="906 331 933 577">項 目</th> <th data-bbox="906 577 933 1189">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="933 331 1043 577">外部電源</td> <td data-bbox="933 577 1043 1189">                     (1) 3 回線<sup>※2</sup>以上が動作可能であること<sup>※3</sup>                      (2) (1)の外部電源のうち、1 回線以上は他の回線に対して独立性を有して                      いること<sup>※4※5</sup> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給 することができる発電所外からの送電線の回線数とする（以下、各条において同じ）。</p> <p>※ 3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※ 4：独立性を有するとは、「送電線の上流において 1 つの変電所または開閉所のみに関連し ないこと」をいう。</p> <p>※ 5：1 つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設 備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有しているものとみなすこ とができる。</p>	項 目	運転上の制限	外部電源	(1) 3 回線 <sup>※2</sup> 以上が動作可能であること <sup>※3</sup> (2) (1)の外部電源のうち、1 回線以上は他の回線に対して独立性を有して いること <sup>※4※5</sup>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="906 741 933 987">項 目</th> <th data-bbox="906 987 933 1464">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="933 741 1043 987">外部電源</td> <td data-bbox="933 987 1043 1464">                     (1) 3 回線<sup>※2</sup>以上が動作可能であること<sup>※3</sup>                      (2) (1)の外部電源のうち、1 回線以上は他の回線に対して独立性を有して                      いること<sup>※4※5</sup> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給 することができる発電所外からの送電線の回線数とする（以下、各条において同じ）。</p> <p>※ 3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※ 4：独立性を有するとは、「送電線の上流において 1 つの変電所または開閉所のみに関連し ないこと」をいう。</p> <p>※ 5：1 つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設 備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有しているものとみなすこ とができる。</p>	項 目	運転上の制限	外部電源	(1) 3 回線 <sup>※2</sup> 以上が動作可能であること <sup>※3</sup> (2) (1)の外部電源のうち、1 回線以上は他の回線に対して独立性を有して いること <sup>※4※5</sup>
項 目	運転上の制限									
外部電源	(1) 3 回線 <sup>※2</sup> 以上が動作可能であること <sup>※3</sup> (2) (1)の外部電源のうち、1 回線以上は他の回線に対して独立性を有して いること <sup>※4※5</sup>									
項 目	運転上の制限									
外部電源	(1) 3 回線 <sup>※2</sup> 以上が動作可能であること <sup>※3</sup> (2) (1)の外部電源のうち、1 回線以上は他の回線に対して独立性を有して いること <sup>※4※5</sup>									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表78の3-2	表78-2	要求される措置	要求される措置	大飯発電所1, 2号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更
完了時間	完了時間			
条件	条件			
A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 <sup>※6</sup> を確認する。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 <sup>※6</sup> を確認する。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	
完了時間	完了時間			
B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 <sup>※6</sup> を確認する。 および B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 <sup>※6</sup> を確認する。 および B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	
完了時間	完了時間			
C. 動作可能な外部電源が2回線である場合および全ての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C. 動作可能な外部電源が2回線である場合および全ての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 <sup>※6</sup> を確認する。 および C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 <sup>※6</sup> を確認する。 および C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	
完了時間	完了時間			
D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 <sup>※6</sup> を確認する。 および D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 <sup>※6</sup> を確認する。 および D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	
完了時間	完了時間			

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由																												
表 7 8 の 3-2（続き）	表 7 8-2（続き）			大飯発電所 1, 2 号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E. 動作可能な外部電源が 1 回線である場合 および ディーゼル発電機 1 基が動作不能である場合※7</td> <td>E.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源 1 回線またはディーゼル発電機 1 基を復旧する。※7</td> <td>1 2 時間</td> </tr> <tr> <td>F. 全ての外部電源が動作不能である場合</td> <td>F.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2 4 時間</td> </tr> <tr> <td>G. モード 1、2、3 および 4 において、条件 A、B、C、D、E または F の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>G.1 当直課長は、モード 3 にする。 および G.2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> <tr> <td>H. モード 5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件 A、B、C、D、E または F の措置を完了時間内に達成できない場合 および H.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および H.3 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は水抜きを中止する。</td> <td>H.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。※8 および H.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および H.3 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は水抜きを中止する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	E. 動作可能な外部電源が 1 回線である場合 および ディーゼル発電機 1 基が動作不能である場合※7	E.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源 1 回線またはディーゼル発電機 1 基を復旧する。※7	1 2 時間	F. 全ての外部電源が動作不能である場合	F.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。	2 4 時間	G. モード 1、2、3 および 4 において、条件 A、B、C、D、E または F の措置を完了時間内に達成できない場合	G.1 当直課長は、モード 3 にする。 および G.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	H. モード 5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件 A、B、C、D、E または F の措置を完了時間内に達成できない場合 および H.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および H.3 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は水抜きを中止する。	H.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。※8 および H.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および H.3 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は水抜きを中止する。	速やかに 速やかに 速やかに	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E. 動作可能な外部電源が 1 回線である場合 および ディーゼル発電機 1 基が動作不能である場合※7</td> <td>E.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源 1 回線またはディーゼル発電機 1 基を復旧する。※7</td> <td>1 2 時間</td> </tr> <tr> <td>F. 全ての外部電源が動作不能である場合</td> <td>F.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2 4 時間</td> </tr> <tr> <td>G. モード 1、2、3 および 4 において、条件 A、B、C、D、E または F の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>G.1 当直課長は、モード 3 にする。 および G.2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> <tr> <td>H. モード 5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件 A、B、C、D、E または F の措置を完了時間内に達成できない場合 および H.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および H.3 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は水抜きを中止する。</td> <td>H.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。※8 および H.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および H.3 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は水抜きを中止する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	E. 動作可能な外部電源が 1 回線である場合 および ディーゼル発電機 1 基が動作不能である場合※7	E.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源 1 回線またはディーゼル発電機 1 基を復旧する。※7	1 2 時間	F. 全ての外部電源が動作不能である場合	F.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。	2 4 時間	G. モード 1、2、3 および 4 において、条件 A、B、C、D、E または F の措置を完了時間内に達成できない場合	G.1 当直課長は、モード 3 にする。 および G.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	H. モード 5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件 A、B、C、D、E または F の措置を完了時間内に達成できない場合 および H.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および H.3 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は水抜きを中止する。	H.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。※8 および H.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および H.3 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は水抜きを中止する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>※ 6 : 電流値の確認については、77kV 送電線の電流値を確認する。(No.1 予備変圧器から所内負荷へ給電時)</p> <p>※ 7 : モード 1、2、3 および 4 以外においては、ディーゼル発電機には、非常用発電機 1 基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものという。</p> <p>※ 8 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>
条件	要求される措置	完了時間																														
E. 動作可能な外部電源が 1 回線である場合 および ディーゼル発電機 1 基が動作不能である場合※7	E.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源 1 回線またはディーゼル発電機 1 基を復旧する。※7	1 2 時間																														
F. 全ての外部電源が動作不能である場合	F.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。	2 4 時間																														
G. モード 1、2、3 および 4 において、条件 A、B、C、D、E または F の措置を完了時間内に達成できない場合	G.1 当直課長は、モード 3 にする。 および G.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間																														
H. モード 5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件 A、B、C、D、E または F の措置を完了時間内に達成できない場合 および H.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および H.3 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は水抜きを中止する。	H.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。※8 および H.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および H.3 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は水抜きを中止する。	速やかに 速やかに 速やかに																														
条件	要求される措置	完了時間																														
E. 動作可能な外部電源が 1 回線である場合 および ディーゼル発電機 1 基が動作不能である場合※7	E.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源 1 回線またはディーゼル発電機 1 基を復旧する。※7	1 2 時間																														
F. 全ての外部電源が動作不能である場合	F.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。	2 4 時間																														
G. モード 1、2、3 および 4 において、条件 A、B、C、D、E または F の措置を完了時間内に達成できない場合	G.1 当直課長は、モード 3 にする。 および G.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間																														
H. モード 5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件 A、B、C、D、E または F の措置を完了時間内に達成できない場合 および H.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および H.3 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は水抜きを中止する。	H.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。※8 および H.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および H.3 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は水抜きを中止する。	速やかに 速やかに 速やかに																														

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由				
<p>(ディーゼル発電機 モード1、2、3および4ー)</p> <p>第 7 9 条 モード1、2、3および4において、ディーゼル発電機は、表79-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、次の事項を確認する。</p> <p>(a) 模擬信号によりディーゼル発電機が起動し、1号炉および2号炉については1.0秒以内、3号炉および4号炉については1.2秒以内にディーゼル発電機の電圧が確立すること。</p> <p>(b) ディーゼル発電機に電源を求める機器が、母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること。</p> <p>(c) (b)における所定負荷のもとにおいて、ディーゼル発電機が電圧 6,900±345 V および周波数 60±3 Hz で運転可能であること。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2基のディーゼル発電機について、待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が 6,900±345 V および周波数が 60±3 Hz であることならびに引き続き非常用高圧母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、燃料油サービスタンの貯油量を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表79-3の措置を講じる。</p>	<p>(ディーゼル発電機 モード1、2、3および4ー)</p> <p>第 7 9 条 モード1、2、3および4において、ディーゼル発電機は、表79-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、次の事項を確認する。</p> <p>(a) 模擬信号によりディーゼル発電機が起動し、1.2秒以内にディーゼル発電機の電圧が確立すること。</p> <p>(b) ディーゼル発電機に電源を求める機器が、母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること。</p> <p>(c) (b)における所定負荷のもとにおいて、ディーゼル発電機が電圧 6,900±345 V および周波数 60±3 Hz で運転可能であること。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2基のディーゼル発電機について、待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が 6,900±345 V および周波数が 60±3 Hz であることならびに引き続き非常用高圧母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、燃料油サービスタンの貯油量を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表79-3の措置を講じる。</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>				
<p>※1：燃料油サービスタントとは、1号炉および2号炉については燃料サービスタント、3号炉および4号炉については燃料油サービスタントをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>表79-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="845 963 869 1187">項 目</th> <th data-bbox="845 1187 869 1500">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="869 963 893 1187">ディーゼル発電機※2</td> <td data-bbox="869 1187 893 1500">(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること※3 (2) 燃料油サービスタントの貯油量が表79-2に定める制限値内にあること※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉のディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3：予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の2.4時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	項 目	運転上の制限	ディーゼル発電機※2	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること※3 (2) 燃料油サービスタントの貯油量が表79-2に定める制限値内にあること※4	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限					
ディーゼル発電機※2	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること※3 (2) 燃料油サービスタントの貯油量が表79-2に定める制限値内にあること※4					
<p>※1：燃料油サービスタントとは、1号炉および2号炉については燃料サービスタント、3号炉および4号炉については燃料油サービスタントをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>表79-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1069 963 1093 1187">項 目</th> <th data-bbox="1069 1187 1093 1500">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 963 1117 1187">ディーゼル発電機※1</td> <td data-bbox="1093 1187 1117 1500">(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること※2 (2) 燃料油サービスタントの貯油量が表79-2に定める制限値内にあること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>ディーゼル発電機が動作不能時は、第90条（表90-15）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の2.4時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	項 目	運転上の制限	ディーゼル発電機※1	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること※2 (2) 燃料油サービスタントの貯油量が表79-2に定める制限値内にあること※3	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限					
ディーゼル発電機※1	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること※2 (2) 燃料油サービスタントの貯油量が表79-2に定める制限値内にあること※3					



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由																														
表 7 9 - 2	表 7 9 - 2	表 7 9 - 2	表 7 9 - 2																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制 限 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉および2号炉</td> <td>3号炉および4号炉</td> </tr> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量（保有油量）</td> <td>0.88 m<sup>3</sup> 以上</td> <td>0.95 m<sup>3</sup> 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	制 限 値	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	燃料油サービスタンク貯油量（保有油量）	0.88 m <sup>3</sup> 以上	0.95 m <sup>3</sup> 以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制 限 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量（保有油量）</td> <td>0.95 m<sup>3</sup> 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	制 限 値	燃料油サービスタンク貯油量（保有油量）	0.95 m <sup>3</sup> 以上	<p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更</p>																					
項 目	制 限 値																																	
1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																	
燃料油サービスタンク貯油量（保有油量）	0.88 m <sup>3</sup> 以上	0.95 m <sup>3</sup> 以上																																
項 目	制 限 値																																	
燃料油サービスタンク貯油量（保有油量）	0.95 m <sup>3</sup> 以上																																	
<p>表 7 9 - 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要 求 さ れ る 措 置</th> <th>完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ディーゼル発電機1基が動作不能<sup>※5</sup>である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 30日</td> </tr> <tr> <td>C. ディーゼル発電機1基が動作不能である場合</td> <td>C.1 当直課長は、動作不能となっているディーゼル発電機1基または外部電源1系列を復旧する。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	A. ディーゼル発電機1基が動作不能 <sup>※5</sup> である場合	A.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の1日に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日	C. ディーゼル発電機1基が動作不能である場合	C.1 当直課長は、動作不能となっているディーゼル発電機1基または外部電源1系列を復旧する。	12時間	D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>表 7 9 - 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要 求 さ れ る 措 置</th> <th>完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ディーゼル発電機1基が動作不能<sup>※5</sup>である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 30日</td> </tr> <tr> <td>C. ディーゼル発電機1基が動作不能である場合</td> <td>C.1 当直課長は、動作不能となっているディーゼル発電機1基または外部電源1系列を復旧する。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	A. ディーゼル発電機1基が動作不能 <sup>※5</sup> である場合	A.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の1日に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日	C. ディーゼル発電機1基が動作不能である場合	C.1 当直課長は、動作不能となっているディーゼル発電機1基または外部電源1系列を復旧する。	12時間	D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>		
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間																																
A. ディーゼル発電機1基が動作不能 <sup>※5</sup> である場合	A.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の1日に1回																																
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日																																
C. ディーゼル発電機1基が動作不能である場合	C.1 当直課長は、動作不能となっているディーゼル発電機1基または外部電源1系列を復旧する。	12時間																																
D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間																																
A. ディーゼル発電機1基が動作不能 <sup>※5</sup> である場合	A.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の1日に1回																																
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日																																
C. ディーゼル発電機1基が動作不能である場合	C.1 当直課長は、動作不能となっているディーゼル発電機1基または外部電源1系列を復旧する。	12時間																																
D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																

※4：燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む（以下、本案において同じ）。

※5：燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む（以下、本案において同じ）。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(ディーゼル発電機 -モード1、2、3および4以外-) 第 80 条 モード1、2、3および4以外において、ディーゼル発電機は、表 80-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4以外において、1ヶ月に1回、ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。</p> <p>(a) ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が <math>6,900 \pm 345</math> V および周波数が <math>60 \pm 3</math> Hz であることを確認する。</p> <p>(b) 燃料油サージスタック<sup>※1</sup>の貯油量を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 80-3 の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：燃料油サージスタックとは、1号炉および2号炉については燃料サージスタック、3号炉および4号炉については燃料油サージスタックをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(ディーゼル発電機 -モード1、2、3および4以外-) 第 80 条 モード1、2、3および4以外において、ディーゼル発電機は、表 80-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4以外において、1ヶ月に1回、ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。</p> <p>(a) ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が <math>6,900 \pm 345</math> V および周波数が <math>60 \pm 3</math> Hz であることを確認する。</p> <p>(b) 燃料油サージスタックの貯油量を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 80-3 の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>								
<p>表 80-1</p> <table border="1" data-bbox="837 1227 976 2047"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機<sup>※2</sup></td> <td>(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること<sup>※3※4</sup> (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サージスタックの貯油量が表 80-2 に定める制限値内にあること<sup>※5</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉のディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉のディーゼル発電機が動作不能時は、第90条（表90-15）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：ディーゼル発電機の予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なるものをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。</p> <p>※5：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	ディーゼル発電機 <sup>※2</sup>	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること <sup>※3※4</sup> (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サージスタックの貯油量が表 80-2 に定める制限値内にあること <sup>※5</sup>	<p>表 80-1</p> <table border="1" data-bbox="837 367 976 1193"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機<sup>※1</sup></td> <td>(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること<sup>※2※3</sup> (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サージスタックの貯油量が表 80-2 に定める制限値内にあること<sup>※4</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ディーゼル発電機が動作不能時は、第90条（表90-15）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：ディーゼル発電機の予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なるものをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。</p> <p>※4：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	ディーゼル発電機 <sup>※1</sup>	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること <sup>※2※3</sup> (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サージスタックの貯油量が表 80-2 に定める制限値内にあること <sup>※4</sup>	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項目	運転上の制限									
ディーゼル発電機 <sup>※2</sup>	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること <sup>※3※4</sup> (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サージスタックの貯油量が表 80-2 に定める制限値内にあること <sup>※5</sup>									
項目	運転上の制限									
ディーゼル発電機 <sup>※1</sup>	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること <sup>※2※3</sup> (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サージスタックの貯油量が表 80-2 に定める制限値内にあること <sup>※4</sup>									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由												
表 80-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制 限 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉および2号炉</td> <td>3号炉および4号炉</td> </tr> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量（保有油量）</td> <td>0.88 m<sup>3</sup> 以上</td> <td>0.95 m<sup>3</sup> 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	制 限 値		1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	燃料油サービスタンク貯油量（保有油量）	0.88 m <sup>3</sup> 以上	0.95 m <sup>3</sup> 以上	表 80-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制 限 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量（保有油量）</td> <td>0.95 m<sup>3</sup> 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	制 限 値	燃料油サービスタンク貯油量（保有油量）	0.95 m <sup>3</sup> 以上	大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更
項 目	制 限 値															
1号炉および2号炉	3号炉および4号炉															
燃料油サービスタンク貯油量（保有油量）	0.88 m <sup>3</sup> 以上	0.95 m <sup>3</sup> 以上														
項 目	制 限 値															
燃料油サービスタンク貯油量（保有油量）	0.95 m <sup>3</sup> 以上															
表 80-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、2 基以上が動作不能<sup>※6</sup>である場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する<sup>※7</sup>。 および A.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、少なくとも 2 基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、2 基以上が動作不能 <sup>※6</sup> である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する <sup>※7</sup> 。 および A.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、少なくとも 2 基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	表 80-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、2 基以上が動作不能<sup>※5</sup>である場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する<sup>※6</sup>。 および A.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、少なくとも 2 基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、2 基以上が動作不能 <sup>※5</sup> である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する <sup>※6</sup> 。 および A.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、少なくとも 2 基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更
条 件	要求される措置	完了時間														
A. ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、2 基以上が動作不能 <sup>※6</sup> である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する <sup>※7</sup> 。 および A.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、少なくとも 2 基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに														
条 件	要求される措置	完了時間														
A. ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、2 基以上が動作不能 <sup>※5</sup> である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する <sup>※6</sup> 。 および A.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、少なくとも 2 基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに														
※6：ディーゼル発電機の燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。 ※7：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。	※5：ディーゼル発電機の燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。 ※6：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。															

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																				
<p>(ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気)</p> <p>第 8 1 条 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気は、表 8 1—1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、1ヶ月に1回、1号炉および2号炉については所要のディーゼル発電機の燃料貯蔵タンク※1の油量、潤滑油タンクの油量および起動空気※2の圧力、3号炉および4号炉については所要のディーゼル発電機の燃料貯蔵タンク※1の油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量および起動空気※2の圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油または始動用空気が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 1—3 の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 1号炉および2号炉については燃料タンク、3号炉および4号炉については燃料油貯蔵タンクをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※ 2 : 1号炉および2号炉については始動用空気レシーバ、3号炉および4号炉については起動空気だめをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気)</p> <p>第 8 1 条 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気は、表 8 1—1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、1ヶ月に1回、所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量および起動空気だめ圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油または始動用空気が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 1—3 の措置を講じる。</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>																				
<p>表 8 1—1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が表 8 1—2 に定める制限値内にあること※4※5</td> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクの油量※1、重油タンクの油量※3、潤滑油タンクの油量および起動空気だめ圧力が表 8 1—2 に定める制限値内にあること※2※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 燃料油貯蔵タンクおよび重油タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>3号炉または4号炉の燃料貯蔵タンクおよび重油タンクの油量を確認する場合は、第 9 0 条（表 9 0—1 5）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 4 : 予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※ 5 : ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の 2 4 時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	項 目	運転上の制限	所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が表 8 1—2 に定める制限値内にあること※4※5	所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクの油量※1、重油タンクの油量※3、潤滑油タンクの油量および起動空気だめ圧力が表 8 1—2 に定める制限値内にあること※2※3	<p>表 8 1—1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が表 8 1—2 に定める制限値内にあること※1※2※3</td> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクの油量※1、重油タンクの油量※4、潤滑油タンクの油量および起動空気だめ圧力が表 8 1—2 に定める制限値内にあること※2※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 燃料油貯蔵タンクおよび重油タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>燃料油貯蔵タンクおよび重油タンクの油量を確認する場合は、第 9 0 条（表 9 0—1 5）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 2 : 予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※ 3 : ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の 2 4 時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	項 目	運転上の制限	所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が表 8 1—2 に定める制限値内にあること※1※2※3	所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクの油量※1、重油タンクの油量※4、潤滑油タンクの油量および起動空気だめ圧力が表 8 1—2 に定める制限値内にあること※2※3	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>												
項 目	運転上の制限																					
所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が表 8 1—2 に定める制限値内にあること※4※5	所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクの油量※1、重油タンクの油量※3、潤滑油タンクの油量および起動空気だめ圧力が表 8 1—2 に定める制限値内にあること※2※3																					
項 目	運転上の制限																					
所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が表 8 1—2 に定める制限値内にあること※1※2※3	所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクの油量※1、重油タンクの油量※4、潤滑油タンクの油量および起動空気だめ圧力が表 8 1—2 に定める制限値内にあること※2※3																					
<p>表 8 1—2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制 限 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料貯蔵タンクの油量（保有油量）</td> <td>3号炉および4号炉</td> </tr> <tr> <td>重油タンクの油量（保有油量）</td> <td>297 m<sup>3</sup> 以上※6</td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量（保有油量）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>起動空気だめの圧力</td> <td>2.45 MPa [gage] 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 6 : 燃料貯蔵タンクおよび重油タンクの合計油量（燃料貯蔵タンクの油量（保有油量）128 m<sup>3</sup> 以上を含む。）</p>	項 目	制 限 値	燃料貯蔵タンクの油量（保有油量）	3号炉および4号炉	重油タンクの油量（保有油量）	297 m <sup>3</sup> 以上※6	潤滑油タンクの油量（保有油量）	—	起動空気だめの圧力	2.45 MPa [gage] 以上	<p>表 8 1—2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制 限 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯蔵タンクの油量（保有油量）</td> <td>297 m<sup>3</sup> 以上※4</td> </tr> <tr> <td>重油タンクの油量（保有油量）</td> <td>5.5 m<sup>3</sup> 以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量（保有油量）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>起動空気だめの圧力</td> <td>2.50 MPa [gage] 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 4 : 燃料油貯蔵タンクおよび重油タンクの合計油量（燃料油貯蔵タンクの油量（保有油量）128 m<sup>3</sup> 以上を含む。）</p>	項 目	制 限 値	燃料油貯蔵タンクの油量（保有油量）	297 m <sup>3</sup> 以上※4	重油タンクの油量（保有油量）	5.5 m <sup>3</sup> 以上	潤滑油タンクの油量（保有油量）	—	起動空気だめの圧力	2.50 MPa [gage] 以上	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	制 限 値																					
燃料貯蔵タンクの油量（保有油量）	3号炉および4号炉																					
重油タンクの油量（保有油量）	297 m <sup>3</sup> 以上※6																					
潤滑油タンクの油量（保有油量）	—																					
起動空気だめの圧力	2.45 MPa [gage] 以上																					
項 目	制 限 値																					
燃料油貯蔵タンクの油量（保有油量）	297 m <sup>3</sup> 以上※4																					
重油タンクの油量（保有油量）	5.5 m <sup>3</sup> 以上																					
潤滑油タンクの油量（保有油量）	—																					
起動空気だめの圧力	2.50 MPa [gage] 以上																					

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由																		
表 8 1 - 3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※7</td> <td>A.1 当直課長は、燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>4 8 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※7：燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量および起動空気だめ圧力の制限値は個別に適用される。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※7	A.1 当直課長は、燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	4 8 時間	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	表 8 1 - 3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※5</td> <td>A.1 当直課長は、燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>4 8 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量および起動空気だめ圧力の制限値は個別に適用される。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※5	A.1 当直課長は、燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	4 8 時間	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更
条 件	要求される措置	完了時間																				
A. 燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※7	A.1 当直課長は、燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	4 8 時間																				
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																				
条 件	要求される措置	完了時間																				
A. 燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※5	A.1 当直課長は、燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	4 8 時間																				
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																				

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																																
<p>(非常用直流電源 - モード1、2、3および4-)</p> <p>第 8 2 条 モード1、2、3および4において、非常用直流電源（蓄電池※1および充電器）は、表 8 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、非常用直流電源の健全性を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が 127.1 V 以上であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用直流電源が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 2 - 2 の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 3号炉および4号炉においては、蓄電池（安全防護系用）をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 8 2 - 1</p> <table border="1" data-bbox="662 118 742 705"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源</td> <td>2 系統（蓄電池※2および充電器※3）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 3号炉および4号炉の蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>3号炉または4号炉の蓄電池が動作不能時は、第 9 0 条（表 9 0 - 1 5）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 3 : 充電器とは、充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能とみなす（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 8 2 - 2</p> <table border="1" data-bbox="885 118 981 705"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合</td> <td>A. 1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A. 2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。</td> <td>1 0 日</td> </tr> <tr> <td>B. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合</td> <td>B. 1 当直課長は当該機器を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および C. 2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	非常用直流電源	2 系統（蓄電池※2および充電器※3）が動作可能であること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A. 2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	1 0 日	B. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B. 1 当直課長は当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2 時間	C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および C. 2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	<p>(非常用直流電源 - モード1、2、3および4-)</p> <p>第 8 2 条 モード1、2、3および4において、非常用直流電源（蓄電池※1および充電器）は、表 8 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、非常用直流電源の健全性を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が 127.1 V 以上であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用直流電源が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 2 - 2 の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 蓄電池（安全防護系用）をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 8 2 - 1</p> <table border="1" data-bbox="662 705 742 1377"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源</td> <td>2 系統（蓄電池※2および充電器※3）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>蓄電池が動作不能時は、第 9 0 条（表 9 0 - 1 5）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 3 : 充電器とは、充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能とみなす（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 8 2 - 2</p> <table border="1" data-bbox="885 705 981 1377"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合</td> <td>A. 1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A. 2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。</td> <td>1 0 日</td> </tr> <tr> <td>B. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合</td> <td>B. 1 当直課長は当該機器を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および C. 2 当直課長は、モード 5 にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	非常用直流電源	2 系統（蓄電池※2および充電器※3）が動作可能であること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A. 2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	1 0 日	B. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B. 1 当直課長は当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2 時間	C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および C. 2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																																	
非常用直流電源	2 系統（蓄電池※2および充電器※3）が動作可能であること																																	
条 件	要求される措置	完了時間																																
A. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A. 2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	1 0 日																																
B. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B. 1 当直課長は当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2 時間																																
C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および C. 2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間																																
項 目	運転上の制限																																	
非常用直流電源	2 系統（蓄電池※2および充電器※3）が動作可能であること																																	
条 件	要求される措置	完了時間																																
A. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A. 2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	1 0 日																																
B. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B. 1 当直課長は当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2 時間																																
C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、モード 3 にする。 および C. 2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間																																



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由												
<p>(非常用直流電源 - モード5、6および照射済燃料移動中一)</p> <p>第 8 3 条 モード5、6および照射済燃料移動中において、非常用直流電源（蓄電池※および充電器）は、表 8 3—1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が 127.1 V 以上であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用直流電源が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 3—2 の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 3号炉および4号炉においては、蓄電池（安全防護系用）をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(非常用直流電源 - モード5、6および照射済燃料移動中一)</p> <p>第 8 3 条 モード5、6および照射済燃料移動中において、非常用直流電源（蓄電池※および充電器）は、表 8 3—1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が 127.1 V 以上であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用直流電源が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 3—2 の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 蓄電池（安全防護系用）をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>												
<p>表 8 3—1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源</td> <td>所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統（蓄電池※および充電器※<sup>3</sup>）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 3号炉および4号炉の蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>3号炉または4号炉の蓄電池が動作不能時は、第 9 0 条（表 9 0—1 5）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 3 : 充電器とは、充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能とみなす（以下、本条において同じ）。</p>	項 目	運転上の制限	非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統（蓄電池※および充電器※ <sup>3</sup> ）が動作可能であること	<p>表 8 3—1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源</td> <td>所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統（蓄電池※および充電器※<sup>3</sup>）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>蓄電池が動作不能時は、第 9 0 条（表 9 0—1 5）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 3 : 充電器とは、充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能とみなす（以下、本条において同じ）。</p>	項 目	運転上の制限	非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統（蓄電池※および充電器※ <sup>3</sup> ）が動作可能であること	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>				
項 目	運転上の制限													
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統（蓄電池※および充電器※ <sup>3</sup> ）が動作可能であること													
項 目	運転上の制限													
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統（蓄電池※および充電器※ <sup>3</sup> ）が動作可能であること													
<p>表 8 3—2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合</td> <td>A. 1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※<sup>4</sup>。 および A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A. 3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 4 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A. 1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※ <sup>4</sup> 。 および A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A. 3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>表 8 3—2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合</td> <td>A. 1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※<sup>4</sup>。 および A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A. 3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 4 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A. 1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※ <sup>4</sup> 。 および A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A. 3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
条 件	要求される措置	完了時間												
A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A. 1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※ <sup>4</sup> 。 および A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A. 3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに												
条 件	要求される措置	完了時間												
A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A. 1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※ <sup>4</sup> 。 および A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A. 3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに												



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																																										
<p>(所内非常用母線 モード1、2、3および4-1)</p> <p>第 8 4 条 モード1、2、3および4において、所内非常用母線は、表 8 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1週間に1回、表 8 4 - 1 に定める所内非常用母線が受電されていることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、所内非常用母線が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 4 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 8 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="526 118 845 739"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内非常用母線</td> <td>次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 2つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計器用母線</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="526 739 845 1456"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内非常用母線</td> <td>次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 4つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計器用母線</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：所内非常用母線の電源の自動切替の間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表 8 4 - 2</p> <table border="1" data-bbox="526 1456 845 2049"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の1つが受電不能の場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該母線を復旧する。</td> <td>8 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該母線を復旧する。</td> <td>2 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 非常用計器用母線の1つが受電不能の場合</td> <td>C.1 当直課長は、当該母線を復旧する。</td> <td>2 時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 2つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計器用母線	項 目	運転上の制限	所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 4つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計器用母線	条 件	要求される措置	完了時間	A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の1つが受電不能の場合	A.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	8 時間	B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合	B.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	2 時間	C. 非常用計器用母線の1つが受電不能の場合	C.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	2 時間	D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	1 2 時間 5 6 時間	<p>(所内非常用母線 モード1、2、3および4-1)</p> <p>第 8 4 条 モード1、2、3および4において、所内非常用母線は、表 8 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1週間に1回、表 8 4 - 1 に定める所内非常用母線が受電されていることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、所内非常用母線が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 4 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 8 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="526 739 845 1456"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内非常用母線</td> <td>次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 4つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計器用母線</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：所内非常用母線の電源の自動切替の間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表 8 4 - 2</p> <table border="1" data-bbox="526 1456 845 2049"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の1つが受電不能の場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該母線を復旧する。</td> <td>8 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該母線を復旧する。</td> <td>2 時間</td> </tr> <tr> <td>C. 非常用計器用母線の1つが受電不能の場合</td> <td>C.1 当直課長は、当該母線を復旧する。</td> <td>2 時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>1 2 時間 5 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 4つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計器用母線	条 件	要求される措置	完了時間	A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の1つが受電不能の場合	A.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	8 時間	B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合	B.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	2 時間	C. 非常用計器用母線の1つが受電不能の場合	C.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	2 時間	D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	1 2 時間 5 6 時間	<p>大飯発電所 1, 2 号炉 廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																																											
所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 2つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計器用母線																																											
項 目	運転上の制限																																											
所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 4つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計器用母線																																											
条 件	要求される措置	完了時間																																										
A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の1つが受電不能の場合	A.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	8 時間																																										
B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合	B.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	2 時間																																										
C. 非常用計器用母線の1つが受電不能の場合	C.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	2 時間																																										
D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	1 2 時間 5 6 時間																																										
項 目	運転上の制限																																											
所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 4つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計器用母線																																											
条 件	要求される措置	完了時間																																										
A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の1つが受電不能の場合	A.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	8 時間																																										
B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合	B.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	2 時間																																										
C. 非常用計器用母線の1つが受電不能の場合	C.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	2 時間																																										
D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	1 2 時間 5 6 時間																																										

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																		
<p>(原子炉キャビティ水位)</p> <p>第 8 7 条 モード 6 (キャビティ高水位)<sup>※1</sup>において、原子炉キャビティ水位は、表 8 7 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉キャビティ水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード 6 (キャビティ高水位)<sup>※1</sup>において、1 日に 1 回、原子炉キャビティ水位を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉キャビティ水位が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 7 - 2 の措置を講じるとともに、燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 1 号炉および 2 号炉については、<u>原子炉格納容器内での燃料移動中以外の期間</u>については、<u>運転上の制限を適用しない。</u></p> <p>表 8 7 - 1</p> <table border="1" data-bbox="694 1456 805 2049"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉キャビティ水位</td> <td>EL 28.1 m 以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3 号炉および 4 号炉</p> <table border="1" data-bbox="837 1456 917 2049"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉キャビティ水位</td> <td>EL 32.2 m 以上であること<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 原子炉格納容器内での燃料移動中以外の期間において、計画的な原子炉キャビティ水抜きによりモード 6 (低水位) に移行する場合、運転上の制限を適用しない。</p>	項 目	運転上の制限	原子炉キャビティ水位	EL 28.1 m 以上であること	項 目	運転上の制限	原子炉キャビティ水位	EL 32.2 m 以上であること <sup>※2</sup>	<p>(原子炉キャビティ水位)</p> <p>第 8 7 条 モード 6 (キャビティ高水位)において、原子炉キャビティ水位は、表 8 7 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉キャビティ水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード 6 (キャビティ高水位)において、1 日に 1 回、原子炉キャビティ水位を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉キャビティ水位が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 7 - 2 の措置を講じるとともに、燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表 8 7 - 1</p> <table border="1" data-bbox="837 593 917 1176"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉キャビティ水位</td> <td>EL 32.2 m 以上であること<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 原子炉格納容器内での燃料移動中以外の期間において、計画的な原子炉キャビティ水抜きによりモード 6 (低水位) に移行する場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表 8 7 - 2</p> <table border="1" data-bbox="1045 492 1252 1176"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する<sup>※2</sup>。 および A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	項 目	運転上の制限	原子炉キャビティ水位	EL 32.2 m 以上であること <sup>※1</sup>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※2</sup> 。 および A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																			
原子炉キャビティ水位	EL 28.1 m 以上であること																			
項 目	運転上の制限																			
原子炉キャビティ水位	EL 32.2 m 以上であること <sup>※2</sup>																			
項 目	運転上の制限																			
原子炉キャビティ水位	EL 32.2 m 以上であること <sup>※1</sup>																			
条 件	要求される措置	完了時間																		
A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する <sup>※2</sup> 。 および A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに																		

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由						
<p>(原子炉格納容器貫通部（1号炉および2号炉）—燃料移動中—)</p> <p>第 8 8 条 1号炉および2号炉について、原子炉格納容器内での燃料移動中において、原子炉格納容器貫通部は、表 8 8 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、<u>次号を実施する。</u></p> <p>(1) 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料装荷および燃料取出作業前に、<u>原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。</u></p> <p>3. 原子燃料課長は、原子炉格納容器貫通部が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表 8 8 - 2 の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。</u></p> <p>表 8 8 - 1</p> <table border="1" data-bbox="561 1220 805 2047"> <thead> <tr> <th data-bbox="561 1220 598 1355">項 目</th> <th data-bbox="561 1355 598 2047">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="598 1220 805 1355">原子炉格納容器貫通部</td> <td data-bbox="598 1355 805 2047">                     (1) 機器ハッチが4つ以上のバルトで閉じられていること                      (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※1                      (3) 原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部のうち、原子炉格納容器給排気系については隔離弁で閉止可能であること※1。その他については隔離弁、閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：閉止可能であることは、閉止状態であることを含む。</p>	項 目	運 転 上 の 制 限	原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが4つ以上のバルトで閉じられていること (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※1 (3) 原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部のうち、原子炉格納容器給排気系については隔離弁で閉止可能であること※1。その他については隔離弁、閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること	<p>削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>		
項 目	運 転 上 の 制 限							
原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが4つ以上のバルトで閉じられていること (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※1 (3) 原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部のうち、原子炉格納容器給排気系については隔離弁で閉止可能であること※1。その他については隔離弁、閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること							
<p>表 8 8 - 2</p> <table border="1" data-bbox="869 1220 1045 2047"> <thead> <tr> <th data-bbox="869 1220 906 1355">条 件</th> <th data-bbox="869 1355 906 1467">要求される措置</th> <th data-bbox="869 1467 906 2047">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="906 1220 1045 1355">A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合</td> <td data-bbox="906 1355 1045 1467">A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※2。</td> <td data-bbox="906 1467 1045 2047">速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※2。	速やかに		
条 件	要求される措置	完了時間						
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※2。	速やかに						

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(原子炉格納容器貫通部(3号炉および4号炉))</p> <p>第88条の2 3号炉および4号炉において、モード5および6において、原子炉格納容器貫通部は、表88の2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料装荷および燃料取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長および各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表88の2-2の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。</p> <p>表88の2-1</p> <table border="1" data-bbox="592 1227 799 2040"> <thead> <tr> <th data-bbox="592 1839 624 2040">項目</th> <th data-bbox="592 1227 624 1839">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="624 1839 799 2040">原子炉格納容器貫通部</td> <td data-bbox="624 1227 799 1839">                     (1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1                      (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2                      (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系統による冷却時、加圧器安全弁が健全であること</li> <li>とおよび加圧器水位が10%から30%の範囲内にある場合。</li> <li>・原子炉キャビティ水位がEL32.2m以上であること。</li> </ul> <p>※2：閉止可能であることは、閉止状態であることを含む。</p> <p>※3：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3	<p>(原子炉格納容器貫通部)</p> <p>第88条 モード5および6において、原子炉格納容器貫通部は、表88-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料装荷および燃料取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長および各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表88-2の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。</p> <p>表88-1</p> <table border="1" data-bbox="592 365 799 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="592 987 624 1182">項目</th> <th data-bbox="592 365 624 987">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="624 987 799 1182">原子炉格納容器貫通部</td> <td data-bbox="624 365 799 987">                     (1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1                      (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2                      (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系統による冷却時、加圧器安全弁が健全であること</li> <li>とおよび加圧器水位が10%から30%の範囲内にある場合。</li> <li>・原子炉キャビティ水位がEL32.2m以上であること。</li> </ul> <p>※2：閉止可能であることは、閉止状態であることを含む。</p> <p>※3：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
項目	運転上の制限									
原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3									
項目	運転上の制限									
原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由												
表 8.8 の 2-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>                     A.1 原子炉燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中の場合は移動を中止する※4。                      および                      A.2 各課（室）長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。                      および                      A.3 当直課長は、1 台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認※5する措置を開始する。                 </td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。                  ※5：運転中のポンプについては運転状態により確認する。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子炉燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中の場合は移動を中止する※4。 および A.2 各課（室）長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および A.3 当直課長は、1 台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認※5する措置を開始する。	速やかに	表 8.8-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>                     A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中の場合は移動を中止する※4。                      および                      A.2 各課（室）長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。                      および                      A.3 当直課長は、1 台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認※5する措置を開始する。                 </td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。                  ※5：運転中のポンプについては運転状態により確認する。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中の場合は移動を中止する※4。 および A.2 各課（室）長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および A.3 当直課長は、1 台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認※5する措置を開始する。	速やかに	大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更
条 件	要求される措置	完了時間														
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子炉燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中の場合は移動を中止する※4。 および A.2 各課（室）長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および A.3 当直課長は、1 台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認※5する措置を開始する。	速やかに														
条 件	要求される措置	完了時間														
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中の場合は移動を中止する※4。 および A.2 各課（室）長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および A.3 当直課長は、1 台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認※5する措置を開始する。	速やかに														

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																																			
<p>(使用済燃料ピットの水位および水温)</p> <p>第 89 条 使用済燃料ピットは、表 89-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 使用済燃料ピットが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、1 週間に 1 回、使用済燃料ピットの水位および水温を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、使用済燃料ピットが第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 89-3 の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表 89-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>水位※1 および水温が表 89-2 で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：照射済燃料の移動を行っていない場合は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表 89-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制 限 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水 位</td> <td>EL 28.1 m 以上</td> </tr> <tr> <td>水 温</td> <td>65 °C 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制 限 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水 位</td> <td>EL 32.2 m 以上</td> </tr> <tr> <td>水 温</td> <td>65 °C 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	使用済燃料ピット	水位※1 および水温が表 89-2 で定める制限値内にあること	項 目	制 限 値	水 位	EL 28.1 m 以上	水 温	65 °C 以下	項 目	制 限 値	水 位	EL 32.2 m 以上	水 温	65 °C 以下	<p>(使用済燃料ピットの水位および水温)</p> <p>第 89 条 使用済燃料ピットは、表 89-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 使用済燃料ピットが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、1 週間に 1 回、使用済燃料ピットの水位および水温を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、使用済燃料ピットが第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 89-3 の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表 89-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>水位※1 および水温が表 89-2 で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：照射済燃料の移動を行っていない場合は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表 89-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制 限 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水 位</td> <td>EL 32.2 m 以上</td> </tr> <tr> <td>水 温</td> <td>65 °C 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 89-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要 求 さ れ る 措 置</th> <th>完 了 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開始する。 および A.2 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※2。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、使用済燃料ピットの水温を制限値内に回復させるための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	使用済燃料ピット	水位※1 および水温が表 89-2 で定める制限値内にあること	項 目	制 限 値	水 位	EL 32.2 m 以上	水 温	65 °C 以下	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間	A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開始する。 および A.2 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに	B. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、使用済燃料ピットの水温を制限値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに	<p>大飯発電所 1, 2 号炉 廃止措置計画の実施に 伴う変更</p>
項 目	運 転 上 の 制 限																																				
使用済燃料ピット	水位※1 および水温が表 89-2 で定める制限値内にあること																																				
項 目	制 限 値																																				
水 位	EL 28.1 m 以上																																				
水 温	65 °C 以下																																				
項 目	制 限 値																																				
水 位	EL 32.2 m 以上																																				
水 温	65 °C 以下																																				
項 目	運 転 上 の 制 限																																				
使用済燃料ピット	水位※1 および水温が表 89-2 で定める制限値内にあること																																				
項 目	制 限 値																																				
水 位	EL 32.2 m 以上																																				
水 温	65 °C 以下																																				
条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間																																			
A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開始する。 および A.2 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに																																			
B. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、使用済燃料ピットの水温を制限値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに																																			



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第 90 条 3号炉および4号炉について、次の各号の重大事故等対処設備は、表90-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備</li> <li>(2) 1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備</li> <li>(3) 炉心注水をするための設備</li> <li>(4) 1次冷却系の減圧をするための設備</li> <li>(5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備</li> <li>(6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備</li> <li>(7) 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）をするための設備</li> <li>(8) 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備</li> <li>(9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</li> <li>(10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する等のための設備</li> <li>(11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備</li> <li>(12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</li> <li>(13) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備</li> <li>(14) 電源設備</li> <li>(15) 計装設備</li> <li>(16) 中央制御室</li> <li>(17) 監視測定設備</li> <li>(18) 緊急時対策所</li> <li>(19) 通信連絡を行うために必要な設備</li> <li>(20) その他の設備</li> </ol> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各課（室）長（品質保証室長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、表90-2から表90-21に定める確認事項を実施する。また、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</li> <li>3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表90-2から表90-21の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</li> </ol>	<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第 90 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表90-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備</li> <li>(2) 1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備</li> <li>(3) 炉心注水をするための設備</li> <li>(4) 1次冷却系の減圧をするための設備</li> <li>(5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備</li> <li>(6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備</li> <li>(7) 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）をするための設備</li> <li>(8) 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備</li> <li>(9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</li> <li>(10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する等のための設備</li> <li>(11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備</li> <li>(12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</li> <li>(13) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備</li> <li>(14) 電源設備</li> <li>(15) 計装設備</li> <li>(16) 中央制御室</li> <li>(17) 監視測定設備</li> <li>(18) 緊急時対策所</li> <li>(19) 通信連絡を行うために必要な設備</li> <li>(20) その他の設備</li> </ol> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、表90-2から表90-21に定める確認事項を実施する。また、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</li> <li>3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表90-2から表90-21の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</li> </ol>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由								
表 90-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める重大事故等対処設備</td> <td>(1) 表90-2、表90-12<sup>*1</sup>、表90-16、表90-18および表90-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表90-3から表90-15<sup>*2</sup>、表90-17、表90-19および表90-21については、各表内に定める<sup>*3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：90-12-3が該当 ※2：表90-3から表90-15のうち、表90-12については、90-12-1、90-12-2および90-12-4が該当 ※3：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	項 目	運 転 上 の 制 限	第1項で定める重大事故等対処設備	(1) 表90-2、表90-12 <sup>*1</sup> 、表90-16、表90-18および表90-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表90-3から表90-15 <sup>*2</sup> 、表90-17、表90-19および表90-21については、各表内に定める <sup>*3</sup>	表 90-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める重大事故等対処設備</td> <td>(1) 表90-2、表90-12<sup>*1</sup>、表90-16、表90-18および表90-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表90-3から表90-15<sup>*2</sup>、表90-17、表90-19および表90-21については、各表内に定める<sup>*3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：90-12-3が該当 ※2：表90-3から表90-15のうち、表90-12については、90-12-1、90-12-2および90-12-4が該当 ※3：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	項 目	運 転 上 の 制 限	第1項で定める重大事故等対処設備	(1) 表90-2、表90-12 <sup>*1</sup> 、表90-16、表90-18および表90-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表90-3から表90-15 <sup>*2</sup> 、表90-17、表90-19および表90-21については、各表内に定める <sup>*3</sup>	変更なし
項 目	運 転 上 の 制 限											
第1項で定める重大事故等対処設備	(1) 表90-2、表90-12 <sup>*1</sup> 、表90-16、表90-18および表90-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表90-3から表90-15 <sup>*2</sup> 、表90-17、表90-19および表90-21については、各表内に定める <sup>*3</sup>											
項 目	運 転 上 の 制 限											
第1項で定める重大事故等対処設備	(1) 表90-2、表90-12 <sup>*1</sup> 、表90-16、表90-18および表90-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表90-3から表90-15 <sup>*2</sup> 、表90-17、表90-19および表90-21については、各表内に定める <sup>*3</sup>											

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

表 90-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備

90-2-1 原子炉出力抑制（自動）※1

機能	設定値 3号炉および4号炉	適用 モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
1. A TWS緩和設備									
a. A TWS緩和設備論理回路	—	モード1および2	1系統	A. A TWS緩和設備が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A.2 計装係長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	6時間  30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
b. 蒸気発生器水位低	計器スパンの7%以上	モード1および2	4※5	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A.2 計装係長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	6時間  30日	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			

- ※1：本表における動作可能とは、当該計装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力している状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。
- ※2：チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。
- ※3：原子炉出力抑制（手動）機能に必要な設備（原子炉トリップスイッチ、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ）をいう。
- ※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。
- ※5：A TWS緩和設備に使用するチャンネルに限る。

変更後

表 90-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備

90-2-1 原子炉出力抑制（自動）※1

機能	設定値	適用 モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
1. A TWS緩和設備									
a. A TWS緩和設備論理回路	—	モード1および2	1系統	A. A TWS緩和設備が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A.2 計装係長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	6時間  30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
b. 蒸気発生器水位低	計器スパンの7%以上	モード1および2	4※5	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A.2 計装係長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	6時間  30日	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			

- ※1：本表における動作可能とは、当該計装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力している状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。
- ※2：チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。
- ※3：原子炉出力抑制（手動）機能に必要な設備（原子炉トリップスイッチ、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ）をいう。
- ※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。
- ※5：A TWS緩和設備に使用するチャンネルに限る。

理由

大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>表90-3 1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備  (以下略)</p>	<p>表90-3 1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備  (以下略)</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由	変 更 後	変 更 前
<p>変更なし</p>	<p>(1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施)</p> <p>第 9 1 条 モード4および5において1次冷却系の耐圧・漏えい検査<sup>※1</sup>を実施する場合、表9 1 - 1 で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表9 1 - 2 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 前項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、1次冷却系の昇温開始<sup>※2</sup>から適用を除外する前までに、表9 1 - 2 で定める運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※3</sup>。</p> <p>(2) 当直課長は、1次冷却系の耐圧・漏えい検査終了後、表9 1 - 1 で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※4</sup>。</p> <p>3. 当直課長は、第1項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表9 1 - 3 の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却系の耐圧・漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：1次冷却系の昇温開始とは、1次冷却系の昇温のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※3：原子炉格納容器隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>※4：復旧措置が適用モード外へ移行した後に移行した後は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>	<p>(1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施)</p> <p>第 9 1 条 モード4および5において1次冷却系の耐圧・漏えい検査<sup>※1</sup>を実施する場合、表9 1 - 1 で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表9 1 - 2 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 前項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、1次冷却系の昇温開始<sup>※2</sup>から適用を除外する前までに、表9 1 - 2 で定める運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※3</sup>。</p> <p>(2) 当直課長は、1次冷却系の耐圧・漏えい検査終了後、表9 1 - 1 で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※4</sup>。</p> <p>3. 当直課長は、第1項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表9 1 - 3 の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却系の耐圧・漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：1次冷却系の昇温開始とは、1次冷却系の昇温のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※3：原子炉格納容器隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>※4：復旧措置が適用モード外へ移行した後に移行した後は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																																												
<p>表 9 1 - 1</p> <p>適用を除外する運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <td>第 3 4 条 (計測および制御設備)</td> <td>表 3 4 - 3 第 1 項、第 2 項および第 3 項</td> </tr> <tr> <td>第 3 8 条 (1 次冷却系 - モード 4 -)</td> <td>余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2 系統以上が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること</td> </tr> <tr> <td>第 3 9 条 (1 次冷却系 - モード 5 (1 次冷却系満水) -)</td> <td>(1) 余熱除去系 1 系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2 基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上であること</td> </tr> <tr> <td>第 4 4 条 (加圧器安全弁)</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第 4 6 条 (低温過加圧防護)</td> <td>(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること</td> </tr> <tr> <td>第 5 3 条 (非常用炉心冷却系 - モード 4 -)</td> <td>(2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第 5 6 条 (原子炉格納容器)</td> <td>(3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能であること (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第 6 0 条 (アイスコンデンサドア)</td> <td>アイスコンデンサの下部入口ドア、中間デッキドアおよび上部デッキドアが動作可能であり閉止されていること</td> </tr> <tr> <td>第 6 1 条 (原子炉格納容器内区分隔壁)</td> <td>原子炉格納容器内区分隔壁の機能が健全であること</td> </tr> <tr> <td>第 6 4 条 (原子炉格納容器スプレイ系)</td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第 6 5 条 (アニュラス空気浄化系)</td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第 6 6 条 (アニュラス)</td> <td>アニュラスの機能が健全であること</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	第 3 4 条 (計測および制御設備)	表 3 4 - 3 第 1 項、第 2 項および第 3 項	第 3 8 条 (1 次冷却系 - モード 4 -)	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2 系統以上が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること	第 3 9 条 (1 次冷却系 - モード 5 (1 次冷却系満水) -)	(1) 余熱除去系 1 系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2 基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上であること	第 4 4 条 (加圧器安全弁)	全てが動作可能であること	第 4 6 条 (低温過加圧防護)	(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること	第 5 3 条 (非常用炉心冷却系 - モード 4 -)	(2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること	第 5 6 条 (原子炉格納容器)	(3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能であること (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること	第 6 0 条 (アイスコンデンサドア)	アイスコンデンサの下部入口ドア、中間デッキドアおよび上部デッキドアが動作可能であり閉止されていること	第 6 1 条 (原子炉格納容器内区分隔壁)	原子炉格納容器内区分隔壁の機能が健全であること	第 6 4 条 (原子炉格納容器スプレイ系)	2 系統が動作可能であること	第 6 5 条 (アニュラス空気浄化系)	2 系統が動作可能であること	第 6 6 条 (アニュラス)	アニュラスの機能が健全であること	<p>表 9 1 - 1</p> <p>適用を除外する運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <td>第 3 4 条 (計測および制御設備)</td> <td>表 3 4 - 3 第 1 項、第 2 項および第 3 項</td> </tr> <tr> <td>第 3 8 条 (1 次冷却系 - モード 4 -)</td> <td>余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2 系統以上が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること</td> </tr> <tr> <td>第 3 9 条 (1 次冷却系 - モード 5 (1 次冷却系満水) -)</td> <td>(1) 余熱除去系 1 系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2 基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上であること</td> </tr> <tr> <td>第 4 4 条 (加圧器安全弁)</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第 4 6 条 (低温過加圧防護)</td> <td>(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること</td> </tr> <tr> <td>第 5 3 条 (非常用炉心冷却系 - モード 4 -)</td> <td>(2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第 5 6 条 (原子炉格納容器)</td> <td>(3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能であること (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第 6 4 条 (原子炉格納容器スプレイ系)</td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第 6 5 条 (アニュラス空気浄化系)</td> <td>2 系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>第 6 6 条 (アニュラス)</td> <td>アニュラスの機能が健全であること</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	第 3 4 条 (計測および制御設備)	表 3 4 - 3 第 1 項、第 2 項および第 3 項	第 3 8 条 (1 次冷却系 - モード 4 -)	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2 系統以上が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること	第 3 9 条 (1 次冷却系 - モード 5 (1 次冷却系満水) -)	(1) 余熱除去系 1 系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2 基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上であること	第 4 4 条 (加圧器安全弁)	全てが動作可能であること	第 4 6 条 (低温過加圧防護)	(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること	第 5 3 条 (非常用炉心冷却系 - モード 4 -)	(2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること	第 5 6 条 (原子炉格納容器)	(3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能であること (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること	第 6 4 条 (原子炉格納容器スプレイ系)	2 系統が動作可能であること	第 6 5 条 (アニュラス空気浄化系)	2 系統が動作可能であること	第 6 6 条 (アニュラス)	アニュラスの機能が健全であること	<p>大飯発電所 1, 2 号炉 廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
第 3 4 条 (計測および制御設備)	表 3 4 - 3 第 1 項、第 2 項および第 3 項																																													
第 3 8 条 (1 次冷却系 - モード 4 -)	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2 系統以上が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること																																													
第 3 9 条 (1 次冷却系 - モード 5 (1 次冷却系満水) -)	(1) 余熱除去系 1 系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2 基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上であること																																													
第 4 4 条 (加圧器安全弁)	全てが動作可能であること																																													
第 4 6 条 (低温過加圧防護)	(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること																																													
第 5 3 条 (非常用炉心冷却系 - モード 4 -)	(2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること																																													
第 5 6 条 (原子炉格納容器)	(3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能であること (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること																																													
第 6 0 条 (アイスコンデンサドア)	アイスコンデンサの下部入口ドア、中間デッキドアおよび上部デッキドアが動作可能であり閉止されていること																																													
第 6 1 条 (原子炉格納容器内区分隔壁)	原子炉格納容器内区分隔壁の機能が健全であること																																													
第 6 4 条 (原子炉格納容器スプレイ系)	2 系統が動作可能であること																																													
第 6 5 条 (アニュラス空気浄化系)	2 系統が動作可能であること																																													
第 6 6 条 (アニュラス)	アニュラスの機能が健全であること																																													
第 3 4 条 (計測および制御設備)	表 3 4 - 3 第 1 項、第 2 項および第 3 項																																													
第 3 8 条 (1 次冷却系 - モード 4 -)	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2 系統以上が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること																																													
第 3 9 条 (1 次冷却系 - モード 5 (1 次冷却系満水) -)	(1) 余熱除去系 1 系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2 基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの 5 % 以上であること																																													
第 4 4 条 (加圧器安全弁)	全てが動作可能であること																																													
第 4 6 条 (低温過加圧防護)	(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2 台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること																																													
第 5 3 条 (非常用炉心冷却系 - モード 4 -)	(2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること																																													
第 5 6 条 (原子炉格納容器)	(3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能であること (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること																																													
第 6 4 条 (原子炉格納容器スプレイ系)	2 系統が動作可能であること																																													
第 6 5 条 (アニュラス空気浄化系)	2 系統が動作可能であること																																													
第 6 6 条 (アニュラス)	アニュラスの機能が健全であること																																													

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(安全注入系逆止弁漏えい検査の実施)</p> <p>第 9 1 条の 2 モード 4 および 5 において安全注入系逆止弁漏えい検査<sup>※1</sup>を実施する場合、表 9 1 の 2-1 で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表 9 1 の 2-2 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 前項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉停止後の 1 次冷却系の降溫過程において検査を実施する場合、当直課長は、モード 3 となつてから適用を除外する前までに、表 9 1 の 2-2 で定める運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※2</sup>。</p> <p>(2) 1 次冷却系を昇溫させて検査を実施する場合は 1 次冷却系の耐圧・漏えい検査にあわせて検査を実施する場合、当直課長は、1 次冷却系の昇溫開始<sup>※3</sup>から適用を除外する前までに、表 9 1 の 2-2 で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、安全注入系逆止弁漏えい検査終了後、表 9 1 の 2-1 で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※4</sup>。</p> <p>3. 当直課長は、第 1 項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表 9 1 の 2-3 の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 安全注入系逆止弁漏えい検査とは、1 次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※ 2 : 原子炉格納容器隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる（以下、本条において同じ）。</p> <p>※ 3 : 1 次冷却系の昇溫開始とは、1 次冷却系の昇溫のために 1 次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※ 4 : 復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>	<p>(安全注入系逆止弁漏えい検査の実施)</p> <p>第 9 1 条の 2 モード 4 および 5 において安全注入系逆止弁漏えい検査<sup>※1</sup>を実施する場合、表 9 1 の 2-1 で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表 9 1 の 2-2 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 前項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉停止後の 1 次冷却系の降溫過程において検査を実施する場合、当直課長は、モード 3 となつてから適用を除外する前までに、表 9 1 の 2-2 で定める運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※2</sup>。</p> <p>(2) 1 次冷却系を昇溫させて検査を実施する場合は 1 次冷却系の耐圧・漏えい検査にあわせて検査を実施する場合、当直課長は、1 次冷却系の昇溫開始<sup>※3</sup>から適用を除外する前までに、表 9 1 の 2-2 で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、安全注入系逆止弁漏えい検査終了後、表 9 1 の 2-1 で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する<sup>※4</sup>。</p> <p>3. 当直課長は、第 1 項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表 9 1 の 2-3 の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 安全注入系逆止弁漏えい検査とは、1 次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※ 2 : 原子炉格納容器隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる（以下、本条において同じ）。</p> <p>※ 3 : 1 次冷却系の昇溫開始とは、1 次冷却系の昇溫のために 1 次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※ 4 : 復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表91の2-1		表91の2-1		
適用を除外する運転上の制限		適用を除外する運転上の制限		
第34条（計測および制御設備）	表34-3 第1項、第2項および第3項	第34条（計測および制御設備）	表34-3 第1項、第2項および第3項	
第38条（1次冷却系 -モード4-）	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	第38条（1次冷却系 -モード4-）	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	
第39条（1次冷却系 -モード5（1次冷却系満水）-）	(1) 余熱除去系1系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること	第39条（1次冷却系 -モード5（1次冷却系満水）-）	(1) 余熱除去系1系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること	
第44条（加圧器安全弁）	全てが動作可能であること	第44条（加圧器安全弁）	全てが動作可能であること	
第46条（低温過加圧防護）	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること	第46条（低温過加圧防護）	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること	
第53条（非常用炉心冷却系 -モード4-）	(2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること	第53条（非常用炉心冷却系 -モード4-）	(2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること	
第56条（原子炉格納容器）	(3) 原子炉格納容器エアロロックが動作可能であること (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること	第56条（原子炉格納容器）	(3) 原子炉格納容器エアロロックが動作可能であること (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること	
第60条（アイスコンデンサドア）	<u>アイスコンデンサの下部入口ドア、中間デッキドアおよび上部デッキドアが動作可能であり閉止されていること</u>			大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更
第61条（原子炉格納容器内区分隔壁）	<u>原子炉格納容器内区分隔壁の機能が健全であること</u>			
第64条（原子炉格納容器スプレイ系）	2系統が動作可能であること	第64条（原子炉格納容器スプレイ系）	2系統が動作可能であること	
第65条（アニュラス空気浄化系）	2系統が動作可能であること	第65条（アニュラス空気浄化系）	2系統が動作可能であること	
第66条（アニュラス）	アニュラスの機能が健全であること	第66条（アニュラス）	アニュラスの機能が健全であること	
(以下略)		(以下略)		



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第 9 2 条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。)は、運転上の制限を満足していることを第 3 節第 2 0 条から第 9 1 条の 2 の第 2 項(以下、各条において「この規定第 2 項」という。))で定める事項により確認する。</p> <p>2. この規定第 2 項で定める頻度および第 3 節第 2 0 条から第 9 1 条の 2 の第 3 項(以下、各条において「この規定第 3 項」という。))で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表 9 2-1 に定める範囲内で延長することができる<sup>※1</sup>※2。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない<sup>※1</sup>※2。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める頻度による確認が実施できなかつた場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができれば、この規定第 3 項で定める要求される措置を開始する必要はない。</p> <p>4. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、この規定第 2 項で定める頻度(期間)以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度(期間)より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。</p> <p>5. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める事項を実施している期間、当該の運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>6. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足している場合は、この規定第 2 項で定める事項が実施されていない期間、運転上の制限が満足していないとはみなさない。ただし、第 9 3 条で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>7. 各課(室)長(当直課長および品質保証室長等を除く)が第 1 7 条、第 9 3 条、第 9 4 条、この規定第 2 項およびこの規定第 3 項に基づいて行う当直課長への通知は、その時点での当直業務を担当している当直課長への通知をいう。</p> <p>8. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める運転上の制限を満足していること、確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1 回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。</p> <p>※ 1 : 第 2 節で定められた頻度にも適用される。          ※ 2 : 第 9 4 条第 3 項で定める点検時の措置の実施時期にも適用される。</p>	<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第 9 2 条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。)は、運転上の制限を満足していることを第 3 節第 2 0 条から第 9 1 条の 2 の第 2 項(以下、各条において「この規定第 2 項」という。))で定める事項により確認する。</p> <p>2. この規定第 2 項で定める頻度および第 3 節第 2 0 条から第 9 1 条の 2 の第 3 項(以下、各条において「この規定第 3 項」という。))で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表 9 2-1 に定める範囲内で延長することができる<sup>※1</sup>※2。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない<sup>※1</sup>※2。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める頻度による確認が実施できなかつた場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができれば、この規定第 3 項で定める要求される措置を開始する必要はない。</p> <p>4. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、この規定第 2 項で定める頻度(期間)以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度(期間)より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。</p> <p>5. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める事項を実施している期間、当該の運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>6. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足している場合は、この規定第 2 項で定める事項が実施されていない期間、運転上の制限が満足していないとはみなさない。ただし、第 9 3 条で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>7. 各課(室)長(当直課長および品質保証室長等を除く)が第 1 7 条、第 9 3 条、第 9 4 条、この規定第 2 項およびこの規定第 3 項に基づいて行う当直課長への通知は、その時点での当直業務を担当している当直課長への通知をいう。</p> <p>8. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第 2 項で定める運転上の制限を満足していること、確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1 回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。</p> <p>※ 1 : 第 2 節で定められた頻度にも適用される。          ※ 2 : 第 9 4 条第 3 項で定める点検時の措置の実施時期にも適用される。</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由
頻 度	備 考	頻 度	備 考	
表 9 2 - 1				
この規定第 2 項または第 3 項で定める頻度	延長できる時間	この規定第 2 項または第 3 項で定める頻度	延長できる時間	
1 5 分に 1 回	3 分	1 5 分に 1 回	3 分	分単位の間隔で確認する
1 時間に 1 回	1 5 分	1 時間に 1 回	1 5 分	分単位の間隔で確認する
4 時間に 1 回	1 時間	4 時間に 1 回	1 時間	時間単位の間隔で確認する
8 時間に 1 回	2 時間	8 時間に 1 回	2 時間	時間単位の間隔で確認する
1 2 時間に 1 回	3 時間	1 2 時間に 1 回	3 時間	時間単位の間隔で確認する
1 日に 1 回	6 時間	1 日に 1 回	6 時間	時間単位の間隔で確認する ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する
3 日に 1 回	1 日	3 日に 1 回	1 日	日単位の間隔で確認する
1 週間に 1 回	2 日	1 週間に 1 回	2 日	1 週間 = 7 日 日単位の間隔で確認する
1 0 日に 1 回	3 日	1 0 日に 1 回	3 日	日単位の間隔で確認する。
1 ヶ月に 1 回	7 日	1 ヶ月に 1 回	7 日	1 ヶ月 = 3 1 日 日単位の間隔で確認する
3 ヶ月に 1 回	2 3 日	3 ヶ月に 1 回	2 3 日	3 ヶ月 = 9 2 日 日単位の間隔で確認する
6 ヶ月に 1 回	4 6 日	6 ヶ月に 1 回	4 6 日	6 ヶ月 = 1 8 4 日 日単位の間隔で確認する
1 年に 1 回	9 2 日	1 年に 1 回	9 2 日	1 年 = 3 6 5 日 日単位の間隔で確認する。
表 9 2 - 1				
この規定第 2 項または第 3 項で定める頻度	延長できる時間	この規定第 2 項または第 3 項で定める頻度	延長できる時間	
1 5 分に 1 回	3 分	1 5 分に 1 回	3 分	分単位の間隔で確認する
1 時間に 1 回	1 5 分	1 時間に 1 回	1 5 分	分単位の間隔で確認する
4 時間に 1 回	1 時間	4 時間に 1 回	1 時間	時間単位の間隔で確認する
8 時間に 1 回	2 時間	8 時間に 1 回	2 時間	時間単位の間隔で確認する
1 2 時間に 1 回	3 時間	1 2 時間に 1 回	3 時間	時間単位の間隔で確認する
1 日に 1 回	6 時間	1 日に 1 回	6 時間	時間単位の間隔で確認する ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する
3 日に 1 回	1 日	3 日に 1 回	1 日	日単位の間隔で確認する
1 週間に 1 回	2 日	1 週間に 1 回	2 日	1 週間 = 7 日 日単位の間隔で確認する
1 0 日に 1 回	3 日	1 0 日に 1 回	3 日	日単位の間隔で確認する。
1 ヶ月に 1 回	7 日	1 ヶ月に 1 回	7 日	1 ヶ月 = 3 1 日 日単位の間隔で確認する
3 ヶ月に 1 回	2 3 日	3 ヶ月に 1 回	2 3 日	3 ヶ月 = 9 2 日 日単位の間隔で確認する
6 ヶ月に 1 回	4 6 日	6 ヶ月に 1 回	4 6 日	6 ヶ月 = 1 8 4 日 日単位の間隔で確認する
1 年に 1 回	9 2 日	1 年に 1 回	9 2 日	1 年 = 3 6 5 日 日単位の間隔で確認する。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)            第 9 4 条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)を除く。)は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される<sup>※1</sup>。なお、運用方法については、表 9 3 1 の例に準拠するものとする。            (中略)</p>	<p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)            第 9 4 条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)を除く。)は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される<sup>※1</sup>。なお、運用方法については、表 9 3 1 の例に準拠するものとする。            (中略)</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	表 9 4 - 1				
	関連条文	点検対象設備	第 9 4 条適用時期	点検時の措置	実施頻度
	第 7 6 条	・中央制御室非常用循環系	点検対象号炉の他号炉 <sup>※3</sup> がモード 1、2、3、4 および照射済燃料移動中	・点検対象号炉の他号炉 <sup>※3</sup> の当該系統が動作可能であることを確認する。	点検前 <sup>※4</sup> その後の 10 日に 1 回
	第 7 8 条の 3	・外部電源	モード 1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	点検前 <sup>※4</sup> その後の 1 日に 1 回
				・所要の 3、4 号炉のディーゼル発電機が動作可能であることを確認 <sup>※5</sup> する。	点検前 <sup>※4</sup> 点検期間が完了時間（30 日）を超えて点検を実施する場合は、その後の 1 ヶ月に 1 回
	第 9 0 条 (90-4-2)	・蓄圧タンク	モード 5 および 6	・余熱除去ポンプが動作可能であることを確認する。	点検前 <sup>※4※7</sup>
				・B 充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水系が動作可能であることを至近の記録等により確認する。	点検前 <sup>※4</sup>
第 9 0 条 (90-12-3)	・使用済燃料ピット水位（A 用） ・使用済燃料ピット温度（A 用） ・使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置を含む）	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・使用済燃料ピットの水位が EL+32.2m 以上および水温が 65℃ 以下であることを確認する。	点検前 <sup>※4</sup> その後の 1 週間に 1 回	
第 9 0 条 (90-15-1)	・空冷式非常用発電装置	モード 1、2、3、4、5 および 6 以外	・所要の 3、4 号炉のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 <sup>※4</sup> その後の 1 週間に 1 回	
第 9 0 条 (90-15-3)	・電源車	モード 1、2、3、4、5 および 6 以外	・所要の 3、4 号炉のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 <sup>※4</sup> その後の 1 週間に 1 回	
変更後	表 9 4 - 1				
	関連条文	点検対象設備	第 9 4 条適用時期	点検時の措置	実施頻度
	第 7 6 条	・中央制御室非常用循環系	点検対象号炉の他号炉 <sup>※3</sup> がモード 1、2、3、4 および照射済燃料移動中	・点検対象号炉の他号炉 <sup>※3</sup> の当該系統が動作可能であることを確認する。	点検前 <sup>※4</sup> その後の 10 日に 1 回
	第 7 8 条	・外部電源	モード 1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	点検前 <sup>※4</sup> その後の 1 日に 1 回
				・所要の 3、4 号炉のディーゼル発電機が動作可能であることを確認 <sup>※5</sup> する。	点検前 <sup>※4</sup> 点検期間が完了時間（30 日）を超えて点検を実施する場合は、その後の 1 ヶ月に 1 回
	第 9 0 条 (90-4-2)	・蓄圧タンク	モード 5 および 6	・余熱除去ポンプが動作可能であることを確認する。	点検前 <sup>※4※7</sup>
				・B 充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水系が動作可能であることを至近の記録等により確認する。	点検前 <sup>※4</sup>
第 9 0 条 (90-12-3)	・使用済燃料ピット水位（A 用） ・使用済燃料ピット温度（A 用） ・使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置を含む）	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・使用済燃料ピットの水位が EL+32.2m 以上および水温が 65℃ 以下であることを確認する。	点検前 <sup>※4</sup> その後の 1 週間に 1 回	
第 9 0 条 (90-15-1)	・空冷式非常用発電装置	モード 1、2、3、4、5 および 6 以外	・所要の 3、4 号炉のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 <sup>※4</sup> その後の 1 週間に 1 回	
第 9 0 条 (90-15-3)	・電源車	モード 1、2、3、4、5 および 6 以外	・所要の 3、4 号炉のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 <sup>※4</sup> その後の 1 週間に 1 回	
理由	大飯発電所 1、2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更				

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>（新燃料の運搬）</p> <p>第 9 9 条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4. 原子燃料課長は、第 1 項または第 2 項の運搬を使用済燃料ピットにおいて実施する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料の落下を防止する措置を講じること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>5. 放射線管理課長は、第 3 項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下、「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の 1 0 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第 1 1 1 条第 1 項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第 1 1 1 条第 1 項（1）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 1 0 分の 1 を超えていないことを確認する。</p> <p>7. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>（新燃料の運搬）</p> <p>第 9 9 条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4. 原子燃料課長は、第 1 項または第 2 項の運搬を使用済燃料ピットにおいて実施する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>5. 放射線管理課長は、第 3 項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下、「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の 1 0 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第 1 1 1 条第 1 項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第 1 1 1 条第 1 項（1）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 1 0 分の 1 を超えていないことを確認する。</p> <p>7. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第100条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。また、3号炉および4号炉について、1ヶ月に1回以上<sup>※1</sup>、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>(3) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、燃料の落下を防止する措置を講じること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(8) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、図100に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度および配置）に基づき移動すること、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(9) 使用済燃料ピット内の新燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項(8)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施（以下、本章において同じ）。（以下略）</p>	<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第100条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。また、1ヶ月に1回以上<sup>※1</sup>、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>(3) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(8) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、図100に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度および配置）に基づき移動すること、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること。</p> <p>(9) 使用済燃料ピット内の新燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項(8)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施（以下、本章において同じ）。（以下略）</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(燃料の検査)</p> <p>第101条 原子燃料課長は、定期検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、定期検査時における1次冷却材中のよう素131の増加量の測定結果等に基づき、シッピング検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えいと判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。</p> <p>3. 原子燃料課長は、第1項または第2項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち、使用済燃料ラックに収納することが適切でないとは判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 原子燃料課長は、第1項または第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(2) 燃料の落下を防止する措置を講じること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限界高さを管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p>	<p>(燃料の検査)</p> <p>第101条 原子燃料課長は、定期検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、定期検査時における1次冷却材中のよう素131の増加量の測定結果等に基づき、シッピング検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えいと判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。</p> <p>3. 原子燃料課長は、第1項または第2項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち、使用済燃料ラックに収納することが適切でないとは判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 原子燃料課長は、第1項または第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(2) 燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限界高さを管理すること。</p>	<p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(燃料の取替等)</p> <p>第 1 0 2 条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第 1 項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 反応度停止余裕</li> <li>(2) 最大線出力密度</li> <li>(3) 燃料集合体最高燃焼度</li> <li>(4) <math>F^{N_{xy}}</math></li> <li>(5) 減速材温度係数</li> <li>(6) 最大反応度添加率</li> <li>(7) 制御棒クラスト落下時のワーストおよび <math>F^{N_{\Delta H}}</math></li> <li>(8) 制御棒クラスト飛出し時のワーストおよび <math>F_0</math></li> </ol> <p>3. 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第 2 項の期間を延長する場合には、あらかじめ原子燃料課長は、その延長する期間も含め第 2 項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第 2 項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p>	<p>(燃料の取替等)</p> <p>第 1 0 2 条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第 1 項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 反応度停止余裕</li> <li>(2) 最大線出力密度</li> <li>(3) 燃料集合体最高燃焼度</li> <li>(4) <math>F^{N_{xy}}</math></li> <li>(5) 減速材温度係数</li> <li>(6) 最大反応度添加率</li> <li>(7) 制御棒クラスト落下時のワーストおよび <math>F^{N_{\Delta H}}</math></li> <li>(8) 制御棒クラスト飛出し時のワーストおよび <math>F_0</math></li> </ol> <p>3. 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第 2 項の期間を延長する場合には、あらかじめ原子燃料課長は、その延長する期間も含め第 2 項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第 2 項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第 1 項の燃料装荷実施計画に従うこと。</li> <li>(2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</li> <li>(3) 燃料の落下を防止する措置を講じること（3号炉および4号炉のみ）。</li> <li>(4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</li> <li>(5) 原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、図 1 0 0 に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度および配置）に基づき移動すること。実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</li> <li>(6) 使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること（3号炉および4号炉のみ）。</li> </ol> <p>5. 原子燃料課長は、第 4 項 (5) における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
<p>(燃料の取替等)</p> <p>第 1 0 2 条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第 1 項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 反応度停止余裕</li> <li>(2) 最大線出力密度</li> <li>(3) 燃料集合体最高燃焼度</li> <li>(4) <math>F^{N_{xy}}</math></li> <li>(5) 減速材温度係数</li> <li>(6) 最大反応度添加率</li> <li>(7) 制御棒クラスト落下時のワーストおよび <math>F^{N_{\Delta H}}</math></li> <li>(8) 制御棒クラスト飛出し時のワーストおよび <math>F_0</math></li> </ol> <p>3. 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第 2 項の期間を延長する場合には、あらかじめ原子燃料課長は、その延長する期間も含め第 2 項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第 2 項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第 1 項の燃料装荷実施計画に従うこと。</li> <li>(2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</li> <li>(3) 燃料の落下を防止する措置を講じること。</li> <li>(4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</li> <li>(5) 原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、図 1 0 0 に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度および配置）に基づき移動すること。実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること。</li> <li>(6) 使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること。</li> </ol> <p>5. 原子燃料課長は、第 4 項 (5) における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>(燃料の取替等)</p> <p>第 1 0 2 条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第 1 項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 反応度停止余裕</li> <li>(2) 最大線出力密度</li> <li>(3) 燃料集合体最高燃焼度</li> <li>(4) <math>F^{N_{xy}}</math></li> <li>(5) 減速材温度係数</li> <li>(6) 最大反応度添加率</li> <li>(7) 制御棒クラスト落下時のワーストおよび <math>F^{N_{\Delta H}}</math></li> <li>(8) 制御棒クラスト飛出し時のワーストおよび <math>F_0</math></li> </ol> <p>3. 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第 2 項の期間を延長する場合には、あらかじめ原子燃料課長は、その延長する期間も含め第 2 項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第 2 項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第 1 項の燃料装荷実施計画に従うこと。</li> <li>(2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</li> <li>(3) 燃料の落下を防止する措置を講じること。</li> <li>(4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</li> <li>(5) 原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、図 1 0 0 に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度および配置）に基づき移動すること。実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること。</li> <li>(6) 使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること。</li> </ol> <p>5. 原子燃料課長は、第 4 項 (5) における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第103条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表103-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、<u>3号炉および4号炉</u>について、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料の落下を防止する措置を講じること（<u>3号炉および4号炉のみ</u>）。</p> <p>(6) 使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること（<u>3号炉および4号炉のみ</u>）。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること（<u>3号炉および4号炉のみ</u>）。</p> <p>(8) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量が確保されていることを、(1)に定める巡視点検時に確認すること（<u>3号炉および4号炉のみ</u>）。</p> <p>(9) 使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、図100に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度および配置）に基づき移動すること、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（<u>3号炉および4号炉のみ</u>）。</p> <p>(10) 使用済燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること（<u>3号炉および4号炉のみ</u>）。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項(9)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第103条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表103-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(6) 使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(8) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量が確保されていることを、(1)に定める巡視点検時に確認すること。</p> <p>(9) 使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、図100に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度および配置）に基づき移動すること、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること。</p> <p>(10) 使用済燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項(9)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>																
<p>表103-1</p> <table border="1" data-bbox="847 118 1024 712"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号および2号炉、3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>1号および2号炉、3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>4号炉</td> </tr> </tbody> </table>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号および2号炉、3号炉、4号炉	2号炉	1号および2号炉、3号炉、4号炉	3号炉	3号炉	4号炉	4号炉	<p>表103-1</p> <table border="1" data-bbox="847 712 1024 1438"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>4号炉</td> </tr> </tbody> </table>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	3号炉	3号炉	4号炉	4号炉	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																	
1号炉	1号および2号炉、3号炉、4号炉																	
2号炉	1号および2号炉、3号炉、4号炉																	
3号炉	3号炉																	
4号炉	4号炉																	
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																	
3号炉	3号炉																	
4号炉	4号炉																	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第104条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。</p> <p>(5) 使用済燃料等の落下を防止する措置を講じること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上り限高さを管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(7) 補助建屋クレーンにより使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止することおよび使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度を制限すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第111条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第104条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。</p> <p>(5) 使用済燃料等の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上り限高さを管理すること。</p> <p>(7) 補助建屋クレーンにより使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止することおよび使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度を制限すること。</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第111条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;"><b>第 6 章 放射性廃棄物管理</b></p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第 105 条 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>※1</sup>または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下、「廃棄物庫」という。）に保管する。</p> <p>(2) 1号炉および2号炉で発生したイオン交換器廃樹脂は、発電室長が廃樹脂タンクまたは廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、イオン交換器廃樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、(6)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵したイオン交換器廃樹脂を廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、<u>処理済樹脂は(6)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。なお、固型化処理する場合は、(4)に基づき処理する。</u></p> <p>(3) 3号炉および4号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂は、発電室長が使用済樹脂貯蔵タンクに保管する。また、脱塩塔使用済樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、(6)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(4) <u>蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、原子炉炉保修課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。ただし、このうち3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去した鉄筋コンクリートの雑固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</u></p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、計装係課長および原子炉保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備<sup>※2</sup>で焼却する。</p> <p>ロ. 焼却灰を固型化する場合は、発電室長が固化装置で固型化する。</p> <p>ハ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表138-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 6 章 放射性廃棄物管理</b></p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第 105 条 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>※1</sup>または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下、「廃棄物庫」という。）に保管する。</p> <p>(2) 脱塩塔使用済樹脂は、発電室長が使用済樹脂貯蔵タンクに保管する。また、脱塩塔使用済樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、(5)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(3) 原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去した鉄筋コンクリートの雑固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(4) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、計装係課長および原子炉保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(5) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備<sup>※2</sup>で焼却する。</p> <p>ロ. 焼却灰を固型化する場合は、発電室長が固化装置で固型化する。</p> <p>ハ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表138-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>整理番号をつける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、計装保修課長および原子炉保修課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫内における蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、<u>使用済樹脂貯蔵タンク</u>における使用済の樹脂の貯蔵および保管状況を確認するために、1日に1回、1号炉および2号炉にあっては樹脂貯蔵タンクの水位および樹脂貯蔵タンクの圧力、3号炉および4号炉にあっては使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、<u>樹脂貯蔵タンク</u>等における使用済の樹脂の貯蔵および保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、1号炉および2号炉にあっては、<u>樹脂処理装置の濃縮廃液タンク</u>における廃液の保管状況を確認するために、1日に1回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、<u>当該濃縮廃液タンク</u>における廃液の保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(4) 原子燃料課長、計装保修課長および原子炉保修課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、<u>廃棄物庫</u>および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で第111条第1項（1）に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同</p>	<p>整理番号をつける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、計装保修課長および原子炉保修課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、<u>廃棄物庫</u>における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫内における原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、<u>廃棄物庫</u>および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、<u>使用済樹脂貯蔵タンク</u>における使用済の樹脂の貯蔵および保管状況を確認するために、1日に1回、水位を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、<u>使用済樹脂貯蔵タンク</u>における使用済の樹脂の貯蔵および保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 原子燃料課長、計装保修課長および原子炉保修課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、<u>廃棄物庫</u>および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で第111条第1項（1）に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
<p>整理番号をつける。</p> <p>3. 原子燃料課長、計装保修課長および原子炉保修課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、<u>廃棄物庫</u>および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で第111条第1項（1）に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同</p>	<p>整理番号をつける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、計装保修課長および原子炉保修課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、<u>廃棄物庫</u>における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫内における原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、<u>廃棄物庫</u>および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、<u>使用済樹脂貯蔵タンク</u>における使用済の樹脂の貯蔵および保管状況を確認するために、1日に1回、水位を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、<u>使用済樹脂貯蔵タンク</u>における使用済の樹脂の貯蔵および保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 原子燃料課長、計装保修課長および原子炉保修課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、<u>廃棄物庫</u>および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で第111条第1項（1）に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>じ)。            ※2 : 1、2号炉廃棄物処理建屋内(1号炉および2号炉)、3、4号炉原子炉補助建屋内(1号炉、2号炉、3号炉および4号炉)            (以下略)</p>	<p>じ)。            ※2 : 3、4号炉原子炉補助建屋内(1号炉、2号炉、3号炉および4号炉)            (以下略)</p>	<p>大飯発電所1、2号炉            廃止措置計画の実施            に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																												
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第106条 発電室長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表106-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表106-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>4. 放射線管理課長は、表106-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第106条 発電室長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表106-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表106-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>4. 放射線管理課長は、表106-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p>	<p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>																												
<p>表106-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td><math>1.4 \times 10^{11}</math> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$1.4 \times 10^{11}$ Bq/年	<p>表106-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>放出管理目標値 (1、2、3、4号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td><math>7.4 \times 10^{10}</math> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	放出管理目標値 (1、2、3、4号炉合算)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10}$ Bq/年																					
項 目	放出管理目標値																													
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$1.4 \times 10^{11}$ Bq/年																													
項 目	放出管理目標値 (1、2、3、4号炉合算)																													
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10}$ Bq/年																													
<p>表106-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td><math>2.9 \times 10^{14}</math> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	放出管理の基準値	トリチウム	$2.9 \times 10^{14}$ Bq/年	<p>表106-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>放出管理の基準値 (1、2、3、4号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td><math>1.7 \times 10^{14}</math> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	放出管理の基準値 (1、2、3、4号炉合算)	トリチウム	$1.7 \times 10^{14}$ Bq/年																					
項 目	放出管理の基準値																													
トリチウム	$2.9 \times 10^{14}$ Bq/年																													
項 目	放出管理の基準値 (1、2、3、4号炉合算)																													
トリチウム	$1.7 \times 10^{14}$ Bq/年																													
<p>表106-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td>廃液モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗たく排水モニタタンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>洗浄排水タンク 修点検建屋廃液モニタタンク</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	廃液モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗たく排水モニタタンク	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	洗浄排水タンク 修点検建屋廃液モニタタンク	<p>表106-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td>廃液蒸留水タンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>廃液蒸留水タンク</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	廃液蒸留水タンク	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	廃液蒸留水タンク	
分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																										
放射液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	廃液モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗たく排水モニタタンク																										
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	洗浄排水タンク 修点検建屋廃液モニタタンク																										
分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																										
放射液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	廃液蒸留水タンク																										
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	廃液蒸留水タンク																										



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理由

変更後

変更前

変更前		変更後		理由																																							
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第 107 条 発電室および原子炉保守課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表 107-2 に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の 3 ヶヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表 107-1 に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表 107-2 に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 表 107-2 に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第 111 条第 1 項 (1) に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課 (室) 長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表 107-3 に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>																																											
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第 107 条 発電室および原子炉保守課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表 107-2 に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の 3 ヶヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表 107-1 に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表 107-2 に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 表 107-2 に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第 111 条第 1 項 (1) に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課 (室) 長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表 107-3 に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>																																											
<p>表 107-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1、2、3、4号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131</td> <td>1.0×10<sup>15</sup> Bq/年 2.5×10<sup>10</sup> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>					項目	放出管理目標値 (1、2、3、4号炉合算)	放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131	1.0×10 <sup>15</sup> Bq/年 2.5×10 <sup>10</sup> Bq/年																																			
項目	放出管理目標値 (1、2、3、4号炉合算)																																										
放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131	1.0×10 <sup>15</sup> Bq/年 2.5×10 <sup>10</sup> Bq/年																																										
<p>表 107-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出操作担当 課 (室) 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射 気体 廃 棄 物</td> <td rowspan="2">排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒 モニタ</td> <td>常時</td> <td rowspan="2">発電室長</td> </tr> <tr> <td>よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射 性 気 体 廃 棄 物</td> <td rowspan="4">廃棄物処理建屋排 気筒 (雑固体焼却炉排 気筒を含む。)</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射 性 気 体 廃 棄 物</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器漏 えい率検査 (A 種) 排気</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>検査の都 度</td> <td>原子炉保守課 長</td> </tr> </tbody> </table>					分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当 課 (室) 長	放射 気体 廃 棄 物	排気筒	希ガス濃度	排気筒 モニタ	常時	発電室長	よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	放射 性 気 体 廃 棄 物	廃棄物処理建屋排 気筒 (雑固体焼却炉排 気筒を含む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	発電室長	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	発電室長	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	発電室長	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	発電室長	放射 性 気 体 廃 棄 物	原子炉格納容器漏 えい率検査 (A 種) 排気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	検査の都 度	原子炉保守課 長
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当 課 (室) 長																																						
放射 気体 廃 棄 物	排気筒	希ガス濃度	排気筒 モニタ	常時	発電室長																																						
		よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回																																							
放射 性 気 体 廃 棄 物	廃棄物処理建屋排 気筒 (雑固体焼却炉排 気筒を含む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	発電室長																																						
		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	発電室長																																						
		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	発電室長																																						
		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	発電室長																																						
放射 性 気 体 廃 棄 物	原子炉格納容器漏 えい率検査 (A 種) 排気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	検査の都 度	原子炉保守課 長																																						
		<p>表 107-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1、2、3、4号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131</td> <td>1.0×10<sup>15</sup> Bq/年 2.5×10<sup>10</sup> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>					項目	放出管理目標値 (1、2、3、4号炉合算)	放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131	1.0×10 <sup>15</sup> Bq/年 2.5×10 <sup>10</sup> Bq/年																																	
項目	放出管理目標値 (1、2、3、4号炉合算)																																										
放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131	1.0×10 <sup>15</sup> Bq/年 2.5×10 <sup>10</sup> Bq/年																																										
<p>表 107-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出操作担当 課 (室) 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射 性 気 体 廃 棄 物</td> <td rowspan="2">排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒 モニタ</td> <td>常時</td> <td rowspan="2">発電室長</td> </tr> <tr> <td>よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射 性 気 体 廃 棄 物</td> <td rowspan="4">雑固体焼却設備焼却 炉排気口</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射 性 気 体 廃 棄 物</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器漏 えい率検査 (A 種) 排気</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>検査の都 度</td> <td>原子炉保守課 長</td> </tr> </tbody> </table>					分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当 課 (室) 長	放射 性 気 体 廃 棄 物	排気筒	希ガス濃度	排気筒 モニタ	常時	発電室長	よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	放射 性 気 体 廃 棄 物	雑固体焼却設備焼却 炉排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	発電室長	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	発電室長	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	発電室長	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	発電室長	放射 性 気 体 廃 棄 物	原子炉格納容器漏 えい率検査 (A 種) 排気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	検査の都 度	原子炉保守課 長
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当 課 (室) 長																																						
放射 性 気 体 廃 棄 物	排気筒	希ガス濃度	排気筒 モニタ	常時	発電室長																																						
		よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回																																							
放射 性 気 体 廃 棄 物	雑固体焼却設備焼却 炉排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	発電室長																																						
		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	発電室長																																						
		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	発電室長																																						
		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	発電室長																																						
放射 性 気 体 廃 棄 物	原子炉格納容器漏 えい率検査 (A 種) 排気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	検査の都 度	原子炉保守課 長																																						
		<p>大飯発電所 1、2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>																																									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																																						
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第108条 放射線管理課長および計装保修課長は、表108に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表108</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>計装保修課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>排気筒モニタ</td> <td>計装保修課長</td> <td>6台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射線液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射線液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装保修課長	2台	放射線気体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線管理課長	2台	排気筒モニタ	計装保修課長	6台 <sup>※1</sup>		試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台	<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第108条 放射線管理課長および計装保修課長は、表108に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表108</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>計装保修課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>2台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>排気筒モニタ</td> <td>計装保修課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台<sup>※1※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号、2号、3号および4号炉共用                  ※2：放射線液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射線液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装保修課長	1台	放射線気体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線管理課長	2台 <sup>※1</sup>	排気筒モニタ	計装保修課長	2台		試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台 <sup>※1※2</sup>	<p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
分類	計測器種類	担当課長	数量																																					
放射線液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装保修課長	2台																																					
放射線気体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線管理課長	2台																																					
	排気筒モニタ	計装保修課長	6台 <sup>※1</sup>																																					
	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台																																					
分類	計測器種類	担当課長	数量																																					
放射線液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装保修課長	1台																																					
放射線気体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線管理課長	2台 <sup>※1</sup>																																					
	排気筒モニタ	計装保修課長	2台																																					
	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台 <sup>※1※2</sup>																																					

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>第 7 章 放射線管理</p> <p>第 1 節 区域管理</p> <p>（管理区域の設定・解除）</p> <p>第 1 1 0 条 管理区域は、添付 4 に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けること によって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3. 放射線管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、添付 4 における管理区域境界付近または管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表 1 1 0 に示す作業を行う場合は、3 ヶ月以内に限り管理区域を設定または解除することができる。設定または解除に当たっては、放射線管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できるとを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. 放射線管理課長は、第 4 項以外で、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除に当たって、放射線管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第 5 項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、放射線管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. 放射線管理課長は、第 6 項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間および場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>第 7 章 放射線管理</p> <p>第 1 節 区域管理</p> <p>（管理区域の設定・解除）</p> <p>第 1 1 0 条 管理区域は、添付 4 に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けること によって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3. 放射線管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、添付 4 における管理区域境界付近または管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表 1 1 0 に示す作業を行う場合は、3 ヶ月以内に限り管理区域を設定または解除することができる。設定または解除に当たっては、放射線管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できるとを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. 放射線管理課長は、第 4 項以外で、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除に当たって、放射線管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第 5 項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、放射線管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. 放射線管理課長は、第 6 項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間および場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由
表 110		表 110		大飯発電所 1、2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更
タンク点検等	監視カメラ点検等	タンク点検等	監視カメラ点検等	
ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業	ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業	
バルブ点検等	清掃作業	バルブ点検等	清掃作業	
配管点検等	建物補修	配管点検等	建物補修	
ケーブル点検等	搬出入作業	ケーブル点検等	搬出入作業	
空調点検等	物品の仮置	空調点検等	物品の仮置	
計測器類点検等	燃料取替用水タンク水および 1次系用水タンク水の回収作業	計測器類点検等	計測器類点検等	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																																																																				
<p>第 3 節 外部放射線に係る線量当量率等の測定</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第 1 2 0 条 放射線管理課長および計装保課長は、表 1 2 0 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表 1 2 0 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表 1 2 0</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>担 当</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器<sup>※1</sup></td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="5">放射線管理課長</td> <td>5 台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>4 台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>4 台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3 台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器<sup>※1</sup></td> <td>モニタリングポスト</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5 台</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能計測器</td> <td>エリアモニタ</td> <td>計装保課長</td> <td>3 4 台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置 積算線量計 測定装置</td> <td>環境モニタリングセンター所長</td> <td>1 台<sup>※4</sup> 1 台<sup>※4</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 重大事故等対処設備は「90-18-1 監視測定設備」において管理する。                  ※ 2 : 1 台は表 1 0 8 の試料放射能測定装置と共用                  ※ 3 : 管理区域外測定用の 4 台を含む。                  ※ 4 : 環境放射能計測器は、美浜発電所、高浜発電所と共用</p>	分 類	計測器種類	担 当	数 量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1 台	放射線管理用計測器 <sup>※1</sup>	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5 台	汚染密度測定用サーベイメータ	4 台	退出モニタ	4 台	試料放射能測定装置	3 台 <sup>※2</sup>	積算線量計	1 式	放射線監視用計測器 <sup>※1</sup>	モニタリングポスト	放射線管理課長	5 台	モニタリングステーション	放射線管理課長	1 台	環境放射能計測器	エリアモニタ	計装保課長	3 4 台 <sup>※2</sup>	試料放射能測定装置 積算線量計 測定装置	環境モニタリングセンター所長	1 台 <sup>※4</sup> 1 台 <sup>※4</sup>	<p>第 3 節 外部放射線に係る線量当量率等の測定</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第 1 2 0 条 放射線管理課長および計装保課長は、表 1 2 0 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表 1 2 0 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表 1 2 0</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>担 当</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1 台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器<sup>※1</sup></td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="5">放射線管理課長</td> <td>5 台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>4 台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3 台<sup>※2</sup><sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td>1 式<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器<sup>※1</sup></td> <td>モニタリングポスト</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5 台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1 台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能計測器</td> <td>エリアモニタ</td> <td>計装保課長</td> <td>1 8 台<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置 積算線量計 測定装置</td> <td>環境モニタリングセンター所長</td> <td>1 台<sup>※5</sup> 1 台<sup>※5</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 重大事故等対処設備は「90-18-1 監視測定設備」において管理する。                  ※ 2 : 1 号、2 号、3 号および 4 号炉共用                  ※ 3 : 1 台は表 1 0 8 の試料放射能測定装置と共用                  ※ 4 : 管理区域外測定用の 2 台を含む。                  ※ 5 : 環境放射能計測器は、美浜発電所、高浜発電所と共用</p>	分 類	計測器種類	担 当	数 量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1 台 <sup>※2</sup>	放射線管理用計測器 <sup>※1</sup>	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5 台 <sup>※2</sup>	汚染密度測定用サーベイメータ	4 台 <sup>※2</sup>	退出モニタ	1 台	試料放射能測定装置	3 台 <sup>※2</sup> <sup>※3</sup>	積算線量計	1 式 <sup>※2</sup>	放射線監視用計測器 <sup>※1</sup>	モニタリングポスト	放射線管理課長	5 台 <sup>※2</sup>	モニタリングステーション	放射線管理課長	1 台 <sup>※2</sup>	環境放射能計測器	エリアモニタ	計装保課長	1 8 台 <sup>※4</sup>	試料放射能測定装置 積算線量計 測定装置	環境モニタリングセンター所長	1 台 <sup>※5</sup> 1 台 <sup>※5</sup>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2 号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>
分 類	計測器種類	担 当	数 量																																																																			
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1 台																																																																			
放射線管理用計測器 <sup>※1</sup>	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5 台																																																																			
	汚染密度測定用サーベイメータ		4 台																																																																			
	退出モニタ		4 台																																																																			
	試料放射能測定装置		3 台 <sup>※2</sup>																																																																			
	積算線量計		1 式																																																																			
放射線監視用計測器 <sup>※1</sup>	モニタリングポスト	放射線管理課長	5 台																																																																			
	モニタリングステーション	放射線管理課長	1 台																																																																			
環境放射能計測器	エリアモニタ	計装保課長	3 4 台 <sup>※2</sup>																																																																			
	試料放射能測定装置 積算線量計 測定装置	環境モニタリングセンター所長	1 台 <sup>※4</sup> 1 台 <sup>※4</sup>																																																																			
分 類	計測器種類	担 当	数 量																																																																			
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1 台 <sup>※2</sup>																																																																			
放射線管理用計測器 <sup>※1</sup>	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5 台 <sup>※2</sup>																																																																			
	汚染密度測定用サーベイメータ		4 台 <sup>※2</sup>																																																																			
	退出モニタ		1 台																																																																			
	試料放射能測定装置		3 台 <sup>※2</sup> <sup>※3</sup>																																																																			
	積算線量計		1 式 <sup>※2</sup>																																																																			
放射線監視用計測器 <sup>※1</sup>	モニタリングポスト	放射線管理課長	5 台 <sup>※2</sup>																																																																			
	モニタリングステーション	放射線管理課長	1 台 <sup>※2</sup>																																																																			
環境放射能計測器	エリアモニタ	計装保課長	1 8 台 <sup>※4</sup>																																																																			
	試料放射能測定装置 積算線量計 測定装置	環境モニタリングセンター所長	1 台 <sup>※5</sup> 1 台 <sup>※5</sup>																																																																			

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(保守管理計画) 第 1 2 5 条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 原子力部門は、原子炉発電施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (3) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備 (4) 多様性拡張設備※<sup>1</sup> (3号炉および4号炉) (5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (6) その他自ら定める設備</p> <p>※<sup>1</sup>：多様性拡張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備</p> <p>5. 保全重要度の設定 原子力部門は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保全重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（3号炉および4号炉）に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 原子力部門は、保全の有効性を監視、評価するために5. の保全重要度を踏まえ、プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数</p>	<p>第 8 章 保守管理</p> <p>(保守管理計画) 第 1 2 5 条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 原子力部門は、原子炉発電施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (3) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備 (4) 多様性拡張設備※<sup>1</sup> (5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (6) その他自ら定める設備</p> <p>※<sup>1</sup>：多様性拡張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備</p> <p>5. 保全重要度の設定 原子力部門は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保全重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 原子力部門は、保全の有効性を監視、評価するために5. の保全重要度を踏まえ、プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施に伴う変更</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>② 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的施設設計画外作動回数</p> <p>b. システムレベルの保安活動管理指標</p> <p>システムレベルの保安活動管理指標として、5.(1)の保安重要度の高いシステムのうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高いシステム機能ならびに重大事故等対処設備(3号炉および4号炉)に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障(MPFF)回数</p> <p>② 非待機(UA)時間<sup>※2</sup></p> <p>※2：非待機(UA)時間については、待機状態にある機能および待機状態にあるシステムの動作に必須の機能に対してのみ設定する(以下、本条において同じ)。</p> <p>(2) 原子力部門は、以下に基づき保安活動管理指標の目標値を設定する。また、1.1.の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保安活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保安活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. システムレベルの保安活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障(MPFF)回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>② 非待機(UA)時間の目標値は、点検実績および第4章第3節(運転上の制限)第20条から第91条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、プラントまたはシステムの供用開始までに、保安活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 原子力部門は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>(中略)</p> <p>1.1. 保安の有効性評価</p> <p>原子力部門は、保安活動から得られた情報等から、保安の有効性を評価し、保安が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保安の有効性を評価する。なお、保安の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保安活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保安データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果</p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p>	<p>② 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的施設設計画外作動回数</p> <p>b. システムレベルの保安活動管理指標</p> <p>システムレベルの保安活動管理指標として、5.(1)の保安重要度の高いシステムのうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高いシステム機能ならびに重大事故等対処設備に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障(MPFF)回数</p> <p>② 非待機(UA)時間<sup>※2</sup></p> <p>※2：非待機(UA)時間については、待機状態にある機能および待機状態にあるシステムの動作に必須の機能に対してのみ設定する(以下、本条において同じ)。</p> <p>(2) 原子力部門は、以下に基づき保安活動管理指標の目標値を設定する。また、1.1.の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保安活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保安活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. システムレベルの保安活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障(MPFF)回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>② 非待機(UA)時間の目標値は、点検実績および第4章第3節(運転上の制限)第20条から第91条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、プラントまたはシステムの供用開始までに、保安活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 原子力部門は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>(中略)</p> <p>1.1. 保安の有効性評価</p> <p>原子力部門は、保安活動から得られた情報等から、保安の有効性を評価し、保安が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保安の有効性を評価する。なお、保安の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保安活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保安データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価</p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 原子力部門は、保安の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保安方式を変更する場合には、7. 1に基づき保安方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保安重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 点検および取替結果の評価</li> <li>b. 劣化トレンドによる評価</li> <li>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</li> <li>d. 研究成果等による評価</li> </ul> <p>(3) 原子力部門は、保安の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 原子力部門は、保安の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保安方式を変更する場合には、7. 1に基づき保安方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保安重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 点検および取替結果の評価</li> <li>b. 劣化トレンドによる評価</li> <li>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</li> <li>d. 研究成果等による評価</li> </ul> <p>(3) 原子力部門は、保安の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針)</p> <p>第 1 2 5 条の 2 原子炉技術部門統括 (原子炉技術) は、重要度分類指針におけるクラス 1、2、3 の機能を有する機器および構造物※<sup>1</sup>ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物※<sup>2</sup> (以下、本条において「機器および構造物」という。) について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後 3 0 年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定※<sup>3</sup></p> <p>2. 原子炉技術部門統括 (原子炉技術) は、機器および構造物について、各号炉毎、運転期間延長申請※<sup>4</sup> をする場合においては、営業運転を開始した日以後 4 0 年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項 (1)、(2) の事項を実施する。</p> <p>3. 原子炉技術部門統括 (原子炉技術) は、機器および構造物について、各号炉毎、認可※<sup>5</sup> を受けた延長期間が 1 0 年を超える場合には、営業運転を開始した日以後 5 0 年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第 1 項 (1)、(2) の事項を実施する。</p> <p>4. 原子炉技術部門統括 (原子炉技術) は、第 1 2 条の 2 に定める原子炉の運転期間を変更する場合、またはその他第 1 項、第 2 項もしくは第 3 項に規定する経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第 1 項、第 2 項または第 3 項において策定した長期保守管理方針を変更する。</p> <p>5. <u>1 号炉および 2 号炉の長期保守管理方針は添付 6 に示すものとする。</u></p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針)</p> <p>第 1 2 5 条の 2 原子炉技術部門統括 (原子炉技術) は、重要度分類指針におけるクラス 1、2、3 の機能を有する機器および構造物※<sup>1</sup>ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物※<sup>2</sup> (以下、本条において「機器および構造物」という。) について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後 3 0 年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定※<sup>3</sup></p> <p>2. 原子炉技術部門統括 (原子炉技術) は、機器および構造物について、各号炉毎、運転期間延長申請※<sup>4</sup> をする場合においては、営業運転を開始した日以後 4 0 年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項 (1)、(2) の事項を実施する。</p> <p>3. 原子炉技術部門統括 (原子炉技術) は、機器および構造物について、各号炉毎、認可※<sup>5</sup> を受けた延長期間が 1 0 年を超える場合には、営業運転を開始した日以後 5 0 年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第 1 項 (1)、(2) の事項を実施する。</p> <p>4. 原子炉技術部門統括 (原子炉技術) は、第 1 2 条の 2 に定める原子炉の運転期間を変更する場合、またはその他第 1 項、第 2 項もしくは第 3 項に規定する経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第 1 項、第 2 項または第 3 項において策定した長期保守管理方針を変更する。</p>	<p>大飯発電所 1、2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
<p>※ 1 : 動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※ 2 : 「常設重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 4 3 条第 2 項の設備をいう (3 号炉および 4 号炉に限る)。</p> <p>※ 3 : 3 0 年を経過する日までに策定する場合は 1 0 年間の、それ以外の場合は延長する期間の満了日までの方針を策定する。</p> <p>※ 4 : 原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 3 2 第 4 項に規定される申請をいう。</p> <p>※ 5 : 原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 3 2 第 2 項に規定される認可をいう。</p>	<p>※ 1 : 動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※ 2 : 「常設重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 4 3 条第 2 項の設備をいう。</p> <p>※ 3 : 3 0 年を経過する日までに策定する場合は 1 0 年間の、それ以外の場合は延長する期間の満了日までの方針を策定する。</p> <p>※ 4 : 原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 3 2 第 4 項に規定される申請をいう。</p> <p>※ 5 : 原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 3 2 第 2 項に規定される認可をいう。</p>	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																		
<p>(緊急作業従事者の選定) 第127条の2 放射線管理課長は、次の各号全ての要件に該当する所員および請負会社従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下、「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。 (1) 表127の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 表127の2の緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、第127条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表127の2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>項 目</th> <th>時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等） 電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>3時間以上 1時間以上</td> </tr> <tr> <td>訓練</td> <td>緊急作業の方法※1 緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2</td> <td>3時間以上 3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：兼用できる訓練 ・第18条の5第4項、第136条のうち、緊急作業の方法に関する訓練 ※2：兼用できる訓練 ・第18条の5第4項、第18条の6第1項、第130条および第130条および第136条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練</p>	分 類	項 目	時 間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等） 電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	3時間以上 1時間以上	訓練	緊急作業の方法※1 緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2	3時間以上 3時間以上	<p>(緊急作業従事者の選定) 第127条の2 放射線管理課長は、次の各号全ての要件に該当する所員および請負会社従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下、「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。 (1) 表127の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 表127の2の緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、第127条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表127の2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>項 目</th> <th>時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等） 電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>3時間以上 1時間以上</td> </tr> <tr> <td>訓練</td> <td>緊急作業の方法※1 緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2</td> <td>3時間以上 3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：兼用できる訓練 ・第18条の5第4項、第136条のうち、緊急作業の方法に関する訓練 ※2：兼用できる訓練 ・第18条の5第4項、第18条の6第1項、第130条および第136条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練</p>	分 類	項 目	時 間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等） 電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	3時間以上 1時間以上	訓練	緊急作業の方法※1 緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2	3時間以上 3時間以上	<p>大飯発電所1、2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>
分 類	項 目	時 間																		
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等） 電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	3時間以上 1時間以上																		
訓練	緊急作業の方法※1 緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2	3時間以上 3時間以上																		
分 類	項 目	時 間																		
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等） 電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	3時間以上 1時間以上																		
訓練	緊急作業の方法※1 緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2	3時間以上 3時間以上																		

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(原子力防災訓練) 第 130 条 安全・防災室長は、原子力防災組織の構成員等に対して非常事態に対処するための総合的な訓練を 1 年に 1 回以上実施し、所長に報告する。</p>	<p>(原子力防災訓練) 第 130 条 安全・防災室長は、原子力防災組織の構成員等に対して非常事態に対処するための総合的な訓練を <u>発電所</u>で 1 年に 1 回以上実施し、所長に報告する。</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>第 10 章 保安教育</p> <p>(所員への保安教育)</p> <p>第 136 条 所長室長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表 136-1、表 136-2 および表 136-3 の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 所長室長は、第 1 項の保安教育実施計画の策定にあたり、第 8 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>3. 各課（室）長は、第 1 項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施するとともに年度毎に実施結果を所長に報告する。</p> <p>ただし、各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>4. 所長室長は、具体的な保安教育内容の見直し頻度を定める。</p> <p>5. 各課（室）長は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに所長室長が定める見直し頻度に従い、必要な見直しを行う。</p>	<p>第 10 章 保安教育</p> <p>(所員への保安教育)</p> <p>第 136 条 所長室長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表 136-1、表 136-2 および表 136-3 の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 所長室長は、第 1 項の保安教育実施計画の策定にあたり、第 8 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>3. 各課（室）長は、第 1 項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施するとともに年度毎に実施結果を所長に報告する。</p> <p>ただし、各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>4. 所長室長は、具体的な保安教育内容の見直し頻度を定める。</p> <p>5. 各課（室）長は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに所長室長が定める見直し頻度に従い、必要な見直しを行う。</p>	<p>変更なし</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

表 136-2 保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）

総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2							電離放射線障害防止規則の分類	
		当直課長 副課長	当直課長 原子炉副員	主機運転員	補機運転員	放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者	燃料取替の業務に 関わる者	左記以外の 技術系所属		事務系所属
放射性物質および放射性物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 放射線管理に関すること ※1	①放射性物質または使用済燃料の種類および性状 ②放射性物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状 ③管理に関すること	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	放射性物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識
放射性物質および放射性物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 放射線管理に関すること ※1	①放射性物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および手順 ②放射性物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業の方法および手順	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1 非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法 ⑥異常な事象が発生した場合における応急の措置の方法	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1 関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1	⑦原子炉施設の種類および性状 ⑧電離放射線の生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響 法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係事項	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	電離放射線の生体に対する影響 関係法令
放射性物質および放射性物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 放射線管理に関すること ※1	①放射性物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および手順 ②放射性物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業の方法および手順 ③外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	原子炉施設における作業の方法および向施設に係る設備の取扱い
放射線管理に関すること ※1 非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	④天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法 ⑤異常な事象が発生した場合における応急の措置の方法	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法および向施設に係る設備の取扱い

※1：各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。  
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
 ◎：全員が教育の対象者  
 ○：業務に関連する者が教育の対象  
 ( )：合計の教育時間

変更前

表 136-2 保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）

総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2							電離放射線障害防止規則の分類	
		当直課長 (1, 2号炉担当 副課長 (3, 4号炉担当)	当直課長 原子炉副員 (3, 4号炉担当)	主機運転員 (3, 4号炉担当)	補機運転員 (3, 4号炉担当)	放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者	燃料取替の業務に 関わる者	左記以外の 技術系所属		事務系所属
放射性物質および放射性物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 放射線管理に関すること ※1	①放射性物質または使用済燃料の種類および性状 ②放射性物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状 ③管理に関すること	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	放射性物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識
放射性物質および放射性物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 放射線管理に関すること ※1	①放射性物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および手順 ②放射性物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業の方法および手順	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1 非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法 ⑥異常な事象が発生した場合における応急の措置の方法	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	◎ (1, 5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1 関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1	⑦原子炉施設の種類および性状 ⑧電離放射線の生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響 法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係事項	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	◎ (0, 5時間以上)	電離放射線の生体に対する影響 関係法令
放射性物質および放射性物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1 放射線管理に関すること ※1	①放射性物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および手順 ②放射性物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業の方法および手順 ③外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法および向施設に係る設備の取扱い
放射線管理に関すること ※1 非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	④天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法 ⑤異常な事象が発生した場合における応急の措置の方法	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法および向施設に係る設備の取扱い

※1：各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。  
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
 ◎：全員が教育の対象者  
 ○：業務に関連する者が教育の対象  
 ( )：合計の教育時間

変更後

大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

理由



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	表 136-3 保安教育実施方針（運転員等）														
	保安教育の内容			対象者 ※1							実施時期および教育時間				
	中分類	小分類 (項目)	細目	具体的教育内容	当直班長 当直主任	当直班長 原子炉制御員	運転員 主操運転員	種操運転員	放射線廃棄物処理 設備の運転に 関する者	燃料貯蔵の業務に 関する者					
変更前	保安教育および保安規定の遵守に関する事項	原子炉施設保安規定および法令等の遵守事項	原子炉物理・燃料管理	原子炉物理・燃料管理	総則：品質保証、保安管理体制および評価、保安教育、記録および報告に関する規則の概要および法令等の遵守事項 保安に関する各組織および各業務の具体的な役割と確認すべき記録	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同内容) <放射線廃棄物処理設備の運転に 関する者> 3年間で24時間以上※3 ※4(下記※4と同内容) <燃料貯蔵業務に 関する者> 3年間で9時間以上※3 ※4(下記※4と同内容)			
				運転管理Ⅰ	原子炉の運転停止の概要 運転上の非常事態の概要 運転上の制御の概要 異常時の措置の概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		
				監視・調整・定期的検査Ⅰ	監視点検の範囲と確認項目 定期検を実施するサーベランスの内容と構成	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	
				運転管理	異常時対応点検 (現場機器対応)	異常時対応点検	原子炉の起動停止の概要 各設備の運転操作の概要 (現場操作) 警報発生時の対応操作 (現場操作)	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
						運転管理Ⅱ	異常時操作の対応 (現場操作) 運転上の過剰の適用と根拠 運転上の非常事態の発生と管理方法 運転上の制御の概要 異常時の措置と実施する際の運転操作基準	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
						監視・調整・定期的検査Ⅱ	監視点検の範囲と確認項目 定期検を実施するサーベランスの操作と基準値 定期検を実施するサーベランスの操作と基準値	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
						異常時対応点検 (中央制御室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目 各設備の運転操作の概要 警報発生時の対応操作 (中央制御室) 異常時操作の対応 (中央制御室) 運転上の過剰の適用と根拠 運転上の非常事態の発生と管理方法 運転上の制御の概要 異常時の措置と実施する際の運転操作基準	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
				運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ	運転訓練Ⅰ	運転操作の対応 (現場操作) 運転上の過剰の適用と根拠 運転上の非常事態の発生と管理方法 運転上の制御の概要 異常時の措置と実施する際の運転操作基準	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
						シミュレータ訓練Ⅱ	総則：品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要および法令等の遵守事項 保安に関する各組織および各業務の具体的な役割と確認すべき記録	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
						シミュレータ訓練Ⅲ	運転操作の対応 (現場操作) 運転上の過剰の適用と根拠 運転上の非常事態の発生と管理方法 運転上の制御の概要 異常時の措置と実施する際の運転操作基準	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
						シミュレータ訓練Ⅳ	運転操作の対応 (現場操作) 運転上の過剰の適用と根拠 運転上の非常事態の発生と管理方法 運転上の制御の概要 異常時の措置と実施する際の運転操作基準	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
				保守管理	保守管理計画に関する事項	保守管理Ⅰ	定期検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
						保守管理Ⅱ	定期検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
				放射線廃棄物および放射性廃棄物の取扱いに関する事項	放射線廃棄物管理	放射線廃棄物管理	放射線廃棄物、液体・気体廃棄物の管理に関する事項	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
						燃料管理	燃料の品質管理に関する事項 燃料の検査・取替・運搬および貯蔵に関する事項	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
 ※2：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関することとする。  
 ※3：記載するに当たっては、以下のとおり。  
 ・本教育は、同一科目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある（ある教育で、複数の科目をカバーする場合もある）。  
 ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている（上述の表の総目の時間を累積した時間ではない）。  
 ・各科目の内容が密接に関連していることから総目毎の時間の区別は行わない。  
 ※4：重大事故等および大規模環境発生時における原子炉施設の安全のための活動に関する事項、火災、内水溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時の措置に関する事項を含む。

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）  
 ×：教育の対象外

変更後	表 136-3 保安教育実施方針（運転員等）														
	保安教育の内容			対象者 ※1							実施時期および教育時間				
	中分類	小分類 (項目)	細目	具体的教育内容	当直班長 当直主任	当直班長 原子炉制御員	運転員 主操運転員	種操運転員	放射線廃棄物処理 設備の運転に 関する者	燃料貯蔵の業務に 関する者					
変更後	保安教育および保安規定の遵守に関する事項	原子炉施設保安規定および法令等の遵守事項	原子炉物理・燃料管理	原子炉物理・燃料管理	総則：品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要および法令等の遵守事項 保安に関する各組織および各業務の具体的な役割と確認すべき記録	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で30時間以上※4 ※5(下記※5と同内容) <放射線廃棄物処理設備の運転に 関する者> 3年間で24時間以上※4 ※5(下記※5と同内容) <燃料貯蔵業務に 関する者> 3年間で9時間以上※4 ※5(下記※5と同内容)			
				運転管理Ⅰ	原子炉の運転停止の概要 運転上の非常事態の概要 運転上の制御の概要 異常時の措置の概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		
				監視・調整・定期的検査Ⅰ	監視点検の範囲と確認項目 定期検を実施するサーベランスの内容と構成	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	
				運転管理	異常時対応点検 (現場機器対応)	異常時対応点検	原子炉の起動停止の概要 各設備の運転操作の概要 (現場操作) 警報発生時の対応操作 (現場操作)	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
						運転管理Ⅱ	異常時操作の対応 (現場操作) 運転上の過剰の適用と根拠 運転上の非常事態の発生と管理方法 運転上の制御の概要 異常時の措置と実施する際の運転操作基準	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
						監視・調整・定期的検査Ⅱ	監視点検の範囲と確認項目 定期検を実施するサーベランスの操作と基準値 定期検を実施するサーベランスの操作と基準値	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
						異常時対応点検 (中央制御室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目 各設備の運転操作の概要 警報発生時の対応操作 (中央制御室) 異常時操作の対応 (中央制御室) 運転上の過剰の適用と根拠 運転上の非常事態の発生と管理方法 運転上の制御の概要 異常時の措置と実施する際の運転操作基準	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
				運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ	運転訓練Ⅰ	運転操作の対応 (現場操作) 運転上の過剰の適用と根拠 運転上の非常事態の発生と管理方法 運転上の制御の概要 異常時の措置と実施する際の運転操作基準	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
						シミュレータ訓練Ⅱ	総則：品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要および法令等の遵守事項 保安に関する各組織および各業務の具体的な役割と確認すべき記録	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
						シミュレータ訓練Ⅲ	運転操作の対応 (現場操作) 運転上の過剰の適用と根拠 運転上の非常事態の発生と管理方法 運転上の制御の概要 異常時の措置と実施する際の運転操作基準	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
						シミュレータ訓練Ⅳ	運転操作の対応 (現場操作) 運転上の過剰の適用と根拠 運転上の非常事態の発生と管理方法 運転上の制御の概要 異常時の措置と実施する際の運転操作基準	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
				保守管理	保守管理計画に関する事項	保守管理Ⅰ	定期検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
						保守管理Ⅱ	定期検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
				放射線廃棄物および放射性廃棄物の取扱いに関する事項	放射線廃棄物管理	放射線廃棄物管理	放射線廃棄物、液体・気体廃棄物の管理に関する事項	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
						燃料管理	燃料の品質管理に関する事項 燃料の検査・取替・運搬および貯蔵に関する事項	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
 ※2：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関することとする。  
 ※3：記載するに当たっては、以下のとおり。  
 ・本教育は、同一科目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある（ある教育で、複数の科目をカバーする場合もある）。  
 ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている（上述の表の総目の時間を累積した時間ではない）。  
 ・各科目の内容が密接に関連していることから総目毎の時間の区別は行わない。  
 ※4：重大事故等および大規模環境発生時における原子炉施設の安全のための活動に関する事項、火災、内水溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時の措置に関する事項を含む。

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）  
 ×：教育の対象外

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更  
 大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>第 1 1 章 記録および報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第 1 3 8 条 各課(室)長は、表 1 3 8 - 1 および表 1 3 8 - 2 に定める保安に関する記録を適正※1に作成(表 1 3 8 - 1 第 1 項および第 2 項を除く)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 原子力部門は、表 1 3 8 - 3 に定める保安に関する記録を適正※1に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※ 1 : 適正とは、不正行為がなされていないことという(以下、本条において同じ)。</p>	<p>第 1 1 章 記録および報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第 1 3 8 条 各課(室)長は、表 1 3 8 - 1 および表 1 3 8 - 2 に定める保安に関する記録を適正※1に作成(表 1 3 8 - 1 第 1 項および第 2 項を除く)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 原子力部門は、表 1 3 8 - 3 に定める保安に関する記録を適正※1に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※ 1 : 適正とは、不正行為がなされていないことという(以下、本条において同じ)。</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由
表 1 3 8 - 1	表 1 3 8 - 1			変更なし
記録（実用炉規則第 6 7 条に基づく記録）	記録（実用炉規則第 6 7 条に基づく記録）	記録すべき場合※2	記録すべき場合※2	
1. 使用前検査の結果	1. 使用前検査の結果	検査の都度	検査の都度	
2. 定期検査の結果	2. 定期検査の結果	毎日 1 回	毎日 1 回	
3. 原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名	3. 原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	
4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名	4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名	保守管理の実施の要否の確認結果を含む。）およびその担当者の氏名	保守管理の実施の要否の確認結果を含む。）およびその担当者の氏名	
(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	点検・補修等の結果（安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）およびその担当者の氏名	点検・補修等の結果（安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）およびその担当者の氏名	
(2) 点検・補修等の結果（安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）およびその担当者の氏名	(2) 点検・補修等の結果（安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）およびその担当者の氏名	点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	
(3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	(3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名	点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名	
(4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名	(4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名	保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名	保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名	
5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名	5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価の都度	
(1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	(1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	原子炉に燃料が装荷されている場合	原子炉に燃料が装荷されている場合	
(2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	(2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	連続して	連続して	
6. 熱出力	6. 熱出力	10年間	10年間	
7. 炉心の中性子束密度	7. 炉心の中性子束密度	10年間	10年間	
8. 炉心の温度	8. 炉心の温度	10年間	10年間	
※2：記録可能な状態において常に記録すること、点検・故障または消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。	※2：記録可能な状態において常に記録すること、点検・故障または消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。			

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由
表 138-1 (続き)	表 138-1 (続き)	表 138-1 (続き)	表 138-1 (続き)	
記録 (実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録 (実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録 (実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録 (実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	
9. 冷却材入口温度	冷却材入口温度	冷却材入口温度	冷却材入口温度	
10. 冷却材出口温度	冷却材出口温度	冷却材出口温度	冷却材出口温度	
11. 冷却材圧力	冷却材圧力	冷却材圧力	冷却材圧力	
12. 冷却材流量	冷却材流量	冷却材流量	冷却材流量	
13. 制御棒位置	制御棒位置	制御棒位置	制御棒位置	
14. 再結合装置内の温度	再結合装置内の温度	再結合装置内の温度	再結合装置内の温度	
(1) 格納容器水素再結合装置温度 (1号炉および2号炉)	格納容器水素再結合装置温度 (1号炉および2号炉)	静的触媒式水素再結合装置温度 (3号炉および4号炉)	静的触媒式水素再結合装置温度 (3号炉および4号炉)	大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更
(2) 静的触媒式水素再結合装置温度 (3号炉および4号炉)	静的触媒式水素再結合装置温度 (3号炉および4号炉)	原子炉格納容器水素再結合装置温度 (3号炉および4号炉)	原子炉格納容器水素再結合装置温度 (3号炉および4号炉)	
(3) 原子炉格納容器水素再結合装置温度 (3号炉および4号炉)	原子炉格納容器水素再結合装置温度 (3号炉および4号炉)	原子炉格納容器水素再結合装置温度 (3号炉および4号炉)	原子炉格納容器水素再結合装置温度 (3号炉および4号炉)	
15. 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	
16. 原子炉内における燃料体の配置	原子炉内における燃料体の配置	原子炉内における燃料体の配置	原子炉内における燃料体の配置	
17. 運転開始前の点検結果	運転開始前の点検結果	運転開始前の点検結果	運転開始前の点検結果	
18. 運転停止後の点検結果	運転停止後の点検結果	運転停止後の点検結果	運転停止後の点検結果	
19. 運転開始日時	運転開始日時	運転開始日時	運転開始日時	
20. 臨界到達日時	臨界到達日時	臨界到達日時	臨界到達日時	
21. 運転切替日時	運転切替日時	運転切替日時	運転切替日時	
22. 緊急しや断日時	緊急しや断日時	緊急しや断日時	緊急しや断日時	
23. 運転停止日時	運転停止日時	運転停止日時	運転停止日時	
24. 警報装置から発せられた警報の内容※4	警報装置から発せられた警報の内容※4	警報装置から発せられた警報の内容※4	警報装置から発せられた警報の内容※4	
25. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	
26. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	
27. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	使用済燃料の払出し時における放射能の量	使用済燃料の払出し時における放射能の量	使用済燃料の払出し時における放射能の量	
28. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	燃料体の形状または性状に関する検査の結果	燃料体の形状または性状に関する検査の結果	燃料体の形状または性状に関する検査の結果	
※3: 3号炉および4号炉については、添付3「重大事故等および大規模損壊対応にかかる実施基準」に定める判断基準により、原子炉格納容器水素再結合装置を起動している期間。	※3: 3号炉および4号炉については、添付3「重大事故等および大規模損壊対応にかかる実施基準」に定める判断基準により、原子炉格納容器水素再結合装置を起動している期間。	※3: 添付3「重大事故等および大規模損壊対応にかかる実施基準」に定める判断基準により、原子炉格納容器水素再結合装置を起動している期間。	※3: 添付3「重大事故等および大規模損壊対応にかかる実施基準」に定める判断基準により、原子炉格納容器水素再結合装置を起動している期間。	
※4: 「警報装置から発せられた警報」とは、実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。(以下略)	※4: 「警報装置から発せられた警報」とは、実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。(以下略)	※4: 「警報装置から発せられた警報」とは、実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。	※4: 「警報装置から発せられた警報」とは、実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由
表 1 3 8 - 1 ( 続 き )		表 1 3 8 - 1 ( 続 き )		変更なし
記録（実用炉規則第 6 7 条に基づく記録）		記録（実用炉規則第 6 7 条に基づく記録）		
29. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	記録すべき場合※2 毎日運転中 1 回 10年間	29. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	記録すべき場合※2 毎日運転中 1 回 10年間	
30. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の 1 日間および 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度 にあっては毎日 1 回、3 月間の平均濃度 にあっては 3 月毎に 1 回 10年間	30. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の 1 日間および 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度 にあっては毎日 1 回、3 月間の平均濃度 にあっては 3 月毎に 1 回 10年間	
31. 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回 10年間	31. 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回 10年間	
32. 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子※5の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者においては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあっては毎年度 1 回、3 月間の線量にあっては 3 月毎に 1 回、1 月間の線量にあっては 1 月毎に 1 回 ※6	32. 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子※5の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者においては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあっては毎年度 1 回、3 月間の線量にあっては 3 月毎に 1 回、1 月間の線量にあっては 1 月毎に 1 回 ※6	
33. 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会 が定める 5 年間に おいて毎年度 1 回 （左欄に掲げる当該 1 年間以降に限る） ※6	33. 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会 が定める 5 年間に おいて毎年度 1 回 （左欄に掲げる当該 1 年間以降に限る） ※6	
4. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度 ※6	34. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度 ※6	
35. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時 ※6	35. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時 ※6	

※ 5 : 妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

※ 6 : その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。

※ 5 : 妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

※ 6 : その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 138-1（続き）				
記録（実用炉規則第 6 7 条に基づく記録）		記録すべき場合※2		保存期間
36. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類、数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	36. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類、数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1 年間
37. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	37. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	※7
38. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	38. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※7
39. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	39. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1 年間
40. 事故の発生および復旧の日時	その都度	40. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※7
41. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	41. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※7
42. 事故の原因	同上	42. 事故の原因	同上	※7
43. 事故後の処置	同上	43. 事故後の処置	同上	※7
44. 風向および風速	連続して	44. 風向および風速	連続して	10 年間
45. 降雨量	同上	45. 降雨量	同上	10 年間
46. 大気温度	同上	46. 大気温度	同上	10 年間
47. 保安教育の実施計画	策定の都度	47. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間
48. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	48. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3 年間
49. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果※8	評価の都度	49. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果※8	評価の都度	※7
50. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果※8		50. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果※8		
<p>※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していること                      について、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p> <p>※8：本記録は、原子力発電部門統括が所属員に記録を適正に作成させる。なお、所属員は記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p>				
<p>※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していること                      について、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p> <p>※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していること                      について、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p>				
<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更</p>				

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
	<p style="text-align: center;"><b><u>第 2 編</u></b></p> <p style="text-align: center;"><b><u>廃止措置段階の発電用原子炉施設編</u></b></p> <p style="text-align: center;"><b><u>（ 1 号炉および 2 号炉に係る保安措置）</u></b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>廃止措置段階とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 3 4 第 2 項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する段階をい う。</p> <p>また、廃止措置段階にある大飯発電所 1 号炉および 2 号炉に係る発電用原子炉施 設（<u>廃止措置対象施設</u>）を<u>廃止措置段階の発電用原子炉施設</u>という。</p> </div>	<p>大飯発電所 1、2 号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉および2号炉に係る保安措置） については、別紙1のとおり</p> </div>	<p>大飯発電所1、2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
	<p>附 則（ 年 月 日 平成 2 6 原安管通達第 4 号一 ） （施行期日）</p> <p>第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。</p> <p>2. 従前の 1 号炉または 2 号炉の原子炉主任技術者は、1 号炉または 2 号炉の運転段階における第 4 条の組織（第 1 編の第 4 条に同じ）で、1 号炉または 2 号炉の運転段階における第 1 0 条に定める職務（第 1 編の第 1 0 条に同じ）を引き続き遂行する。</p> <p>3. 次の各号に示す原子炉施設の定期的な評価に係る規定については、施行日以後、初めて原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 9 の規定による届出をするまでの間、なお、従前の例による。</p> <p>（1）第 3 条（品質保証計画）</p> <p>（2）第 6 条（原子力発電安全委員会）</p> <p>（3）第 1 1 条（原子炉施設の定期的な評価）</p> <p>（4）第 1 2 5 条（保守管理計画）</p> <p>（5）第 1 3 6 条（所員への保安教育）</p> <p>（6）第 1 3 8 条（記録）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。</li> <li>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、平成 3 0 年 1 1 月 2 2 日付関係原発第 4 1 0 号をもって認可申請した大飯発電所 1 号炉の廃止措置計画認可申請書および関係原発第 4 1 1 号をもって認可申請した大飯発電所 2 号炉の廃止措置計画認可申請書について原子力規制委員会の認可を受けた日のいずれか遅い日より起算し、10 日を超えない範囲で施行する。</li> </ul>

理 由	変 更 後	変 更 前																																												
<p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>	<p>削除</p>	<p>添付 1 異常時の運転操作基準（第 97 条関連）</p> <p>異常時の運転操作基準（1号炉および2号炉）</p> <p>炉心は発電所において最大の放射能インベントリを有する部分であるので、著しい放射能の放出となる炉心の損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し炉心の冷却を維持すること、および発電所外への放射能の放出を防止するために、原子炉格納容器の健全性を確保することを目的として、原子炉の未臨界の維持、原子炉冷却の維持、格納容器健全性の確保に関する以下の事象ベース運転操作基準および安全機能ベース運転操作基準を定め、異常発生時の運転操作を実施する場合作指針として使用する。</p> <p>異常発生時には、事象ベース運転操作基準の導入条件および安全機能ベース運転操作基準の導入条件である安全機能パラメータを監視し、事象に適した運転操作基準を使用する。事象ベース運転操作基準が適用できない場合または事象ベース運転操作基準による操作内容において、安全機能パラメータが安全機能ベース運転操作基準の導入条件となれば、安全機能ベース運転操作基準に移行し安全機能の回復を図る。</p> <p>なお、当直課長は、安全上必要と判断した場合は、本運転操作基準にかかわらず、安全側の処置を講じることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">異常の発生</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 15 条で定める社内標準に基づく対応</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">事象ベース運転操作基準</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">安全機能ベース運転操作基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>表-1</td><td>原子炉トリップ</td><td>表-10</td><td>未臨界の維持</td></tr> <tr><td>表-2</td><td>非常用炉心冷却系作動</td><td>表-11</td><td>炉心冷却の維持</td></tr> <tr><td>表-3</td><td>(1) 1次冷却材喪失事象収束操作</td><td>表-12</td><td>蒸気発生器除熱機能の維持</td></tr> <tr><td>表-4</td><td>(2) 2次冷却材喪失事象収束操作</td><td>表-13</td><td>格納容器健全性の確保</td></tr> <tr><td>表-5</td><td>(3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作</td><td>表-14</td><td>放射能放出防止</td></tr> <tr><td>表-6</td><td>(4) 非常用炉心冷却高圧作動収束操作</td><td>表-15</td><td>1次系保水水の維持</td></tr> <tr><td>表-7</td><td>3. 原子炉格納容器スプレイ系作動</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>表-8</td><td>4. サボート系の確保</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>表-9</td><td>(1) 全交流電源喪失</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>(2) 原子炉補機冷却機能喪失</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">異常の収束</p> </div> </div> </div>	事象ベース運転操作基準		安全機能ベース運転操作基準		表-1	原子炉トリップ	表-10	未臨界の維持	表-2	非常用炉心冷却系作動	表-11	炉心冷却の維持	表-3	(1) 1次冷却材喪失事象収束操作	表-12	蒸気発生器除熱機能の維持	表-4	(2) 2次冷却材喪失事象収束操作	表-13	格納容器健全性の確保	表-5	(3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作	表-14	放射能放出防止	表-6	(4) 非常用炉心冷却高圧作動収束操作	表-15	1次系保水水の維持	表-7	3. 原子炉格納容器スプレイ系作動			表-8	4. サボート系の確保			表-9	(1) 全交流電源喪失				(2) 原子炉補機冷却機能喪失		
事象ベース運転操作基準		安全機能ベース運転操作基準																																												
表-1	原子炉トリップ	表-10	未臨界の維持																																											
表-2	非常用炉心冷却系作動	表-11	炉心冷却の維持																																											
表-3	(1) 1次冷却材喪失事象収束操作	表-12	蒸気発生器除熱機能の維持																																											
表-4	(2) 2次冷却材喪失事象収束操作	表-13	格納容器健全性の確保																																											
表-5	(3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作	表-14	放射能放出防止																																											
表-6	(4) 非常用炉心冷却高圧作動収束操作	表-15	1次系保水水の維持																																											
表-7	3. 原子炉格納容器スプレイ系作動																																													
表-8	4. サボート系の確保																																													
表-9	(1) 全交流電源喪失																																													
	(2) 原子炉補機冷却機能喪失																																													

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>表-1（1号炉および2号炉）            事象ベース運転操作基準            1. 原子炉トリップ</p> <p>① 目的            ・原子炉を停止し、未臨界を維持する。            ・原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し、モード3（高温停止状態）を確立する。</p> <p>② 導入条件            ・原子炉トリップ設定値に達した場合            ・原子炉を手動トリップした場合</p> <p>③ 主な監視操作内容  <u>原子炉トリップの確認</u>            1. 原子炉トリップの警報発信を確認する。            2. 制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。なお、原子炉が自動トリップする設定値になっても、自動トリップしない場合には、手動によりトリップを行う。            ・原子炉トリップしや断器の開放表示灯の点灯            ・制御棒炉底位置表示灯の点灯            ・中性子束出力指示値の低下            3. 手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。</p> <p><u>タービン・発電機トリップの確認</u>            1. タービンがトリップし、引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。</p> <p><u>蒸気発生器による除熱確認</u>            1. タービンバイパス弁または主蒸気逃がし弁の制御状態を確認し、モード3（高温停止状態）となることを、1次冷却材温度により確認する。            2. 蒸気発生器水位異常低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ給水されることを確認する。            3. 補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。</p> <p><u>加圧器圧力・水位の整定</u>            1. 加圧器逃がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。            2. 加圧器水位が正常であることを確認する。</p>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
<p>大飯発電所 添付 1-2/57</p>		

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>表-2（1号炉および2号炉）  <b>事象ベーンズ運転操作基準</b>                  2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p><b>① 目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に、炉心の冷却および負の反応度添加を行う。</li> </ul> <p><b>② 導入案件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合</li> </ul> <p><b>③ 主な監視操作内容</b></p> <p><b>非常用炉心冷却系警報の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。</li> </ol> <p><b>非常用炉心冷却系作動信号の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお、非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて信号を発信させる。</li> </ol> <p><b>原子炉トリップの確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。</li> </ol> <p><b>非常用炉心冷却系作動機器の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常用炉心冷却系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。</li> <li>2. ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお、自動起動してなければ手動にて起動を試みる。</li> <li>3. 非常用炉心冷却系作動シケケンスにより、非常用炉心冷却系作動機器が、自動作動することを確認する。なお、自動作動していない機器があれば手動にて起動を試みる。</li> </ol> <p><b>主給水系隔離状態の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主給水系の隔離状態を確認する。なお、隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。</li> </ol> <p><b>中央制御室換気系隔離状態の確認</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお、隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。</li> </ol>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p><b>主蒸気系隔離状態の確認</b></p> <p>1. 主蒸気系隔離作動信号が発信されれば、当該信号により自動作動する弁が正規の状態となることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p><b>原子炉格納容器スプレイス作動信号の確認</b></p> <p>1. 格納容器圧力が上昇し、原子炉格納容器スプレイス作動信号が発信すれば、『原子炉格納容器スプレイス作動』も確認する。</p> <p><b>原子炉冷却系の状況確認</b></p> <p>1. 各パラメータの確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加圧器圧力および水位</li> <li>・ 1次冷却材圧力および温度</li> <li>・ 蒸気発生器圧力および水位</li> <li>・ 格納容器圧力およびサンプル水位</li> <li>・ 各非常用炉心冷却系流量</li> <li>・ 放射線モニタ</li> </ul> <p><b>事象判別</b></p> <p>1. 以下の徴候がある場合は、格納容器内での1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉格納容器圧力の上昇</li> <li>・ 原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇</li> <li>・ 原子炉格納容器サンプル水位の上昇</li> </ul> <p>2. 以下の徴候がある場合は、格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作「格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合」』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加圧器水位の低下</li> <li>・ 加圧器圧力の低下</li> <li>・ 格納容器外での漏えい確認、または補助建屋内放射線モニタの指示上昇</li> <li>・ 原子炉格納容器圧力に変化がない。</li> <li>・ 原子炉格納容器内放射線モニタの指示に有意な変化がない。</li> <li>・ 復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器プロターウン水モニタの指示に有意な変化がない。</li> </ul>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>3. 以下の徴候がある場合は、2次冷却材喪失事象と判断し、『2次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1次冷却材温度が連続して低下</li> <li>・ 1基または全ての蒸気発生器の2次側圧力および水位が異常に低下</li> <li>・ 1基または全ての蒸気発生器の蒸気流量が異常に増加</li> </ul> <p>4. 以下の徴候がある場合は、蒸気発生器伝熱管破損事象と判断し、『蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタ、高感度型主蒸気管モニタの指示が上昇</li> <li>・ 破損蒸気発生器水位の上昇</li> </ul> <p>5. 以下の場合は、非常用炉心冷却系作動信号の誤作動であると判断し、『非常用炉心冷却系誤作動収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 格納容器内での1次冷却材喪失事象、格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象に該当する徴候がみられない。</li> </ul> </div>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>



変 更 前	変 更 後	理 由
<p>表-3（1号炉および2号炉）                  事象ベース運転操作基準                  2. 非常用炉心冷却系作動                  (1) 1次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目 的                  ・1次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</p> <p>② 主な監視操作内容                  『格納容器内での1次冷却材喪失事象』                  『非常用炉心冷却系の停止条件の確認』                  1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。                  ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下                  ・加圧器水位が下端以上                  ・電動補助給水ポンプ1台分の給水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上                  2. 非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず、燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、「非常用炉心冷却系再循環切替」へ移行する。</p> <p><b>モード5（低温停止）への移行</b>                  1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>「非常用炉心冷却系再循環切替」                  1. 低圧注入系および高圧注入系の水源を、燃料取替用水タンクから再循環サンプルに切替える。                  ・非常用炉心冷却系の再循環サンプル切替が不能となった場合は、「非常用炉心冷却系再循環切替不能」へ移行する。                  2. 再循環サンプルを水源として長期的な冷却を継続する。                  ・非常用炉心冷却系の再循環サンプル切替後に、原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していなければ、「非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失」へ移行する。</p> <p>「非常用炉心冷却系再循環切替不能」                  1. 非常用炉心冷却系の再循環サンプルへの切替を試みる。                  2. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。</p>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>3. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させ、破断流を減少させる。</p> <p>4. 1次冷却系への注入を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。</p> <p>5. 原子炉格納容器スプレイ系と低圧注入系との接続による非常用炉心冷却系の代替再循環を開始する。</p> <p>6. 燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以下となれば、燃料取替用水タンクを水源としている全てのポンプを停止し、水位が回復してくれば、運転を再開する。</p> <p>7. 非常用炉心冷却系の再循環切替が成功すれば、非常用炉心冷却系の代替再循環を停止する。</p> <p>「非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原子炉補機冷却水が供給されている機器を停止する。</li> <li>2. 原子炉補機冷却水ポンプおよび海水ポンプ運転台数に合わせた系統構成に組み合わせ「非常用炉心冷却系再循環切替」に戻る。</li> <li>3. 放射線機器冷却水ポンプ全台停止中の場合は、低圧注入系の冷却のため非放射性機器冷却水系により代替補機冷却を開始する。</li> <li>・代替補機冷却が開始できるまでの間、炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に對する飽和温度以上に達した場合には、高圧注入系または、代替補機冷却を実施していない低圧注入系を間欠運転する。</li> <li>4. 1次冷却材温度が飽和温度以上に達すれば、代替補機冷却を開始した低圧注入系を起動する。</li> </ol> <p>『格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 燃料取替用水タンク水が、破断点から流出するのを防止するため、余熱除去系を燃料取替用水タンクより隔離する。</li> <li>2. 1次冷却材圧力が低下傾向で、炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に對する飽和温度以上に達すれば、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>3. 余熱除去系を1次冷却系より隔離する。</li> <li>・隔離できていない場合は「破断点が隔離できない場合」へ移行する。</li> <li>4. 余熱除去系の系統分離を行い、破断系統を確認する。</li> <li>5. モード5（低温停止）に移行する。</li> </ol>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>「破断点が隔離できない場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系紙のみとする。</li> <li>2. 1次冷却系への注入を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。</li> <li>3. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>4. 非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、満足している場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・満足していない場合には、充てん系による崩壊熱除去が可能となった時点で、高圧注入系を充てん系に切替える。</li> </ul> </li> <li>5. 余熱除去系の系統分離を行い、健全側余熱除去系による1次冷却系の冷却を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を確保する。</li> </ul> </li> <li>6. 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。</li> </ol>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
<p>大飯発電所 添付 1-8/57</p>		

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>	<p>削除</p>

表-4 (1号炉および2号炉)

<p>事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動 (2) 2次冷却材喪失事象収束操作</p>	<p>① 目的 ・ 2次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し未臨界を維持する。</p> <p>② 主な監視操作内容 <b>蒸気発生器の隔離</b> 1. 破損蒸気発生器を隔離する。 ・ 破損蒸気発生器の隔離ができず、全蒸気発生器の2次側圧力が低下傾向にある場合は、「全蒸気発生器の異常な減圧」へ移行する。</p> <p><b>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</b> 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 1次冷却材圧力が安定または上昇 ・ 補助給水ポンプ2台以上運転で健全蒸気発生器水位が上昇、または1基の健全蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</p> <p><b>モード5（低温停止）への移行</b> 1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>「全蒸気発生器の異常な減圧」 1. 破損蒸気発生器の隔離を試みる。 ・ 隔離に成功すれば「非常用炉心冷却系の停止条件の確認」に戻る。 2. 1次冷却系の希釈の停止を確認する。 3. 1次冷却系の過冷却を防止しつつ、蒸気発生器の除熱機能を維持するために、補助給水流量の調整を行う。 4. 1次冷却材温度を確認し、安定または低下していない場合は、主蒸気逃がし弁により1次冷却系の冷却を行う。 5. 補助復水タンク水位が、補助給水系代替水源切替水位となれば、補助給水系の水を代替水源に切替える。</p>
--	--

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p>6. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>・ 加圧器水位が下端以上</li> <li>・ 1次冷却材圧力が安定または上昇</li> </ul> <p>7. モード5（低温停止）に移行する。</p> </div>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
<p>大飯発電所 添付 1-10/57</p>		

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>表-5（1号炉および2号炉）                  事象ベース運転操作基準                  2. 非常用炉心冷却系作動                  (3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作</p> <p>① 目的                  ・蒸気発生器伝熱管破損事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</p> <p>② 主な監視操作内容  <b>破損蒸気発生器の隔離</b>                  1. 破損蒸気発生器を隔離する。                  ・当該蒸気発生器2次側圧力の低下が継続する場合は、「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」へ移行する。</p> <p><b>2次系からの汚染拡大防止措置</b>                  1. 復水器の排気が隔離されていることを確認する。                  2. 2次冷却材の系外への排水を停止する。</p> <p><b>1次冷却系の減圧</b>                  1. 破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度を目標に、健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。                  2. 健全側の1次冷却材高温側温度が破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度未満になれば、1次冷却材圧力を破損蒸気発生器2次側圧力まで減圧する。                  ・1次冷却系の減圧ができなければ、「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」へ移行する。</p> <p><b>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</b>                  1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。                  ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下                  ・加圧器水位が下端以上                  ・1次冷却材圧力が減圧操作停止後に安定または上昇</p> <p><b>モード5（低温停止）への移行</b>                  1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。</p>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>破損蒸気発生器の隔離を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>隔離に成功し、破損蒸気発生器 2 次側圧力の低下が停止すれば「1 次冷却系の減圧」に戻る。</li> </ul> </li> <li>健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>1 次冷却系への注入を長期間続けるため、燃料取替用水タンクへ水を補給する。</li> <li>破損蒸気発生器 2 次側への漏えいを低減するため、サブクールを確保できる範囲で 1 次冷却系を減圧する。</li> <li>以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 次冷却材温度が 1 次冷却材圧力に対する飽和温度以下</li> <li>加圧器水位が下端以上</li> <li>電動補助給水ポンプ 1 台分の給水、または 1 基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</li> </ul> </li> <li>余熱除去系による 1 次冷却系の冷却を行い、モード 5（低温停止）に移行する。余熱除去系による 1 次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を満足する水量を確保する。</li> <li>非常用炉心冷却系再循環運転を行う。</li> </ol> <p>「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次冷却系の減圧機能が回復すれば、「1 次冷却系の減圧」に戻る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>破損蒸気発生器水位が、水位異常高以上の場合、または加圧器水位が下端以上に回復した場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。</li> </ul> </li> <li>健全側の 1 次冷却系ループのサブクールを確保するため、健全側の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 次冷却系の減圧機能が回復されるまで、1 次冷却系の冷却を継続し、減圧機能が回復すれば、「1 次冷却系の減圧」に戻る。</li> </ul> </li> </ol>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2 号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>削除</p>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

表-6 (1号炉および2号炉)

事象ベース運転操作基準

2. 非常用炉心冷却系作動

(4) 非常用炉心冷却系誤作動収束操作

① 目 的

- ・ 誤作動時に原子炉を安全に停止する。

② 主な監視操作内容

**非常用炉心冷却系の停止条件の確認**

- 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。
  - ・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下
  - ・ 加圧器水位が下端以上
  - ・ 加圧器圧力が原子炉圧力異常低による非常用炉心冷却系作動設定値以上で安定または上昇
  - ・ 電動補助給水ポンプ1台分の給水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上

**モード3 (高温停止状態) の確立**

- ほう酸濃縮を実施し、モード3 (高温停止状態) を確立する。

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>削除</p> <p>表-7（1号炉および2号炉） 事象ベース運転操作基準 3. 原子炉格納容器スプレイ系作動</p> <p>① 目的 ・原子炉格納容器の健全性を確保する。 ② 導入条件 ・原子炉格納容器スプレイ系作動設定値に達した場合 ③ 主な監視操作内容 <u>原子炉格納容器スプレイ系作動、格納容器隔離作動の警報発信を確認する。</u> 1. 原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお、原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて発信させる。 <u>原子炉格納容器スプレイ系作動機器の確認</u> 1. 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。 ・原子炉格納容器スプレイ系不動作の場合は、『安全機能ベース運転操作基準「格納容器健全性の確保』へ移行する。 2. アイコンテンサドアの開作動状況を確認する。 3. 原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 4. 燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、原子炉格納容器スプレイ系の水源を、燃料取替用水タンクから再循環サンプに切替える。 ・再循環切替が完了するまでの間、格納容器圧力が急上昇するようであれば、余熱除去系による格納容器スプレイを行う。 ・原子炉格納容器スプレイ系の再循環サンプ切替が不能となった場合は、「原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能」へ移行する。</p>		<p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>削除</p>	<p>「原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能」                      1. 原子炉格納容器スプレイ系の再循環サンプへの切替を試みる。                      2. 原子炉格納容器スプレイ系を停止する。                      3. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。                      4. 燃料取替用水タンクに水を補給する。                      5. 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、下部コンパートメント再循環冷却ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。                      6. 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となり、燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以上となれば、1系統の原子炉格納容器スプレイ系の運転を再開する。なお、水位異常低以下となれば、原子炉格納容器スプレイ系の運転を停止する。                      7. 原子炉格納容器スプレイ系の再循環切替が成功し、原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉                      廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>削除</p> <p>表-8（1号炉および2号炉）            事象ベース運転操作基準            4. サポート系の確保            (1) 全交流電源喪失</p> <p>① 目的            ・全ての交流電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。</p> <p>② 導入条件            ・全ての非常用母線および常用母線の電圧が零ボルト</p> <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原子炉トリップを確認する。</li> <li>2. ターボトリップを確認する。</li> <li>3. タービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器に給水されていることを確認する。</li> <li>4. ディーゼル発電機手動起動により非常用母線の電源回復操作を行う。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル発電機による電源回復ができない場合は、外部電源による電源回復操作を行う。</li> <li>・電源が回復されれば、モード3（高温停止状態）に移行する。</li> </ul> </li> <li>5. 主要機器の自動起動プロックを行う。</li> <li>6. 不要な直流負荷を切り離す。</li> <li>7. 隣接ユニットの非常用母線から号機間電源融通を行い、崩壊熱除去に必要な機器を起動する。なお、電源が確立されるまでの間「順序8～11」の操作を並行して行う。</li> <li>8. 蒸気発生器の給水および蒸気ラインの隔離を確認する。</li> <li>9. 補助復水タンク水位が、補助水系代替水源切替水位となれば、補助給水系の水源を代替水源に切替える。</li> <li>10. 主蒸気逃がし弁により1次冷却系の冷却を行う。</li> <li>11. 非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信された場合は、格納容器隔離の作動状況を確認後、作動信号をリセットし、必要な機器の作動は非常用母線の電源回復後に手動にて行う。</li> <li>12. 非常用母線電源もしくは号機間電源融通により電源が確立された場合は、モード3（高温停止状態）に移行する。</li> <li>13. 号機間電源融通中に非常用母線の電源が回復した場合は、号機間電源融通を解除する。</li> </ol>		<p>大飯発電所1, 2号炉            廃止措置計画の実施            に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>表-9（1号炉および2号炉）            事象ベース運転操作基準            4. サポート系の確保            (2) 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>① 目 的            ・ 原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合に、原子炉補機冷却水系の機能を維持するため、適切な運転操作を行うことを目的とする。</p> <p>② 導入条件            ・ 放射性機器冷却水サージタンク水位が維持できない場合</p> <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 手動による原子炉トリップを行う。</li> <li>2. 1次冷却ポンプを全台停止する。</li> <li>3. 放射性機器冷却水ポンプを全台停止する。</li> <li>4. 健全ヘッダからの流出を防止するため系統分離を行う。</li> <li>5. 充てん系ポンプを停止する。</li> <li>6. 放射性機器冷却水サージタンクに補給されていることを確認する。</li> <li>7. 破断箇所が判明したら、「破断ヘッダに対応した措置」に移行する。                ・ 破断箇所が不明の場合には、「充てん系ポンプ停止の措置」へ移行する。</li> </ol> <p>「破断ヘッダに対応した措置」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 1台の充てん系ポンプの冷却を、健全ヘッダ側放射性機器冷却水系ドレンにより確保し、当該充てん系ポンプを起動し、1次冷却系にほう酸水を注入する。</li> <li>2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。</li> <li>3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。</li> <li>4. 健全ヘッダの隔離を解除する。</li> <li>5. 破断ヘッダ側の放射性機器冷却水サージタンクへの補給を停止する。</li> <li>6. 放射性機器冷却水冷却器への海水の通水を確認する。</li> </ol>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉            廃止措置計画の実施            に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>削除</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p>7. 充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は、「充てん系ポンプ停止の措置」に移行する。</p> <p>8. 健全ヘッダ側の放射性機器冷却水サージタンクに水位が確保されれば、健全ヘッダの放射性機器冷却水ポンプを起動する。</p> <p>9. 充てん系ポンプの冷却を行っていた放射性機器冷却水系ドレンを停止する。</p> <p>10. モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>「充てん系ポンプ停止の措置」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常用炉心冷却系作動信号および原子炉格納容器スプレイ系作動信号発信時に作動する機器の自動起動ブロックを行う。</li> <li>2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。</li> <li>3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。</li> <li>4. 非常用炉心冷却系作動信号が発信された場合は、非常用炉心冷却系作動信号をリセットし、必要な機器の起動は、放射性機器冷却水ポンプ起動後に手動にて行う。</li> <li>5. 低圧注入系の冷却のため非放射性機器冷却水系により代替補機冷却を開始する。</li> <li>6. 1次冷却材温度が飽和温度以上になれば、代替補機冷却を実施した低圧注入系を起動する。</li> <li>7. 原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信された場合には、原子炉格納容器スプレイ系作動信号をリセットする。</li> <li>8. 健全ヘッダ側の放射性機器冷却水サージタンクに水位が確保されれば、健全ヘッダの放射性機器冷却水ポンプを起動する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替補機冷却を原子炉補機冷却水系による冷却に戻す。</li> </ul> </li> <li>9. 「破断ヘッダに対応した措置 順序10」に移行する。</li> </ol> </div>		<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>	<p>削除</p>

<p>表-1.0 (1号炉および2号炉) 安全機能ベース運転操作基準 1. 未臨界の維持</p>	
① 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉を停止し、未臨界を維持する。</li> <li>原子炉停止後の未臨界性を確保する。</li> </ul>
② 導入条件	<p>④ 脱出条件</p> <p>(1) 原子炉出力が 5 % 以上、または中間領域起動率が正</p> <p>(2) 中性子源領域起動率が正、または P-6 以上で中間領域起動率が -0.2 DPM 以下</p>
③ 主な監視操作内容	<p>「原子炉出力が 5 % 以上、または中間領域起動率の正が確認された場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子炉トリップを確認し、できていなければ次のいずれかにより原子炉をトリップさせる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>手動原子炉トリップ</li> <li>MGセットの電源を断</li> <li>制御棒手動挿入</li> <li>現地原子炉トリップしや断器の開放</li> </ul> </li> <li>タービントリップを確認し、できていなければ次のいずれかによりタービンをトリップさせる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>手動タービントリップ</li> <li>主蒸気隔離弁、および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止</li> <li>蒸気加減弁の閉止</li> <li>現地タービントリップ</li> </ul> </li> <li>蒸気発生器2次側の給水量を確認し、給水量を調整する。</li> <li>ほう酸注入を実施する。</li> <li>ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</li> <li>1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</li> <li>蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</li> <li>原子炉出力が 5 % 未満、および中間領域起動率の零または負の確認ができなければ「順序4」へ戻る。</li> </ol>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p>「中性子源領域起動率が正、または P-6 以上で中間領域起動率が -0.2 DPM より大が確認された場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ほう酸注入を実施する。</li> <li>2. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</li> <li>3. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁パイパス弁の閉止を確認する。</li> <li>4. 蒸気発生器 2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</li> <li>5. 中性子源領域起動率が零、または負、および P-6 以上で中間領域起動率が -0.2 DPM 以下を確認できなければ「順序 1」に戻る。</li> </ol> </div>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>削除</p> <p>表-11 (1号炉および2号炉) 安全機能ベース運転操作基準 2. 炉心冷却の維持</p> <p>① 目的 ・炉心の冷却が不適切な場合、炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行い、炉心冷却を維持する。</p> <p>② 導入条件 (1) 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上</p> <p>(2) 1次冷却系が飽和状態または過熱状態</p> <p>③ 主な監視操作内容 「炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上の場合」 1. 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注入を確認する。 ・非常用炉心冷却系により注入されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 ・非常用炉心冷却系による注入ができなければ、「非常用炉心冷却系の確立ができない場合」へ移行する。 2. 蒸気発生器へ給水されていることを確認する。 ・蒸気発生器へ給水されていない場合は、給水の回復を図る。 3. 主蒸気逃がし弁またはタービンパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ、「順序2」に戻る。</p> <p>「非常用炉心冷却系の確立ができない場合」 1. 充てん系による注入を試みる。 2. 蒸気発生器へ給水されていることを確認する。 ・給水されていない場合は、給水の回復を図る。 ・給水の回復ができず、蓄圧注入系、低圧注入系による注入が可能であれば、加圧器逃がし弁の強制開により1次冷却系を減圧し、蓄圧注入系、低圧注入系による注入を行う。 3. 主蒸気逃がし弁またはタービンパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 炉心出口温度が飽和温度以下、および少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注入が確認できなければ「順序2」に戻る。</p>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>「1次冷却系が飽和状態または過熱状態となった場合」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注入を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用炉心冷却系により注入されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。</li> </ul> </li> <li>2. 加圧器逃がし弁の閉止を確認する。なお、閉止されていない場合は、手動による閉止または元弁を閉止する。</li> <li>3. 蒸気発生器へ給水されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・蒸気発生器へ給水されていない場合は、給水の回復を図る。</li> </ul> </li> <li>4. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>5. 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満であることが確認できなければ「順序3」に戻る。</li> </ol>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
<p>大飯発電所 添付 1-22/57</p>		

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>表-12（1号炉および2号炉） 安全機能ベース運転操作基準 3. 蒸気発生器除熱機能の維持</p> <p>① 目 的 ・蒸気発生器2次側の保有水を回復し、蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い蒸気発生器除熱機能を維持する。</p> <p>② 導入条件 ・全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の給水流量未満 ・いずれかの蒸気発生器圧力が主蒸気安全弁作動設定値圧力以上で上昇継続</p> <p>③ 主な監視操作内容 <u>蒸気発生器蒸気放出経路の確保</u> 1. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁による蒸気放出経路の回復を図る。</p> <p><u>蒸気発生器給水の確保</u> 1. 補助給水系による蒸気発生器の給水回復を図る。 ・回復できなければ主給水系または蒸気発生器水張り系により、蒸気発生器への給水を回復させる。 ・蒸気発生器への給水が回復せず、全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば、「ファイアアンドブリード運転」へ移行する。</p> <p><u>ファイアアンドブリード運転</u> 1. 非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。 2. 加圧器逃がし弁を強制閉としファイアアンドブリード運転を開始する。 ・いずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上となれば、加圧器逃がし弁を閉止し『事象ベース運転操作基準「1次冷却材喪失事象収束操作」』に戻る。</p>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>削除</p> <p>表-1-3 (1号炉および2号炉) 安全機能ベース運転操作基準 4. 格納容器健全性の確保</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器圧力上昇により、原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合、原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い、原子炉格納容器の健全性を確保する。</li> </ul> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイス作動設定値以上および原子炉格納容器スプレイス不動作格納容器スプレイス不動作</li> </ul> <p>③ 主な監視操作内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>格納容器隔離信号により、自動作動する弁およびダンバが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回線を試みる。</li> <li>1系統以上の原子炉格納容器スプレイス系の起動を試みる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>1号炉および2号炉については、格納容器スプレイスポンプが起動できない場合、余熱除去系による格納容器スプレイスを試みる。</li> <li>2次冷却材喪失事象の場合は、破損蒸気発生器の隔離を行う。</li> </ul> </li> <li>原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</li> <li>原子炉格納容器の圧力が最高使用圧力以上となれば、下部コンバートメント再循環冷却ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。</li> <li>原子炉格納容器スプレイス系が1系統以上作動し、格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ「順序2」に戻る。</li> </ol>		<p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由						
<p>削除</p> <p>表-1.4 (1号炉および2号炉) 安全機能ベース運転操作基準 5. 放射能放出防止</p> <table border="1"> <tr> <td>① 目的</td> <td>・ 原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合、原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い、放射性物質放出を防止する。</td> </tr> <tr> <td>② 導入条件</td> <td>④ 脱出条件 ・ 原子炉格納容器スプレイ系作動</td> </tr> <tr> <td>③ 主な監視操作内容</td> <td>・ 原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が <math>1 \times 10^3</math> mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイ系不作用</td> </tr> </table> <p>1. 格納容器隔離信号を手动で発信する。 2. 格納容器隔離信号により自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。 3. 原子炉格納容器内放射線レベルが、<math>1 \times 10^3</math> mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイ系作動信号を手动で発信し、原子炉格納容器スプレイ系を起動する。</p>	① 目的	・ 原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合、原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い、放射性物質放出を防止する。	② 導入条件	④ 脱出条件 ・ 原子炉格納容器スプレイ系作動	③ 主な監視操作内容	・ 原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が $1 \times 10^3$ mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイ系不作用		<p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>
① 目的	・ 原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合、原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い、放射性物質放出を防止する。							
② 導入条件	④ 脱出条件 ・ 原子炉格納容器スプレイ系作動							
③ 主な監視操作内容	・ 原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が $1 \times 10^3$ mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイ系不作用							

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>削除</p>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

<p>表-15 (1号炉および2号炉) 安全機能ベース運転操作基準 6. 1次系保有水の維持</p> <p>① 目的 ・ 1次系保有水を回復するための適切な運転操作を行い、1次系保有水を維持する。</p> <p>② 導入条件 ・ 加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合（ただし、非常用炉心冷却系が作動している場合を除く。）</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 抽出水ラインの隔離を確認する。なお、隔離できていなければ手動により隔離を試みる。 2. 充てん流量を確保し、加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。</p>
---



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由								
<p>参考</p> <table border="1" data-bbox="225 315 496 696"> <tr> <td>再循環切替水位</td> <td>1号炉および2号炉 燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 15.8 %</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク 水位異常低</td> <td>燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 2.9 %</td> </tr> <tr> <td>補助水系代替水源 切替水位</td> <td>補助復水タンク水位計 0.4 m</td> </tr> <tr> <td>加圧器水位低抽出水 隔離弁閉設定値</td> <td>加圧器水位計 計器スパンの 17 %</td> </tr> </table>	再循環切替水位	1号炉および2号炉 燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 15.8 %	燃料取替用水タンク 水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 2.9 %	補助水系代替水源 切替水位	補助復水タンク水位計 0.4 m	加圧器水位低抽出水 隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スパンの 17 %	<p>削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>
再循環切替水位	1号炉および2号炉 燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 15.8 %									
燃料取替用水タンク 水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの 2.9 %									
補助水系代替水源 切替水位	補助復水タンク水位計 0.4 m									
加圧器水位低抽出水 隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スパンの 17 %									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>添付 2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害 発生時の対応に係る実施基準 (第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2 および第 18 条の 3 関連)</p>	<p>添付 2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害 発生時の対応に係る実施基準 (第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2 および第 18 条の 3 関連)</p>	<p>変更なし</p>

変更前	変更後	理由						
<p>1 火 災</p> <p>1. 1 火 災（1号炉および2号炉）</p> <p>消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>1. 1. 1 専用回線を使用した通報設備の設置（1号炉および2号炉）</p> <p>安全・防災室長は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 1. 2 要員の配置（1号炉および2号炉）</p> <p>安全・防災室長は、消火活動を行う要員として、10名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>1. 1. 3 教育訓練の実施（1号炉および2号炉）</p> <p>安全・防災室長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。</p> <p>1. 1. 4 資機材の配備（1号炉および2号炉）</p> <p>安全・防災室長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材※1を配備する。</p> <p>1. 1. 5 手順書の整備（1号炉および2号炉）</p> <p>(1) 各課（室）長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(3) 当直課長は、第14条（巡視点検）に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。</p> <p>1. 1. 6 定期的な評価（1号炉および2号炉）</p> <p>安全・防災室長は、1. 1. 1項から1. 1. 5項に定める消火活動のための体制について、総合的な訓練および消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>1. 1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置（1号炉および2号炉）</p> <p>各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関連課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：</p> <table border="1" data-bbox="1157 1238 1276 1989"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車※2</td> <td>1台※3</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）</td> <td>1500リットル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</p> <p>※3：化学消防自動車は、点検または故障の場合には、※2に示す能力を有するポンプ車をもって代用することができる。</p>	設備	数量	化学消防自動車※2	1台※3	泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）	1500リットル以上	<p>削除</p>	<p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
設備	数量							
化学消防自動車※2	1台※3							
泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）	1500リットル以上							

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>1. <u>2. 火 災（3号炉および4号炉）</u>            安全・防災室長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 2. 1項から1. 2. 5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>1. <u>2. 1 専用回線を使用した通報設備の設置（3号炉および4号炉）</u>            安全・防災室長は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. <u>2. 2 要員の配置（3号炉および4号炉）</u>            (中略)</p> <p>1. <u>2. 3 教育訓練の実施（3号炉および4号炉）</u>            (中略)</p> <p>1. <u>2. 4 資機材の配備（3号炉および4号炉）</u>            (中略)</p> <p>1. <u>2. 5 手順書の整備（3号炉および4号炉）</u>            (中略)</p> <p>(2) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 消火活動            各課（室）長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>b. 消火設備故障時の対応            当直課長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室および必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>c. 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応            (a) 当直課長は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報、自動消火設備の動作状況の確認を実施する。            (b) 当直課長は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>d. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応            (a) 消火要員は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。            (b) 当直課長は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>i. 屋外消火配管の凍結防止対策の対応            当直課長は、外気温度が約0℃まで低下した場合、屋外消火栓を微開し通水する。</p> <p>j. 消火用水の供給優先の対応            当直課長およびタービン保修課長は、消火用水供給系に火災発生時に所内用水系と共用しない運用を行うことによって、消火用水を確保する。具体的</p>	<p>1. 火 災            安全・防災室長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>1. <u>1 専用回線を使用した通報設備の設置</u>            安全・防災室長は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. <u>2 要員の配置</u>            (中略)</p> <p>1. <u>3 教育訓練の実施</u>            (中略)</p> <p>1. <u>4 資機材の配備</u>            (中略)</p> <p>1. <u>5 手順書の整備</u>            (中略)</p> <p>(2) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 消火活動            各課（室）長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>b. 消火設備故障時の対応            当直課長（<u>1. 2号炉担当含む</u>）は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室および必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>c. 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応            (a) 当直課長（<u>1. 2号炉担当含む</u>）は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報、自動消火設備の動作状況の確認を実施する。            (b) 当直課長（<u>1. 2号炉担当含む</u>）は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>d. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応            (a) 消火要員は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。            (b) 当直課長（<u>1. 2号炉担当含む</u>）は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>i. 屋外消火配管の凍結防止対策の対応            当直課長（<u>1. 2号炉担当含む</u>）は、外気温度が約0℃まで低下した場合、屋外消火栓を微開し通水する。</p> <p>j. 消火用水の供給優先の対応            当直課長（<u>1. 2号炉担当含む</u>）およびタービン保修課長は、消火用水供給系において、火災発生時に所内用水系と共用しない運用を行うことによって、消火</p>	<p>大飯発電所 1. 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p> <p>大飯発電所 1. 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>には、水源である淡水タンクおよび消火水バックアップタンクには、最大放水量(260m<sup>3</sup>)に対して十分な容量(2,000m<sup>3</sup>以上)を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 2. 6 定期的な評価(3号炉および4号炉)</p> <p>(1) 各課(室)長は、1. 2. 1項から1. 2. 5項の活動の実施結果について、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、1. 2. 1項から1. 2. 5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1. 2. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置(3号炉および4号炉)</p> <p>各課(室)長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(中略)</p> <p>3 火山影響等、降雪、地滑り発生時</p> <p>3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1項から3. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 降下火砕物の侵入防止</p> <p>当直課長は、3号炉および4号炉においては、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機閉閉器室の閉回路の降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準</p> <p>a. おおい町に降灰予報「多量」が発表された場合</p> <p>b. おおい町に降灰予報「多量」が発表されていない場合において、火山影響等発生時の対応に着手し、かつ、第78条の3に定める外部電源において、全5回線中、3回線以上が動作不能になり、動作可能な外部電源が2回線以下となった場合(送電線の点検時を含む。)またはすべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p>	<p>用水を確保する。具体的には、水源である淡水タンクおよび消火水バックアップタンクには、最大放水量(260m<sup>3</sup>)に対して十分な容量(2,000m<sup>3</sup>以上)を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 6 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果について、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(中略)</p> <p>3 火山影響等、降雪、地滑り発生時</p> <p>安全・防災室長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1項から3. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 降下火砕物の侵入防止</p> <p>当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機閉閉器室の閉回路の降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準</p> <p>a. おおい町に降灰予報「多量」が発表された場合</p> <p>b. おおい町に降灰予報「多量」が発表されていない場合において、火山影響等発生時の対応に着手し、かつ、第78条に定める外部電源において、全5回線中、3回線以上が動作不能になり、動作可能な外部電源が2回線以下となった場合(送電線の点検時を含む。)またはすべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
<p>3. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力技術部門統括(原子力技術)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p>	<p>3. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力技術部門統括(原子力技術)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由	変 更 後	変 更 前
<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>	<p>原子炉技術部門統括（原子力技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>4 地 震 （中略）</p> <p>4. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震Sクラス施設）および常設耐震重要重大事故防止設備または常設耐震重要重大事故緩和设备が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故緩和设备、常設重大事故緩和设备を含む。以下、「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス施設<sup>※1</sup>の波及的影響（4つの観点<sup>※2</sup>および溢水・火災の観点）を防止する。</p> <p>(中略)</p> <p>b. 設備の保管に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、可搬型重大事故等対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、可搬型重大事故等対処設備のうち、屋外の車両型設備について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子炉技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映</p> <p>原子炉技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止</p> <p>原子炉技術部門統括（原子力技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認</p> <p>(a) 原子炉技術部門統括（土木建築）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに對して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するため、必要に応じて、地震観測網の拡充を計画する。</p> <p>(b) 原子炉技術部門統括（原子力技術）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに對する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p>	<p>原子炉技術部門統括（原子力技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>4 地 震 （中略）</p> <p>4. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、3号炉および4号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、3号炉および4号炉の機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震Sクラス施設）および常設耐震重要重大事故防止設備または常設耐震重要重大事故緩和设备が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故緩和设备、常設重大事故緩和设备を含む。以下、「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス施設<sup>※1</sup>の波及的影響（4つの観点<sup>※2</sup>および溢水・火災の観点）を防止する。</p> <p>(中略)</p> <p>b. 設備の保管に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、3号炉および4号炉の可搬型重大事故等対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、3号炉および4号炉の可搬型重大事故等対処設備のうち、屋外の車両型設備について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 3号炉および4号炉について、<u>原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</u></p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映</p> <p>原子炉技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止</p> <p>原子炉技術部門統括（原子力技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認</p> <p>(a) 原子炉技術部門統括（土木建築）は、3号炉および4号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに對して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するため、必要に応じて、地震観測網の拡充を計画する。</p> <p>(b) 原子炉技術部門統括（原子力技術）は、3号炉および4号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに對する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>5 津 波</p> <p>3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うための必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合の対応</p> <p>(a)当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止する。また、原子炉を停止させ原子炉の冷却操作を実施するとともに、1系統の原子炉補機冷却水冷却器への海水通水を停止し、原子炉補機冷却水冷却器への海水通水を開放する。</p> <p>(中略)</p> <p>6 電 巻</p> <p>3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うための必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>b. 竜巻の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(a) 安全・防災室長は、車両に関して停車している場所に応じて退避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 各課(室)長は、3号炉および4号炉のディーゼル発電機室の水密扉の閉止状態を確認するとともに、3号炉および4号炉の換気空調系統のダンパ等の閉止を実施する。</p> <p>(c) 原子燃料課長は、3号炉および4号炉の燃料取扱作業を中止する。</p> <p>(d) 安全・防災室長は、タンクローリー4台を鯨谷トンネルに退避する。</p> <p>c. 竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作等</p> <p>各課(室)長は、3号炉および4号炉の竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作、飛来物発生防止のために設置した設備の操作を実施する。</p> <p>d. 代替設備または予備品確保</p> <p>各課(室)長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備または予備品を確保する。</p> <p>e. 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課(室)長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>f. 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置</p>	<p>5 津 波</p> <p>安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うための必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合の対応</p> <p>(a)当直課長は、原則として循環水ポンプを停止する。また、原子炉を停止させ原子炉の冷却操作を実施するとともに、1系統の原子炉補機冷却水冷却器への海水通水を停止し、原子炉補機冷却水冷却器への海水通水を開放する。</p> <p>(中略)</p> <p>6 電 巻</p> <p>安全・防災室長は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うための必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>b. 竜巻の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(a) 安全・防災室長は、車両に関して停車している場所に応じて退避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 各課(室)長は、ディーゼル発電機室の水密扉の閉止状態を確認するとともに、換気空調系統のダンパ等の閉止を実施する。</p> <p>(c) 原子燃料課長は、燃料取扱作業を中止する。</p> <p>(d) 安全・防災室長は、タンクローリー4台を鯨谷トンネルに退避する。</p> <p>c. 竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作等</p> <p>各課(室)長は、竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作、飛来物発生防止のために設置した設備の操作を実施する。</p> <p>d. 代替設備または予備品確保</p> <p>各課(室)長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備または予備品を確保する。</p> <p>e. 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課(室)長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>f. 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
<p>5 津 波</p> <p>3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うための必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合の対応</p> <p>(a)当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止する。また、原子炉を停止させ原子炉の冷却操作を実施するとともに、1系統の原子炉補機冷却水冷却器への海水通水を停止し、原子炉補機冷却水冷却器への海水通水を開放する。</p> <p>(中略)</p> <p>6 電 巻</p> <p>3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うための必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>b. 竜巻の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(a) 安全・防災室長は、車両に関して停車している場所に応じて退避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 各課(室)長は、3号炉および4号炉のディーゼル発電機室の水密扉の閉止状態を確認するとともに、3号炉および4号炉の換気空調系統のダンパ等の閉止を実施する。</p> <p>(c) 原子燃料課長は、3号炉および4号炉の燃料取扱作業を中止する。</p> <p>(d) 安全・防災室長は、タンクローリー4台を鯨谷トンネルに退避する。</p> <p>c. 竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作等</p> <p>各課(室)長は、3号炉および4号炉の竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作、飛来物発生防止のために設置した設備の操作を実施する。</p> <p>d. 代替設備または予備品確保</p> <p>各課(室)長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備または予備品を確保する。</p> <p>e. 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課(室)長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>f. 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(a) 当直課長は、3号炉および4号炉の排気筒に損傷を発生した場合、気体廃棄物が放出中であればすみやかに放出を停止する。</p> <p>(b) 原子炉保修課長は、3号炉および4号炉の排気筒に損傷を発生した場合、応急補修を行う。</p> <p>(c) 土木建築課長は、3号炉および4号炉のアンユラス区画構造物に損傷を発生した場合、応急補修を行う。</p> <p>(d) 当直課長は、3号炉または4号炉の排気筒またはアンユラス区画構造物の補修が困難な場合、プラント停止操作を行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(a) 当直課長は、排気筒に損傷を発生した場合、気体廃棄物が放出中であればすみやかに放出を停止する。</p> <p>(b) 原子炉保修課長は、排気筒に損傷を発生した場合、応急補修を行う。</p> <p>(c) 土木建築課長は、アンユラス区画構造物に損傷を発生した場合、応急補修を行う。</p> <p>(d) 当直課長は、排気筒またはアンユラス区画構造物の補修が困難な場合、プラント停止操作を行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>大飯発電所1、2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連） (以下略)</p> <p>添付4 管理区域図（第110条および第111条関連） (以下略)</p> <p>添付5 保全区域図（第115条関連） (以下略)</p>	<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連） (以下略)</p> <p>添付4 管理区域図（第110条および第111条関連） (以下略)</p> <p>添付5 保全区域図（第115条関連） (以下略)</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;">添付 6 長期保守管理方針 (第 1 2 5 条の 2 関連)</p>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所 1、2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由															
<p>(1) 1号炉 長期保守管理方針（始期：平成21年3月27日、適用期間：10年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 1272 320 1400">No.</th> <th data-bbox="293 1400 320 1975">保守管理の項目</th> <th data-bbox="293 1975 320 2049">実施時期※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 1272 475 1400">1</td> <td data-bbox="320 1400 475 1975">原子炉容器及び加圧器サージ用管台のニッケル基金金（インコネル600合金）の応力腐食割れについては、原子力安全基盤機構による安全研究「ニッケル基金金応力腐食割れ進展評価技術調査」、及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</td> <td data-bbox="320 1975 475 2049">短期 （終了は中長期）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1272 598 1400">2</td> <td data-bbox="475 1400 598 1975">蒸気発生器のニッケル基金金（インコネル600合金）使用部位の応力腐食割れについては、原子力安全基盤機構による安全研究「ニッケル基金金応力腐食割れ進展評価技術調査」、及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</td> <td data-bbox="475 1975 598 2049">中長期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 1272 721 1400">3</td> <td data-bbox="598 1400 721 1975">加圧器ヒータランスの応力腐食割れについては、原子力安全基盤機構による安全研究「原子力用ステンレス鋼の耐応力腐食割れ実証事業」及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</td> <td data-bbox="598 1975 721 2049">中長期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="721 1272 844 1400">4</td> <td data-bbox="721 1400 844 1975">炉内構造物のステンレス鋼の照射誘起型応力腐食割れについては、以下の事項を行う。 ①火力原子力発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S MA1-2008」に基づき超音波探傷検査の実施の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。なお、取替を行う場合については、パツフルフォーマボルトの取替、又は炉内構造物本体の取替を考慮して実施計画を策定する。 ②原子力安全基盤機構による安全研究「照射誘起型応力腐食割れ評価技術開発」及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、発生時間予測の高精度化の可否を判断し、可と判断した場合には保全への適用を図る。</td> <td data-bbox="721 1975 844 2049">中長期</td> </tr> </tbody> </table>	No.	保守管理の項目	実施時期※1	1	原子炉容器及び加圧器サージ用管台のニッケル基金金（インコネル600合金）の応力腐食割れについては、原子力安全基盤機構による安全研究「ニッケル基金金応力腐食割れ進展評価技術調査」、及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	短期 （終了は中長期）	2	蒸気発生器のニッケル基金金（インコネル600合金）使用部位の応力腐食割れについては、原子力安全基盤機構による安全研究「ニッケル基金金応力腐食割れ進展評価技術調査」、及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期	3	加圧器ヒータランスの応力腐食割れについては、原子力安全基盤機構による安全研究「原子力用ステンレス鋼の耐応力腐食割れ実証事業」及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期	4	炉内構造物のステンレス鋼の照射誘起型応力腐食割れについては、以下の事項を行う。 ①火力原子力発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S MA1-2008」に基づき超音波探傷検査の実施の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。なお、取替を行う場合については、パツフルフォーマボルトの取替、又は炉内構造物本体の取替を考慮して実施計画を策定する。 ②原子力安全基盤機構による安全研究「照射誘起型応力腐食割れ評価技術開発」及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、発生時間予測の高精度化の可否を判断し、可と判断した場合には保全への適用を図る。	中長期	<p>削除</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
No.	保守管理の項目	実施時期※1															
1	原子炉容器及び加圧器サージ用管台のニッケル基金金（インコネル600合金）の応力腐食割れについては、原子力安全基盤機構による安全研究「ニッケル基金金応力腐食割れ進展評価技術調査」、及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	短期 （終了は中長期）															
2	蒸気発生器のニッケル基金金（インコネル600合金）使用部位の応力腐食割れについては、原子力安全基盤機構による安全研究「ニッケル基金金応力腐食割れ進展評価技術調査」、及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期															
3	加圧器ヒータランスの応力腐食割れについては、原子力安全基盤機構による安全研究「原子力用ステンレス鋼の耐応力腐食割れ実証事業」及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期															
4	炉内構造物のステンレス鋼の照射誘起型応力腐食割れについては、以下の事項を行う。 ①火力原子力発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S MA1-2008」に基づき超音波探傷検査の実施の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。なお、取替を行う場合については、パツフルフォーマボルトの取替、又は炉内構造物本体の取替を考慮して実施計画を策定する。 ②原子力安全基盤機構による安全研究「照射誘起型応力腐食割れ評価技術開発」及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、発生時間予測の高精度化の可否を判断し、可と判断した場合には保全への適用を図る。	中長期															

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 118 279 264">No.</th> <th data-bbox="252 264 279 1189">保守管理の項目</th> <th data-bbox="252 1189 279 2049">実施時期<sup>*1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="279 118 343 264">5</td> <td data-bbox="279 264 847 1189"> <p>主蒸気系統配管等*1のステンレス鋼配管、及びグラウンド蒸気系統配管等                      *2の低合金鋼配管の母管内面からの腐食（エロージョン）については、以下の事項を行う。</p> <p>①2次系配管肉厚の管理指針における管理対象以外の配管についても知見拡充の観点で肉厚計測を行い、データを蓄積する。</p> <p>②配管肉厚の管理システムにより減肉傾向を管理し、減肉傾向に応じて保全への適用の可否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>③プラントの検査結果から「2次系配管肉厚の管理指針」の改訂の可否を判断し、要の場合には改訂を実施する。</p> <p>*1：主蒸気系統配管                      第6抽気系統配管                      第5抽気系統配管                      低温再熱蒸気系統配管                      補助蒸気系統配管                      ポンプタービン駆動蒸気系統配管                      主給水系統配管                      復水系統配管                      抽気・ドレンシステム配管</p> <p>*2：グラウンド蒸気系統配管                      補助蒸気系統配管                      主給水系統配管</p> </td> <td data-bbox="279 1189 343 2049"> <p>短期                      （終了は中長期）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 118 406 264">6</td> <td data-bbox="343 264 847 1189"> <p>主蒸気系統配管等*の炭素鋼配管の母管内面からの腐食（エロージョン・コロージョン及びびエロージョン）については、以下の事項を行う。</p> <p>①2次系配管肉厚の管理指針における管理対象以外の配管についても知見拡充の観点で肉厚計測を行い、データを蓄積する。</p> <p>②配管肉厚の管理システムにより減肉傾向を管理し、減肉傾向に応じて保全への適用の可否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>③プラントの検査結果から「2次系配管肉厚の管理指針」の改訂の可否を判断し、要の場合には改訂を実施する。</p> <p>*：主蒸気系統配管、主給水系統配管、補助蒸気系統配管、低温再熱蒸気系統配管、第1抽気系統配管、第2抽気系統配管、第3抽気系統配管、第4抽気系統配管、グラウンド蒸気系統配管、ポンプタービン駆動蒸気系統配管、復水系統配管、蒸気発生器ブロアダウン系統配管、抽気・ドレン系統配管</p> </td> <td data-bbox="343 1189 406 2049"> <p>短期                      （終了は中長期）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	No.	保守管理の項目	実施時期 <sup>*1</sup>	5	<p>主蒸気系統配管等*1のステンレス鋼配管、及びグラウンド蒸気系統配管等                      *2の低合金鋼配管の母管内面からの腐食（エロージョン）については、以下の事項を行う。</p> <p>①2次系配管肉厚の管理指針における管理対象以外の配管についても知見拡充の観点で肉厚計測を行い、データを蓄積する。</p> <p>②配管肉厚の管理システムにより減肉傾向を管理し、減肉傾向に応じて保全への適用の可否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>③プラントの検査結果から「2次系配管肉厚の管理指針」の改訂の可否を判断し、要の場合には改訂を実施する。</p> <p>*1：主蒸気系統配管                      第6抽気系統配管                      第5抽気系統配管                      低温再熱蒸気系統配管                      補助蒸気系統配管                      ポンプタービン駆動蒸気系統配管                      主給水系統配管                      復水系統配管                      抽気・ドレンシステム配管</p> <p>*2：グラウンド蒸気系統配管                      補助蒸気系統配管                      主給水系統配管</p>	<p>短期                      （終了は中長期）</p>	6	<p>主蒸気系統配管等*の炭素鋼配管の母管内面からの腐食（エロージョン・コロージョン及びびエロージョン）については、以下の事項を行う。</p> <p>①2次系配管肉厚の管理指針における管理対象以外の配管についても知見拡充の観点で肉厚計測を行い、データを蓄積する。</p> <p>②配管肉厚の管理システムにより減肉傾向を管理し、減肉傾向に応じて保全への適用の可否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>③プラントの検査結果から「2次系配管肉厚の管理指針」の改訂の可否を判断し、要の場合には改訂を実施する。</p> <p>*：主蒸気系統配管、主給水系統配管、補助蒸気系統配管、低温再熱蒸気系統配管、第1抽気系統配管、第2抽気系統配管、第3抽気系統配管、第4抽気系統配管、グラウンド蒸気系統配管、ポンプタービン駆動蒸気系統配管、復水系統配管、蒸気発生器ブロアダウン系統配管、抽気・ドレン系統配管</p>	<p>短期                      （終了は中長期）</p>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
No.	保守管理の項目	実施時期 <sup>*1</sup>									
5	<p>主蒸気系統配管等*1のステンレス鋼配管、及びグラウンド蒸気系統配管等                      *2の低合金鋼配管の母管内面からの腐食（エロージョン）については、以下の事項を行う。</p> <p>①2次系配管肉厚の管理指針における管理対象以外の配管についても知見拡充の観点で肉厚計測を行い、データを蓄積する。</p> <p>②配管肉厚の管理システムにより減肉傾向を管理し、減肉傾向に応じて保全への適用の可否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>③プラントの検査結果から「2次系配管肉厚の管理指針」の改訂の可否を判断し、要の場合には改訂を実施する。</p> <p>*1：主蒸気系統配管                      第6抽気系統配管                      第5抽気系統配管                      低温再熱蒸気系統配管                      補助蒸気系統配管                      ポンプタービン駆動蒸気系統配管                      主給水系統配管                      復水系統配管                      抽気・ドレンシステム配管</p> <p>*2：グラウンド蒸気系統配管                      補助蒸気系統配管                      主給水系統配管</p>	<p>短期                      （終了は中長期）</p>									
6	<p>主蒸気系統配管等*の炭素鋼配管の母管内面からの腐食（エロージョン・コロージョン及びびエロージョン）については、以下の事項を行う。</p> <p>①2次系配管肉厚の管理指針における管理対象以外の配管についても知見拡充の観点で肉厚計測を行い、データを蓄積する。</p> <p>②配管肉厚の管理システムにより減肉傾向を管理し、減肉傾向に応じて保全への適用の可否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>③プラントの検査結果から「2次系配管肉厚の管理指針」の改訂の可否を判断し、要の場合には改訂を実施する。</p> <p>*：主蒸気系統配管、主給水系統配管、補助蒸気系統配管、低温再熱蒸気系統配管、第1抽気系統配管、第2抽気系統配管、第3抽気系統配管、第4抽気系統配管、グラウンド蒸気系統配管、ポンプタービン駆動蒸気系統配管、復水系統配管、蒸気発生器ブロアダウン系統配管、抽気・ドレン系統配管</p>	<p>短期                      （終了は中長期）</p>									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 1283 272 1989">No.</th> <th data-bbox="240 338 272 1283">保守管理の項目</th> <th data-bbox="240 1283 272 1989">実施時期<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="272 1283 384 1989">7</td> <td data-bbox="272 338 384 1283">                     主蒸気系統配管等*の取替計画の母管内面からの腐食（エロージョン・コロロージョン及びエロージョン）については、国の「高経年北村炭素強化基礎整備事業」の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。                      *：主蒸気系統配管、主給水系統配管、補助蒸気系統配管、低温再熱蒸気系統配管、第1抽気系統配管、第2抽気系統配管、第3抽気系統配管、第4抽気系統配管、グラウンド蒸気系統配管、ポンプタービン駆動蒸気系統配管、復水系統配管、蒸気発生器ローダウン系統配管、抽気・ドレン系統配管                 </td> <td data-bbox="272 1283 384 1989">中長期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1283 512 1989">8</td> <td data-bbox="384 338 512 1283">                     余熱除去系統配管の母管*の疲労割れについては、原子力安全・保安院指示文書「原子力発電工作物の保安のための点検、検査等に関する電気事業法施行規則の補則の解説（内規）の制定について」（平成20年12月26日付け平成20-12-22原院第4号）又は「原子力発電工作物の保安のための点検、検査等に関する電気事業法施行規則の解説（内規）」の一部改正について」（平成21年3月23日付け21原企第23号）に基づき保全を実施する。                      *：余熱除去ターボ出口配管とバイパス配管の合流部                 </td> <td data-bbox="384 1283 512 1989">短期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1283 592 1989">9</td> <td data-bbox="512 338 592 1283">                     蒸気発生器の伝熱管のスケール付着については、伝熱性能の傾向監視結果に基づき、スケール除去の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。                 </td> <td data-bbox="512 1283 592 1989">中長期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1283 671 1989">10</td> <td data-bbox="592 338 671 1283">                     原子炉容器の胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法 JEA04201-2007」による脆化予測式で評価を行うとともに、従来の予測と乖離する場合には、使用済試験片の再生技術適用による再生試験片の装荷の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。                 </td> <td data-bbox="592 1283 671 1989">中長期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1283 751 1989">11</td> <td data-bbox="671 338 751 1283">                     炉内構造物の炉心さうの中性子照射による脆性低下については、火力原子力発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2008」に基づき、検査及び取替の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。また、原子力安全基盤機構による安全研究「照射誘起応力腐食割れ評価技術開発」、及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。                 </td> <td data-bbox="671 1283 751 1989">中長期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 1283 831 1989">12</td> <td data-bbox="751 338 831 1283">                     炉内構造物の副筒線クラスタ案内管（案内板）の腐食については、火力原子力発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2008」に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。                 </td> <td data-bbox="751 1283 831 1989">中長期</td> </tr> </tbody> </table>	No.	保守管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>	7	主蒸気系統配管等*の取替計画の母管内面からの腐食（エロージョン・コロロージョン及びエロージョン）については、国の「高経年北村炭素強化基礎整備事業」の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。 *：主蒸気系統配管、主給水系統配管、補助蒸気系統配管、低温再熱蒸気系統配管、第1抽気系統配管、第2抽気系統配管、第3抽気系統配管、第4抽気系統配管、グラウンド蒸気系統配管、ポンプタービン駆動蒸気系統配管、復水系統配管、蒸気発生器ローダウン系統配管、抽気・ドレン系統配管	中長期	8	余熱除去系統配管の母管*の疲労割れについては、原子力安全・保安院指示文書「原子力発電工作物の保安のための点検、検査等に関する電気事業法施行規則の補則の解説（内規）の制定について」（平成20年12月26日付け平成20-12-22原院第4号）又は「原子力発電工作物の保安のための点検、検査等に関する電気事業法施行規則の解説（内規）」の一部改正について」（平成21年3月23日付け21原企第23号）に基づき保全を実施する。 *：余熱除去ターボ出口配管とバイパス配管の合流部	短期	9	蒸気発生器の伝熱管のスケール付着については、伝熱性能の傾向監視結果に基づき、スケール除去の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期	10	原子炉容器の胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法 JEA04201-2007」による脆化予測式で評価を行うとともに、従来の予測と乖離する場合には、使用済試験片の再生技術適用による再生試験片の装荷の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期	11	炉内構造物の炉心さうの中性子照射による脆性低下については、火力原子力発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2008」に基づき、検査及び取替の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。また、原子力安全基盤機構による安全研究「照射誘起応力腐食割れ評価技術開発」、及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期	12	炉内構造物の副筒線クラスタ案内管（案内板）の腐食については、火力原子力発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2008」に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期	<p>削除</p> <p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>	
No.	保守管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>																					
7	主蒸気系統配管等*の取替計画の母管内面からの腐食（エロージョン・コロロージョン及びエロージョン）については、国の「高経年北村炭素強化基礎整備事業」の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。 *：主蒸気系統配管、主給水系統配管、補助蒸気系統配管、低温再熱蒸気系統配管、第1抽気系統配管、第2抽気系統配管、第3抽気系統配管、第4抽気系統配管、グラウンド蒸気系統配管、ポンプタービン駆動蒸気系統配管、復水系統配管、蒸気発生器ローダウン系統配管、抽気・ドレン系統配管	中長期																					
8	余熱除去系統配管の母管*の疲労割れについては、原子力安全・保安院指示文書「原子力発電工作物の保安のための点検、検査等に関する電気事業法施行規則の補則の解説（内規）の制定について」（平成20年12月26日付け平成20-12-22原院第4号）又は「原子力発電工作物の保安のための点検、検査等に関する電気事業法施行規則の解説（内規）」の一部改正について」（平成21年3月23日付け21原企第23号）に基づき保全を実施する。 *：余熱除去ターボ出口配管とバイパス配管の合流部	短期																					
9	蒸気発生器の伝熱管のスケール付着については、伝熱性能の傾向監視結果に基づき、スケール除去の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期																					
10	原子炉容器の胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法 JEA04201-2007」による脆化予測式で評価を行うとともに、従来の予測と乖離する場合には、使用済試験片の再生技術適用による再生試験片の装荷の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期																					
11	炉内構造物の炉心さうの中性子照射による脆性低下については、火力原子力発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2008」に基づき、検査及び取替の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。また、原子力安全基盤機構による安全研究「照射誘起応力腐食割れ評価技術開発」、及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期																					
12	炉内構造物の副筒線クラスタ案内管（案内板）の腐食については、火力原子力発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2008」に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期																					

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 118 268 264">No.</th> <th data-bbox="240 264 268 1187">保守管理の項目</th> <th data-bbox="240 1187 268 2049">実施時期<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="268 118 295 264">13</td> <td data-bbox="268 264 295 1187">                     高圧CAケーブル等*の絶縁体の絶縁低下については、原子力安全基礎機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。                      *：高圧CAケーブル                      高圧CVケーブル                      雑然高圧C SHVケーブル                 </td> <td data-bbox="268 1187 295 2049">短期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 118 322 264">14</td> <td data-bbox="295 264 322 1187">                     KKケーブル等*1の絶縁体並びに三重同軸ケーブル等*2の絶縁体及び内部ソースの絶縁低下については、以下の事項を行う。                      ①原子力安全基礎機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果に基づき、保全の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。                      ②原子力安全・保安院指示文書「原子炉格納容器内の安全機能を有するケーブルの布袋環境等の調査実施について」（平成19年10月30日付け平成19-07-30原院第5号）に基づくCV内環境調査を実施する。                      *1：KKケーブル                      雑然KKケーブル                      PAケーブル                      雑然PHケーブル                      雑然P SHVケーブル                      SHVVケーブル                      SHVAケーブル                      HVVケーブル                      VVケーブル                      VAケーブル                      FEPケーブル                      *2：三重同軸ケーブル1                      雑然三重同軸ケーブル1                      雑然三重同軸ケーブル2                      ③事故時雰囲気内で機能要求がある代表ケーブルと製造メーカーが異なるPAケーブルについては、布袋環境の厳しい条件を包絡する60年間の長期健全性試験の結果に基づき、再評価又は取替の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。                 </td> <td data-bbox="295 1187 322 2049">                     ① 短期                      （終了は中長期）                      ② 短期                      （終了は中長期）                      ③ 短期                 </td> </tr> </tbody> </table>	No.	保守管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>	13	高圧CAケーブル等*の絶縁体の絶縁低下については、原子力安全基礎機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。 *：高圧CAケーブル 高圧CVケーブル 雑然高圧C SHVケーブル	短期	14	KKケーブル等*1の絶縁体並びに三重同軸ケーブル等*2の絶縁体及び内部ソースの絶縁低下については、以下の事項を行う。 ①原子力安全基礎機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果に基づき、保全の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。 ②原子力安全・保安院指示文書「原子炉格納容器内の安全機能を有するケーブルの布袋環境等の調査実施について」（平成19年10月30日付け平成19-07-30原院第5号）に基づくCV内環境調査を実施する。 *1：KKケーブル 雑然KKケーブル PAケーブル 雑然PHケーブル 雑然P SHVケーブル SHVVケーブル SHVAケーブル HVVケーブル VVケーブル VAケーブル FEPケーブル *2：三重同軸ケーブル1 雑然三重同軸ケーブル1 雑然三重同軸ケーブル2 ③事故時雰囲気内で機能要求がある代表ケーブルと製造メーカーが異なるPAケーブルについては、布袋環境の厳しい条件を包絡する60年間の長期健全性試験の結果に基づき、再評価又は取替の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	① 短期 （終了は中長期） ② 短期 （終了は中長期） ③ 短期	<p>削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
No.	保守管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>									
13	高圧CAケーブル等*の絶縁体の絶縁低下については、原子力安全基礎機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。 *：高圧CAケーブル 高圧CVケーブル 雑然高圧C SHVケーブル	短期									
14	KKケーブル等*1の絶縁体並びに三重同軸ケーブル等*2の絶縁体及び内部ソースの絶縁低下については、以下の事項を行う。 ①原子力安全基礎機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果に基づき、保全の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。 ②原子力安全・保安院指示文書「原子炉格納容器内の安全機能を有するケーブルの布袋環境等の調査実施について」（平成19年10月30日付け平成19-07-30原院第5号）に基づくCV内環境調査を実施する。 *1：KKケーブル 雑然KKケーブル PAケーブル 雑然PHケーブル 雑然P SHVケーブル SHVVケーブル SHVAケーブル HVVケーブル VVケーブル VAケーブル FEPケーブル *2：三重同軸ケーブル1 雑然三重同軸ケーブル1 雑然三重同軸ケーブル2 ③事故時雰囲気内で機能要求がある代表ケーブルと製造メーカーが異なるPAケーブルについては、布袋環境の厳しい条件を包絡する60年間の長期健全性試験の結果に基づき、再評価又は取替の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	① 短期 （終了は中長期） ② 短期 （終了は中長期） ③ 短期									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由
		削除		大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更
No	保守管理の項目	実施時期*		
15	<p>余熱除去ポンプ入口弁電動装置等*のモータ（低圧モータ）の固定子コイル及び口出線・接線部の絶縁低下については、60年間の運転期間における温度、放射線、機械的及び事故時雰囲気による劣化を想定した試験結果の保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>*：余熱除去ポンプ入口弁（第2弁を含む）電動装置 加圧器逃がし弁元弁電動装置 冷却材ポンプ封水戻り隔離弁（CV側）電動装置 アキュームレータ出口弁電動装置 冷却材ポンプモータ軸受冷却水戻り隔離弁（CV側）電動装置 冷却材ポンプサママルバリア冷却水戻り隔離弁（CV側）電動装置 非放射線機器冷却水戻り隔離弁（CV側）電動装置 冷却材アループ高温側サンブル隔離弁（CV側）電動装置 エアリターンファン入口弁電動装置</p>	短期		
16	<p>コンクリート構造物の代表構造物等*の強度低下については、定期的リリハウンドハンマーを用いた非破壊試験による点検を実施し、強度に急激な経年劣化が生じていないことを確認する。</p> <p>*：外部遮へい壁 内部コンクリート 原子炉格納施設基礎 原子炉補助建屋 取水構造物 タービン建屋（タービン架台）</p>	中長期		
17	<p>スタッドボルト等*の大気接触部の全面腐食については、機器の取替が行われる場合、調査を実施する。</p> <p>*：スタッドボルト ターバボルト及びジールド（メカニカルアンカ） アンカボルト（ケミカルアンカ）</p>	中長期		
18	<p>ケミカルアンカの樹脂の劣化については、機器の取替が行われる場合、調査を実施する。</p>	中長期		



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>No. 19</p> <p>保守管理の項目</p> <p>余熱除去ポンプ等*の疲労割れについては、実過渡回数に基づく評価を実施する。 *：余熱除去ポンプ（ケーシング（ケーシングカバーを含む）） 1次冷却材ポンプ（ケーシング） 再生クーラ（管板） 余熱除去クーラ（管板） 蒸気発生器（管板、給水入口管台） 原子炉容器（冷却材出入口管台、上部蓋、上部開、中間開、下部開、下部蓋、上部開フランジ、蒸用管台、空気排管、炉内計装筒、炉心支持金物、スタッドボルト） 加圧器（スプレイライン用管台、サージ用管台） 余熱除去ポンプ出入口ライン貫通部（固定式配管貫通部）（端板） 主蒸気・主給水ライン貫通部（伸縮式配管貫通部）（伸縮継手） 余熱除去系統配管（母管） 安全注入系統配管（母管） 1次冷却系統配管（母管） 主給水系統配管（母管） 1次冷却材管（母管及び管台） 余熱除去系統配管サポート（配管サポート） 余熱除去系統（仕切弁）（弁箱） 化学体積制御系統（玉形弁）（弁箱） 安全注入系統（スイング逆止弁）（弁箱） 化学体積制御系統（リフト逆止弁）（弁箱） 炉内構造物 炉心支持構造物（上部炉心板、上部炉心支持柱、上部炉心支持板、下部炉心板、下部炉心支持柱、下部炉心支持板、炉心そう） 低圧タービン（第1内部車室） タービン動補給水ポンプ蒸気タービン（ケーシング（ケーシングカバーを含む）及びダイヤフラム） 加圧器サポート（加圧器スカート溶接部）</p> <p>実施時期※1</p> <p>中長期</p>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>

※1：実施時期における、短期とは平成21年3月27日からの5年間、中長期とは平成21年3月27日からの10年間をいう。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由															
<p>(2) 2号炉 長期保守管理方針（始期：平成21年12月5日、適用期間：10年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="260 1261 292 1989">No.</th> <th data-bbox="260 409 292 1261">保守管理の項目</th> <th data-bbox="260 1261 292 1989">実施時期※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="292 1261 416 1989">1</td> <td data-bbox="292 409 416 1261">原子炉炉器及び加圧器サージ用管台のニッケル基合金（インコネル600合金）の応力腐食割れについては、原子炉安全基盤機構による安全研究「ニッケル基合金応力腐食割れ進展評価技術調査」、及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</td> <td data-bbox="292 1261 416 1989">短期 (終了は中長期)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1261 541 1989">2</td> <td data-bbox="416 409 541 1261">蒸気発生器の冷却材出入口管台セーフエンドの応力腐食割れについては、原子炉安全基盤機構による安全研究「原子炉用ステンレス鋼の耐応力腐食割れ実証事業」及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</td> <td data-bbox="416 1261 541 1989">中長期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="541 1261 665 1989">3</td> <td data-bbox="541 409 665 1261">加圧器ヒータランスの応力腐食割れについては、原子炉安全基盤機構による安全研究「原子炉用ステンレス鋼の耐応力腐食割れ実証事業」及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</td> <td data-bbox="541 1261 665 1989">中長期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="665 1261 849 1989">4</td> <td data-bbox="665 409 849 1261">炉内構造物のステンレス鋼の照射誘起型応力腐食割れについては、以下の事項を行う。 ①火力原子炉発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」及び日本機械学会「発電用原子炉設備規格 維持規格 JSME S MA1-2008」に基づき超音波探傷検査の実施の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。なお、取替を行う場合については、パツフルカーマポルトの取替、又は炉内構造物全体の取替を考慮して実施計画を策定する。 ②原子炉安全基盤機構による安全研究「照射誘起型応力腐食割れ評価技術開発」及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、発生時間予測式の高精度化の可否を判断し、可と判断した場合には保全への適用を図る。</td> <td data-bbox="665 1261 849 1989">中長期</td> </tr> </tbody> </table>	No.	保守管理の項目	実施時期※1	1	原子炉炉器及び加圧器サージ用管台のニッケル基合金（インコネル600合金）の応力腐食割れについては、原子炉安全基盤機構による安全研究「ニッケル基合金応力腐食割れ進展評価技術調査」、及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	短期 (終了は中長期)	2	蒸気発生器の冷却材出入口管台セーフエンドの応力腐食割れについては、原子炉安全基盤機構による安全研究「原子炉用ステンレス鋼の耐応力腐食割れ実証事業」及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期	3	加圧器ヒータランスの応力腐食割れについては、原子炉安全基盤機構による安全研究「原子炉用ステンレス鋼の耐応力腐食割れ実証事業」及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期	4	炉内構造物のステンレス鋼の照射誘起型応力腐食割れについては、以下の事項を行う。 ①火力原子炉発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」及び日本機械学会「発電用原子炉設備規格 維持規格 JSME S MA1-2008」に基づき超音波探傷検査の実施の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。なお、取替を行う場合については、パツフルカーマポルトの取替、又は炉内構造物全体の取替を考慮して実施計画を策定する。 ②原子炉安全基盤機構による安全研究「照射誘起型応力腐食割れ評価技術開発」及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、発生時間予測式の高精度化の可否を判断し、可と判断した場合には保全への適用を図る。	中長期	<p>削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>
No.	保守管理の項目	実施時期※1															
1	原子炉炉器及び加圧器サージ用管台のニッケル基合金（インコネル600合金）の応力腐食割れについては、原子炉安全基盤機構による安全研究「ニッケル基合金応力腐食割れ進展評価技術調査」、及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	短期 (終了は中長期)															
2	蒸気発生器の冷却材出入口管台セーフエンドの応力腐食割れについては、原子炉安全基盤機構による安全研究「原子炉用ステンレス鋼の耐応力腐食割れ実証事業」及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期															
3	加圧器ヒータランスの応力腐食割れについては、原子炉安全基盤機構による安全研究「原子炉用ステンレス鋼の耐応力腐食割れ実証事業」及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期															
4	炉内構造物のステンレス鋼の照射誘起型応力腐食割れについては、以下の事項を行う。 ①火力原子炉発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」及び日本機械学会「発電用原子炉設備規格 維持規格 JSME S MA1-2008」に基づき超音波探傷検査の実施の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。なお、取替を行う場合については、パツフルカーマポルトの取替、又は炉内構造物全体の取替を考慮して実施計画を策定する。 ②原子炉安全基盤機構による安全研究「照射誘起型応力腐食割れ評価技術開発」及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、発生時間予測式の高精度化の可否を判断し、可と判断した場合には保全への適用を図る。	中長期															

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後	理 由						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>保守管理の項目</th> <th>実施時期<sup>*1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td> <p>主蒸気系統配管等*1のステンレス鋼配管、及びグラウンド蒸気系統配管等*2の低合金鋼配管の母管内面からの腐食（エロージョン）については、以下の事項を行う。</p> <p>① 2次系配管肉厚の管理指針における管理対象以外の配管についても知見拡充の観点で肉厚計測を行い、データを蓄積する。</p> <p>② 配管肉厚の管理システムにより減肉傾向を管理し、減肉傾向に応じて保全への適用の可否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>③ プラントの検査結果から「2次系配管肉厚の管理指針」の改訂の可否を判断し、要の場合には改訂を実施する。</p> <p>*1：主蒸気系統配管 第6 抽気系統配管 第5 抽気系統配管 低温再熱蒸気系統配管 補助蒸気系統配管 グラウンド蒸気系統配管 ポンプタービン駆動蒸気系統配管 主給水系統配管 復水系統配管 抽気・ドレン系統配管</p> <p>*2：グラウンド蒸気系統配管 主給水系統配管</p> </td> <td>短期 (終了は中長期)</td> </tr> </tbody> </table>		No.	保守管理の項目	実施時期 <sup>*1</sup>	5	<p>主蒸気系統配管等*1のステンレス鋼配管、及びグラウンド蒸気系統配管等*2の低合金鋼配管の母管内面からの腐食（エロージョン）については、以下の事項を行う。</p> <p>① 2次系配管肉厚の管理指針における管理対象以外の配管についても知見拡充の観点で肉厚計測を行い、データを蓄積する。</p> <p>② 配管肉厚の管理システムにより減肉傾向を管理し、減肉傾向に応じて保全への適用の可否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>③ プラントの検査結果から「2次系配管肉厚の管理指針」の改訂の可否を判断し、要の場合には改訂を実施する。</p> <p>*1：主蒸気系統配管 第6 抽気系統配管 第5 抽気系統配管 低温再熱蒸気系統配管 補助蒸気系統配管 グラウンド蒸気系統配管 ポンプタービン駆動蒸気系統配管 主給水系統配管 復水系統配管 抽気・ドレン系統配管</p> <p>*2：グラウンド蒸気系統配管 主給水系統配管</p>	短期 (終了は中長期)	削除	大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更
No.	保守管理の項目	実施時期 <sup>*1</sup>							
5	<p>主蒸気系統配管等*1のステンレス鋼配管、及びグラウンド蒸気系統配管等*2の低合金鋼配管の母管内面からの腐食（エロージョン）については、以下の事項を行う。</p> <p>① 2次系配管肉厚の管理指針における管理対象以外の配管についても知見拡充の観点で肉厚計測を行い、データを蓄積する。</p> <p>② 配管肉厚の管理システムにより減肉傾向を管理し、減肉傾向に応じて保全への適用の可否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>③ プラントの検査結果から「2次系配管肉厚の管理指針」の改訂の可否を判断し、要の場合には改訂を実施する。</p> <p>*1：主蒸気系統配管 第6 抽気系統配管 第5 抽気系統配管 低温再熱蒸気系統配管 補助蒸気系統配管 グラウンド蒸気系統配管 ポンプタービン駆動蒸気系統配管 主給水系統配管 復水系統配管 抽気・ドレン系統配管</p> <p>*2：グラウンド蒸気系統配管 主給水系統配管</p>	短期 (終了は中長期)							

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由						
<p style="text-align: center;">削除</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 65%;">保守管理の項目</th> <th style="width: 30%;">実施時期※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td> <p>主蒸気系統配管等*の放熱網配管の母管内面からの腐食（エロージョン・コロロージョン及びエロージョン）については、以下の事項を行う。</p> <p>① 2次系配管肉厚の管理指針における管理対象以外の配管についても知見拡充の観点で肉厚計測を行い、データを蓄積する。</p> <p>② 配管肉厚の管理システムにより減肉傾向を管理し、減肉傾向に応じて保全への適用の可否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>③ プラントの検査結果から「2次系配管肉厚の管理指針」の改訂の可否を判断し、要の場合には改訂を実施する。</p> <p>*：主蒸気系統配管                      主給水系統配管                      補助蒸気系統配管                      低温再熱蒸気系統配管                      第1抽気系統配管                      第2抽気系統配管                      第3抽気系統配管                      第4抽気系統配管                      グラント蒸気系統配管                      ボンプタービン駆動蒸気系統配管                      復水系統配管                      蒸気発生器プロローダウンスystem配管                      抽気・ドレン系統配管</p> </td> <td style="text-align: center;">短期 （終了は中長期）</td> </tr> </tbody> </table>	No.	保守管理の項目	実施時期※1	6	<p>主蒸気系統配管等*の放熱網配管の母管内面からの腐食（エロージョン・コロロージョン及びエロージョン）については、以下の事項を行う。</p> <p>① 2次系配管肉厚の管理指針における管理対象以外の配管についても知見拡充の観点で肉厚計測を行い、データを蓄積する。</p> <p>② 配管肉厚の管理システムにより減肉傾向を管理し、減肉傾向に応じて保全への適用の可否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>③ プラントの検査結果から「2次系配管肉厚の管理指針」の改訂の可否を判断し、要の場合には改訂を実施する。</p> <p>*：主蒸気系統配管                      主給水系統配管                      補助蒸気系統配管                      低温再熱蒸気系統配管                      第1抽気系統配管                      第2抽気系統配管                      第3抽気系統配管                      第4抽気系統配管                      グラント蒸気系統配管                      ボンプタービン駆動蒸気系統配管                      復水系統配管                      蒸気発生器プロローダウンスystem配管                      抽気・ドレン系統配管</p>	短期 （終了は中長期）	<p style="text-align: center;">削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉                      廃止措置計画の実施                      に伴う変更</p>
No.	保守管理の項目	実施時期※1						
6	<p>主蒸気系統配管等*の放熱網配管の母管内面からの腐食（エロージョン・コロロージョン及びエロージョン）については、以下の事項を行う。</p> <p>① 2次系配管肉厚の管理指針における管理対象以外の配管についても知見拡充の観点で肉厚計測を行い、データを蓄積する。</p> <p>② 配管肉厚の管理システムにより減肉傾向を管理し、減肉傾向に応じて保全への適用の可否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>③ プラントの検査結果から「2次系配管肉厚の管理指針」の改訂の可否を判断し、要の場合には改訂を実施する。</p> <p>*：主蒸気系統配管                      主給水系統配管                      補助蒸気系統配管                      低温再熱蒸気系統配管                      第1抽気系統配管                      第2抽気系統配管                      第3抽気系統配管                      第4抽気系統配管                      グラント蒸気系統配管                      ボンプタービン駆動蒸気系統配管                      復水系統配管                      蒸気発生器プロローダウンスystem配管                      抽気・ドレン系統配管</p>	短期 （終了は中長期）						

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由
削除				
大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更				
No.	保守管理の項目	実施時期 <sup>*1</sup>		
7	<p>主蒸気系統配管等*の放熱管配管の母管内面からの腐食（エロージョン・コロージョン）及びエロージョンについては、国の「高経年化対策強化基礎整備事業」の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>*：主蒸気系統配管 主給水系統配管 補助蒸気系統配管 低温再熱蒸気系統配管 第1抽気系統配管 第2抽気系統配管 第3抽気系統配管 第4抽気系統配管 グラント蒸気系統配管 ポンプタービン駆動蒸気系統配管 復水系統配管 蒸気発生器ブローダウン系統配管 抽気・ドレン系統配管</p>	中長期		
8	<p>余熱除去系統配管の母管*の疲労割れについては、原子力安全・保安院指示文書「原子力発電工物の保安のための点検、検査等に関する電気事業法施行規則の制定の解釈（内規）」の制定について（平成20年12月26日付け平成20-12-22原院第4号）又は「原子力発電工物の保安のための点検、検査等に関する電気事業法施行規則の制定の解釈（内規）」の一部改正について（平成21年3月23日付け21原企課第23号）又は「原子力発電工物の保安のための点検、検査等に関する電気事業法施行規則の制定の解釈（内規）」の一部改正について（平成21年12月25日付け平成21-12-01原院第1号）に基づき保全を実施する。</p> <p>*：余熱除去クローラ出口配管とバイパス配管の合流部</p>	短期		
9	<p>蒸気発生器の伝熱管のスケール付着については、伝熱性能の傾向監視結果に基づき、スケール除去の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p>	中長期		
10	<p>原子炉容器の胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法 JEA04201-2007」による脆化予測式で評価を行うとともに、従来の予測と乖離する場合には、使用済試験片の再生技術適用による再生試験片の装荷の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p>	中長期		

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="245 1258 272 1975">No.</th> <th data-bbox="245 1391 272 1975">保守管理の項目</th> <th data-bbox="245 1258 272 1975">実施時期<sup>*1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="272 1258 491 1975">11</td> <td data-bbox="272 1391 491 1975">炉内構造物の炉心そうの中性子照射による劣化低下については、火力原子力発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S MA1-2008」に基づき、検査及び取替の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。また、原子力安全基盤機構による安全研究「照射誘起型応力腐食割れ評価技術開発」、及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</td> <td data-bbox="272 1258 491 1975">中長期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1258 611 1975">12</td> <td data-bbox="491 1391 611 1975">炉内構造物の制御棒クラスタ案内管（案内板）の腐耗については、火力原子力発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S MA1-2008」に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</td> <td data-bbox="491 1258 611 1975">中長期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 1258 820 1975">13</td> <td data-bbox="611 1391 820 1975">高圧ケーブル等*の絶縁体の絶縁低下については、原子力安全基盤機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。 *：高圧CAケーブル 高圧CVケーブル 雑然高圧CSHVケーブル</td> <td data-bbox="611 1258 820 1975">短期</td> </tr> </tbody> </table>	No.	保守管理の項目	実施時期 <sup>*1</sup>	11	炉内構造物の炉心そうの中性子照射による劣化低下については、火力原子力発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S MA1-2008」に基づき、検査及び取替の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。また、原子力安全基盤機構による安全研究「照射誘起型応力腐食割れ評価技術開発」、及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期	12	炉内構造物の制御棒クラスタ案内管（案内板）の腐耗については、火力原子力発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S MA1-2008」に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期	13	高圧ケーブル等*の絶縁体の絶縁低下については、原子力安全基盤機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。 *：高圧CAケーブル 高圧CVケーブル 雑然高圧CSHVケーブル	短期	<p>削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>
No.	保守管理の項目	実施時期 <sup>*1</sup>												
11	炉内構造物の炉心そうの中性子照射による劣化低下については、火力原子力発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S MA1-2008」に基づき、検査及び取替の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。また、原子力安全基盤機構による安全研究「照射誘起型応力腐食割れ評価技術開発」、及びその他の安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期												
12	炉内構造物の制御棒クラスタ案内管（案内板）の腐耗については、火力原子力発電技術協会「PWR炉内構造物点検評価ガイドライン」及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S MA1-2008」に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期												
13	高圧ケーブル等*の絶縁体の絶縁低下については、原子力安全基盤機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果に基づき、保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。 *：高圧CAケーブル 高圧CVケーブル 雑然高圧CSHVケーブル	短期												

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 114 272 264">No.</th> <th data-bbox="240 264 272 1160">保守管理の項目</th> <th data-bbox="240 1160 272 2049">実施時期<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="272 114 304 264">14</td> <td data-bbox="272 264 847 1160"> <p>KKケーブル等*1の絶縁体並びに三重同軸ケーブル等*2の絶縁体及び内層シースの絶縁低下については、以下の事項を行う。</p> <p>①原子力安全基盤機構による安全研究「原子炉プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果に基づき、保安の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>②原子力安全・保安院指示文書「原子炉格納容器内の安全機能を有するケーブルの布設環境等の調査実施について」（平成19年10月30日付け平成19-07-30原院第5号）に基づくCV内環境調査を実施する。</p> <p>*1：KKケーブル                      絶縁KKケーブル                      PAケーブル                      絶縁PHケーブル                      絶縁PSHVケーブル                      SHVVケーブル                      SHVAケーブル                      HVVケーブル                      VVケーブル                      VAケーブル                      FEPケーブル</p> <p>*2：三重同軸ケーブル                      絶縁三重同軸ケーブル1                      絶縁三重同軸ケーブル2</p> <p>③事故時雰囲気内で機能要求がある代表ケーブルと駆動メーカが異なるPAケーブルについては、布設環境の厳しい条件を包絡する60年間の長期健全性試験の結果に基づき、再評価または取替の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> </td> <td data-bbox="272 1160 847 2049"> <p>① 短期                      （終了は中長期）                      ② 短期                      （終了は中長期）                      ③ 短期</p> </td> </tr> </tbody> </table>	No.	保守管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>	14	<p>KKケーブル等*1の絶縁体並びに三重同軸ケーブル等*2の絶縁体及び内層シースの絶縁低下については、以下の事項を行う。</p> <p>①原子力安全基盤機構による安全研究「原子炉プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果に基づき、保安の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>②原子力安全・保安院指示文書「原子炉格納容器内の安全機能を有するケーブルの布設環境等の調査実施について」（平成19年10月30日付け平成19-07-30原院第5号）に基づくCV内環境調査を実施する。</p> <p>*1：KKケーブル                      絶縁KKケーブル                      PAケーブル                      絶縁PHケーブル                      絶縁PSHVケーブル                      SHVVケーブル                      SHVAケーブル                      HVVケーブル                      VVケーブル                      VAケーブル                      FEPケーブル</p> <p>*2：三重同軸ケーブル                      絶縁三重同軸ケーブル1                      絶縁三重同軸ケーブル2</p> <p>③事故時雰囲気内で機能要求がある代表ケーブルと駆動メーカが異なるPAケーブルについては、布設環境の厳しい条件を包絡する60年間の長期健全性試験の結果に基づき、再評価または取替の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p>	<p>① 短期                      （終了は中長期）                      ② 短期                      （終了は中長期）                      ③ 短期</p>	<p>削除</p>	<p>大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更</p>
No.	保守管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>						
14	<p>KKケーブル等*1の絶縁体並びに三重同軸ケーブル等*2の絶縁体及び内層シースの絶縁低下については、以下の事項を行う。</p> <p>①原子力安全基盤機構による安全研究「原子炉プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果に基づき、保安の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>②原子力安全・保安院指示文書「原子炉格納容器内の安全機能を有するケーブルの布設環境等の調査実施について」（平成19年10月30日付け平成19-07-30原院第5号）に基づくCV内環境調査を実施する。</p> <p>*1：KKケーブル                      絶縁KKケーブル                      PAケーブル                      絶縁PHケーブル                      絶縁PSHVケーブル                      SHVVケーブル                      SHVAケーブル                      HVVケーブル                      VVケーブル                      VAケーブル                      FEPケーブル</p> <p>*2：三重同軸ケーブル                      絶縁三重同軸ケーブル1                      絶縁三重同軸ケーブル2</p> <p>③事故時雰囲気内で機能要求がある代表ケーブルと駆動メーカが異なるPAケーブルについては、布設環境の厳しい条件を包絡する60年間の長期健全性試験の結果に基づき、再評価または取替の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p>	<p>① 短期                      （終了は中長期）                      ② 短期                      （終了は中長期）                      ③ 短期</p>						



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後	理 由						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>保守管理の項目</th> <th>実施時期<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <p>KKケーブル等*1の絶縁体並びに三重同軸ケーブル等*2の絶縁体及び内都シースの絶縁低下については、以下の事項を行う。</p> <p>①原子力安全基盤機構による安全研究「原子カプラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果に基づき、保安の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>②原子力安全・保安院指示文書「原子炉格納容器内の安全機能を有するケーブルの布設環境等の調査実施について」（平成19年10月30日付平成19-07-30 原院第5号）に基づくCV内環境調査を実施する。</p> <p>*1：KKケーブル                      絶縁KKケーブル                      PAケーブル                      絶縁PHケーブル                      絶縁PSHVケーブル                      SHVVケーブル                      SHVAケーブル                      HVVケーブル                      VVケーブル                      VAケーブル                      FEPケーブル</p> <p>*2：三重同軸ケーブル                      絶縁三重同軸ケーブル1                      絶縁三重同軸ケーブル2</p> <p>③事故時雰囲気内で機能要求がある代表ケーブルと製造メーカーが異なるPAケーブルについては、布設環境の厳しい条件を包絡する60年間の長期健全性試験の結果に基づき、再評価または取替の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> </td> <td> <p>① 短期                      （終了は中長期）                      ② 短期                      （終了は中長期）                      ③ 短期</p> </td> </tr> </tbody> </table>		No.	保守管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>		<p>KKケーブル等*1の絶縁体並びに三重同軸ケーブル等*2の絶縁体及び内都シースの絶縁低下については、以下の事項を行う。</p> <p>①原子力安全基盤機構による安全研究「原子カプラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果に基づき、保安の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>②原子力安全・保安院指示文書「原子炉格納容器内の安全機能を有するケーブルの布設環境等の調査実施について」（平成19年10月30日付平成19-07-30 原院第5号）に基づくCV内環境調査を実施する。</p> <p>*1：KKケーブル                      絶縁KKケーブル                      PAケーブル                      絶縁PHケーブル                      絶縁PSHVケーブル                      SHVVケーブル                      SHVAケーブル                      HVVケーブル                      VVケーブル                      VAケーブル                      FEPケーブル</p> <p>*2：三重同軸ケーブル                      絶縁三重同軸ケーブル1                      絶縁三重同軸ケーブル2</p> <p>③事故時雰囲気内で機能要求がある代表ケーブルと製造メーカーが異なるPAケーブルについては、布設環境の厳しい条件を包絡する60年間の長期健全性試験の結果に基づき、再評価または取替の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p>	<p>① 短期                      （終了は中長期）                      ② 短期                      （終了は中長期）                      ③ 短期</p>	削除	大飯発電所1, 2号炉廃止措置計画の実施に伴う変更
No.	保守管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>							
	<p>KKケーブル等*1の絶縁体並びに三重同軸ケーブル等*2の絶縁体及び内都シースの絶縁低下については、以下の事項を行う。</p> <p>①原子力安全基盤機構による安全研究「原子カプラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果に基づき、保安の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>②原子力安全・保安院指示文書「原子炉格納容器内の安全機能を有するケーブルの布設環境等の調査実施について」（平成19年10月30日付平成19-07-30 原院第5号）に基づくCV内環境調査を実施する。</p> <p>*1：KKケーブル                      絶縁KKケーブル                      PAケーブル                      絶縁PHケーブル                      絶縁PSHVケーブル                      SHVVケーブル                      SHVAケーブル                      HVVケーブル                      VVケーブル                      VAケーブル                      FEPケーブル</p> <p>*2：三重同軸ケーブル                      絶縁三重同軸ケーブル1                      絶縁三重同軸ケーブル2</p> <p>③事故時雰囲気内で機能要求がある代表ケーブルと製造メーカーが異なるPAケーブルについては、布設環境の厳しい条件を包絡する60年間の長期健全性試験の結果に基づき、再評価または取替の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p>	<p>① 短期                      （終了は中長期）                      ② 短期                      （終了は中長期）                      ③ 短期</p>							

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由
No.	保守管理の項目	実施時期 <sup>※1</sup>	削除 大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更	
15	<p>糸熱除去ポンプ入口弁電動装置等*のモータ（低圧モータ）の面冷子コイル及び口出線・接続部品の絶縁低下については、60年間の運転期間における温度、放射線、機械的及び事故時雰囲気による劣化を想定した試験結果の保全への適用の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。</p> <p>*：糸熱除去ポンプ入口弁（第2弁を含む）電動装置                      加圧器送がし弁元弁電動装置                      冷却材ポンプ封水戻り隔離弁（CV側）電動装置                      アクチュウムレータ出口弁電動装置                      冷却材ポンプモータ軸受冷却水戻り隔離弁（CV側）電動装置                      冷却材ポンプサブマールバリア冷却水戻り隔離弁（CV側）電動装置                      非放射線性機器冷却水戻り隔離弁（CV側）電動装置                      冷却材Aルーブ高温側サンプル隔離弁（CV側）電動装置                      エアリターンファン入口弁電動装置</p>	短期		
16	<p>コンクリート構造物の代表構造物等*の強度低下については、定期的にリパウンドハンマーを用いた非破壊試験による点検を実施し、強度に急激な経年劣化が生じていないことを確認する。</p> <p>*：外部遮へい壁                      内部コンクリート                      原子炉格納施設基礎                      原子炉補助建屋                      取水構造物                      タービン建屋（タービン架台）</p>	中長期		
17	<p>スタッドボルト等*の大气接触部の全面調査については、機器の取替が行われる場合、調査を実施する。</p> <p>*：スタッドボルト                      テーバボルト及びシールド（メカニカルアンカ）                      アンカボルト（ケミカルアンカ）</p>	中長期		
18	<p>ケミカルアンカの樹脂の劣化については、機器の取替が行われる場合、調査を実施する。</p>	中長期		

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>削除</p>	<p>大飯発電所 1, 2号炉 廃止措置計画の実施 に伴う変更</p>	<p>削除</p>

No.	保守管理の項目	実施時期※1
19	<p>余熱除去ポンプ等*の疲労割れについては、実測回数に基づく評価を実施する。</p> <p>*：余熱除去ポンプ（ケーシング（ケーシングカバーを含む）） 1次冷却材ポンプ（ケーシング） 再生クーラ（管板） 余熱除去クーラ（管板） 蒸気発生器（管板、給水入口管台） 原子炉容器（冷却材出入口管台、上部蓋、上部胴、中間胴、下部胴、下部鏡、上部胴フランジ、薬用管台、空気抜管、炉内計装筒、炉心支持壺物、スタットポルト） 加圧器（スプレイライン用管台、サージ用管台） 余熱除去ポンプ出入口ライン貫通部（固定式配管貫通部）（端板） 主蒸気・主給水ライン貫通部（伸縮式配管貫通部）（伸縮継手） 余熱除去系統配管（母管） 安全注入系統配管（母管） 1次冷却系統配管（母管） 主給水系統配管（母管） 1次冷却材管（母管及び管台） 余熱除去系統配管サポート（配管サポート） 余熱除去系統（仕切弁）（弁箱） 化学体積制御系統（玉形弁）（弁箱） 安全注入系統（スライディング逆止弁）（弁箱） 化学体積制御系統（リフト逆止弁）（弁箱） 炉内構造物 炉心支持構造物（上部炉心板、上部炉心支持柱、上部炉心支持板、下部炉心板、下部炉心支持柱、下部炉心支持板、炉心そう） 低圧タービン（第1内部車室） タービン動補助給水ポンプ蒸気タービン（ケーシング（ケーシングカバーを含む）及びダイヤフラム） 加圧器サポート（加圧器スカート溶接部）</p>	中長期

※1：実施時期における、短期とは平成21年12月5日からの5年間、中長期とは平成21年12月5日からの10年間をいう。

## 第 2 編

### 廃止措置段階の発電用原子炉施設編 ( 1 号炉および 2 号炉に係る保安措置)

廃止措置段階とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 3 4 第 2 項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する段階をいう。

また、廃止措置段階にある大飯発電所 1 号炉および 2 号炉に係る発電用原子炉施設（廃止措置対象施設）を廃止措置段階の発電用原子炉施設という。

## 第1章 総則

(目的)

第140条 この規定第2編（第2編において、以下「本編」という。）は、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づき、廃止措置段階のうち、解体準備期間にある大飯発電所1号炉および2号炉原子炉施設（本編において、以下、「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下、「保安活動」という。）を定め、核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。

(基本方針)

第141条 発電所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業員および公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。

(安全文化の醸成)

第142条 第141条に係る保安活動を実施するにあたり、安全を第一とした原子力事業運営の実現のため、安全文化の醸成のための活動を以下のとおり実施する。

2. 社長は、以下の事項を実施する。

(1) 安全を第一とした原子力事業運営の実現のため、安全文化醸成の方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。

(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。

3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、安全文化の醸成のための活動を統括する。また、次の各号に係る審議のための会議体を設置し、安全文化の醸成のための活動を実施させる。

(1) 安全文化の醸成のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第145条(保安に関する組織)の組織にその活動を実施させる。

(2) (1)に定めた計画の実施状況および安全文化醸成の状況を評価する。

(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。

(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。

4. 第145条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、安全文化の醸成のための活動を実施する。



(関係法令および本規定の遵守)

第143条 第144条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令および本規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。

2. 社長は、以下の事項を実施する。

(1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。

(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。

3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門CSR推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。

(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第145条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。

(2) (1)に定めた計画の実施状況を評価する。

(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。

(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。

4. 第145条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。

## 第2章 品質保証

(品質保証計画)

第144条 第141条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。

### 1. 目的

本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」（以下、「JEAC4111」という。）および関係法令に基づく品質マネジメントシステム（安全文化を醸成する活動を行うしくみを含む。以下、「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

### 2. 適用範囲

本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。

### 3. 定義

本品質保証計画における用語の定義は、下記に定めるものの他 JEAC4111 に従う。

#### (1) 発電用原子炉施設

原子力発電所を構成する構築物、系統および機器等の総称をいう（以下、本条において「原子炉施設」という）。

#### (2) 原子力施設情報公開ライブラリー

原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう（以下、本編において、「ニューシア」という）。

#### (3) PWR事業者連絡会

国内PWR（加圧水型軽水炉）プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施および技術情報を共有するための連絡会のことをいう（以下、本条および第192条において同じ）。

### 4. 品質マネジメントシステム

#### 4.1 一般要求事項

(1) 原子力部門（第145条 図145に示す組織すべてをいう。以下、本編において同じ。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

(2) 原子力部門は、次の事項を実施する。

a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの原子力部門への適用を4.2.1 b)、c)、d)およびe) に示す文書で明確にする。

b) これらのプロセスの順序および相互関係を図144-1に示す。

- c) これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を品質マネジメントシステムの文書にて明確にする。
  - d) これらのプロセスの運用および監視を支援するために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。(6. 参照)
  - e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。
  - f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。
  - g) これらのプロセスおよび原子力部門の体制を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。
  - h) 社会科学および行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。
- (3) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの運用において、重要度分類指針を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、表 1 4 4 - 2 の 4. 1 項に係る社内標準に規定し、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針を参考とした重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。
- a) プロセスおよび原子炉施設の複雑性、独自性または斬新性の程度
  - b) プロセスおよび原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度
  - c) 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度
  - d) 作業または製造プロセス、要員、要領および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度
  - e) 原子炉施設に対する保守、検査および取替えの難易度
- (4) 原子力部門は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。
- (5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを原子力部門が決めた場合には、原子力部門はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、原子力部門の品質マネジメントシステムの文書に定める。
4. 2 文書化に関する要求事項
4. 2. 1 一般
- 品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。品質マネジメントシステム文書体系図を図 1 4 4 - 2 に示す。
- a) 文書化した、品質方針および品質目標の表明
  - b) 「原子力発電の安全に係る品質保証規程」
  - c) JEAC4111 の要求事項に基づき作成する表 1 4 4 - 1 に示す社内標準およびこれらの社内標準の中で明確にした記録
  - d) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、原子力部門が必要と決定した表 1 4 4 - 2 に示す社内標準およびこれらの社内

標準の中で明確にした記録

- e) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、原子力部門が必要と決定した文書（c）およびd)の社内標準を除く。）およびこれらの文書の中で明確にした記録

なお、b)、c)およびd)に示す社内標準以外の品質マネジメントシステムで必要とされる文書は、表144-1、表144-2で示す社内標準の中で、文書名または作成し管理することを記載する。

また、c)、d) およびe)の記録は、適正に作成する。

4. 2. 2 品質マニュアル

原子力部門は、次の事項を含む品質マニュアルとして、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」（本品質保証計画を含む。）を作成し、維持する。

- a) 品質マネジメントシステムの組織に関する事項
- b) 品質マネジメントシステムの計画に関する事項
- c) 品質マネジメントシステムの実施に関する事項
- d) 品質マネジメントシステムの評価に関する事項
- e) 品質マネジメントシステムの改善に関する事項
- f) 品質マネジメントシステムの適用範囲（2. 参照）
- g) 品質マネジメントシステムについて確立された社内標準（4. 2. 1参照）
- h) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述（図144-1参照）

4. 2. 3 文書管理

(1) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理する。ただし、記録は文書の一つではあるが、4. 2. 4に規定する要求事項に従って管理する。

(2) 次の活動に必要な管理を規定するために、表144-1の4. 2. 3項に係る社内標準を確立する。

- a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。
- b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。
- c) 文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。
- d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。
- e) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。
- f) 品質マネジメントシステムの計画および運用のために原子力部門が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。
- g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。

4. 2. 4 記録の管理

(1) 原子力部門は、要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。

(2) 原子力部門は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に関して必要な管理を規定するために、表144-1の4. 2. 4項に係る社内標準を確立する。

(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。

## 5. 経営者の責任

### 5. 1 経営者のコミットメント

社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。

- a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を原子力部門内に周知する。
- b) 品質方針を設定する。(5. 3参照)
- c) 管理責任者を指揮し、品質目標が設定されることを確実にする。(5. 4. 1参照)
- d) マネジメントレビューを実施する。(5. 6参照)
- e) 管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの確立と維持に必要な資源が使用できることを確実にする。(6. 参照)
- f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。

### 5. 2 原子力安全の重視

原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。(7. 2. 1および8. 2. 1参照)

### 5. 3 品質方針

社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。

- a) 原子力部門の目的に対して適切である。
- b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。
- c) 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。
- d) 原子力部門全体に伝達され、理解される。
- e) 適切性の持続のためにレビューされる。
- f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。

## 5. 4 計画

### 5. 4. 1 品質目標

(1) 社長は、原子力部門内のしかるべき部門および階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7. 1(3) a)参照)が設定されていることを確実にする。

(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。

(3) 原子力部門は、品質目標に係る事項について、表144-2の5. 4項に係る社内標準を確立する。

### 5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画

社長は、次の事項を確実にする。

- a) 品質目標に加えて4. 1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。

b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。

#### 5. 5 責任、権限およびコミュニケーション

##### 5. 5. 1 責任および権限

社長は、第146条および第150条に定める責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）と権限が、原子力部門全体に周知されていることを確実にする。

##### 5. 5. 2 管理責任者

(1) 社長は、原子力事業本部長を原子力部門（経営監査室を除く。）の管理責任者とし、経営監査室長を経営監査室の管理責任者として任命する。

(2) 管理責任者（原子力事業本部長）は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。

a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。

b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。

c) 原子力部門（経営監査室を除く。）全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。

(3) 管理責任者（経営監査室長）は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。

a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。

b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。

c) 経営監査室全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。

##### 5. 5. 3 プロセス責任者

社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。

a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。

b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。

c) 業務の成果を含む実施状況について評価する。（5. 4. 1 および 8. 2. 3 参照）

d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。

##### 5. 5. 4 内部コミュニケーション

(1) 社長は、原子力部門内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを確実にする。

(2) 原子力部門は、内部コミュニケーションに係る事項について、表144-2の5. 5. 4項に係る社内標準を確立する。



## 5. 6 マネジメントレビュー

### 5. 6. 1 一般

- (1) 社長は、原子力部門の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年1回（原則として年度末）以上品質マネジメントシステムをレビューする。
- (2) 発電所長は、発電所における品質マネジメントシステムを評価し、その結果を表144-2の5. 5. 4項に係る社内標準に基づき管理責任者（原子力事業本部長）へ報告する。管理責任者（原子力事業本部長および経営監査室長）は、これらの情報を含む自らが所管する品質マネジメントシステムに係る活動を評価し、その結果をマネジメントレビューへのインプットとする。
- (3) マネジメントレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。なお、第146条第1項(18)に定める関係する部門についてもマネジメントレビューの結果に基づいて社長が必要な業務の指示を行う。
- (4) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する。（4. 2. 4参照）

### 5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット

マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。

- a) 監査の結果
- b) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方（8. 2. 1参照）
- c) プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）ならびに検査および試験の結果（8. 2. 3および8. 2. 4参照）
- d) 予防処置および是正処置の状況（8. 5. 2および8. 5. 3参照）
- e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況
- f) 関係法令の遵守状況
- g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ（5. 6. 3参照）
- h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- i) 改善のための提案

### 5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット

マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処置すべてを含める。

- a) 品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善
- b) 業務の計画および実施にかかわる改善
- c) 資源の必要性

## 6. 資源の運用管理

### 6. 1 資源の提供

原子力部門は、原子力安全に必要な資源を表144-2の6. 1項、6. 2項および7. 1項に係る社内標準において明確にし、提供する。

### 6. 2 人的資源

#### 6. 2. 1 一般



原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量を有する。

#### 6. 2. 2 力量、教育・訓練および認識

原子力部門は、表 1 4 4 - 2 の 5. 4 項および 6. 2 項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

- a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。
- b) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。
- c) 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。
- d) 原子力部門の要員が、自らの活動のもつ意味および重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
- e) 教育、訓練、技能および経験について該当する記録を維持する。(4. 2. 4 参照)

#### 6. 3 原子炉施設およびインフラストラクチャー

原子力部門は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を表 1 4 4 - 2 の 7. 1 項に係る社内標準において明確にし、維持管理する。

また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを表 1 4 4 - 2 の 7. 1 項に係る社内標準において明確にし、維持する。

#### 6. 4 作業環境

原子力部門は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を表 1 4 4 - 2 の 7. 1 項に係る社内標準において明確にし、運営管理する。

### 7. 業務の計画および実施

#### 7. 1 業務の計画

- (1) 原子力部門は、表 1 4 4 - 1 の 4. 2. 3 項に係る社内標準および表 1 4 4 - 2 の 7. 1 項に係る社内標準に基づき、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。
- (2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。(4. 1 参照)
- (3) 原子力部門は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。

なお、d)については表 1 4 4 - 2 の 7. 1 項に係る社内標準において明確にする。

  - a) 業務・原子炉施設に対する品質目標および要求事項
  - b) 業務・原子炉施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性
  - c) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査および試験活動ならびにこれらの合否判定基準
  - d) 業務・原子炉施設のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4. 2. 4 参照)
- (4) この計画のアウトプットは、原子力部門の運営方法に適した形式にする。

#### 7. 2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス

##### 7. 2. 1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化

原子力部門は、次の事項を業務の計画（7. 1 参照）で明確にする。

- a) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項
- b) 明示されてはいないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項
- c) 原子力部門が必要と判断する追加要求事項すべて

#### 7. 2. 2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー

- (1) 原子力部門は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。
- (2) レビューでは、次の事項を確実にする。
  - a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。
  - b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
  - c) 原子力部門が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。
- (3) このレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。（4. 2. 4 参照）
- (4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、原子力部門はその要求事項を適用する前に確認する。
- (5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、原子力部門は、関連する文書として業務の計画を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。

#### 7. 2. 3 外部とのコミュニケーション

原子力部門は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を表 1 4 4 - 2 の 7. 2. 3 項に係る社内標準で明確にし、実施する。

#### 7. 3 設計・開発

原子力部門は、表 1 4 4 - 2 の 7. 3 項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

##### 7. 3. 1 設計・開発の計画

- (1) 原子力部門は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。
- (2) 設計・開発の計画において、原子力部門は、次の事項を明確にする。
  - a) 設計・開発の段階
  - b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認
  - c) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限
- (3) 原子力部門は、効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。
- (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。

##### 7. 3. 2 設計・開発へのインプット

- (1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。（4. 2. 4 参照）インプットには、次の事項を含める。

- a) 機能および性能に関する要求事項
  - b) 適用される法令・規制要求事項
  - c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
  - d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- (2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないようにする。
7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット
- (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。
- (2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。
- a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
  - b) 調達、業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。
  - c) 関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。
  - d) 安全な使用および適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。
7. 3. 4 設計・開発のレビュー
- (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7. 3. 1 参照）体系的なレビューを行う。
- a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。
  - b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
- (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。（4. 2. 4 参照）
7. 3. 5 設計・開発の検証
- (1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7. 3. 1 参照）検証を実施する。
- この検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。（4. 2. 4 参照）
- (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。
7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認
- (1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7. 3. 1 参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。
- (2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。
- (3) 妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。（4. 2. 4 参照）
7. 3. 7 設計・開発の変更管理
- (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。（4. 2. 4 参照）

- (2) 変更に対して、レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
- (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素および関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。
- (4) 変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。（4. 2. 4 参照）

#### 7. 4 調達

原子力部門は、表 1 4 4 - 2 の 7. 4 項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

##### 7. 4. 1 調達プロセス

- (1) 原子力部門は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。
- (2) 供給者および調達製品に対する管理の方式および程度は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。
- (3) 原子力部門は、供給者が原子力部門の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価および再評価の基準を定める。
- (4) 評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。（4. 2. 4 参照）
- (5) 原子力部門は、調達製品の調達後における、維持または運用に必要な保安に係る技術情報の取得およびそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する管理方法を定める。

##### 7. 4. 2 調達要求事項

- (1) 調達要求事項では、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。
  - a) 製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項
  - b) 要員の適格性確認に関する要求事項
  - c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項
  - d) 不適合の報告および処理に関する要求事項
  - e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
- (2) 原子力部門は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
- (3) 原子力部門は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

##### 7. 4. 3 調達製品の検証

- (1) 原子力部門は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。
- (2) 原子力部門が、供給者先で検証を実施することにした場合には、原子力部門は、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。

## 7. 5 業務の実施

原子力部門は、業務の計画（7. 1 参照）に基づき、次の事項を実施する。

### 7. 5. 1 業務の管理

原子力部門は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。

- a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。
- b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。
- c) 適切な設備を使用している。
- d) 監視機器および測定機器が利用でき、使用している。
- e) 監視および測定が実施されている。
- f) 業務のリリースが実施されている。

### 7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認

- (1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、原子力部門は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。
- (2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
- (3) 原子力部門は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。
  - a) プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準
  - b) 設備の承認および要員の適格性確認
  - c) 所定の方法および手順の適用
  - d) 記録に関する要求事項（4. 2. 4 参照）
  - e) 妥当性の再確認

### 7. 5. 3 識別およびトレーサビリティ

- (1) 必要な場合には、原子力部門は、業務の計画および実施の全過程において、適切な手段により、業務・原子炉施設を識別する。
- (2) 原子力部門は、業務の計画および実施の全過程において、監視および測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。
- (3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、原子力部門は業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する。（4. 2. 4 参照）

### 7. 5. 4 原子力部門外の所有物

原子力部門は、原子力部門外の所有物について、それが原子力部門の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。（4. 2. 4 参照）

### 7. 5. 5 調達製品の保存

- (1) 原子力部門は、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。
- (2) 原子力部門は、調達製品の保存に係る事項について、表 1 4 4 - 2 の 7. 5. 5 項に



係る社内標準を確立する。

## 7. 6 監視機器および測定機器の管理

原子力部門は、業務の計画（7. 1 参照）に基づき、次の事項を実施する。

- (1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、原子力部門は、実施すべき監視および測定を表 1 4 4-2 の 7. 1 項および 8. 2. 4 項に係る社内標準において明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を表 1 4 4-2 の 7. 6 項に係る社内標準において明確にする。
- (2) 原子力部門は、監視および測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視および測定が実施できることを確実にするプロセスを、表 1 4 4-2 の 7. 1 項に係る社内標準において確立する。
- (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。
  - a) 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する。（4. 2. 4 参照）
  - b) 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。
  - c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。
  - d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
  - e) 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。

さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、原子力部門は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。（4. 2. 4 参照）

原子力部門は、その機器、および影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正および検証の結果の記録を維持する。（4. 2. 4 参照）

- (4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。

この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。

## 8. 評価および改善

### 8. 1 一般

- (1) 原子力部門は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画し、実施する。
  - a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。
  - b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。
  - c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
- (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含める。

### 8. 2 監視および測定

#### 8. 2. 1 原子力安全の達成

原子力部門は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を表144-2の8. 2. 1項に係る社内標準に定める。

#### 8. 2. 2 内部監査

原子力部門は、表144-1の8. 2. 2項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

(1) 品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行うことができる組織が内部監査を実施する。

a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画(7. 1参照)に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、および原子力部門が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。

b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。

(2) 監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度および方法を規定する。監査員の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性および公平性を確保する。ただし、監査員は、自らの業務を監査しない。

(3) 監査の計画および実施、記録の作成および結果の報告に関する責任および権限、ならびに要求事項を規定する。

(4) 監査およびその結果の記録を維持する。(4. 2. 4参照)

(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める。(8. 5. 2参照)

(6) 監査のプログラムおよび結果について、管理責任者に報告する。

(7) 経営監査室は、原子力事業本部および発電所が実施した内部監査を評価する。その結果、経営監査室長が必要と判断した場合には、原子力事業本部、発電所に内部監査の実施を指示する。

(8) 原子力事業本部および発電所は、経営監査室長から内部監査の実施について指示がある場合は内部監査を実施する。

#### 8. 2. 3 プロセスの監視および測定

(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。

(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。

(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正ならびに是正処置をとる。

#### 8. 2. 4 検査および試験



- (1) 原子力部門は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、表 144-2 の 8. 2. 4 項に係る社内標準を確立し、原子炉施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画（7. 1 参照）に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する。（4. 2. 4 参照）
- (2) 検査および試験要員の独立の程度を定める。
- (3) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を、記録する。（4. 2. 4 参照）
- (4) 業務の計画（7. 1 参照）で決めた検査および試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。

#### 8. 3 不適合管理

原子力部門は、表 144-1 の 8. 3 項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

- (1) 原子力部門は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。
- (2) 不適合の処理に関する管理およびそれに関連する責任および権限を規定する。
- (3) 該当する場合には、原子力部門は、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。
  - a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。
  - b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、または合格と判定することを正式に許可する。
  - c) 本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。
  - d) 外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。
- (4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。
- (5) 不適合の性質の記録、および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。（4. 2. 4 参照）
- (6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。

#### 8. 4 データの分析

- (1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、表 144-2 の 8. 4 項に係る社内標準において適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。
- (2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。
  - a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方（8. 2. 1 参照）
  - b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合（8. 2. 3 および 8. 2. 4 参照）
  - c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセスおよび原子炉施設の、特性および傾向（8. 2. 3 および 8. 2. 4 参照）

d) 供給者の能力（7. 4 参照）

## 8. 5 改善

### 8. 5. 1 継続的改善

原子力部門は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

### 8. 5. 2 是正処置

原子力部門は、表 1 4 4 - 1 の 8. 5. 2 項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

(1) 原子力部門は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。

(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。

(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。

a) 不適合のレビュー

b) 不適合の原因の特定

c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価

d) 必要な処置の決定および実施

e) とった処置の結果の記録（4. 2. 4 参照）

f) とった是正処置の有効性のレビュー

### 8. 5. 3 予防処置

原子力部門は、表 1 4 4 - 1 の 8. 5. 3 項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

(1) 原子力部門は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見（良好事例を含む。）および他の施設から得られた知見（PWR 事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。

(2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。

(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。

a) 起こり得る不適合およびその原因の特定

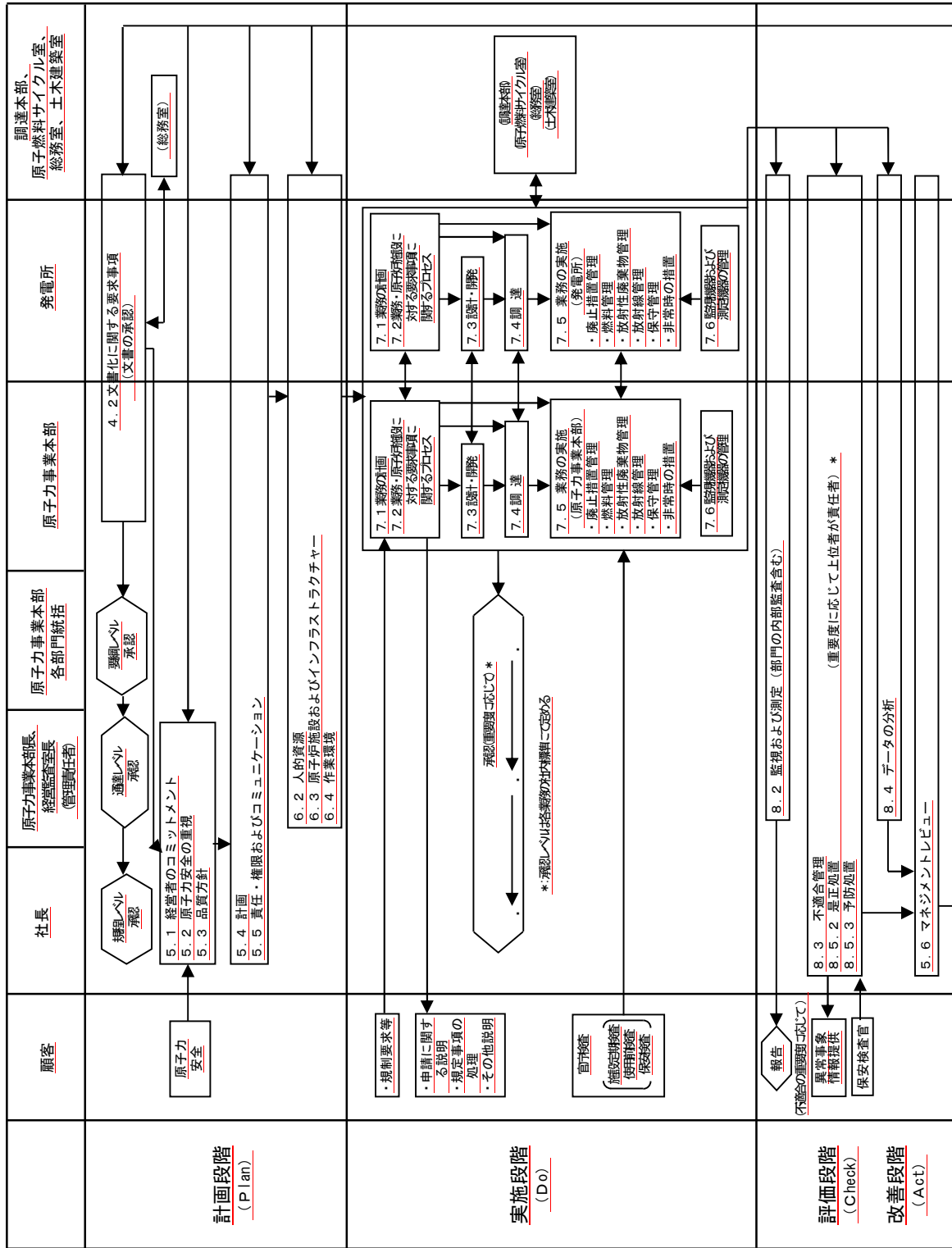
b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価

c) 必要な処置の決定および実施

d) とった処置の結果の記録（4. 2. 4 参照）

e) とった予防処置の有効性のレビュー

図 144-1 品質マネジメントシステム体系図



(注1) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を規格要求事項に着目し、整理した上でPDCAに分類して示している。業務の詳細は各社内標準にて定める。  
 (注2) 原子力事業本部各部門統括とは、原子力企画部門統括、原子力安全部門統括、原子力発電部門統括、原子力燃料サイクル室、原子力技術部門統括 (土木建築)、原子燃料部門統括のいずれかを指す。

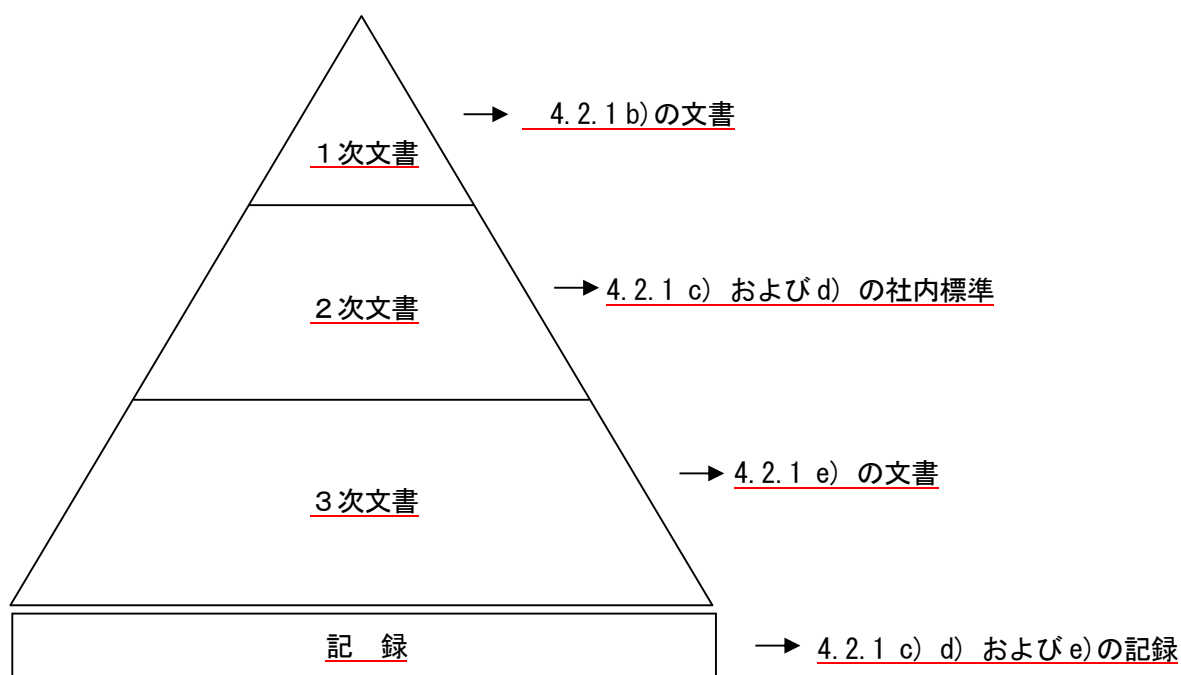


図 1 4 4 - 2 品質マネジメントシステム文書体系図

表 1 4 4 - 1 : 本品質保証計画関連条項と JEAC4111 の要求事項に基づき作成する社内標準との関係

本品質保証 計画関連条項	項 目	社内標準名		所管箇所	文書番号
		1 次文書	2 次文書		
<u>4. 2. 3</u> <u>4. 2. 4</u>	<u>文書管理</u> <u>記録の管理</u>	原子力発電の安全に係る品質保証規程 ※1	<u>原子力部門における</u> <u>文書・記録管理通達</u>	<u>原子力事業本部</u> <u>原子力企画部門</u>	<u>平成 1 8 原</u> <u>総通達 第 3</u> <u>号</u>
<u>8. 2. 2</u>	<u>内部監査</u>		<u>原子力部門における</u> <u>内部監査通達</u>	<u>経営監査室</u>	<u>平成 1 8 経</u> <u>営原通達 第</u> <u>1 号</u>
<u>8. 3</u> <u>8. 5. 2</u>	<u>不適合管理</u> <u>是正処置</u>		<u>不適合管理および是</u> <u>正処置通達</u>	<u>原子力事業本部</u> <u>原子力発電部門</u>	<u>平成 1 8 原</u> <u>品証通達 第</u> <u>1 号</u>
<u>8. 5. 3</u>	<u>予防処置</u>		<u>予防処置通達</u>	<u>原子力事業本部</u> <u>原子力発電部門</u>	<u>平成 1 8 原</u> <u>発電通達 第</u> <u>2 号</u>

※ 1 : 原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室および経営監査室であり、文書番号は平成 1 5 規程第 5 号とする（以下、本条において同じ）。

表 1 4 4 - 2 : 本品質保証計画関連条項および本規定関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係

本品質保証 計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項
		1次 文書	2次文書			
4. 1	重要度分 類	原子力発電の安全に係る品質保証規程	グレード分け通 達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成 1 8 原 品 証 通 達 第 2 号	
4. 1	安全文化		安全文化通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成 2 5 原 品 証 通 達 第 1 号	第 1 4 2 条、第 1 4 3 条、第 1 4 4 条
5. 4	品質目標	品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成 1 8 原 品 証 通 達 第 3 号		
5. 5. 3						
6. 2. 2						
5. 5. 3	プロセス 責任者	原子力部門にお ける文書・記録 管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成 1 8 原 総 通 達 第 3 号		
5. 5. 4						
5. 6	内部コミュ ニケーション	内部コミュニケ ーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成 1 8 原 品 証 通 達 第 4 号	第 1 4 7 条、第 1 4 8 条	
6. 1	資源の提 供	要員・組織計画 通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成 1 8 原 原 企 通 達 第 1 号		
6. 1	力量、教 育・訓練お よび認識	教育・訓練通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成 1 8 原 原 企 通 達 第 2 号	第 2 0 6 条、第 2 0 7 条	
6. 2						

表 1 4 4 - 2 (続き)

計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項		
		1次文書	2次文書					
<u>6. 1</u> <u>6. 3</u> <u>6. 4</u> <u>7. 1</u> <u>7. 2</u> <u>7. 5</u> <u>7. 6</u> <u>8. 2. 4</u>	<u>廃止措置管理</u>	<u>原子力発電の安全に係る品質保証規程</u>	<u>廃止措置管理通達</u>	原子力事業本部	平成 2 7 原廃計通達 第 1 号	<u>第 1 4 9 条、第 1 5 0 条、第 1 5 6 条、第 1 5 9 条から第 1 6 1 条、</u>		
			<u>運転管理通達</u>	原子力発電部門	平成 1 8 原発電通達 第 1 号		<u>第 1 5 2 条から第 1 5 5 条、第 1 5 7 条、第 1 5 8 条、第 1 6 2 条から第 1 6 5 条、第 1 9 2 条、第 1 9 3 条、第 2 0 9 条</u>	
	<u>燃料管理</u>			<u>原子燃料管理通達</u>	原子力事業本部	平成 1 8 原燃保通達 第 1 号	<u>第 1 6 6 条から第 1 6 9 条、第 2 0 9 条</u>	
				<u>放射性廃棄物管理通達</u>	原子力発電部門	平成 1 8 原放管通達 第 1 号		<u>第 1 7 0 条から第 1 7 6 条、第 2 0 9 条</u>
	<u>放射線管理</u>			<u>放射線管理通達</u>	原子力事業本部	平成 1 8 原放管通達 第 2 号	<u>第 1 7 7 条から第 1 9 1 条、第 1 9 6 条、第 2 0 4 条、第 2 0 9 条</u>	
				<u>保守管理通達</u>	原子力発電部門	平成 1 8 原保修通達 第 1 号		<u>第 1 9 2 条</u>
				<u>非常時の措置通達</u>	原子力事業本部	平成 2 6 原危管通達 第 1 号		<u>第 1 5 8 条、第 1 9 4 条、第 1 9 5 条、第 1 9 7 条から第 2 0 3 条、第 2 0 5 条</u>
	<u>その他</u>			<u>原子燃料サイクル通達</u>	原子力事業本部 原子燃料部門	平成 1 8 原燃品通達 第 1 号	<u>第 1 6 6 条から第 1 6 9 条</u>	



表 1 4 4 - 2 (続き)

本品質保証 計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項
		1次 文書	2次文書			
6. 1 6. 3 6. 4 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	その他	原子力技術業務 要綱		原子力事業本部 原子力技術部門	平成 1 7 原プラ 要綱 第 2 号	
7. 2. 2 7. 2. 3 8. 2. 1	外部との コミュニ ケーション 原子力安 全の達成	外部コミュニケ ーション通達		原子力事業本部 原子力発電部門	平成 1 8 原発電 通達 第 3 号	
7. 3	設計・開 発	設計・開発通達		原子力事業本部 原子力発電部門	平成 1 8 原保修 通達 第 2 号	第 1 9 2 条
7. 4 7. 5. 5	調達 調達製品 の保存	原子力部門にお ける調達管理通 達		調達本部	平成 2 7 調原通 達 第 1 号	
7. 6	監視機器 および測 定機器の 管理	監視機器・測定機 器管理通達		原子力事業本部 原子力発電部門	平成 1 8 原保修 通達 第 3 号	

表 1 4 4 - 2 (続き)

本品質保証 計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本規定関連条項
		1次 文書	2次文書			
8. 2. 3	プロセス の監視お よび測定	原子力発電の安全に係る品質保証規程	品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成 1 8 原品証 通達 第 3 号	
			原子力部門にお ける内部監査通 達	経営監査室	平成 1 8 経営原 通達 第 1 号	
7. 6 8. 2. 4	検査およ び試験		検査・試験通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成 1 8 原保修 通達 第 4 号	
8. 4	データの 分析		データ分析通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成 1 8 原品証 通達 第 5 号	

### 第3章 保安管理体制

#### 第1節 組織および職務

(保安に関する組織)

第145条 発電所の保安に関する組織は、図145のとおりとする。

図145

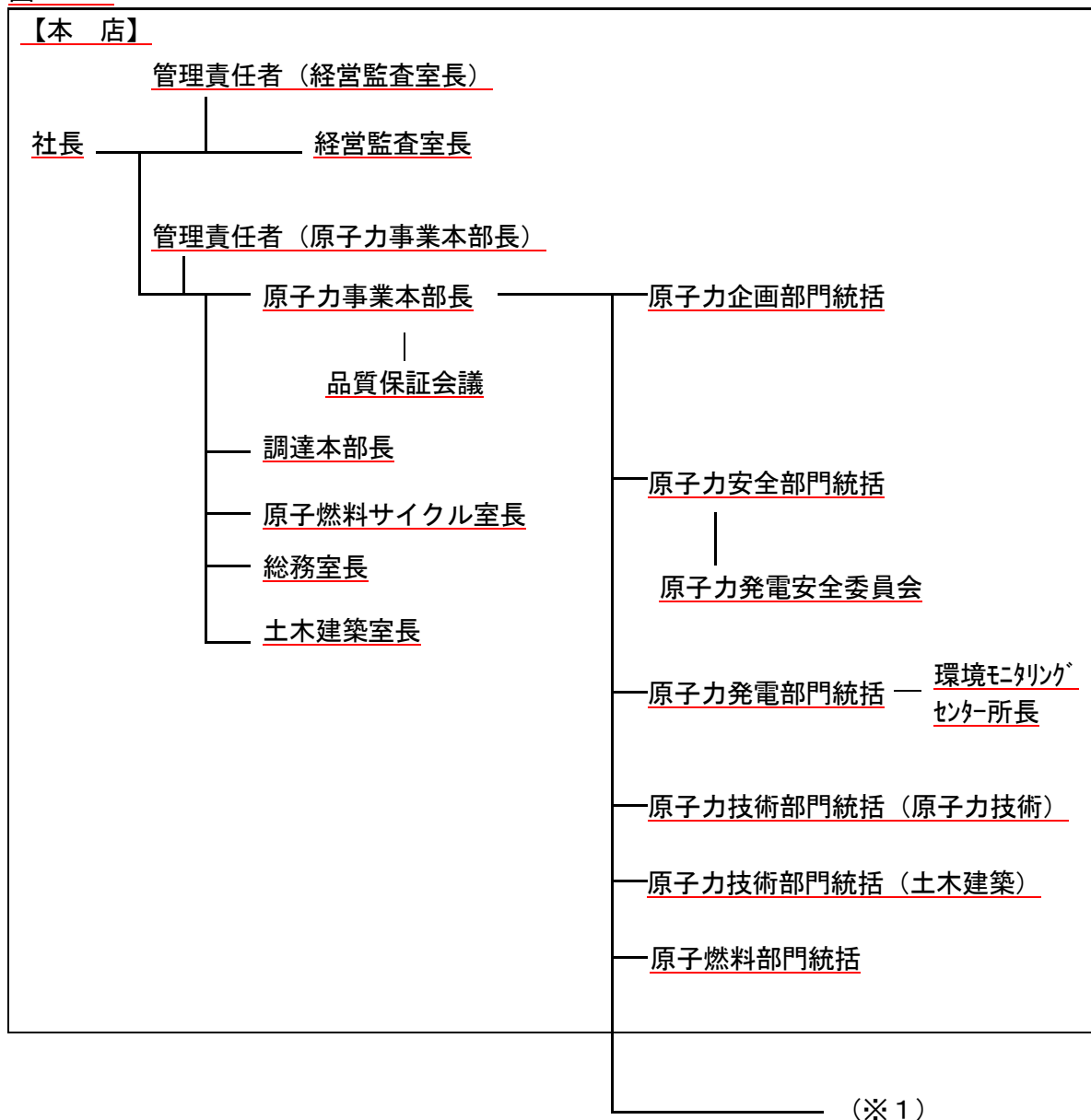
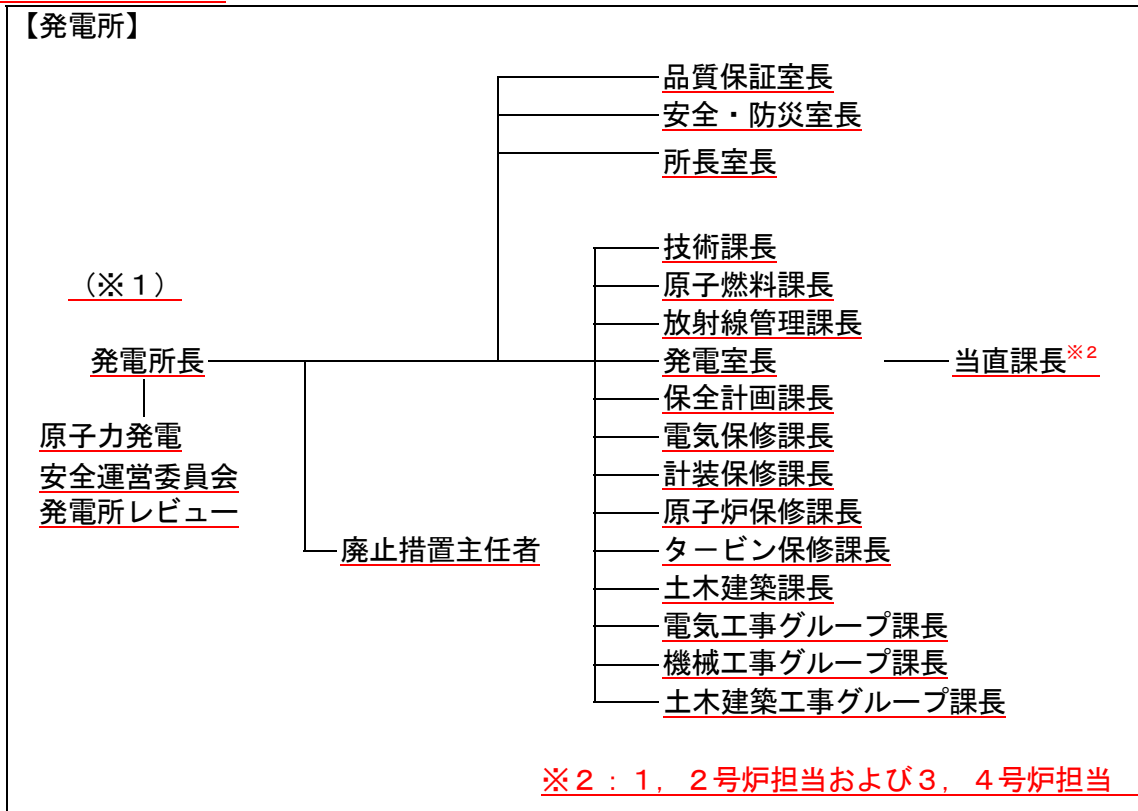


図 1 4 5 ( 続 き )



(保安に関する職務)

第146条 本店における保安に関する職務は次のとおり。

- (1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。
- (2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。
- (3) 原子力事業本部長は、第1項(5)から(10)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第142条第3項および第143条第3項の職務を行う。
- (4) 原子力事業本部長代理および第1項(5)から(10)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。
- (5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育(原子力部門の経営監査に係る要員の教育および運転員の教育・訓練を除く。)ならびに文書管理に関する業務を統括する。
- (6) 原子力安全部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務を統括する。
- (7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動、原子力発電施設の設計・保全および廃止措置ならびに原子力発電所の運転保守(運転員の教育・訓練を含む)、放射線管理および放射性廃棄物管理に関する業務を統括する。
- (8) 原子力技術部門統括(原子力技術)は、原子力発電施設の設計・保全(原子力技術部門統括(土木建築)および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する。
- (9) 原子力技術部門統括(土木建築)は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全(原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する。
- (10) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル(原子燃料サイクル室長所管業務を除く。)およびその品質保証活動に関する業務を統括する。
- (11) 調達本部長は、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。
- (12) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。
- (13) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。
- (14) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。
- (15) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。
- (16) 第1項(6)から(10)、(14)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。
- (17) 第1項(5)から(15)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。
- (18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。

2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。

- (1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。
- (2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。
- (3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。
- (4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。
- (5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。
- (6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。
- (7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括、教育・訓練の総括、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。
- (8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。
- (9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。
- (10) 原子燃料課長は、原子燃料管理に関する業務を行う。
- (11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理、化学管理および廃止措置工事<sup>\*1</sup>に関する業務を行う。
- (12) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。
- (13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において「当直課長」とは、特に定めのない限り1号炉および2号炉を担当する当直課長をいう。
- (14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、施設定期検査（以下、「定期検査」という。）に関する業務の補佐を行う。
- (15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理および廃止措置工事<sup>\*1</sup>の総括に関する業務を行う。
- (16) 電気必修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>\*1</sup>（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。
- (17) 計装必修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>\*1</sup>（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。
- (18) 原子炉必修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>\*1</sup>（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。
- (19) タービン必修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>\*1</sup>（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。
- (20) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>\*1</sup>（機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。
- (21) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>\*1</sup>のうち、所長が指定したものに関する業務を行う。

- (22) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>※1</sup>のうち、所長が指定したものに関する業務を行う。
- (23) 土木建築工事グループ課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>※1</sup>のうち、所長が指定したものに関する業務を行う。
- (24) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。
- (25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。
- (26) 第2項(5)、(6)、(10)から(13)および(15)から(23)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。
- (27) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。

※1：廃止措置工事とは、第160条に定める、原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下、「廃止措置計画」という。）に基づき実施する工事をいう。



## 第2節 原子力発電安全委員会および原子力発電安全運営委員会

(原子力発電安全委員会)

第147条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。

(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更

(2) 廃止措置計画の変更

(3) 原子炉施設保安規定の変更

(4) 本店所管の社内標準の制定および改正

(5) その他委員会で定めた事項

3. 原子力安全部門統括を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。

4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の廃止措置主任者に加え、委員長が指名した者で構成する。

(原子力発電安全運営委員会)

第148条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。

2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。

(1) 廃止措置管理に関する社内標準の制定および改正

- (a) 運転員の構成人員に関する事項
- (b) 当直の引継方法に関する事項
- (c) 廃止措置計画に関する事項
- (d) 安全貯蔵措置に関する事項
- (e) 巡視に関する事項
- (f) 警報発生時の措置に関する事項
- (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
- (h) 定期的実施するサーベランスに関する事項

(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正

- (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項
- (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項

(3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正

- (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項
- (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項
- (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項
- (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項

(4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正

- (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項
- (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項
- (c) 保全区域に関する事項
- (d) 周辺監視区域に関する事項
- (e) 線量の評価に関する事項
- (f) 除染に関する事項
- (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項
- (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項
- (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項

(5) 保守管理に関する社内標準の制定および改正

(6) 改造の実施に関する事項

(7) 保安教育実施計画の策定（第206条）に関する事項

(8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項

3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。

4. 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第146条第2項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(12)および(15)から(23)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。

### 第3節 廃止措置主任者

#### (廃止措置主任者の選任)

第149条 所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当たり必要な知識を有することを所長が認めた者であつて、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者から選任する。

(1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務

(2) 原子炉の運転に関する業務

(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務

(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務

2. 廃止措置主任者は1号炉および2号炉で兼任することができる。

3. 廃止措置主任者の職位は、課（室）長以上とする。

4. 廃止措置主任者には代行者を置くことができる。なお、廃止措置主任者の代行者を置く場合は、第1項から第3項に基づき選任する。

5. 廃止措置主任者が職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらためて廃止措置主任者を選任する。

(廃止措置主任者の職務等)

第150条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。

- (1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。
- (2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。
- (3) 廃止措置主任者は、第209条第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。
- (4) 表150-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。
- (5) 表150-2に定める事項について、各課(室)長からの報告内容等を確認する。
- (6) 表150-3に示す記録の内容を確認する。
- (7) その他原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督に必要な職務を行う。

2. 所長は、廃止措置主任者がその保安のためにする意見具申を尊重する。

3. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者がその保安のためにする指導・助言を尊重する。

表150-1

<u>条 文</u>	<u>内 容</u>
<u>第177条(管理区域の設定・解除)</u>	<u>第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除</u> <u>第7項に定める管理区域の設定・解除</u>
<u>第206条(所員への保安教育)</u>	<u>所員への保安教育実施計画</u>
<u>第207条(請負会社従業員への保安教育)</u>	<u>請負会社従業員への保安教育実施計画</u>

表 150-2

条 文	内 容
<u>第 156 条（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置）</u>	<u>原子炉内に燃料を装荷しないこと</u>
<u>第 157 条（地震・火災等発生時の措置）</u>	<u>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</u>
<u>第 161 条（工事完了の報告）</u>	<u>工事計画に基づき実施した工事の結果</u>
<u>第 164 条（施設運用上の基準を満足しない場合）</u>	<u>第 6 項に定める施設運用上の基準を満足していると判断した場合</u>
<u>第 209 条（報告）</u>	<u>施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</u>
	<u>放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</u>
	<u>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</u>
	<u>実用炉規則第 134 条第 3 号、第 4 号、第 6 号から第 12 号および第 14 号に定める報告事象が生じた場合</u>

表 150-3

記 録 項 目
1. <u>燃料に係る記録</u>
(1) <u>使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</u>
(2) <u>使用済燃料の払出し時における放射能の量</u>
2. <u>放射線管理に係る記録</u>
(1) <u>使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</u>
(2) <u>管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</u>
(3) <u>放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況</u>
3. <u>放射性廃棄物管理に係る記録</u>
(1) <u>放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度</u>
(2) <u>廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法</u>
(3) <u>放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</u>
(4) <u>発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路</u>
4. <u>原子炉施設の巡視の結果</u>
5. <u>保安教育の実施報告書</u>
6. <u>廃止措置に係る工事の方法、時期および対象となる原子炉施設の設備の名称</u>

## 第4章 廃止措置管理

### 第1節 通則

(構成および定義)

第151条 第3節 (第163条から第165条を除く) における条文の基本的な構成は次のとおりとする。

- (1) 第1項：施設運用上の基準
- (2) 第2項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項
- (3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合<sup>※1</sup>に要求される措置

2. 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。

- (1) 第3節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備<sup>※2</sup>が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。

※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。

- (1) 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直課長が判断した場合
- (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合
- (3) 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直課長が判断した場合

※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。



(運転員の確保)

第152条 発電室長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。

2. 発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり表152に定める人数の者をそろえ、5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表152に定める人数のうち、1名は当直課長とする。

3. 当直課長は、照射済燃料移動中においては、第2項で定める者のうち、1名以上を常時中央制御室に確保する。

表152

<u>中央制御室名</u>	<u>A中央制御室<sup>※1</sup></u> <u>(1号炉および2号炉)</u>
<u>3号炉および</u> <u>4号炉の運転モード</u>	
<u>原子炉2基がともにモード1、2、</u> <u>3、4、5および6の場合<sup>※2</sup></u>	<u>10名以上<sup>※3※4</sup></u>
<u>原子炉1基がモード1、2、3、4、</u> <u>5および6の場合<sup>※2</sup></u>	<u>8名以上<sup>※3※5</sup></u>
<u>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵し</u> <u>ている期間の場合<sup>※2※3</sup></u>	<u>6名以上<sup>※3</sup></u>

※1：複数の運転モードに該当する場合、要求される運転員数の多い方が適用される。

※2：照射済燃料移動中も含む。

※3：当直課長を含む。

※4：内4名が3号炉および4号炉現場作業応援。

※5：内2名が3号炉または4号炉現場作業応援。

(巡視)

第153条 当直課長（3、4号炉担当含む）は、毎日1回以上、原子炉施設（アニュラス内および第179条第1項で定める区域を除く）を巡視する。

2. 発電室長は、アニュラス内および第179条第1項で定める区域については、第179条第1項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視を行う区域および方法を定める。当直課長（3、4号炉担当含む）は、その定めに従い、巡視を実施する。

(廃止措置管理に関する社内標準の作成)

第154条 各課(室)長(当直課長を除く。)は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第148条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。

- (1) 廃止措置計画に関する事項
- (2) 安全貯蔵措置に関する事項
- (3) 巡視に関する事項
- (4) 警報発生時の措置に関する事項
- (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
- (6) 定期的を実施するサーベランスに関する事項

(引 継)

第155条 当直課長（3、4号炉担当含む）は、その業務を次直の当直課長（3、4号炉担当含む）に引き継ぐ際には、施設運用状況を申し送る。

(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)

第156条 原子燃料課長は、1号炉および2号炉の原子炉内に燃料を装荷しない措置として、1号炉および2号炉の燃料移送管の仕切弁を閉止後、施錠する。

2. 各課(室)長は、燃料以外を移送するために燃料移送管の仕切弁を開閉する必要がある場合は、廃止措置主任者の確認を得て、施錠を解除し仕切弁を操作することができる。

3. 原子力部門は、燃料を譲り渡す場合は、表156に定める譲渡し先に譲り渡す。

表156

<u>種別</u>	<u>譲渡し先</u>
<u>使用済燃料</u>	<u>再処理事業者または3号炉もしくは4号炉</u>
<u>新燃料</u>	<u>3号炉または4号炉</u>

(地震・火災等発生時の措置)

第157条 各課(室)長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。

(1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設<sup>※1</sup>の損傷の有無を確認する。

(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、維持すべき原子炉施設<sup>※1</sup>の損傷の有無を確認する。

2. 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。

(1) 安全・防災室長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する<sup>※2</sup>。

(2) 安全・防災室長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上(発電所合計数)を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。

(3) 安全・防災室長は、初期消火活動を行うため、表157に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。

(4) 安全・防災室長は、原子炉施設における持込物(可燃物)の管理方法を定める。

(5) 当直課長(3、4号炉担当含む)は、第153条(巡視)に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。

(6) 各課(室)長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設<sup>※1</sup>の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。

(7) 安全・防災室長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な発電所の訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。

表157

設備	数量
化学消防自動車 <sup>※3</sup>	1台 <sup>※4※5</sup>
泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上 <sup>※5</sup>

※1：廃止措置計画に定める維持管理対象設備をいう。

※2：専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。  
ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。

※3：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。

※4：化学消防自動車が、点検または故障の場合には、※3に示す能力を有するポンプ車をもって代用することができる。

※5：発電所合計数

3. 各課（室）長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、所長、廃止措置主任者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。



(電源機能喪失時等の体制の整備)

第158条 安全・防災室長は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）、重大事故<sup>※1</sup>に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）または大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他テロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）で、使用済燃料ピットを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等（以下これらを総称して、「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。

- (1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
- (2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する1年に1回以上の教育訓練
- (3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備

2. 各課（室）長は、前項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。

3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。

4. 各課（室）長は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

※1：「重大事故」とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。

## 第2節 廃止措置管理

### (安全貯蔵措置)

第159条 放射線管理課長は、廃止措置計画に基づく安全貯蔵<sup>※1</sup>の対象範囲について、安全貯蔵期間中に講じる措置を定める。

※1：安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉領域の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう。

(工事の計画および実施)

第160条 原子力部門は、廃止措置工事<sup>※1</sup>を実施する場合、以下の必要なプロセスを実施する。

- (1) 工事計画
- (2) 設計計画
- (3) 調達管理
- (4) 工事管理

2. 原子力部門は、第1項の工事計画を策定するにあたり、工事の内容が3号炉および4号炉の原子炉施設の機能に影響を与えないことを確認する。

3. 原子力部門は、廃止措置工事を実施するにあたり、廃止措置計画を踏まえ、必要に応じて次の各号に示す措置を講じる。

- (1) 汚染拡大防止対策および漏えい防止対策
- (2) 被ばく低減対策
- (3) 事故防止対策

4. 原子力部門は、廃止措置工事の結果について記録する。

※1：廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去、残存放射能調査工事およびその他第192条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。

(工事完了の報告)

第161条 各課(室)長は、第160条に基づき実施した廃止措置工事が完了した場合には、工事の結果を、所長および廃止措置主任者に報告するとともに、関係する各課(室)長へ通知する。

### 第3節 施設運用上の基準

(使用済燃料ピットの水温)

第162条 使用済燃料ピットは、表162-1で定める事項を施設運用上の基準とする。

2. 使用済燃料ピットが前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直課長は、1週間に1回、使用済燃料ピットの水温を確認する。

3. 当直課長は、使用済燃料ピットが第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表162-3の措置を講じる。

表162-1

項目	施設運用上の基準
使用済燃料ピット	水温が表162-2で定める基準値内にあること

表162-2

項目	基準値
水温	65℃以下

表162-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに

(施設運用上の基準の確認)

第163条 当直課長は、施設運用上の基準を満足していることを第3節第162条の第2項（以下、本編各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。

2. この規定第2項で定める頻度に関して、その確認の間隔は、表163に定める範囲内で延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。
3. 当直課長は、この規定第2項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は、施設運用上の基準を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができれば、第3節第162条の第3項で定める要求される措置を開始する必要はない。
4. 当直課長は、この規定第2項で定める事項が実施され、かつその結果が施設運用上の基準を満足している場合は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間、施設運用上の基準が満足していないとはみなさない。ただし、第164条で施設運用上の基準を満足していないと判断した場合を除く。

表163

<u>頻 度</u>		<u>備 考</u>
<u>この規定第2項で定める頻度</u>	<u>延長できる時間</u>	
<u>1週間に1回</u>	<u>2日</u>	<u>1週間=7日 日単位の間隔で確認する</u>

(施設運用上の基準を満足しない場合)

第164条 施設運用上の基準を満足しない場合とは、当直課長が第3節第162条の第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、当直課長は、この判断を速やかに行う。

2. 当直課長は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に関係する事象が発見された場合は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。

3. 当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から、要求される措置を開始する。

4. 当直課長は、施設運用上の基準を満足していない期間は、この規定第2項で定める事項を実施する必要はない。ただし、この規定第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、施設運用上の基準を満足していると判断した後、速やかに実施するものとする。

5. 施設運用上の基準を満足していると判断するにあたり、この規定第2項で定める事項を実施した場合は、これを当該条文の第2項で定める事項に代えることができる。

6. 当直課長は、施設運用上の基準を満足しない場合となった後において、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、廃止措置主任者に報告する。



（施設運用上の基準に関する記録）

第165条 当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次の各  
項を記録する。

- （1）施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、当該施設運用上の基準およ  
び満足していないと判断した時刻
- （2）要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保修作業を含む）
- （3）施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻

## 第5章 燃料管理

### (新燃料の運搬)

- 第166条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーンを使用する。
2. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。
- (1) 法令に適合する容器を使用すること。
  - (2) 補助建屋クレーンを使用すること。
  - (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。
3. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。
  - (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。
  - (3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。
4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下、「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第178条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第178条第1項（1）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。
6. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

(新燃料の貯蔵)

第167条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 新燃料は、新燃料貯蔵庫に貯蔵すること。
- (2) 新燃料貯蔵庫の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施錠等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。
- (3) 補助建屋クレーンを使用すること。
- (4) 新燃料貯蔵庫において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。

(使用済燃料の貯蔵)

第168条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 各号炉の使用済燃料を表168に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。
- (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施錠等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。
- (3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。
- (4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。
- (5) 使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度、**制御棒の有無**および配置）に基づき移動することで、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること。
- (6) 使用済燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること。

2. 原子燃料課長は、第1項(5)における燃料移動の実施計画を作成し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

表168

<u>各号炉の使用済燃料</u>	<u>貯蔵可能な使用済燃料ピット</u>
<u>1号炉</u>	<u>1号および2号炉、3号炉<sup>※1</sup>、4号炉<sup>※1</sup></u>
<u>2号炉</u>	<u>1号および2号炉、3号炉<sup>※1</sup>、4号炉<sup>※1</sup></u>

※1：3号炉および4号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については、第1編第103条にて実施する。

(使用済燃料の運搬)

- 第169条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。
2. 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。
- (1) 法令に適合する容器を使用すること。
  - (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。
  - (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。
  - (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。
3. 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。
  - (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。
  - (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。
  - (4) 車両を徐行させること。
  - (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。
  - (6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。
4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第178条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第178条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。
6. 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

## 第6章 放射性廃棄物管理

(放射性固体廃棄物の管理)

第170条 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>\*1</sup>または保管する。

- (1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。
- (2) イオン交換器廃樹脂および除染に伴い発生する廃樹脂(以下、「イオン交換器廃樹脂等」という。)は、発電室長が廃樹脂タンクまたは廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、イオン交換器廃樹脂等のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、(5)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵したイオン交換器廃樹脂等を廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は(5)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。なお、固型化処理する場合は、(1)に基づき処理する。
- (3) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、原子炉係長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。
- (4) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、計装係長および原子炉係長が使用済燃料ピットに貯蔵する。
- (5) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。

なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。

イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備<sup>\*2</sup>で焼却する。

ロ. 焼却灰を固型化する場合は、発電室長が固化装置で固型化する。

ハ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がベイヤで圧縮減容する。

2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表208-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。

3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、計装係長および原子炉係長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。

- (1) 放射線管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。
- (2) 当直課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵および保管状況を確認す

るために、1日に1回、廃樹脂タンクの水位および廃樹脂貯蔵タンクの圧力を確認する。

また、放射線管理課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵および保管量を3ヶ月に1回、確認する。

(3) 当直課長は、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するために、1日に1回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。

また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を3ヶ月に1回、確認する。

(4) 原子燃料課長、計装係課長および原子炉係課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。

4. 放射線管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。

5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。

(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。

(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。

(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。

(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。

6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第178条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

7. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で第178条第1項（1）に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。

※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。

※2：1、2号炉廃棄物処理建屋内（1号炉および2号炉）、3、4号炉原子炉補助建屋内（1号炉、2号炉、3号炉および4号炉）。



(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

第171条 放射線管理課長は、管理区域内において設置された資材等または使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄または資源として有効利用する場合に必要な以下の事項を定める。

(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲

(2) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等

イ. 使用履歴、設置状況の記録等による判断方法

ロ. 汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行う場合の判断方法

ハ. 使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品についての判断方法

ニ. 念のための放射線測定に係る事項

(3) 「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断したものと、核燃料物質によって汚染されたものとの混在防止措置

2. 各課(室)長は、管理区域内において設置された資材等または使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄または資源として有効利用する場合は、第1項で定めた事項に基づき実施する。

(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)

第172条 放射線管理課長は、原子炉等規制法および電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。

2. 各課（室）長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。

(放射性液体廃棄物の管理)

第173条 発電室長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。

2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。

(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。

(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表173-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。

3. 放射線管理課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表173-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。

4. 放射線管理課長は、表173-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。

表173-1

<u>項 目</u>	<u>放出管理目標値 (1、2、3、4号炉合算)</u>
<u>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</u>	<u><math>7.4 \times 10^{10}</math> Bq/年</u>

表173-2

<u>項 目</u>	<u>放出管理の基準値 (1、2、3、4号炉合算)</u>
<u>トリチウム</u>	<u><math>1.7 \times 10^{14}</math> Bq/年</u>

表173-3

<u>分 類</u>	<u>測定項目</u>	<u>計測器 種類</u>	<u>測定 頻度</u>	<u>試料採取箇所</u>
<u>放射性液体 廃棄物</u>	<u>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</u>	<u>試料放射能 測定装置</u>	<u>放 出 の 都 度</u>	<u>廃液モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗たく排水モニタタンク</u>
	<u>トリチウム濃度</u>	<u>試料放射能 測定装置</u>	<u>1 ヶ 月 に 1 回</u>	<u>洗浄排水タンク 保修点検建屋廃液モニタ タンク</u>

(放射性気体廃棄物の管理)

第174条 発電室長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表174-2に示す排気筒等より放出する。

2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。

(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。

(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表174-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。

3. 放射線管理課長は、表174-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。

4. 表174-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第178条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。

(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。

(2) 放射線管理課長は、表174-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。

表174-1

<u>項 目</u>	<u>放出管理目標値 (1、2、3、4号炉合算)</u>
<u>放射性気体廃棄物</u>	
<u>希ガス</u>	<u><math>1.0 \times 10^{15}</math> Bq/年</u>
<u>よう素131</u>	<u><math>2.5 \times 10^{10}</math> Bq/年</u>

表 174-2

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当 課(室)長
放射 性 気 体 廃 棄 物	排気筒	希ガス濃度	排気筒 モニタ	常時	発電室長
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に 1回	
	廃棄物処理 建屋排気筒 (雑固体焼 却炉排気筒 を含む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に 1回	発電室長
	保修点検建 屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に 1回	発電室長

表 174-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当 課(室)長
その他作業等に 伴う換気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	作業の都度 <sup>※1</sup>	作業の所管 課(室)長

※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

(放出管理用計測器の管理)

第175条 放射線管理課長および計装保修課長は、表175に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表175

<u>分類</u>	<u>計測器種類</u>	<u>担当課長</u>	<u>数量</u>
<u>放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</u>	<u>廃棄物処理設備排水 モニタ</u>	<u>計装保修課長</u>	<u>1台</u>
	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>放射線管理課長</u>	<u>2台<sup>※1</sup></u>
<u>放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</u>	<u>排気筒モニタ</u>	<u>計装保修課長</u>	<u>2台</u>
	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>放射線管理課長</u>	<u>1台<sup>※1※2</sup></u>

※1：1号、2号、3号および4号炉共用

※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

(頻度の定義)

第176条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表176のとおりとする。

表176

<u>頻度</u>	<u>考え方</u>
<u>1日に1回</u>	<u>午前0時を始期とする1日の間に1回実施</u>
<u>1週間に1回</u>	<u>月曜日を始期とする1週間に1回実施</u>
<u>1ヶ月に1回</u>	<u>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</u>
<u>3ヶ月に1回</u>	<u>4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施</u>
<u>常時</u>	<u>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</u>



## 第7章 放射線管理

### 第1節 区域管理

(管理区域の設定・解除)

第177条 管理区域は、添付6に示す区域とする。

2. 放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。
3. 放射線管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。
4. 放射線管理課長は、添付6における管理区域境界付近または管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表177に示す作業を行う場合は、3ヶ月以内に限り管理区域を設定または解除することができる。設定または解除に当たっては、放射線管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。
5. 放射線管理課長は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除に当たって、放射線管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。
6. 放射線管理課長は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、放射線管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。
7. 放射線管理課長は、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間および場所を明らかにし、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

表 177

<u>タンク点検等</u>	<u>監視カメラ点検等</u>
<u>ポンプ点検等</u>	<u>扉・シャッター修理他作業</u>
<u>バルブ点検等</u>	<u>清掃作業</u>
<u>配管点検等</u>	<u>建物補修</u>
<u>ケーブル点検等</u>	<u>搬出入作業</u>
<u>空調点検等</u>	<u>物品の仮置</u>
<u>計測器類点検等</u>	<u>燃料取替用水タンク水および 1次系用水タンク水の回収作業</u>

(管理区域内における区域区分)

第178条 放射線管理課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。

(1) 表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下、「汚染のおそれのない管理区域」という。）

(2) 表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域または超えるおそれのある区域

2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付6に示す区域とする。

3. 放射線管理課長は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。

4. 放射線管理課長は、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)に定める区域が隣接する場合は、第1項(2)に定める区域への入口付近に標識を設ける。

(管理区域内における特別措置)

第179条 放射線管理課長は、管理区域のうち次の基準を超えることを確認した場合または超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。なお、作業による場合は所管課（室）長に指示する。

ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。

(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト

(2) 空気中の放射性物質濃度または床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が法令に定める管理区域に係る値の10倍

2. 各課（室）長は、第1項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量および作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、放射線管理課長の承認を得る。

3. 各課（室）長は、汚染の広がりを防止するため、第1項（2）の区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等の措置を講じる。

(管理区域への出入管理)

第180条 放射線管理課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。

(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者

(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であつて、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者

2. 放射線管理課長は、第1項に基づき管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。

3. 放射線管理課長は、第2項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。

4. 安全・防災室長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。

5. 放射線管理課長は、第4項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。

6. 放射線管理課長は、管理区域から退出する者または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体および身体に着用している物の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。

(管理区域出入者の遵守事項)

第181条 放射線管理課長は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。

- (1) 出入管理室を経由すること。ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。
- (2) 管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって放射線管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。
- (3) 管理区域に立ち入る場合は、保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合または放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。
- (4) 第179条第1項(2)に係る区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等を行うこと。
- (5) 管理区域から退出する場合または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体および身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合または第180条第6項に基づく放射線管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。
- (6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食および喫煙をしないこと。

(保全区域)

第182条 保全区域は、添付7に示す区域とする。

2. 安全・防災室長は、保全区域を標識等により区別する。

3. 安全・防災室長は、必要に応じて保全区域への立入制限等の措置を講じる。

(周辺監視区域)

第183条 周辺監視区域は、図183に示す区域とする。

2. 放射線管理課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げる。

ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

3. 安全・防災室長は、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。





## 第2節 被ばく管理

(線量の評価)

第184条 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表184に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。

表184

項 目	頻 度
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>

※1：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。

(床・壁等の除染)

第185条 各課(室)長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合または発見した場合は、放射線管理課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。

2. 第1項の汚染に係る作業の所管課(室)長は、汚染状況等について放射線管理課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講じる。

3. 第2項の所管課(室)長は、その措置結果について、放射線管理課長の確認を得る。

### 第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定

(外部放射線に係る線量当量率等の測定)

- 第186条 放射線管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図186に定める。）において、表186-1および表186-3（第178条第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。
2. 放射線管理課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。
  3. 環境モニタリングセンター所長は、周辺監視区域境界付近（測定場所は図186に定める。）において、表186-2に定める空気吸収線量等の項目について、同表に定める頻度で測定する。
  4. 環境モニタリングセンター所長は、第3項の測定結果に異常が認められた場合は、直ちに所長に連絡する。
  5. 所長は、第4項の連絡を受けた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。

表186-1

場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度
管理区域内 <sup>※1</sup>	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※2</sup>	毎日1回
	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※3</sup>	1週間に1回
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回
	空気中の放射性物質濃度 <sup>※4</sup>	1週間に1回
	表面汚染密度 <sup>※4</sup>	1週間に1回
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量率 <sup>※5</sup>	常時

※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定

※2：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設）

※3：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設以外の施設）

※4：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。

※5：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目

表 186-2

場 所	測 定 項 目	測定頻度
<u>周辺監視区域境界付近</u>	<u>空気吸収線量</u>	<u>3ヶ月に1回</u>
	<u>空気中の粒子状放射性物質濃度</u>	<u>3ヶ月に1回</u>

表 186-3

場 所	測 定 項 目	測定頻度
<u>汚染のおそれのない管理区域内</u>	<u>表面汚染密度</u>	<u>1週間に1回</u> <u>(汚染のおそれのない管理区域</u> <u>が設定されている期間)</u>



(放射線計測器類の管理)

第187条 放射線管理課長および計装保修課長は、表187に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

2. 環境モニタリングセンター所長は、表187に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表187

<u>分類</u>	<u>計測器種類</u>	<u>担当</u>	<u>数量</u>
<u>被ばく管理用計測器</u>	<u>ホールボディカウンタ</u>	<u>放射線管理課長</u>	<u>1台<sup>※1</sup></u>
<u>放射線管理用計測器</u>	<u>線量当量率測定用</u> <u>サーベイメータ</u>	<u>放射線管理課長</u>	<u>5台<sup>※1</sup></u>
	<u>汚染密度測定用</u> <u>サーベイメータ</u>		<u>4台<sup>※1</sup></u>
	<u>退出モニタ</u>		<u>3台</u>
	<u>試料放射能測定装置</u>		<u>3台<sup>※1※2</sup></u>
	<u>積算線量計</u>		<u>1式<sup>※1</sup></u>
<u>放射線監視用計測器</u>	<u>モニタリングポスト</u>	<u>放射線管理課長</u>	<u>5台<sup>※1</sup></u>
	<u>モニタリングステーション</u>		<u>1台<sup>※1</sup></u>
	<u>エリアモニタ</u>	<u>計装保修課長</u>	<u>5台</u>
<u>環境放射能用計測器</u>	<u>試料放射能測定装置</u>	<u>環境モニタリング</u> <u>センター所長</u>	<u>1台<sup>※3</sup></u>
	<u>積算線量計</u>		
	<u>測定装置</u>		<u>1台<sup>※3</sup></u>

※1：1号、2号、3号および4号炉共用

※2：1台は表175の試料放射能測定装置と共用

※3：環境放射能用計測器は、美浜発電所、高浜発電所と共用

#### 第4節 物品移動の管理

(管理区域外等への搬出および運搬)

- 第188条 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。
2. 各課(室)長は、管理区域外に核燃料物質等(第166条、第169条および第170条に定める物を除く。以下、本条において同じ。)を運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第170条第5項を準用する。
  3. 放射線管理課長は、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。
  4. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。



(発電所外への運搬)

第189条 各課(室)長(品質保証室長および当直課長を除く。)は、核燃料物質等(第166条、第169条および第170条に定める物を除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

## 第5節 請負会社の放射線防護

(請負会社の放射線防護)

第190条 放射線管理課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。

(1) 管理区域出入者の遵守事項

イ. 出入方法に関する事。

ロ. 個人線量計の着用に関する事。

ハ. 保護衣の着用に関する事。

ニ. 汚染拡大防止措置に関する事。

ホ. 管理区域内での飲食および喫煙に関する事。

(2) 線量評価の項目および頻度に関する事。

(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関する事。

2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第1項で定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。

## 第6節 その他

(頻度の定義)

第191条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表191のとおりとする。

表191

<u>頻度</u>	<u>考 え 方</u>
<u>毎日1回</u>	<u>午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施(測定等)している場合も含む。</u>
<u>1週間に1回</u>	<u>月曜日を始期とする1週間に1回実施</u>
<u>1ヶ月に1回</u>	<u>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</u>
<u>3ヶ月に1回</u>	<u>4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施</u>
<u>常 時</u>	<u>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</u>

## 第8章 保守管理

(保守管理計画)

第192条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。

### 1. 定義

本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に従うものとする。

### 2. 保守管理の実施方針および保守管理目標

(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。

(2) 原子力部門は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。

### 3. 保全プログラムの策定

原子力部門は、2.の保守管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。

また、12.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。

### 4. 保全対象範囲の策定

原子力部門は、原子力発電施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。

(1) 廃止措置計画に定める廃止措置期間中に機能を維持すべき設備

(2) その他自ら定める設備

### 5. 保全重要度の設定

原子力部門は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保全重要度を設定する。

(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。

(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。

(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。

### 6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視

(1) 原子力部門は、保全の有効性を監視、評価するために5.の保全重要度を踏まえ、系統レベルの保全活動管理指標を設定する。

#### a. 系統レベルの保全活動管理指標

系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。

① 予防可能故障（MPFF）回数

(2) 原子力部門は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。

a. 系統レベルの保全活動管理指標

①予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。

(3) 原子力部門は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。

(4) 原子力部門は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。

7. 保全計画の策定

(1) 原子力部門は、4.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。

a. 点検計画（7.1参照）

b. 補修、取替えおよび改造計画（7.2参照）

c. 特別な保全計画（7.3参照）

(2) 原子力部門は、保全計画の策定にあたって、5.の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。

a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験

b. 使用環境および設置環境

c. 劣化、故障モード

d. 機器の構造等の設計的知見

e. 科学的知見

(3) 原子力部門は、保全の実施段階において、維持すべき原子炉施設<sup>※1</sup>の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。

※1：廃止措置計画に定める維持管理対象設備をいう。

7.1 点検計画の策定

(1) 原子力部門は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。

(2) 原子力部門は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。

a. 予防保全

①時間基準保全

②状態基準保全

b. 事後保全

(3) 原子力部門は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。

a. 時間基準保全

点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

①点検の具体的方法

②構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準

③実施頻度

④実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。

b. 状態基準保全

①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。

i) 状態監視データの具体的採取方法

ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準

iii) 状態監視データ採取頻度

iv) 実施時期

v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

i) 巡視点検の具体的方法

ii) 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準

iii) 実施頻度

iv) 実施時期

v) 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法

③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。

i) 定例試験の具体的方法

ii) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準

iii) 実施頻度

iv) 実施時期

v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

c. 事後保全

事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。

7. 2 補修、取替えおよび改造計画の策定

(1) 原子力部門は、補修、取替えおよび改造を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器等<sup>\*2</sup>の補修、取替えおよび改造を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き<sup>\*3</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。

(2) 原子力部門は、補修、取替えおよび改造を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。

a. 検査および試験の具体的方法

b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目、評価方法および管理基準

c. 検査および試験の実施時期

※2：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器および構築物のうち、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備をいう（以下、本条および第208条において同じ）。

※3：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）および第43条の3の13（溶接安全管理検査）、ならびに電気事業法 第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう（以下、本条および第208条において同じ）。

#### 7. 3 特別な保全計画の策定

(1) 原子力部門は、地震、事故等により特別な保全を実施する場合などは、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。

(2) 原子力部門は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。

a. 点検の具体的方法

b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準

c. 点検の実施時期

#### 8. 保全の実施

(1) 原子力部門は、7. で定めた保全計画にしたがって点検・補修等の保全を実施する。

(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、以下の必要なプロセスを実施する。

a. 工事計画

b. 設計管理

c. 調達管理

d. 工事管理

(3) 原子力部門は、点検・補修等の結果について記録する。

#### 9. 点検・補修等の結果の確認・評価

(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期<sup>※4</sup>までに確認・評価し、記録する。

(2) 原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定め



たプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期<sup>※4</sup>までに確認・評価し、記録する。

※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。

#### 10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置および予防処置

(1) 原子力部門は、以下の a. および b. の場合には、不適合管理を行ったうえで、9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度および時期の是正処置ならびに予防処置を講じる。

a. 点検・補修等を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合

b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合

(2) 原子力部門は、(1)a. および b. の場合の不適合管理、是正処置および予防処置について記録する。

#### 11. 保全の有効性評価

原子力部門は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。

a. 保全活動管理指標の監視結果

b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績

c. トラブルなど運転経験

d. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ

e. リスク情報、科学的知見

(2) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、7. 1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。

a. 点検および取替結果の評価

b. 劣化トレンドによる評価

c. 類似機器等のベンチマークによる評価

d. 研究成果等による評価

(3) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。

#### 12. 保守管理の有効性評価

(1) 原子力部門は、11. の保全の有効性評価の結果および2. の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(2) 原子力部門は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。



13. 情報共有

原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。

(溶接事業者検査の実施)

第193条 所長は、溶接事業者検査(以下、本条において「検査」という。)に係る責任を有し、検査に必要な実施手順および実施体制を定める。

2. 各課(室)長は前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。

- (1) 検査の実施に係る組織を構築する。
- (2) 検査の手順を適用法規に従い定める。
- (3) 検査の手順に係る工程が管理された状態にあることを確認する。
- (4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。
- (5) 検査に係る記録を管理する。
- (6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。

## 第9章 非常時の措置

(原子力防災組織)

第194条 安全・防災室長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図194に示す原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。

2. 発電所原子力緊急時対策本部の本部長は、所長とする。ただし、安全・防災室長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。

3. 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する（以下、本章において同じ）。

図 194 原子力防災組織図

警戒体制		原子力防災体制	
班	班長	副班長	主な職務
総務班	所長室課長(総務) 安全・防災室課長	所長室の係長(地域担当を除く) 安全・防災室の係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 警戒本部の設置、運営、指令の伝達</li> <li>2. 連絡・通信手段の確保</li> <li>3. 要員の動員、輸送手段確保</li> <li>4. 原子力災害医療措置</li> <li>5. 緊急時活動用資機材の調達・輸送</li> <li>6. 見学者、協力会社社員等の退避・避難措置</li> <li>7. 消火活動</li> <li>8. 他の班に属さない事務事項</li> </ol>
広報班	所長室課長(地域)	所長室の係長(地域担当)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 報道関係対応</li> <li>2. 見学者の退避誘導</li> <li>3. 広報活動</li> <li>4. 原子力防災センターにおける活動の支援</li> </ol>
情報班	技術課長	技術課の係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社内警戒本部との情報受理・伝達</li> <li>2. 発電所警戒本部内情報の整理・収集・記録・状況把握</li> <li>3. 国・自治体等関係者との連絡調整</li> <li>4. 社外関係機関への通報連絡および受信</li> <li>5. 広報用資料の集約</li> <li>6. 他の班に属さない技術事項</li> </ol>
安全管理班	安全・防災室課長 原子燃料課長	安全・防災室の係長 原子燃料課の係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事故状況の把握、評価</li> <li>2. 発電所構内の警備、立入制限</li> <li>3. 防護施設の運用</li> </ol>
放射線管理班	放射線管理課長	放射線管理課の係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握</li> <li>2. 被ばく管理、汚染除去・拡大防止措置</li> <li>3. 放射線管理資機材の整備、点検</li> <li>4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置</li> </ol>
発電班	発電室長	発電室の係長、定検課長、当直課長、当直主任	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事故状況の把握・整理</li> <li>2. 事故拡大防止のための措置</li> <li>3. 発電所設備の保安維持</li> <li>4. 消火活動</li> <li>5. 消火活動</li> </ol>
保修班	保全計画課長 電気保修課長 計装保修課長 原子炉保修課長 タービン保修課長 土木建築課長	保全計画課、電気保修課、計装保修課、原子炉保修課、タービン保修課、土木建築課の係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施</li> <li>2. 発電所諸設備の整備、点検</li> <li>3. 見学者、協力会社社員等の退避・避難措置</li> <li>4. 見学者救助</li> <li>5. 消火活動</li> <li>6. 復旧作業が可能な装置等の操作</li> </ol>
特命班	副本部長または 本部長	発電所対策本部長が指名した者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不測の事態への対応</li> </ol>

本部長  
(発電所長)  
原子力  
防災管理者\*1

副本部長  
(総合管理担当)  
原子力安全部括、  
技術系の副所長、  
安全・防災室長、  
運営統括長、  
品質保証室長

本部長  
副本部長および班長を  
除く、各課(室)長以上

\* 1 : 原子力防災管理者は、複数号炉で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。  
・ 副本部長または本部長から号炉ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。  
・ 号炉ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。

(原子力防災要員)

第195条 安全・防災室長は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。

(緊急作業従事者の選定)

第196条 放射線管理課長は、次の各号全ての要件に該当する所員および請負会社従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下、「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。

- (1) 表196の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者
- (2) 表196の緊急作業についての訓練を受けた者
- (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、第195条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。

表196

<u>分類</u>	<u>項目</u>	<u>時間</u>
<u>教育</u>	<u>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）</u>	<u>3時間以上</u>
	<u>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識</u>	<u>1時間以上</u>
<u>訓練</u>	<u>緊急作業の方法<sup>※1</sup></u>	<u>3時間以上</u>
	<u>緊急作業で使用する施設および設備の取扱い<sup>※2</sup></u>	<u>3時間以上</u>

※1：兼用できる訓練

- ・第206条のうち、緊急作業の方法に関する訓練

※2：兼用できる訓練

- ・第158条第1項、第199条および第206条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練

(原子力防災資機材等の整備)

第197条 安全・防災室長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。

(通報経路)

第198条 安全・防災室長は、警戒事象が発生した場合、または特定事象等が発生した場合の社内および国、県、町等の社外関係機関との連絡経路または通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。



(原子力防災訓練)

第199条 安全・防災室長は、原子力防災組織の構成員等に対して非常事態に対処するための総合的な訓練を発電所で1年に1回以上実施し、所長に報告する。

(通 報)

第200条 各課(室)長は、警戒事象が発生した場合、または特定事象等が発生した場合は、第198条に定める経路に従って所長に報告する。

2. 所長は、警戒事象の発生、または特定事象等の発生について報告を受け、もしくは自ら発見した場合は、第198条に定める経路に従って社内および社外関係機関に連絡または通報する。

(原子力防災体制等の発令)

第201条 所長は、警戒事象の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、警戒体制を発令して、発電所警戒本部の要員を召集し、発電所警戒本部を設置する。

所長は、警戒体制、または原子力防災体制を発令した場合は、直ちに原子力発電部門統括に報告する。

2. 所長は、特定事象等の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、原子力防災体制を発令して、発電所原子力緊急時対策本部の要員を召集し、発電所原子力緊急時対策本部を設置する。

所長は、原子力防災体制を発令した場合は、直ちに原子力発電部門統括に報告する。

(応急措置)

第202条 本部長は、原子力防災組織を統括し、原子力防災体制等を発令した場合において、次の応急措置を実施する。

- (1) 退避誘導および構内入域制限
- (2) 消火活動
- (3) 原子力災害医療
- (4) 汚染拡大の防止
- (5) 線量評価
- (6) 応急復旧
- (7) 原子力災害の拡大防止を図るための措置

(緊急時における活動)

第203条 原子力緊急事態宣言発出後、本部長は、第202条で定める応急措置を継続実施する。

(緊急作業従事者の線量管理等)

第204条 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。

(1) 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量および等価線量を表204に定める項目および頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。

(2) 原子炉施設の状況および作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。

2. 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中および緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。

表204

<u>項 目</u>	<u>頻 度</u>
<u>外部被ばくによる線量</u>	<u>1ヶ月<sup>※1</sup>に1回</u>
<u>内部被ばくによる線量</u>	<u>1ヶ月<sup>※1</sup>に1回</u>

※1：毎月1日を始期とする。

(原子力防災体制等の解除)

第205条 本部長は、事象が収束し、警戒体制または原子力防災体制を継続する必要がなくなった場合は、警戒体制または原子力防災体制を解除し、その旨を社内および社外関係機関に連絡する。

## 第10章 保安教育

(所員への保安教育)

第206条 所長室長は、毎年度、原子炉施設の運転、管理および廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表206-1、表206-2および表206-3の実施方針に基づいて作成し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

2. 所長室長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第148条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。

3. 各課(室)長は、第1項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施するとともに年度毎に実施結果を所長に報告する。

ただし、各課(室)長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

4. 所長室長は、具体的な保安教育内容の見直し頻度を定める。

5. 各課(室)長は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに所長室長が定める見直し頻度に従い、必要な見直しを行う。



表 206-1

保安教育実施方針（総括表）

大分類	保安教育の内容				対象者と教育時間 ※3			
	中分類 （実用炉規則第92条 の内容）	小分類（項目）	内 容	実施時間	当直班長 （3、4号炉担当 主任、当直班長、原 子炉制御員、主制御 転員および特殊運 転員を含む）	燃料の運搬または 貯蔵の業務に関わ る者	左記以外の技術系 所属	事務系所属
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安規 定の遵守に関すること	関係法令および保安規 定の遵守に関すること	原子炉等規制法に關連する法令の概要および法令等の遵 守※2	原子炉等規制法に關連する法令の概要および法令等の遵 守※2	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）
	原子炉施設の構造、性 能に関すること	設備概要、主要系統の機能 に関すること	原子炉等規制法に關連する法令の概要および法令等の遵 守※2	原子炉のしくみ 原子炉等規制法に關連する法令の概要および法令等の遵 守※2	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）
	原子炉施設の停止措置 に関すること	原子炉施設の停止措置に 関すること	原子炉施設の停止措置の概要	原子炉施設の停止措置に 関すること	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）
	非常の場合に備へる処置 に関すること	非常の場合に備へる処置に 関すること	非常時の場合に備へるべき処置の概要	非常時の場合に備へるべき処置の概要	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）
燃料 取扱 従事者 教育 ※1	燃料取扱および核燃料 物質の搬入・搬出に関 する事項	燃料取扱および核燃料 物質の搬入・搬出に 関すること	燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項	燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）
	燃料取扱および核燃料 物質の搬入・搬出に関 する事項	燃料取扱および核燃料 物質の搬入・搬出に 関すること	燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項	燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）
	燃料取扱および核燃料 物質の搬入・搬出に関 する事項	燃料取扱および核燃料 物質の搬入・搬出に 関すること	燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項	燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）
	燃料取扱および核燃料 物質の搬入・搬出に関 する事項	燃料取扱および核燃料 物質の搬入・搬出に 関すること	燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項	燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）
その他 反復教育	燃料取扱および核燃料 物質の搬入・搬出に関 する事項	燃料取扱および核燃料 物質の搬入・搬出に 関すること	燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項	燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）
	燃料取扱および核燃料 物質の搬入・搬出に関 する事項	燃料取扱および核燃料 物質の搬入・搬出に 関すること	燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項	燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）
	燃料取扱および核燃料 物質の搬入・搬出に関 する事項	燃料取扱および核燃料 物質の搬入・搬出に 関すること	燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項	燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）
	燃料取扱および核燃料 物質の搬入・搬出に関 する事項	燃料取扱および核燃料 物質の搬入・搬出に 関すること	燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項	燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項 燃料取扱および核燃料物質の搬入・搬出に關する事項	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）

※1：各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められる者については、該当する教育については、該当する教育に相当する時間から免除することができる。  
 ※2：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関するものをいう。  
 ※3：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となつた時点から課せられる。  
 ※4：アカウンタブルマネジメント対応については、支援組織委員を対象とする。

表 206-2

保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）

総務系中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2					電離放射線防護防止措置の分類
		運転員 (3.4号炉担当等) ①(0.5時間以上) ②(0.5時間以上) ③(0.5時間以上) ④(0.5時間以上) ⑤(0.5時間以上) ⑥(0.5時間以上) ⑦(0.5時間以上)	当直課長 (3.4号炉担当等) ①(0.5時間以上) ②(0.5時間以上) ③(0.5時間以上) ④(0.5時間以上) ⑤(0.5時間以上) ⑥(0.5時間以上) ⑦(0.5時間以上)	放射線業務 処理設備の業務 に關わる者 ①(0.5時間以上) ②(0.5時間以上) ③(0.5時間以上) ④(0.5時間以上) ⑤(0.5時間以上) ⑥(0.5時間以上) ⑦(0.5時間以上)	燃料の運搬または 貯蔵の業務に關与 する者 ①(0.5時間以上) ②(0.5時間以上) ③(0.5時間以上) ④(0.5時間以上) ⑤(0.5時間以上) ⑥(0.5時間以上) ⑦(0.5時間以上)	左記以外の 技術系所属 ①(0.5時間以上) ②(0.5時間以上) ③(0.5時間以上) ④(0.5時間以上) ⑤(0.5時間以上) ⑥(0.5時間以上) ⑦(0.5時間以上)	
核燃料物質および核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料による汚染された物の種類および性状 ③管理区域に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①核燃料物質および核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること ※1 ②核燃料物質および核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること ※1 ③核燃料物質および核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること ※1 ④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法 ⑥異常な事象が発生した場合における対応の措置の方法	◎	◎	◎	◎	◎	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①原子炉、放射線業務物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎	◎	◎	◎	◎	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器管および全身に与える影響 ③労働安全衛生規則および電離放射線防護法、令、労働安全衛生規則および電離放射線防護規則の取扱いに関すること ※1	◎	◎	◎	◎	◎	電離放射線の生体に与える影響 電離放射線の防護に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①核燃料物質および核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること ※1 ②核燃料物質および核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること ※1 ③核燃料物質および核燃料物質による汚染された物の取扱いに関すること ※1 ④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去 ⑥原子炉、放射線業務物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い	◎	◎	◎	◎	◎	電離放射線の生体に与える影響 電離放射線の防護に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①原子炉、放射線業務物の廃棄設備およびその他の設備の構造、性能に関すること ※1 ②放射線管理に関すること ※1	◎	◎	◎	◎	◎	電離放射線の生体に与える影響 電離放射線の防護に関する知識

※1：各課（室）長が、所長により別承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。  
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者  
 ○：業務に関連する者が教育の対象  
 ( )：合計の教育時間

表 206-3

保安教育実施方針（運転員等）

保安教育の内容		具体的な教育内容	対象者 ※1		燃料の運搬または貯蔵の業務に關わる者	実施時期および教育時間
中分類 (項目)	小分類 (項目)		運転員 (1, 2号炉担当および3, 4号炉担当) その他運転員 (3, 4号炉の当直主任、当直班長、原子炉制御員、主幹運転員および補機運転員を含む)	放射線業務物処理設備の業務に關わる者		
関係法令および保安規定の遵守に關すること	原子炉施設保安規定および法令等の遵守 ※2	総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に關する規則の概観および法令等の遵守 ※2 保安に關する各組織および各職務の具体的な役割と確認すべき記録 廃止措置管理上の基準の概観、具体的な値と基準を越えた警急の措置 施設運用上の基準および基準を越えた場合の措置の概観と運用	◎	◎	◎	
	廃止措置管理	巡視・定期的検査 異常時対応	◎	◎ ※4	◎	<運転員> 3年間で2.0時間以上 ※3 <放射線業務物処理設備の業務に關わる者> 3年間で2.4時間以上 ※3
燃料物質量および燃料物質量による放射線被曝の防止に關すること	放射線業務物処理設備の保守管理	(現場操作) 各設備の運転操作の概観、警報発生時の対応操作 (中央制御室) 各設備の運転操作と監視項目、警報発生時の対応操作 燃料物質量の監視項目 異常発生時の監視項目	◎	◎ ※5	◎	<運転員> 3年間で2.0時間以上 ※3 <放射線業務物処理設備の業務に關わる者> 3年間で2.4時間以上 ※3
	燃料管理	定期検査時の検査項目の概観 放射線固体・液体・気体業務物の管理に關すること 燃料の境界管理に關すること 燃料の運搬および貯蔵に關すること	◎	◎ ※6	◎	<燃料の運搬または貯蔵の業務に關わる者> 3年間で2時間以上 ※3

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）

x：教育の対象外

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※2：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に關することをいう。

※3：記載するに当たっては、以下の考えは、以下のとおり。

- ・本教育は、同一細目であっても、対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある（ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある）。
- ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている（上述の表の細目の時間を累積した時間ではない）。
- ・各細目の内容が密接に關わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

※4：具体的な教育内容のうち、以下内容については3, 4号炉補機運転員を除く。

廃止措置管理の運用と概観

施設運用上の基準の具体的な値と基準を越えた場合の措置

※5：具体的な教育内容のうち、以下内容については3, 4号炉補機運転員を除く。

巡視の確認項目の概観

定期的実施するサーベランスの基準

※6：具体的な教育内容のうち、以下内容については3, 4号炉補機運転員を除く。

(中央制御室)

各設備の運転操作と監視項目、警報発生時の対応操作

(請負会社従業員への保安教育)

第207条 所長室長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表207の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。

2. 放射線管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表207の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。

3. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、原子炉施設の運転に関する業務の補助、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助または燃料の運搬または貯蔵<sup>※1</sup>に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、表206-1、表206-2および表206-3の実施方針のうち「その他運転員」、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料の運搬または貯蔵の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

4. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、第3項の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。

※1：燃料の運搬または貯蔵とは、使用済燃料ピットにおける使用済燃料ピットクレーンを用いた燃料の運搬または貯蔵をいう



## 第 1 1 章 記録および報告

(記 録)

第 2 0 8 条 各課 (室) 長は、表 2 0 8 - 1 および表 2 0 8 - 2 に定める保安に関する記録を適正<sup>※1</sup>に作成(表 2 0 8 - 1 第 1 項および第 2 項を除く)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

2. 原子力部門は、表 2 0 8 - 3 に定める保安に関する記録を適正<sup>※1</sup>に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

3. 各課 (室) 長は、表 2 0 8 - 4 に定める保安に関する記録を保存する。

※ 1 : 適正とは、不正行為がなされていないことをいう(以下、本条において同じ)。

表 2 0 8 - 1

<u>記録 (実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)</u>	<u>記録すべき場合<sup>※2</sup></u>	<u>保存期間</u>
<u>1. 使用前検査の結果</u>	<u>検査の都度</u>	<u>同一事項に関する次の検査の時までの期間</u>
<u>2. 定期検査の結果</u>		
<u>3. 原子炉施設の巡視の状況ならびにその担当者の氏名</u>	<u>毎日 1 回</u>	<u>巡視を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</u>
<u>4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名</u> <u>(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名</u> <u>(2) 点検・補修等の結果 (安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。) およびその担当者の氏名</u> <u>(3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名</u> <u>(4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名</u>	<u>保守管理の実施の都度</u>	<u>保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</u>
<u>5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名</u> <u>(1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名</u> <u>(2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名</u>	<u>評価の都度</u>	<u>評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</u>

※ 2 : 記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検・故障または消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。



表208-1 (続き)

記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>※2</sup>	保存期間
6. <u>使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</u>	<u>配置または配置替えの都度</u>	<u>5年間</u>
7. <u>使用済燃料の払出し時における放射能の量</u>	<u>払出しの都度</u>	<u>10年間</u>
8. <u>使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</u>	<u>使用済燃料の貯蔵施設の記録にあつては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあつては毎週1回</u>	<u>10年間</u>
9. <u>放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度</u>	<u>1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月毎に1回</u>	<u>10年間</u>
10. <u>管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</u>	<u>毎週1回</u>	<u>10年間</u>
11. <u>放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子<sup>※3</sup>の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</u>	<u>1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月毎に1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回</u>	<u>※4</u>
12. <u>4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</u>	<u>原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)</u>	<u>※4</u>

※3: 妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

※4: その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。

表208-1 (続き)

記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>※2</sup>	保存期間
13. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※4
14. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※4
15. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間
16. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	※5
17. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※5
18. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1年間
19. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※5
20. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※5
21. 事故の原因	同上	※5
22. 事故後の処置	同上	※5
23. 風向および風速	連続して	10年間
24. 降雨量	同上	10年間
25. 大気温度	同上	10年間
26. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間
27. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間
28. 廃止措置に係る工事の方法、時期および対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	※5

※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。



表 208-2

記録（ <u>実用炉規則第37条に基づく記録</u> ）	<u>記録すべき 場合</u>	<u>保存期間</u>
<u>1. 溶接事業者検査の結果の記録</u> <u>(1) 検査年月日</u> <u>(2) 検査の対象</u> <u>(3) 検査の方法</u> <u>(4) 検査の結果</u> <u>(5) 検査を行った者の氏名</u> <u>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u> <u>(7) 検査の実施に係る組織</u> <u>(8) 検査の実施に係る工程管理</u> <u>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u> <u>(10) 検査記録の管理に関する事項</u> <u>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</u>	<u>検査の都度</u>	<u>当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間</u>  <u>当該溶接事業者検査を行った後最初の原子炉等規制法第43条の3の13第6項の通知を受け るまでの期間</u>

表 208-3

記録（ <u>実用炉規則第67条に基づく記録</u> ）※6	記録すべき 場合	保存期間
1. <u>文書化した、品質方針および品質目標</u>	<u>変更の都度</u>	<u>変更後5年 が経過する までの期間</u>
2. <u>第144条に定める品質保証計画および原子力発電の安全に係る品質保証規程</u>	<u>変更の都度</u>	<u>変更後5年 が経過する までの期間</u>
3. <u>JEAC4111の要求事項に基づき作成する次の社内標準</u> (1) <u>原子力部門における文書・記録管理通達</u> (2) <u>原子力部門における内部監査通達</u> (3) <u>不適合管理および是正処置通達</u> (4) <u>予防処置通達</u>	<u>変更の都度</u>	<u>変更後5年 が経過する までの期間</u>
4. <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した次の文書</u> (1) <u>グレード分け通達</u> (2) <u>安全文化通達</u> (3) <u>品質目標通達</u> (4) <u>内部コミュニケーション通達</u> (5) <u>要員・組織計画通達</u> (6) <u>教育・訓練通達</u> (7) <u>廃止措置管理通達</u> (8) <u>運転管理通達</u> (9) <u>原子燃料管理通達</u> (10) <u>放射性廃棄物管理通達</u> (11) <u>放射線管理通達</u> (12) <u>保守管理通達</u> (13) <u>非常時の措置通達</u> (14) <u>原子燃料サイクル通達</u> (15) <u>原子力技術業務要綱</u> (16) <u>外部コミュニケーション通達</u> (17) <u>設計・開発通達</u> (18) <u>原子力部門における調達管理通達</u> (19) <u>監視機器・測定機器管理通達</u> (20) <u>検査・試験通達</u> (21) <u>データ分析通達</u>	<u>変更の都度</u>	<u>変更後5年 が経過する までの期間</u>

※6：表208-1および表208-2に掲げるものを除く。

表 208-3 (続き)

記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録) ※6	記録すべき 場合	保存期間
<p>5. JEAC4111 の要求事項に基づき作成する次の記録</p> <p>(1) マネジメントレビューの結果の記録</p> <p>(2) 教育・訓練、技能および経験について該当する記録</p> <p>(3) 業務の計画で必要と定めた記録 (本項の他で定めるものを除く。)</p> <p>(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録およびそのレビューを受けてとられた処置の記録</p> <p>(5) 原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録</p> <p>(6) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録</p> <p>(7) 設計・開発の検証の結果の記録および必要な処置があればその記録</p> <p>(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録および必要な処置があればその記録</p> <p>(9) 設計・開発の変更の記録</p> <p>(10) 設計・開発の変更のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録</p> <p>(11) 供給者の評価の結果の記録および評価によって必要とされた処置があればその記録</p> <p>(12) プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録</p> <p>(13) 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録</p> <p>(14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</p> <p>(15) 校正または検証に用いた基準の記録</p> <p>(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</p> <p>(17) 校正および検証の結果の記録</p> <p>(18) 内部監査の結果の記録</p> <p>(19) 検査および試験の合否判定基準への適合の記録</p> <p>(20) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人の記録</p> <p>(21) 不適合の性質、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</p> <p>(22) 是正処置の結果の記録</p> <p>(23) 予防処置の結果の記録</p>	<p>作成の都度</p>	<p>5 年</p>

表 208—4

記録項目	保存期間
1. 熱出力	10年間
2. 炉心の中性子束密度	10年間
3. 炉心の温度	10年間
4. 冷却材入口温度	10年間
5. 冷却材出口温度	10年間
6. 冷却材圧力	10年間
7. 冷却材流量	10年間
8. 原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間
9. 警報装置から発せられた警報の内容	1年間
10. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	1年間
11. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	取出後10年間
12. 定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	※7

※7：その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間

(報 告)

第209条 各課（室）長は、次に定める事項について、直ちに所長および廃止措置主任者に報告する。

- (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合（第164条関連）
- (2) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（第173条または第174条関連）
- (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第186条関連）
- (4) 実用炉規則第134条第3号<sup>※1</sup>、第4号<sup>※1</sup>、第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合




2. 前項に定める事項が発生した場合は、その旨を社長に報告する。

※1：新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備に限る。

## 添付6 管理区域図

(第177条および第178条関連)

### 管理区域表示凡例

	管理区域※1
	汚染のおそれのない管理区域
	管理区域設定・解除予定エリア

※1：第178条第1項（2）に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。

添付4に同じ。

添付7 保全区域図

(第182条関連)



添付5に同じ。